



インドの投資環境



インドの投資環境



2017年8月



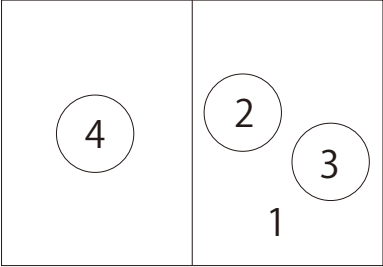
株式会社国際協力銀行
JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
○リサイクル適正の表示
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

国際協力銀行



- 表紙写真
- 1. インド門（ムンバイ）
 - 2. ドビー・ガート（洗濯屋・ムンバイ）
 - 3. 「メイク・イン・インディア」の投資誘致イベント（アーメダバード）
 - 4. ダーダ・ハリーの階段井戸（アーメダバード）

は じ め に

本資料は、インド向け投資をはじめて検討されている企業の方々を対象にインドの投資環境について、その概要を参考資料として取りまとめたものです。初版を 2008 年 11 月に第 2 版を 2013 年 12 月に発行しております。本資料はインドの投資環境の最新情報（2016 年 12 月末時点）を反映するべく、約 3 年振りに改訂を実施いたしました。

インドは、JBIC が実施している海外直接投資アンケートの有望国調査で第 1 位となるなど人口 10 億人を越える消費市場として期待も高く、さらには中東・アフリカへの輸出拠点としての展望が高まるなか、製造業を中心にわが国企業の投資活動も活発になってきています。一方、電力、輸送といったインフラ整備は進みつつあるものの、需要に対して未だ十分でないという声が引き続き高く、労働市場の硬直性、税制や会計制度の複雑さ及び運用の不透明さといった問題も依然として残っています。

このような状況下で、工業団地や港湾、貨物専用鉄道・道路の整備によってデリー～ムンバイ間の地域を一大産業地域とする「デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想」の進展や、日印経済連携協定締結など、わが国企業にとって投資環境の整備も着実に進みつつあります。またモディ首相の下、GST 導入等、さまざまな制度改革が実行に移され、インドも大きく変わりつつあります。

本資料は、第 2 版と同様に総論にてインド全体の投資環境のポイントをまとめたうえで、地域編としてデリー首都圏、マハラシュトラ州、グジャラート州、カルナタカ州及びチェンナイ都市圏について、地域別にその特色を具体的に説明する形式で構成されております。本資料がインド向け投資を検討されている企業の方々のご参考となれば幸いです。

本資料の作成に際しては現地調査を行い、投資誘致機関、関係官庁、JETRO、進出日系企業・金融機関など多くの方々より貴重な情報をご提供頂き、参考にさせていただきました。また、日本国内でも有識者の方々にお話を伺ったほか、各種文献の情報も参考にさせていただきました。ご協力いただきました各方面の皆様に深く感謝を申し上げます。

なお、本資料は株式会社大和総研の協力により作成致しました。また、本資料は、インドに対する株式会社国際協力銀行としての評価や公式見解を表明するものではありません。

2017 年 8 月
株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室

目 次

ひとくちメモ一覧	i	11. 国防	19
図表一覧	iii	第3章 経済概況	
略語一覧	x	1. 経済概観	20
		2. 産業構造	24
		3. 貿易構造	26
		4. 人口大国の中のインド	33
< 総論 >		第4章 直接投資受入動向	
第1章 概観		1. 外国直接投資受入動向	38
1. 正式国名	1	2. 国別受入動向	39
2. 人口	1	3. 業種別受入動向	40
3. 国土	2	4. 投資先地域別流入動向	40
4. 首都	2	5. 日本からインドへの直接投資	42
5. 気候	3	第5章 日インド経済関係	
6. 民族	3	1. 経済関係と貿易の概要	43
7. 言語	4	2. インドにおける日系企業	45
8. 宗教	4	3. 日本・インド包括的経済連携協定	47
9. 教育	6	第6章 外資導入政策と管轄官庁	
10. 通貨	6	1. 管轄官庁	51
11. 歴史	7	2. メーク・イン・インディア	52
第2章 政治・外交・軍事		第7章 主要関連法規	
1. 政体	11	1. 会社等設立・運営に関する法律	54
2. 元首	11	2. 労務に関する法律	54
3. 首相	11	3. 税制に関する法律	55
4. 内閣	11	4. 知財・情報に関する法律	55
5. 行政組織	11	5. コンプライアンスに関する法律	56
6. 地方行政制度	13	6. 紛争解決に関する法律	56
7. 国会	15	第8章 投資形態	
8. 政党	16	1. 代表的な進出形態	57
9. 司法	16		
10. 外交	17		

2. 進出形態の概要	57
------------------	----

第9章 主要投資インセンティブ

1. 経済特別区 (SEZ)	59
2. 輸出型企業に対する優遇措置	60
3. 州レベルでの工業団地への優遇 ..	60

第10章 外資規制業種

1. 外国投資の禁止業種	61
2. 出資規制がある業種	61

第11章 許認可・進出手続き

1. 進出手続き	64
2. 撤退・倒産処理手続き	66

第12章 税制

1. インドの税体系	68
2. 法人所得税	69
3. 個人所得税	69
4. 最低代替税	71
5. その他直接税	71
6. モノ・サービスの流れと間接税 ..	71
7. 関税	72
8. 物品税	73
9. 州付加価値税	73
10. 中央売上税	73
11. 越境税	74
12. サービス税	74
13. インフラ税	74
14. トピックス : 非開示所得の申告	75
15. トピックス : GST 導入	75
16. トピックス : 移転価格税制 ..	75

第13章 用地取得

1. 州工業団地への入居	77
--------------------	----

2. 民間保有の土地の取得	78
---------------------	----

第14章 知的財産権

1. 知的財産権保護の状況	79
2. 技術援助に係る関連法令	79

第15章 環境規制

1. 環境保護	82
2. 大気汚染防止	82
3. 水質汚濁防止	83
4. 廃棄物処理	83

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制	84
2. 関税制度	85
3. 通関手続	87
4. 貿易における諸問題	88
5. 為替相場	89
6. 為替管理制度	90

第17章 金融制度

1. 金融機関	92
2. 金融市場	95
3. 資本市場	96

第18章 資金調達

1. インドでの資金調達	98
2. 現地での銀行借入	99
3. 海外からの借入	100
4. 社債市場での資金調達	102
5. 株式上場での資金調達	103

第19章 労働事情

1. 労働法の体系	105
2. 労働市場と雇用情勢	105
3. 賃金	106

4. 雇用関係	107
5. 労働条件	109
6. 年金・社会保険	110
7. 労使関係	111
8. 労働紛争の解決	112
9. 外国人就労規制と労働許可取得	113

第20章 物流・インフラ

1. 主要な国際空港と港湾の位置	115
2. 道路	115
3. 鉄道	116
4. 港湾	117
5. 空港	119
6. 通信	121
7. 水	122
8. 電力	123
9. インフラ開発計画	127

第21章 インド投資の優位性と留意点

1. 日本企業からの投資環境評価	131
2. 主要ビジネス環境調査での評価	133
3. インド投資の魅力と留意点	134

第22章 主要産業の動向と FTA の影響

1. インドの主要産業	139
2. 自動車	140
3. バイク	143
4. 製薬	145
5. 食品	148
6. 小売	152
7. FTA、EPA の進捗状況	155
8. 産業へのインパクト	160

第23章 最近のトピックス

1. 日印の文化的・人的交流	162
2. 地方中堅・中小企業への進出支援	163
3. 郵便局による銀行発足	164

第24章 地域別の概要

1. 地域分類と地域別の人口	165
2. 地域別の一人あたり GDP	166
3. 地域別の経済動向	168
4. 賃金水準	170
5. 外資企業の関心が高い工業団地の分布	171

【参考】地域別気候（一部再掲） 173

第25章 地域編 ：デリー首都圏

1. 地域概要	175
2. 主要工業団地	182

第26章 地域編 ：マハラシュトラ州

1. 地域概要	186
2. 主要工業団地	192

第27章 地域編 ：グジャラート州

1. 地域概要	195
2. 主要工業団地	202

第28章 地域編 ：カルナタカ州

1. 地域概要	206
2. 主要工業団地	214

第29章 地域編 ：チェンナイ都市圏

1. 地域概要	216
2. 主要工業団地	225

付録1 進出企業へのアドバイス

付録2 よくある質問（FAQ）

付録3 日本国内での相談窓口

付録4 インド国内の相談窓口

1. 外国投資主要行政機関	236
---------------------	-----

2 . 主要業界団体	237
3 . 州産業開発公社等	238
4 . 日本政府関連機関等	239
5 . 金融機関	240

ひとくちメモ一覧

第1章 概観

ひとくちメモ 1: インドのカースト 9

ひとくちメモ 2: 国民スポーツ「クリケット」 10

第2章 政治・外交・軍事

ひとくちメモ 3: 国民の祝日は年に3日? 19

第3章 経済概況

ひとくちメモ 4: 「開発なき成長」の将来像 36

第12章 税制

ひとくちメモ 5: 肥満税導入か: インドの生活習慣病 76

第13章 用地取得

ひとくちメモ 6: 難航する土地収用法改正 78

第19章 労働事情

ひとくちメモ 7: インドの人材の特徴 113

ひとくちメモ 8: 世界最古の大学 114

第20章 物流・インフラ

ひとくちメモ 9: 現地 SIM カード 130

ひとくちメモ 10: インドのエアライン事情 130

第21章 インド投資の優位性と留意点

ひとくちメモ 11: インド桁電卓、カレー洗濯機: ツボを押さえた日本メーカーのヒット商品 136

第22章 主要産業の動向と FTA の影響

ひとくちメモ 12: インドの電子商取引 160

第23章 最近のトピックス

ひとくちメモ 13: ヨガ省 162

第24章 地域別の概要

ひとくちメモ 14: 憲法を持つ州ジャンム・カシミール 174

第25章 地域編 : デリー首都圏

ひとくちメモ 15: グルガオン/グルグラム? : インドの地名事情 182

第26章 地域編 : マハラシュトラ州

ひとくちメモ 16: 英雄シヴァージー 194

第 27 章 地域編 : グジャラート州

ひとくちメモ 17: インドのお酒事情	204
---------------------------	-----

図表一覧

図表 1-1	主要国の人口推移とインドが世界人口に占めるシェア（2015～2050年）	1
図表 1-2	インドの人口構成（2017年・2050年）	2
図表 1-3	インドの地勢図	2
図表 1-4	インド主要都市の気温と降水量	3
図表 1-5	各州において多数派を占める言語分布状況	4
図表 1-6	各州において多数派を占めるインドの宗教分布状況	5
図表 1-7	インドの識字率	6
図表 1-8	インドの歴史	9
図表 2-1	行政組織（2015年12月末）	12
図表 2-2	中央省庁	12
図表 2-3	第一次モディ内閣主要閣僚一覧（2016年12月時点）	13
図表 2-4	インド憲法が定める行政階層	14
図表 2-5	インドの行政区域	15
図表 2-6	第16回連邦下院選挙（2014年）と前回選挙（2009年）の全国政党の議席数	16
図表 3-1	実質経済成長率と1人あたりGDPの推移	20
図表 3-2	実質GDP成長率と要因分解	21
図表 3-3	主要経済指標	22
図表 3-4	モディ首相の改革構想 ～「××・インディア」～	23
図表 3-5	第1～3次産業の構成比の推移	24
図表 3-6	産業別GDP（実質）の構成比	25
図表 3-7	輸出・輸入と貿易収支の推移	26
図表 3-8	主要輸出品目	27
図表 3-9	主要輸入品目	28
図表 3-10	主要輸出相手国	30
図表 3-11	主要輸入相手国	31
図表 3-12	国別の貿易収支の推移	32
図表 3-13	インドと世界の人口大国との比較表（2015年）	33
図表 3-14	SAARC 主要国間の貿易額の変化（2005年→2015年）	34

図表 3-15	インド・中国・ASEAN 諸国・南アジア主要国との賃金コスト等の比較	35
図表 4-1	対インド直接投資の推移（実行額ベース）	38
図表 4-2	主要国の直接投資受入比較（2014-2015 年）	38
図表 4-3	インドの直接投資受入状況（投資国別・2000-2015 年度累計）	39
図表 4-4	直接投資の業種別流入動向	40
図表 4-5	州別の投資受入動向	41
図表 4-6	日本からの対インド直接投資の推移（実行額ベース）	42
図表 5-1	日本の対インド輸出入の推移	43
図表 5-2	インドの対 ASEAN 貿易額の推移	44
図表 5-3	日本の対インド輸出入品目構成比（2015 年）	44
図表 5-4	進出日系企業数及び地域別拠点数の推移	45
図表 5-5	地域別の日系企業拠点数の状況	47
図表 5-6	日インド包括経済連携協定における協力分野	50
図表 6-1	メーク・イン・インドの重点 25 産業	52
図表 6-2	メーク・イン・インドの事業環境改善の諸施策	53
図表 8-1	現地法人の設立形態	57
図表 8-2	株式有限会社の設立形態	57
図表 9-1	SEZ 入居企業における租税優遇措置	59
図表 10-1	ネガティブ・リスト対象業種	61
図表 10-2	出資規制がある業種	62
図表 11-1	非公開会社設立の流れ	64
図表 11-2	現地法人設立後に実施すべき主な事項	64
図表 11-3	駐在員事務所・支店の設立の流れ	65
図表 11-4	プロジェクト・オフィス設立の流れ	65
図表 11-5	設立形態別における閉鎖の容易性	66
図表 12-1	主な直接税と間接税	68
図表 12-2	法人所得税の税率	69
図表 12-3	納税者の居住区分	70
図表 12-4	個人所得税の税率	70
図表 12-5	最低代替税（MAT）の税率	71

図表 12-6	配当分配税（DDT）及び源泉税の税率	71
図表 12-7	間接税の概要	72
図表 12-8	関税の構成要素	72
図表 12-9	インフラ税の実効税率	74
図表 15-1	環境保護に関する主要な法規則	82
図表 15-2	大気汚染防止に関する主要な法規則	82
図表 15-3	水質汚濁防止に関する主要法規則	83
図表 15-4	廃棄物処理に関する主要法規則	83
図表 16-1	輸入品目規制	84
図表 16-2	輸出品目規制	85
図表 16-3	関税体系の概要	86
図表 16-4	関税算出例	86
図表 16-5	主な関税減免スキーム	87
図表 16-6	アンチ・ダンピング措置発動件数ランキング（2001 年 1 月-2016 年 12 月）	88
図表 16-7	為替レートの推移	89
図表 16-8	外貨準備高の推移（2001 年-2016 年 9 月）	90
図表 16-9	送金自由化スキームの対象使途	91
図表 17-1	インドの金融機関（2016 年 3 月末）	92
図表 17-2	指定商業銀行の総資産ランキング	93
図表 17-3	アジア諸国の口座保有比率（15 歳以上人口比、2014 年）	95
図表 17-4	政策金利（INREPO）の長期推移（2001 年 4 月-2017 年 1 月）	95
図表 17-5	インド債券市場の残高推移	97
図表 18-1	インドでの主な資金調達方法	98
図表 18-2	政策金利と貸出基準レートの推移	99
図表 18-3	邦銀と地場銀行の貸出基準レート	100
図表 18-4	対外商業借入（ECB）の概要	101
図表 18-5	インド国債の年限別利回り（2017 年 3 月 3 日）	102
図表 18-6	インドルピー建て社債を発行している日本企業	103
図表 18-7	インドで上場している日本企業	104
図表 19-1	高等教育の機関数（2015 年 3 月末）	106

図表 19-2	インド主要都市の賃金水準（月額、基本給）	107
図表 19-3	ワークマンの解雇手続き	109
図表 19-4	連邦法・州法の定める労働条件の概要	109
図表 19-5	社会保障関連法規の概要	110
図表 19-6	社会保障負担率	111
図表 19-7	インド州別の労働争議件数及びその概要（2013 年）	112
図表 20-1	主要な国際空港とメジャーポートの位置	115
図表 20-2	道路の総延長距離推移	116
図表 20-3	鉄道輸送量と軌道延長の推移	116
図表 20-4	メジャーポート・ノンメジャーポートにおける総取扱貨物量の推移	117
図表 20-5	メジャーポートにおける港湾別貨物取扱量（2014-2015 年度）	118
図表 20-6	南アジア主要港湾の国際コンテナ貨物取扱量	118
図表 20-7	主要港湾のターンアラウンドタイム	119
図表 20-8	インドの空港における総取扱貨物量の推移	120
図表 20-9	インドの空港における旅客輸送量の推移	120
図表 20-10	デジタル・インド・プログラムの重点分野	121
図表 20-11	インドにおける電話・インターネットの普及状況	122
図表 20-12	インドの発電設備容量（2016 年 3 月末時点）	123
図表 20-13	電力の需給状況と不足率	124
図表 20-14	ピーク時電力の需給状況と不足率	124
図表 20-15	各州の電力需給と需給ギャップ（2016 年度推計）	125
図表 20-16	アジア各国の電力消費量（2013 年）	126
図表 20-17	インドのインフラ整備計画図	127
図表 20-18	第 12 次五ヵ年計画におけるインフラ投資予定額	128
図表 20-19	貨物専用鉄道に関連した日本企業の主な受注案件	129
図表 21-1	中期的有望事業展開先国・地域（2016 年度）	131
図表 21-2	主要有望投資対象国の得票率推移（2007-2016 年度）	132
図表 21-3	有望理由と課題	132
図表 21-4	世界銀行ビジネス環境指標におけるインドのランキング（2013 年版、2017 年版）	133
図表 21-5	インドの対アフリカ貿易の推移	135

図表 21-6	都市別投資コストの比較	138
図表 22-1	インドの産業構成比（名目）	139
図表 22-2	自動車（乗用車+商用車）の生産台数の推移	140
図表 22-3	自動車（乗用車+商用車）の販売台数の推移	141
図表 22-4	自動車のメーカー別販売シェア（2015 年度）	142
図表 22-5	自動車部品の輸出入額の推移（2015 年度）	143
図表 22-6	バイクの生産台数の推移	144
図表 22-7	バイクの種類別販売シェアとメーカー別販売シェア（2015 年度）	145
図表 22-8	製薬業界概況	146
図表 22-9	インドの医薬品輸出先国（2015 年度）	146
図表 22-10	日本の製薬企業のインド事業概要	147
図表 22-11	加工食品の売上高と構成比	148
図表 22-12	加工食品の売上高と構成比（2006 年→2016 年）	149
図表 22-13	食品加工企業のシェア	150
図表 22-14	加工食品の売上高と構成比（2016 年→2021 年）	151
図表 22-15	小売販売額の推移	152
図表 22-16	業態別販売額構成比（2006 年→2016 年）	153
図表 22-17	小売・卸売市場の外資規制	154
図表 22-18	業態別販売構成比（2016 年→2021 年）	155
図表 22-19	インドの二国間、多国間経済・貿易協定の概要（2016 年 11 月時点）	156
図表 22-20	インドの二国間 FTA・EPA の詳細	157
図表 22-21	インドの多国間 FTA・EPA の詳細	159
図表 22-22	対欧州 FTA による特定産業への経済効果試算	160
図表 23-1	インド人の日本に対するイメージ	162
図表 23-2	インド人の関心が高い日本の文化	163
図表 23-3	訪日外国人数（2015-2016 年）	163
図表 24-1	インドの地域分類と主要都市	165
図表 24-2	各州の面積、人口比較	166
図表 24-3	地域別 1 人あたり GDP（2012 年度）	167
図表 24-4	地域別にみた名目 GDP の産業別構成比	168

図表 24-5	地域別にみた名目 GDP の産業別構成比（各地域を 100%とした場合）	169
図表 24-6	インド主要州・主要都市	171
図表 24-7	主要工業団地リスト	172
図表 24-8	地域別の気温と降水量	173
図表 25-1	インドにおけるデリー連邦直轄領及び隣接州の位置	175
図表 25-2	デリー首都圏に進出した場合のメリットと留意点	176
図表 25-3	ラジャスタン州の投資インセンティブ	178
図表 25-4	ギロット工業団地の状況（2016 年 6 月）	183
図表 25-5	主要工業団地の概要（2015 年 3 月時点）	184
図表 26-1	インドにおけるマハラシュトラ州の位置	187
図表 26-2	大規模投資の区分	188
図表 26-3	大規模投資への優遇措置概要	188
図表 26-4	マハラシュトラ州に進出した場合のメリットと留意点	189
図表 26-5	主要工業団地の概要（2015 年 3 月時点）	193
図表 27-1	インド西部におけるグジャラート州の位置	196
図表 27-2	グジャラート州への進出日系企業拠点数の推移	197
図表 27-3	Vibrant Gujarat の宣伝パネル	197
図表 27-4	グジャラート州に進出した場合のメリットと留意点	198
図表 27-5	グジャラート州とインド全国の電源構成（2016 年 3 月）	199
図表 27-6	アーメダバードの気温と降水量	201
図表 27-7	マンダル工業団地の位置	203
図表 27-8	マンダル工業団地の貸工場スペースレイアウト	203
図表 27-9	主要工業団地の概要（2015 年 3 月時点）	204
図表 28-1	インドにおけるカルナタカ州の位置	207
図表 28-2	カルナタカ州進出日系企業の拠点数推移	208
図表 28-3	地区別の投資インセンティブ	209
図表 28-4	大規模プロジェクトに対する税還付インセンティブ	209
図表 28-5	カルナタカ州に進出した場合のメリットと留意点	210
図表 28-6	Sakra World Hospital の概要	213
図表 28-7	主要工業団地の概要（2015 年 3 月時点）	214

図表 29-1	インド南部におけるチェンナイ都市圏の位置	217
図表 29-2	インドの州別ビジネス環境改善ランキング（2016 年度調査）	218
図表 29-3	タミルナドゥ州の投資優遇措置（地区分類）	218
図表 29-4	タミルナドゥ州の投資優遇措置（投資規模別）	219
図表 29-5	タミルナドゥ州の投資優遇措置（大型プロジェクト）	219
図表 29-6	AP 州の投資優遇措置（大企業向け）	219
図表 29-7	タミルナドゥ州、アンドラ・プラデシュ州進出日系企業の拠点数推移	221
図表 29-8	チェンナイ都市圏に進出した場合のメリットと留意点	221
図表 29-9	チェンナイ商工会による道路に関する建議事項（2016 年 10 月提出）	222
図表 29-10	チェンナイ都市圏の日本工業団地の分布	225
図表 29-11	ワンハブ・チェンナイ工業団地内の様子	226
図表 29-12	スリ・シティ工業団地の様子	227
図表 29-13	主要工業団地の概要（2015 年 3 月時点）	228

略語一覧

A	AAI	インド空港局	Airport Authority of India
	ACMA	インド自動車部品工業会	Automobile Component Manufacturers Association of India
	AIADMK	全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩連盟	All India Anna Dravida Munnetra Kazhagam
	ALP	独立企業間価格	Arm's Length Price
	AP	アンドラ・プラデシュ	Andhra Pradesh
	APA	事前確認制度	Advance Pricing Agreement
	APTA	アジア太平洋貿易協定	Asia-Pacific Trade Agreement
B	B/L	船荷証券	Billing of Landing
	BIFR	産業金融再生委員会	Board for Industrial and Financial Reconstruction
	BIMSTEC	ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ	Bay of Bengal Initiative for Multi-Sectoral Technical and Economic Cooperation
	BIP	(ラジャスタン州)投資促進局	Bureau of Industrial Promotion
	BJP	インド人民党	Bharatiya Janata Party
	BOA	(商工業省商業局)承認委員会	Board of Approval
	BPO	ビジネス・プロセス・アウトソーシング	Business Process Outsourcing
	BSE	ボンベイ証券取引所	Bombay Stock Exchange
C	C&C	キャッシュアンドキャリー	Cash and Carry
	CBIC	チェンナイ・バンガロール産業回廊	Chennai Bangalore Industrial Corridor
	CPCB	中央汚染管理委員会	Central Pollution Control Board
	CST	中央売上税	Central Sales Tax
D	DC	(SEZの)開発長官	Development Commissioner
	DDT	配当分配税	Dividend Distribution Tax
	DFCCIL	貨物専用鉄道公社	Dedicated Freight Corridor Corporation of India Limited
	DGFT	(商工業省商務局)外国貿易部	Directorate General Foreign Trade
	DIPP	産業政策促進局	Department of Industrial Policy and Promotion
	DMIC	デリー・ムンバイ産業大動脈	Delhi-Mumbai Industrial Corridor
	DMICDC	DMIC開発公社	DMIC Development Corporation
	DoT	通信庁	Department of Telecommunication
	DTA	国内一般関税地域	Domestic Tariff Area
E	ECB	対外商業借入	External Commercial Borrowing
	EDB	(アンドラ・プラデシュ州)経済開発委員会	Economic Development Board
	EEFC	居住者外貨預金	Exchange Earners Foreign Currency
	EPA	経済連携協定	Economic Partnership Agreement
	EPC	輸出促進委員会	Export Promotion Council
F	FDI	海外直接投資	Foreign Direct Investment
	FEMA	外国為替管理法	Foreign Exchange Management Act
	FIPB	外国投資促進委員会	Foreign Investment Promotion Board
	FPI	外国ポートフォリオ投資家	Foreign Portfolio Investors
	FTA	自由貿易協定	Free Trade Agreement
G	GCC	湾岸協力会議	Gulf Cooperation Council
	GQ	黄金の四角形	Golden Quadrilateral
	GST	物品・サービス税	Goods & Service Tax

略語一覧（つづき）

I	ICEGATE	-	Indian Customs Electronics Commerce/Electronics Data interchange (EC/EDI) Gateway
	IEC	輸入業者・輸出業者コード	Importer-Exporter Code
	IIM	インド経営大学院大学	Indian Institutes of Management
	IISc	インド科学大学院大学	The Indian Institute of Science
	IIT	インド工科大学	Indian Institutes of Technology
	INC	インド国民会議派	Indian National Congress
	IoT	モノのインターネット	Internet of Things
	IRDA	保険規制開発庁	Insurance Regulatory & Development Authority
J	JITs	日本企業向け工業団地	Japan Industrial Townships
	JSG	共同研究会	Joint Study Group
L	LCC	格安航空会社	Low Cost Carrier
	LLP	有限責任事業組合	Limited Liability Partnership
	LRS	送金自由化スキーム	Liberalised Remittance Scheme
M	MAHSR	ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道	Mumbai-Ahmedabad High Speed Rail
	MCLR	-	Marginal Cost of Fund based Lending Rate
	MeitY	電子・情報技術省	Ministry of Electronics and Information Technology
	MIDC	マハラシュトラ州産業開発公社	Maharashtra Industrial Development Corporation
	MIP	最低輸入価格	Minimum Import Price
	MRP	最大小売価格	Maximum Retail Price
N	NABARD	全国農業農村開発銀行	National Bank for Agriculture and Rural Development
	NBFC	ノンバンク	Non Bank Financial Company
	NHB	全国住宅銀行	National Housing Bank
	NIMZ	国家投資製造区	National Investment & Manufacturing Zone
	NRI	非居住者インド人	Non-Resident Indians
	NSE	ナショナル証券取引所	National Stock Exchange
	NSEW	東西南北回廊	North-South & East-West Corridors
O	OBC	その他後発階層	Other Backward Classes
	OMR	オールド・マハーバリプラム・ロード	Old Mahabalipuram Road
P	PAN	インド納税義務者番号	Permanent Account Number
	PC	一般乗用車	Passenger Car
	PMJDY	-	Pradhan Mantri Jan-Dhan Yojana
	PPP	官民パートナーシップ	Public Private Partnership
R	RBI	インド準備銀行	Reserve Bank of India
	RCEP	東アジア包括的経済連携	Regional Comprehensive Economic Partnership
	RCMC	登録証兼会員証	Registration cum Membership Certificate
	RIICO	ラジャスタン州産業開発・投資公社	Rajasthan State Industrial Development and Investment Corporation
	RIPS	ラジャスタン投資促進スキーム	Rajasthan Investment Promotion Scheme
	ROC	企業登録局	Registrar of Companies

略語一覧（つづき）

S	SAARC	南アジア地域協力連合	South Asian Association for Regional Cooperation
	SACU	南部アフリカ関税同盟	Southern African Customs Union
	SAFTA	南アジア自由貿易地域	South Asian Free Trade Area
	SBI	インドステイト銀行	State Bank of India
	SEBI	インド証券取引委員会	Security and Exchange Board of India
	SEZ	経済特別区	Special Economic Zone
	SIAM	インド自動車工業会	Society of Indian Automobile Manufacturers
	SICA	-	Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act
	SIDBI	小規模産業開発銀行	Small Industries Development Bank of India
	SIPB	(アンドラ・ブラデシュ) 州投資促進委員会	State Investment Promotion Board
	SIPCOT	タミルナドゥ州産業開発公社	State Industries Promotion Corporation of Tamil Nadu
	SMIP	双日・マザーソン工業団地	Sojitz Mothersson Industrial Park
	SPCB	州汚染管理委員会	State Pollution Control Boards
	SPS	衛生植物検疫措置	Sanitary and phytosanitary measures
	STE	国有企業など一部指定業者	State Trading Enterprise
	STEP	本邦技術活用要件	Special Terms for Economic Partnership
T	TAN	インド源泉徴収識別番号	Tax deduction Account Number
	TBT	適合性評価手続	Technical Barriers to Trade
	TRAI	電気通信規制庁	Telecom Regulatory Authority of India
	TRIPS	知的所有権の貿易関連の側面	Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights
U	UDAY	-	Ujwal DISCOM Assurance Yojana
	UNCTAD	国際連合貿易開発会議	United Nations Conference on Trade and Development
	UV	多目的乗用車	Utility Vehicle
V	VAT	付加価値税	Value added tax

第1章 概観

1. 正式国名

正式国名はインド共和国（Republic of India、以下、「インド」とする）。国旗は、サフラン・白・緑の横三色に中央に「アショカ・チャクラ（Ashoka Chakra）」という法輪を配している。サフランはヒンドゥー教、緑はイスラム教、白は2宗教の和解とその他の宗教を表す。英国支配からの独立を目指した1921年以降、数回デザインが変更されており、右の国旗は1947年インド連邦として独立した際に策定されたものである。

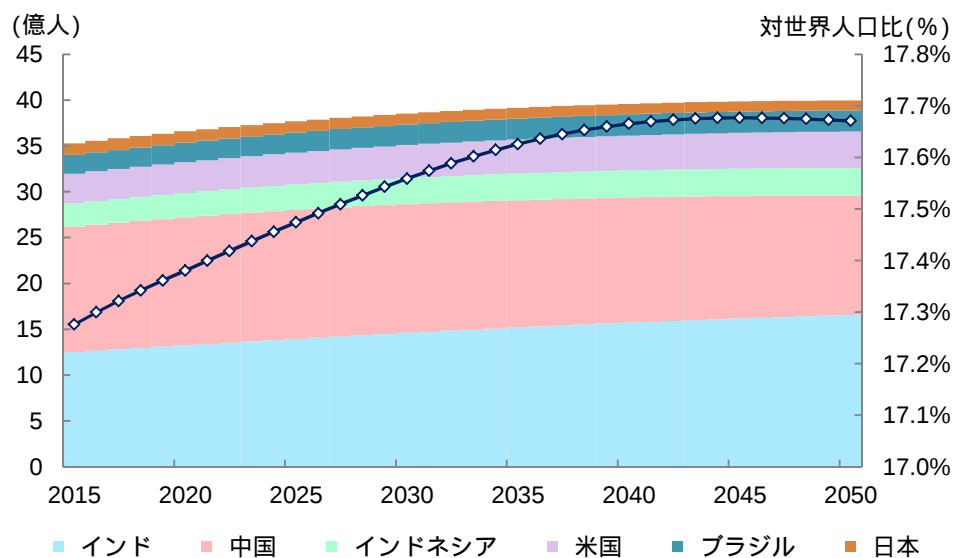


インドの国旗

2. 人口

人口は中国に次いで世界第2位の12億1,057万人（2011年国勢調査）。2001年から2011年の10年間で、人口は17.72%増えている。2025年ごろには人口減少社会を迎える中国を抜き、2050年には世界人口の約18%を占めるようになると予測されている（図表1-1）。

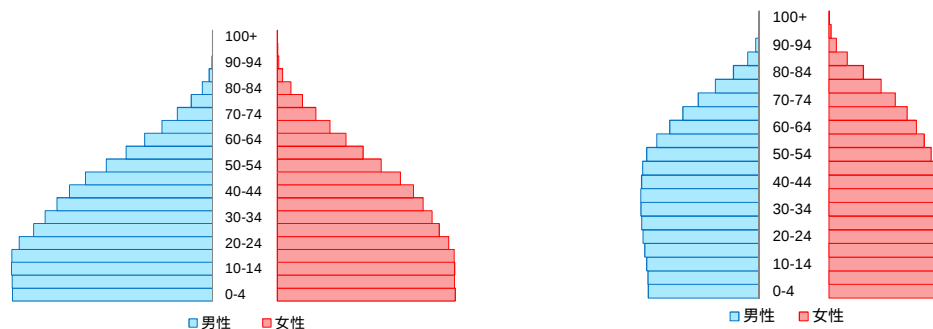
図表 1-1 主要国の人口推移とインドが世界人口に占めるシェア（2015～2050年）



（出所）US Census Bureau “International Data Base”より作成

2017年の平均寿命は69歳と推定され、年齢別の人口構成をみると、若年者人口の比率が高く、25歳未満の人口が全人口の45.2%を占める。図表1-2の通り、若年層中心の同国の人口構成（2017年）は富士山型である。長期的（2050年）には人口ピラミッドも釣鐘型となるが、将来に亘って豊富な労働力が供給されるものとみることができる。

図表 1-2 インドの人口構成（2017 年・2050 年）



（出所）US Census Bureau より作成

3. 国土

インドの国土面積はパキスタン、中国との係争地を含めて 328.7 万 km^2 （日本の約 8.7 倍）であり、世界第 7 位の広さである。日本との時差は 3.5 時間で、国内時差はない。インドの本土は、ヒマラヤ山脈のある北部山岳地帯、広大なヒンドスタン平原、及び南部のデカン半島部分の 3 つの広大な領域から成り立っている。

また、インドは、アジア地域のなかで地政学的に重要な位置にある。東側は世界第 2 位の経済大国である中国と国境を接しており、高い経済成長を遂げている ASEAN 諸国とも近い距離に位置する。西側には、パキスタン、アフガニスタン、イランなどの西アジア諸国に近く、更に海を隔てた中東・アフリカ諸国との関係も伝統的に強い。

図表 1-3 インドの地勢図



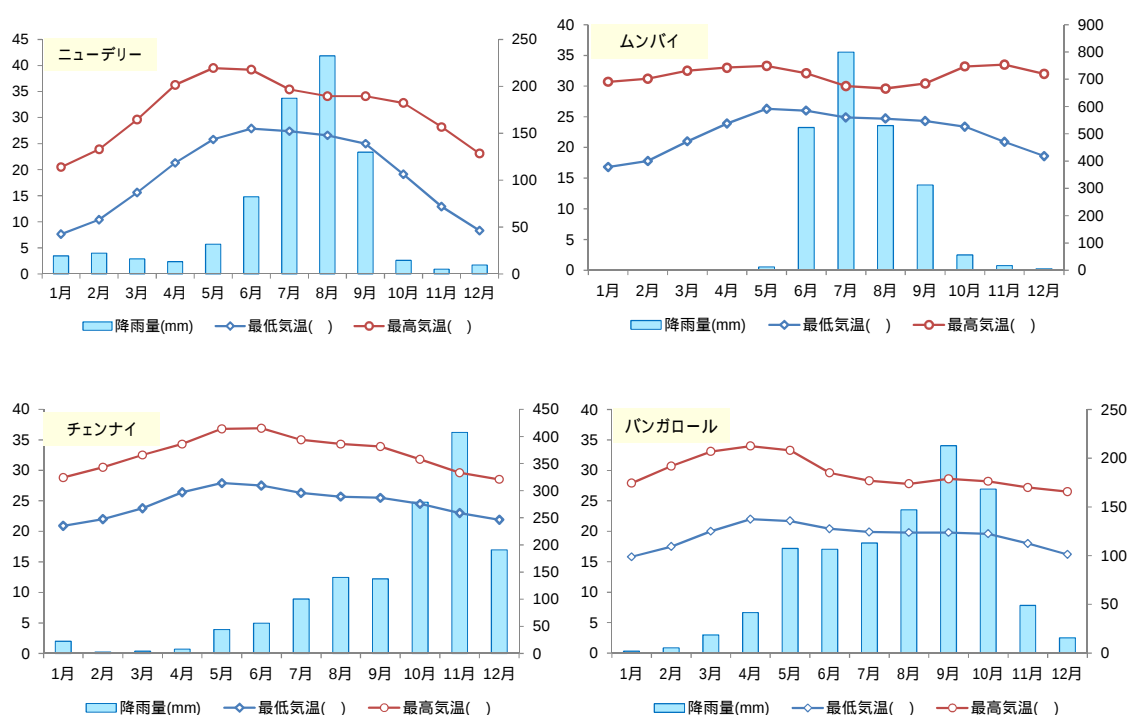
4. 首都

首都はデリー連邦直轄領のニューデリー（New Delhi）である。デリー連邦直轄領の人口は 1,678 万人（2011 年国勢調査）。

5. 気候

国土が広大であるため、地域によって多様な気候が見られる（図表 1-4）。北部のニューデリーは内陸のため年間の気温差が大きい。3～5月の暑季は気温が40度以上に達する日もある一方で、11～1月にかけては東京並みに冷え込むこともある。西部沿岸のムンバイでは一年を通じて気温は15-30程度で安定しており、6～9月には雨季を迎える。南部沿岸のチェンナイでは、11月から12月にかけて多くの降雨があり、サイクロンや洪水に見舞われることもある。南部デカン高原に位置するバンガロールは標高が920メートルと高いため、一年を通じて気温が温暖である。

図表 1-4 インド主要都市の気温と降水量



（注）ニューデリー・バンガロールは1981-2010年、ムンバイは1961-1990年、チェンナイは1971-2000年の30年平均より算出

（出所）インド気象庁（India Meteorological Department）をもとに作成

6. 民族

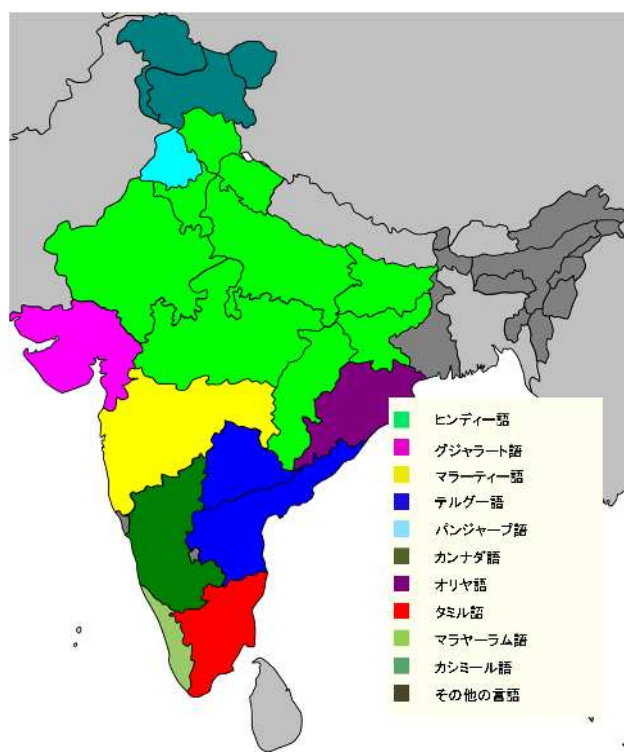
同国の人口の大半を占めるのが、インド・アーリア人である。続いて、ドラヴィダ人、モンゴロイド人と続く。様々な民族による侵入・定住の歴史の中で、少数民族を含めた多様な民族が存在し、インド人の多くが混血となっている。

インド・アーリア人は、中央アジア方面からインド北部に侵入してきた経緯があり、肌の色が白く背が高い特徴を持っている。現在、国土の中央部から東西に広く分布している。一方、ドラヴィダ人は古代からインドに定住していた先住民であり、肌の色が黒く背が低い。インド・アーリア人の侵入を経て、現在では主に南部に居住している。モンゴロイド人は中国やチベットとの国境付近に見られる。

7. 言語

連邦公用語はヒンディー語である。中部・北部を中心に、同国で最も多く話されている言語である。全世界の話者は約 6.5 億人に上り、中国語や英語と並び最も世界で話されている言語の一つである。また、準公用語として英語が広く普及し、米国に次いで話者数が多い。共和国憲法の附則では 22 言語が州公用語として規定されているが、言語総数は方言を加えると約 2,000 程度にも及ぶと言われている。そのため、例えば北部出身者と南部出身者では互いの母語が通じず、日常会話が英語で行われることも少なくない。

図表 1-5 各州において多数派を占める言語分布状況



(出所) Maps of India より作成

8. 宗教

人口の 79.8% をヒンドゥー教が占めている。この他は、イスラム教が 14.2%、キリスト教が 2.3%、シーク教が 1.7%、仏教が 0.7%、ジャイナ教が 0.4% と続く（2011 年国勢調査）。その他の少数派の宗教もコミュニティを持ち、政党を結成したり商売におけるネットワークを築いている。

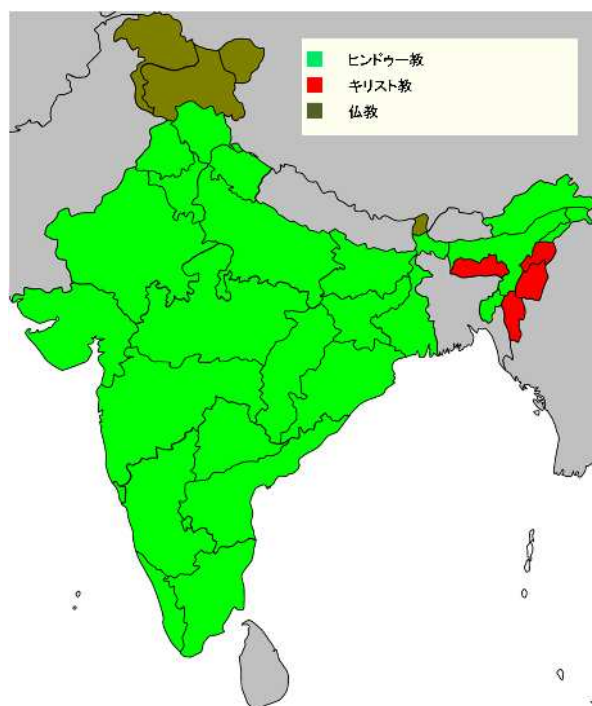
ヒンドゥー教はインドにおける民族伝統と強い結びつきを持ち、他宗教との垣根が低い。例えば憲法において、シーク教、仏教、ジャイナ教の信者もヒンドゥー教徒として扱われると定められている。ヴィシュヌ、シヴァ、ブラフマーの 3 大神に象徴される多神教で、不殺生や牛の崇拝などを宗旨とする。

イスラム教は、ジャンム・カシミールやラクシャディープなどの州・連邦直轄領で多数派を占める。近年は増加傾向にあり、同国はインドネシアに次ぐ世界第 3 位のイスラム人口を抱え（2010

年)、2050年のインドのイスラム人口は3億人以上に達するとの予測もある¹。キリスト教は、以前ポルトガル領だったゴアを中心に、北東3州(ナガランド、ミゾラム、メガラヤ)やマニプール、ケララなどに多く見られる。シーク教は16世紀に創始された宗教で、総本山があるパンジャブに集中して見られる。富裕層に信者が多く、マンモハン・シン前首相も、パンジャブ出身のシーク教徒である。シーク教はカースト制を否定して輪廻転生を受入れる特徴があり、一神教である。

仏教は同国起源の宗教であるが、13世紀初頭にイスラム教徒の侵攻によって没落した。現在信者が多い地域はカシミールやネパールとの国境付近などにとどまる。ジャイナ教も仏教同様、同国を起源とする最も古いインド宗教の一つである。全てのあらゆるものに靈魂の存在を認め、身体的・言語的・心理的暴力を否定する特徴がある。その他の宗教としてゾロアスター教がある。インドではゾロアスター教徒は「パールーシー」と称され、ムンバイやプネなどに集中している。裕福で教育・文化レベルが高く、ネットワーク意識が強いことも特徴的である。同国最大の財閥であるタタ・グループは、パールーシーの一族によって運営されてきた。

図表 1-6 各州において多数派を占めるインドの宗教分布状況



(注) 同じ州でも、地域によって多数派の宗教が異なる場合がある

(出所) Maps of India より作成

¹ ピュー研究所 “10 Countries With the Largest Muslim Populations, 2010 and 2050”

http://www.pewforum.org/2015/04/02/muslims/pf_15-04-02_projectionstables74/

9. 教育

同国の基本的な教育制度は、義務教育である初等教育が1～8年生、中等教育が9～10年生である。憲法の規定上、初等教育と中等教育は州政府が管轄する。10年生の終了年度末に全インド中等学校試験が実施され、普通教育（上級高等学校）と職業教育（工業学校）の進路に分かれる。また、上級高等学校の終了年度末には、全インド上級高等学校試験が実施されて進学先の大学が決まる。但し、インドでは州政府が教育権限を有するため、州により学年数やカリキュラムなどが異なる。高等教育は連邦政府の管轄で、インド工科大学など国際競争力の高い大学がある。また、職業教育についても政府の多額の投資によって、公共の職業訓練校が展開されている。

識字率は全国平均で73.0%だが（2011年国勢調査）、州ごとの格差が大きい。最も識字率が高いのは南部のケララ州で、男女とも90%を越えている。他方経済的に後発の北部ビハール州では、男女合計で61.8%、女性のみでは51.5%にとどまった（図表1-7）。

図表 1-7 インドの識字率

州・連邦直轄地	識字率 (%)			州・連邦直轄地	識字率 (%)		
	男女合計	男性	女性		男女合計	男性	女性
ケララ	94.0	96.1	92.1	西ベンガル	76.3	81.7	70.5
ラクシャディーブ	91.8	95.6	87.9	ダールダー及び ナガル・ハヴェーリー	76.2	85.2	64.3
ミゾラム	91.3	93.3	89.3	パンジャブ	75.8	80.4	70.7
ゴア	88.7	92.6	84.7	ハリヤナ	75.6	84.1	65.9
トリプラ	87.2	91.5	82.7	カルナタカ	75.4	82.5	68.1
ダマン・ディーウ	87.1	91.5	79.5	メガラヤ	74.4	76.0	72.9
アンドマン・ニコバル諸島	86.6	90.3	82.4	オリッサ	72.9	81.6	64.0
デリー	86.2	90.9	80.8	アッサム	72.2	77.8	66.3
チャンディガル	86.0	90.0	81.2	チャッティスガル	70.3	80.3	60.2
ボンディシェリ	85.8	91.3	80.7	マディヤ・プラデシュ	69.3	78.7	59.2
ヒマチャル・プラデシュ	82.8	89.5	75.9	ウッタール・プラデシュ	67.7	77.3	57.2
マハラシュトラ	82.3	88.4	75.9	ジャンム・カシミール	67.2	76.8	56.4
シッキム	81.4	86.6	75.6	アンドラ・プラデシュ	67.0	74.9	59.1
タミルナドゥ	80.1	86.8	73.4	ジャルカンド	66.4	76.8	55.4
ナガランド	79.6	82.8	76.1	ラジャスタン	66.1	79.2	52.1
ウッタラカンド	78.8	87.4	70.0	アルナチャル・プラデシュ	65.4	72.6	57.7
グジャラート	78.0	85.8	69.7	ビハール	61.8	71.2	51.5
マニプラ	76.9	83.6	70.3	全国平均	73.0	80.9	64.6

（注） インドの州を表す地図は第2章「政治・外交・軍事」図表2-5参照

（出所） Census of India より作成

10. 通貨

インドの通貨はルピー（Rupee）。2016年12月末時点での対ドルレートは1ドル当たり67.87ルピー。1993年に、為替レートを市場レートに統一する「管理変動相場制」を導入して以降、対ドルに基づく強力な介入により、為替相場の変動が小さいものの、インドルピーは長期的に下落を続けている（詳細は第16章参照）。

2016年11月8日夜、ナレンドラ・モディ連邦首相は500ルピー、1,000ルピーの2紙幣の無効化と新紙幣の導入を発表した。一定の例外を除き、翌11月9日から旧紙幣は法定通貨としての効力を失うとした極めて急進的な施策で、発表当初は紙幣の交換を求める市民が銀行窓口に殺到し、

個人や法人の一日当たりの預金引出額に上限が課されるなど、市民生活に大きな影響が出た。

11 . 歴史

(1) インダス文明からムガル帝国まで

紀元前 25 世紀頃より、現在のインド、パキスタン、中国を流れるインダス川流域でインダス文明が発展したと知られている。紀元前 15 世紀頃よりアーリア人が北部パンジャブ地方に進出して、先住民を征服した。紀元前 10 世紀頃にはガンジス川流域へと勢力を拡大し、農耕社会や商工業の発展が見られるようになった。紀元前 5 世紀には、釈迦によって初期仏教が創始されたと言われている。紀元前 4 世紀後半にはインド初の統一王朝のマウリヤ朝が成立し、紀元前 3 世紀のアショーク王の時代に最盛期を迎えた。現在インドの国章に見られる獅子のシンボル（右図）は、アショーク王が建造した塔に用いられていたモチーフである。マウリヤ朝は官僚制に基づく中央集権政治システムを持ち、強固な古代帝国を築いたが、紀元前 2 世紀後半には衰退した。2 世紀にはローマ帝国との活発な交易が展開される一方、南インドにも仏教が広がっていった。4 世紀後半にグプタ朝が北インドを統一し、ヒンドゥー教や文化・学問が発展していったとされる。



सत्यमेव जयते

10 世紀後半より、イラン系王朝が北インドへ進出し、デリーを中心に、イスラム王朝が樹立された。一方、南インドでは、ヒンドゥー王国がインド洋貿易を通じて繁栄を遂げた。16 世紀には中央アジアのティムール帝国にルーツを持つムガル帝国が誕生し、約 300 年間の安定的な統治体制が築かれた。ペルシア色の強いインド・イスラム文化が発展し、世界遺産のタージ・マハルもこの時代に建設されている。

(2) 英国統治時代から独立へ

17 世紀には英国東インド会社による開発が進められ、1858 年から 1945 年まで英国の支配下となった。1919 年より、マハトマ・ガンディーが多くの人々を巻き込みながら、非暴力・不服従の独立闘争を展開し、1947 年に独立を果たした。しかし、イスラム教徒とヒンドゥー教徒の対立は根強く、イスラム教徒多数派地域はパキスタンとして分離独立し、インドと 3 度にわたる印パ戦争を戦った。1950 年に共和国憲法が施行されて社会主義共和国へと移行した。

(3) 社会主義国家の建設と挫折

初代首相ジャワハルラール・ネルーは、平和五原則を掲げ、冷戦体制下でも東西いずれの陣営にも属さない非同盟の立場を取った。しかし、冷戦を終えた現在においても、パキスタンや中国とは領土問題をめぐり緊張状態が続いている。また社会主義志向の下で保護貿易や計画経済が進められた結果、経済の停滞を招いた。

(4) 経済の自由化と経済連携の動き

1991 年、長引く経済の停滞を打開するため、ナラシンハ・ラーオ首相はインドの経済改革を行った。海外直接投資（FDI）の積極的な受け入れなど経済の自由化を進めた結果、飛躍的な経済成長を遂げ、2000 年代は BRICs の一画として注目された。英語や数学を強みに多くの情報技術者が輩出され、主に IT 分野における BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）産業が急速に発展を遂げた。また、豊富な労働力を背景に、自動車産業等を中心とした労働集約型産業も集積し始め、各国との自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）を推進し、更なる経済発展を推し進めている。

2014 年の連邦下院選挙で当時最大野党であったインド人民党（BJP）とその友党が議席の過半数を占め、BJP のナレンドラ・モディ氏が首相に就任した。モディ首相は「Make in India」のスローガンのもと、インドにおける製造業の振興を図りつつ、積年の政策課題であった間接税の一本化やブラックマネーの根絶に向けて、全国的な政治キャンペーンを続々と打ち出している。

図表 1-8 インドの歴史

時代	年代	できごと
インダス文明からムガル帝国まで	BC25世紀	インダス川流域でインダス文明が繁栄
	BC15世紀	アーリア人がパンジャブ地方に侵攻
	BC5世紀	釈迦により仏教創始
	BC3世紀	ウマリア王朝アショーカ王によるインド統一
	4世紀	グプタ朝によるインド再統一
	10世紀	イラン系王朝の侵攻によるイスラム王朝の樹立
	1526年	ムガル帝国の誕生
	1600年	カルカッタに英国東インド会社設立
	1857年	ムガル帝国の滅亡
英国統治時代から独立へ	1858年	英国による全土の直接統治
	1947年	第一次印パ戦争：英国統治からの独立・パキスタンとの分離
	1948年	マハトマ・ガンディー暗殺
社会主義国家の建設と挫折	1950年	初代首相ネルー就任：新憲法制定、共和制への移行
	1952年	日印国交樹立
	1962年	中国との国境紛争
	1971年	ソ連と平和友好協力条約締結
経済の自由化と経済連携の動き	1991年	ナラシマ・ラオ政権発足：経済自由化政策への転換
	1995年	WTO加盟
	2000年	インド・スリランカ自由貿易協定締結
	2003年	ASEAN包括的経済協力枠組み協定
		インド・アフガニスタン特惠関税協定
	2004年	マンモハン・シン首相就任
		インド・タイ枠組み協定発効
	2006年	南アジア自由貿易地域協定 (SAFTA) 発効
		インド・韓国包括的経済連携協定
	2007年	インド・シンガポール包括的経済協力協定発効
		インド・チリ経済協力枠組み協定発効
	2009年	インド・メルコスール特惠関税枠組み協定発効
	2010年	インド・韓国包括的経済連携協定発効
	2011年	インド・マレーシア包括的経済協力協定発効
		インド・ASEAN包括的協力経済連携協定発効
		インド・日本包括的経済連携協定発効
	2012年	日・印社会保障協定署名
	2013年	日印共同声明署名
	2014年	ナレンドラ・モディ首相就任

ひとくちメモ 1: インドのカースト

インドの文化を語るうえで外せないキーワードの一つが、「カースト」だろう。

カーストとは、アーリヤ社会の伝統的な身分や職能を示す概念で、16世紀にポルトガルがインドに進出した際に同地の身分社会を称した「casta」(血統の意)を語源とする。カーストの原型は紀元前12世紀ごろに編纂されたといわれる古代インドの聖典「リグ・ヴェーダ」にも記述があるが、西洋世界との邂逅によって明確に概念化されたという点では、古くて新しい考え方といえる。

カーストは主として「ヴァルナ」と「ジャーティー」から構成される総合的な概念である。カースト

制における身分はしばしばバラモン（司祭）・クシャトリア（戦士）・バイシャ（庶民）・シュードラ（奴隷）の4職能に要約されることがあるが、これらは厳密には「ヴァルナ」と呼ばれる身分の概念である。時代が下ることでヴァルナが専門分化して同じ職業や姓でまとまった集団が「ジャーティー」と呼ばれ、より具体的な実体を伴った集団をさす。

現在でも、異カースト同士では結婚が許されない、同じ食卓を囲んで食事することを忌避する（ヒンドゥー教の価値観では、共食は連帯の重要な証とされる）などの文化的慣習が地方部やヒンドゥー教的価値観が比較的強い北部を中心に見られる。インドに製造拠点として進出した日本企業が現地社員を雇っても、カーストの違いによってミドルマネージャーとワーカーなど社員グループ間の心理的な溝が残るという話がよく聞かれる。これに対する解決策として、マネージャークラスの日本人が率先して社員食堂で食事を取ったり、レクリエーションを企画したりすることで社員同士の連帯を高めることが考えられる。社員集団としてのカーストを、既存カーストに対していわば上書きする努力が有効ということだろう。

また重要な社会問題として残るのが、後発階層をめぐる利権である。インドでは経済的・政治的な不平等を解消するため、後発階層に対するアフーマティブ・アクション（積極的差別是正措置）が採られてきた。憲法に定められている、後発階層に対して連邦や地方自治体の一定数の議席を割り当てる留保制度や、公務員や大学の試験合格枠の一部を指定カースト（SCs）・指定部族（STs）・その他後発階層（OBCs）に割り当てる措置がその代表例である。このように一部の集団は進学・雇用の際に有利になるものの、これらの措置の陰には恩恵にあずかれなかった集団があり、不平等に不満を持つ集団による抗議活動が暴動化し、商店や工場の襲撃事件につながるなどの事態が散見される。

ひとくちメモ 2： 国民スポーツ「クリケット」

インド人の国民スポーツといえば、クリケットであろう。英国植民地時代にもたらされたクリケットは、現在オーストラリア、ニュージーランド、南アジアで人気が高い。ボールとバットを使うという点では野球に似たところもあるクリケットだが、競技時間は野球の比ではなく、真昼の休憩を挟み一日中続くこともある。インドの大きな街にはクリケットスタジアムがあり、街中の至る所で人々が草クリケットに興じている姿が見られる。

プロスポーツとしてのクリケットも人気が高く、テレビでの試合中継にくぎ付けになる人も少なくない（下写真参照）。フォーブスが発表した2017年の世界のアスリート年収ランキングでは、インドのプロクリケットプレーヤーであるビラット・コリー選手が89位にランクインし、競技収入とスポンサー収入を合わせた年間総収入は2,200万ドルと言われている。インドのナショナルチームは強豪とされ、2011年に開かれたワールドカップでの優勝経験もある。前出のコリー選手も2015年にナショナルチームのキャプテンを務めた。



（レストランでクリケットに見入っている人々）

第2章 政治・外交・軍事

1. 政体

1950年1月にインド憲法が施行され、連邦共和制を採用。憲法では、正義・自由・平等・友愛の4つの理念が掲げられ、カースト制度が禁止された。三権分立制度を採用し、立法権は国会、行政権は内閣、司法権は裁判所が属している。2017年1月時点で29の州と7の連邦直轄領があり、中央と州の管轄事項は憲法に定められている。中央は、国防、外交、通信、通貨、関税、州は法と秩序、公衆衛生、教育、農林漁業などを専管事項としている。中央と州との共管事項としては、経済計画、社会保障、貿易、産業などがあり、中央と州で対立が生じる場合には中央の法律が優先される。

2. 元首

大統領が元首であり、任期は5年である。2017年1月時点の大統領はプラナーブ・ムカジーである。ムカジー大統領は1935年12月11日生まれ。西ベンガル州ビルブム出身で、ベンガル人としては初の大統領である。所属政党は कांग्रेस (国民会議派)。財務、外務、国防大臣等の主要閣僚を歴任し、マンモハン・シン前首相の強い要請を受けて大統領に指名された。2012年7月25日より現職。

3. 首相

首相は行政政府の首長。2017年1月時点の首相はナレンドラ・モディである。モディ首相は1950年9月17日生まれ。グジャラート州ヴァドナガル出身。インド人民党 (Bhāratīya Janatā Party, BJP) に所属する。2001年から2014年までグジャラート州首相を務め、インフラの整備や外資の受入れにより高い経済成長を実現した。2014年5月開票の連邦下院選で首相に指名された。

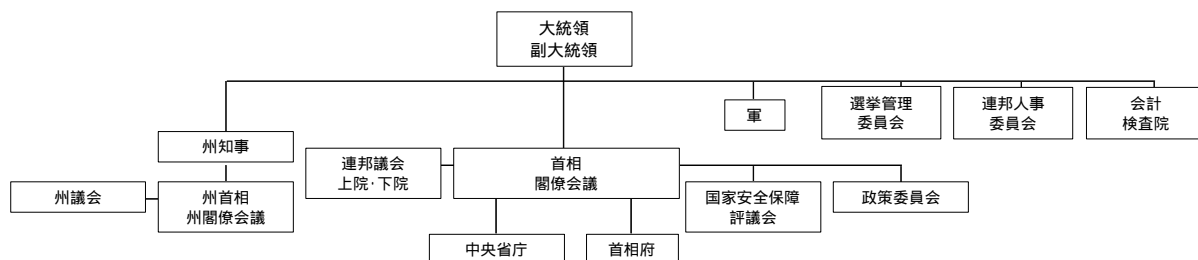
4. 内閣

議員内閣制を採用している。首相を長とする閣僚会議 (Council of Ministers) において、大統領が首相を任命し、他の大臣は首相の助言に基づいて、大統領が任命する。閣僚会議は実質的な行政権を持ち、国会議員に対し連帯して責任を負う。

5. 行政組織

同国の行政組織は全52の省 (図表 2-2) と2つの局 (核エネルギー局、宇宙局) から成る。モディ政権は就任当初「最小政府による最大統治 (Minimum Government, Maximum Governance)」をスローガンに、大臣数を抑制する方向を取った。しかし2016年7月の内閣改造で、首相を除く大臣 (閣議に参加しない閣外大臣を含む) は64から78へ増加した。これには2017年2-3月の複数の州議会選挙を見据え、同州の出身者を登用する目的があったとされる。2017年1月時点の内閣主要閣僚は、図表 2-3 の通り。

図表 2-1 行政組織（2015 年 12 月末）



（出所）JETRO「アジア動向年報 2015」より作成

図表 2-2 中央省庁

省名(日本語)	省名(英語)
農業省	Ministry of Agriculture and Farmers Welfare
伝統医学省	Ministry of AYUSH
化学肥料省	Ministry of Chemicals and Fertilizers
民間航空省	Ministry of Civil Aviation
石炭省	Ministry of Coal
商工省	Ministry of Commerce and Industry
通信・情報技術省	Ministry of Communications
消費者問題・食料・公的分配省	Ministry of Consumer Affairs, Food and Public Distribution
企業省	Ministry of Corporate Affairs
文化省	Ministry of Culture
国防省	Ministry of Defence
北東部開発省	Ministry of Development of North Eastern Region
飲料水衛生省	Ministry of Drinking Water and Sanitation
地球科学省	Ministry of Earth Sciences
電気情報技術省	Ministry of Electronics and Information Technology
環境森林保護省	Ministry of Environment, Forest and Climate Change
外務省	Ministry of External Affairs
財務省	Ministry of Finance
食品加工産業省	Ministry of Food Processing Industries
保健家族福祉省	Ministry of Health and Family Welfare
重工業国営企業省	Ministry of Heavy Industries and Public Enterprises
内務省	Ministry of Home Affairs
住宅・都市貧困緩和省	Ministry of Housing and Urban Poverty Alleviation
人材開発省	Ministry of Human Resource Development
情報・放送省	Ministry of Information and Broadcasting
労働雇用省	Ministry of Labour and Employment
法務省	Ministry of Law and Justice
中小企業省	Ministry of Micro, Small and Medium Enterprises
鉱山省	Ministry of Mines
少数派問題省	Ministry of Minority Affairs
新・再生可能エネルギー省	Ministry of New and Renewable Energy

省名(日本語)	省名(英語)
パンチャーヤティ・ラージ省	Ministry of Panchayati Raj
議会省	Ministry of Parliamentary Affairs
公務省	Ministry of Personnel, Public Grievances and Pensions
石油・天然ガス省	Ministry of Petroleum and Natural Gas
電力省	Ministry of Power
鉄道省	Ministry of Railways
道路交通省	Ministry of Road Transport and Highways
農村開発省	Ministry of Rural Development
科学技術省	Ministry of Science and Technology
海運省	Ministry of Shipping
能力開発・企業家育成省	Ministry of Skill Development and Entrepreneurship
社会正義エンパワーメント省	Ministry of Social Justice and Empowerment
統計・計画実施省	Ministry of Statistics and Programme Implementation
鉄鋼省	Ministry of Steel
繊維省	Ministry of Textiles
観光省	Ministry of Tourism
部民族省	Ministry of Tribal Affairs
都市開発省	Ministry of Urban Development
水資源省	Ministry of Water Resources, River Development and Ganga Rejuvenation
女性子ども開発省	Ministry of Women and Child Development
青年スポーツ省	Ministry of Youth Affairs and Sports

(出所) Government of India Web Directory、国立国会図書館リサーチ・ナビより作成

図表 2-3 第一次モディ内閣主要閣僚一覧(2016年12月時点)

所轄省庁	氏名(英語)
首相、公務、核エネルギー(局)、宇宙(局)	Shri Narendra Modi
外務	Shri Salman Khurshid
内務	Shri Raj Nath Singh
財務、企業	Shri Arun Jaitley
国防	Shri Manohar Parrikar
商工	Smt. Nirmala Sitharaman
法務、電気情報技術	Shri Ravi Shankar Prasad
農業	Shri Radha Mohan Singh
都市開発、住宅・都市貧困緩和、情報・放送	Shri M. Venkaiah Naidu
電力、石炭、新・再生可能エネルギー、鉱業	Shri Piyush Goyal

(出所) CABINET SECRETARIAT「LIST OF COUNCIL OF MINISTERS」より作成

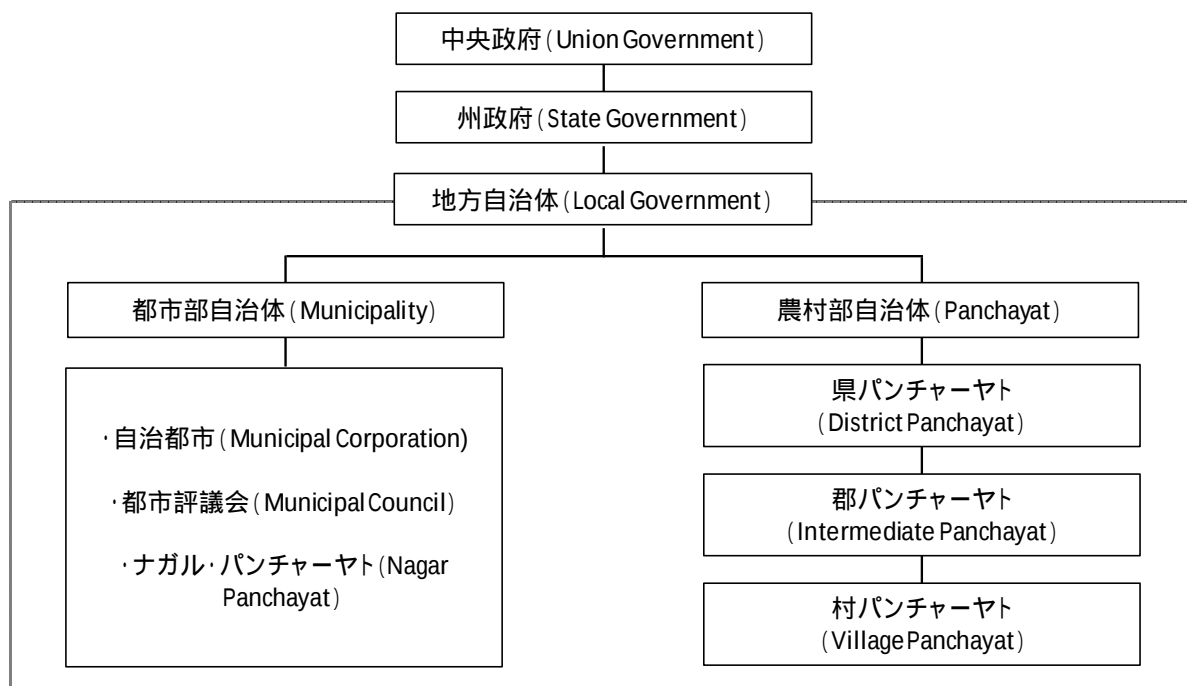
6. 地方行政制度

同国の地方行政は、29の州と7つの連邦直轄領から構成されている(図表 2-5)。2014年にアンドラ・プラデシュ州からテランガナ州が独立し、29番目の州となった。州には自治権が定められているが、連邦直轄領は中央政府に直接統治されている。同国の行政制度の多くは英国統治時代の影響を強く受けており、権限の分割が行われている。

連邦制の同国では、図表 2-4 の通り、中央・州・地方自治体の三層構造ではあるが、それぞれ

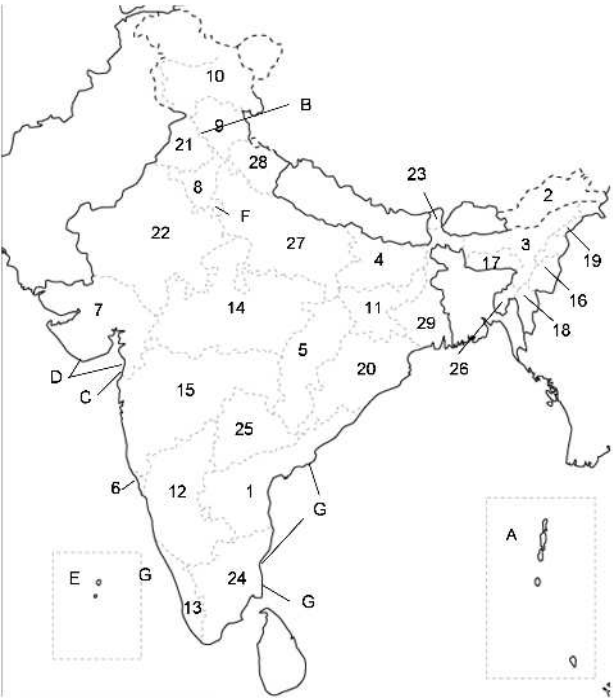
の州が独立した政府として存在し、各州政府の管轄下に地方自治体がある。そして、地方自治体は、都市部と農村部でそれぞれ異なる制度が採用されている。都市部自治体は、大都市における自治都市、小都市における都市評議会、農村から都市への発展段階にある地域におけるナガル・パンチャーヤトから構成されており、農村部自治体は、県・郡・村の三層構造となっている。

図表 2-4 インド憲法が定める行政階層



（出所）財団法人自治体国際化協会（2007）より作成

図表 2-5 インドの行政区域



(出所) 白地図専門店をもとに作成

No.	州名	No.	州名
1	アンドラ・プラデシュ	16	マニプル
2	アナチャル・プラデシュ	17	メガラヤ
3	アッサム	18	ミゾラム
4	ビハール	19	ナガランド
5	チャットティスガル	20	オリッサ
6	ゴア	21	パンジャブ
7	グジャラート	22	ラジャスタン
8	ハリヤナ	23	シッキム
9	ヒマチャル・プラデシュ	24	タミルナドゥ
10	ジャンム・カシミール	25	テランガナ
11	ジャルカンド	26	トリプラ
12	カルナタカ	27	ウッタル・プラデシュ
13	ケララ	28	ウッタラカンド
14	マディヤ・プラデシュ	29	西ベンガル
15	マハラシュトラ	-	-

No.	連邦直轄領名	No.	連邦直轄領名
A	アングマン・ニコバル諸島	E	ラクシャディーブ
B	チャンディガル	F	デリー首都圏
C	ダードラー及びナガル・ハヴェーリー	G	ボンディシェリ
D	ダマン・ディーウ	-	-

7. 国会

インドの議会制度は二院制であり、連邦議会は上院・州会議（ラジャ・サバー）と下院・人民会議（ロク・サバー）から構成される。日本における衆議院と同様に、下院の上院に対する優越

がある。下院では、国民による直接選挙が行われ、そこで多数を占める党から首相が選出される仕組みとなっている。ちなみに大統領は、両院議員と州議会議員による間接選挙で選出される。

8. 政党

2016 年 12 月時点で複数の州に基盤を持つ全国政党 7、その他の地方政党 1,786 がインド選挙管理委員会に登録されている。特に有力なのは、現与党であるインド人民党（BJP）と、最大野党のインド国民会議派（INC）である。

2014 年 5 月に実施された第 16 回連邦下院選挙の結果は、図表 2-6 の通り。現与党の BJP とその友党による連合「国民民主連合」が 543 議席中 336 議席を占め、BJP 単独でも 282 議席と過半数の議席を獲得した。多様な民族、宗教を抱えるインドで単独政党が下院の過半数を占めるのは異例の事態であり、背景にはモディ首相のリーダーシップへの期待、INC による政権運営への失望感などがあったとみられる。

他方で上院において国民民主連合は過半数を有しておらず、税制改革など憲法改正を伴う法案の成立を円滑化させるため、BJP は上院の議席構成を左右する州議会選挙に注力している。

図表 2-6 第 16 回連邦下院選挙（2014 年）と前回選挙（2009 年）の全国政党の議席数

	2009年総選挙	2014年総選挙
国民民主連合	159	336
BJP	116	282
その他	43	54
統一進歩連合	262	60
INC	206	44
全インド草の根会議派	19	34*
ナショナリスト会議派党	9	6
その他	28	10
第3勢力、その他	122	147
多数派社会党	21	0
インド共産党	4	1
インド共産党(マルクス主義)	16	9
その他	81	137
合計	543	543

（注）「全インド草の根会議派」は、2014 年選挙の時点で統一進歩連合を脱退しているため、連合の議席数には含まれない

（出所）近藤則夫編「インドの第 16 次連邦下院選挙-ナレンドラ・モディ・インド人民党政権の成立-」（2015）より作成

9. 司法

同国では、連邦制を採用しているものの、連邦裁判所と州裁判所の区別は無く、全ての裁判所が連邦法と州法の双方に管轄権を持っている。同国の司法制度は、最高位に最高裁判所があり、その下位に、高等裁判所、地方裁判所と続く。最高裁判所は、裁判長及び大統領が指名した 25 名までの裁判官から成る。あらゆる訴訟手続きにおける高等裁判所の判決、決定、命令に対する上告を受ける終審裁判所として機能する。高等裁判所は、州の司法行政の最上位に位置し、現在 18

カ所ある。各高等裁判所は、その管轄内における地方裁判所の監督を担う。地方裁判所は各州法で規定されており、名称や階層も多様である。代表的なものとして、治安判事裁判所、民事判事裁判所をはじめ、産業裁判所、労働裁判所、組合裁判所、家族裁判所等が挙げられる。2015年10月の大統領令により、高等裁判所に商事専門部と商事控訴部、地方裁判所に商事専門部を設置することが定められた。インドでは裁判の件数が法曹の数に対して過大であり、決着までに多大な時間と労力が費やされる点が課題であったが、同法令により、状況に改善がみられると期待される。

10. 外交

(1) 基本的外交姿勢²

インドは独立後の1947年より、非同盟・自主独立を外交政策の柱としてきた。冷戦期においても東西いずれの陣営にも加わず、非同盟同士のパートナーシップ外交を発展させてきた。しかし、高まる米ソ対立と中国及びパキスタンからの脅威を背景に、非同盟方針の転換を余儀なくされた。1970年代以降は、1971年8月の印ソ平和友好協力条約の締結を皮切りに、印ソ同盟を主軸とする外交政策へと変容していった。その後、1991年のソ連崩壊と同国の経済自由化政策を受け、米国やアジアを主眼に置く全方位外交を展開した。1992年から「ルック・イースト政策」を積極的に推進し、東南アジアから東アジアへのプレゼンスの向上を目指すようになった。モディ政権成立後は経済成長重視の姿勢のもとで各国を訪問している一方、中国やパキスタンとの領土問題に対しては断固とした姿勢を取っている。

(2) 外交関係

パキスタンとの関係

インドとパキスタンはカシミール地方の領有権を巡り、1947年から1971年まで、三度にわたって印パ戦争を戦ってきたが、2003年4月の印パ首脳会議を契機に、2010年代前半までは経済・外交関係の改善が続いてきた。しかし2016年9月、インド政府はカシミール地方のインド陸軍施設への襲撃事件をパキスタンの過激派によるものと断定し、同10月には両国がお互いの国の外交官を追放するという事態に発展した。

東南アジア・南西アジアとの関係

インドは伝統的に東南アジア、南西アジア諸国との通商関係が強く、モディ政権も中国への対抗から同地域におけるプレゼンス強化を目指している。1985年に発足した「南アジア地域協力連合」(SAARC: インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガニスタン)や1997年に発足した「ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ」

² 近藤則夫編「現代インドの国際関係：メジャーパワーへの模索」調査研究報告書（JETRO アジア経済研究所, 2010年）を参照、一部引用した。

(BIMSTEC : 環インド洋の 15 カ国) の枠組みなどのもと、広範な分野で経済協力を行っている。

米国との関係

両国は、政治的にも経済的にも重要な戦略的パートナーと互いを認識している。

モディ首相はグジャラート州首相時代の人権問題を理由に米国ビザ発給が危ぶまれていたものの、2014 年 9 月、2015 年 9 月、2016 年 1 月と立て続けに訪米を実現し、オバマ米前大統領と戦略的パートナーシップを確認、強化してきた。

欧州との関係

インドは 2007 年 6 月より EU と FTA 交渉を開始したが、2016 年 1 月時点で交渉は妥結していない。EU が 2006 年より積極的に進めてきた新通商戦略の中で、韓国に続く「新世代 FTA」の結実が期待されているうえ、インドにとっても EU は最大の貿易相手国であるため、当該 FTA の締結による同国への影響は非常に大きい。一方で EU はインドの IT セキュリティを不安視し、インド政府は国内自動車市場の外資への開放に対して慎重な姿勢を続けるなど、締結に向けた課題は少なくない。

中国との関係

同国は、中国との 1962 年の国境紛争以降、長期にわたり対立関係が続いていたが、1988 年当時のラジブ・ガンジー首相の訪中を契機に関係改善が図られた。

現在、両国の経済関係は緊密になっているものの、モディ政権は中国の掲げるシーレーン戦略「真珠の首飾り」への対抗姿勢を見せている。

ロシアとの関係

1971 年に平和友好協力条約を締結して以来、同国は旧ソ連と政治、経済、軍事面において緊密な関係を維持してきた。1973 年の第一次石油ショック以降、高騰した原油の手当て先としてソ連産兵器を多く調達するようになり、旧ソ連崩壊後もロシアと軍事面における取引関係が続けられてきた。しかし、現在インドの兵器調達先として米国やイスラエルの割合が増してきており、印露関係の弱化が見られる。

日本との関係

日本とインドは 1952 年の国交樹立以来、友好的な関係を維持している。2011 年 8 月 1 日に発効した、日本・インド包括的経済連携協定は、両国の経済関係を大きく前進させた取組みの一つである。同協定の発効により、日本に輸出する鉱工業製品のほぼ全ての品目の関税と、多くの非関税障壁が撤廃されることとなり、韓印 FTA や ASEAN・インド FTA (AIFTA) と比較しても、自由化水準の高い協定内容となった。

モディ首相は2014年9月に訪日しており、これは就任後最初の先進国への訪問であった。その後2016年11月にも訪日し、安倍首相と日印原子力協定への署名、日本の新幹線方式が採用されるムンバイ・アーメダバード間高速鉄道の2023年開業、製造業人材育成の強化などに合意した。

11. 国防

インド軍は国防省の管理の下で、大統領が最高司令官として全軍を統帥するが、事実上の指揮権は首相である。兵役は志願制であるが、国防上の必要がある場合は徴兵措置が取られる。兵力は陸軍115万人、海軍5.8万人、空軍13万人である。2016年度の国防予算は約3.4兆ルピー(522億ドル)を計上した。

ひとくちメモ 3: 国民の祝日は年に3日?

インドには国民の祝日は1月26日の共和国記念日、8月15日の独立記念日、12月25日のクリスマスの3日しかない。だからといってインド人が平日ずっと働き通しかといえば、そういうわけではない。宗教的、文化的に多様な背景を持つインドでは、大多数の祝日は州政府が定めるもので、国としての祝日は上記の3つだけなのである。

州の祝日でも特に盛り上がりを見せるのが、ヒンドゥー教の新年であるディワリ(Diwali)である。ディワリのお祭りは「光の祭典」とも称される通り、人々は大量の爆竹や花火で新年を祝う。そのためディワリ前後の大気汚染が深刻な水準に達しているとたびたび指摘され、2016年11月にはインド最高裁がニューデリーにおける爆竹の販売を禁止する判決を出すに至ったほどだ。

お祭り好きなインド人のこと、金曜日が祝日ならその前日の木曜日から休みに入ったり、週明けの月曜日まで仕事に出てこなかったりするなど日常茶飯事とのことだ。複数の州から従業員を採用する企業の場合は、出身州の代表的な祝日を把握しておく必要があるだろう。



ヒンドゥー教の春分及び収穫を祝う「Makar Sankranti」を直前に控え、街中で凧が売られている(アーメダバード)

第3章 経済概況

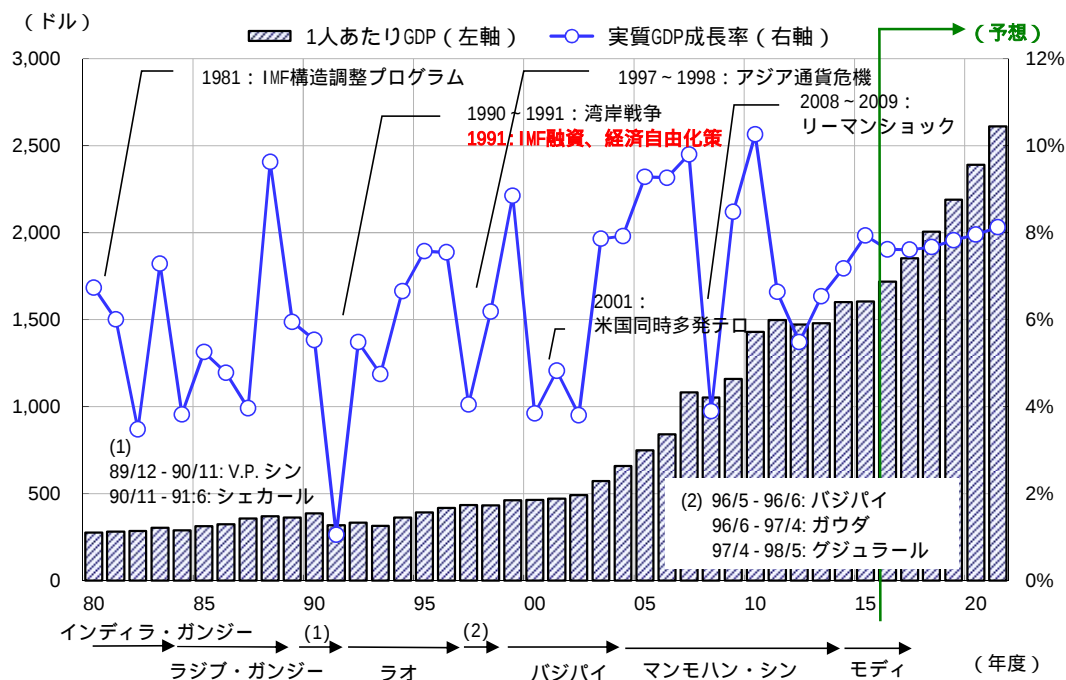
1. 経済概観

(1) インド経済の歩み

インドでは 1947 年の独立から 1991 年の経済自由化まで、ほぼ一貫して社会主義的な色彩の濃い経済運営が行われてきた。1951 年には産業（開発・規制）法が制定されて新工場の建設や生産能力の増強、新製品の製造、工場の移転にはライセンスの取得が義務付けられ、1956 年には産業政策決議が成立して民間企業の活動が可能な産業分野が定められた。同決議では、国家が主体となって開発を行う分野として、鉄道運輸、空運、石炭、石油・ガス、鉄鋼、通信、電力が、民間資本と国家が共に開発を行う分野として、海運、化学、アルミニウム、工作機械等が割り当てられた。また、高関税率やライセンス制による輸入規制を通じて国内産業を保護し、これによって工業化を進める戦略（輸入代替化）が採られた。しかし、このような社会主義的且つ閉鎖的な経済システムは工業部門の停滞・低生産性を招き、1950 年度(1950/4 ~ 1951/3)から 1980 年度(1980/4 ~ 1981/3)の実質 GDP 成長率は年率 3.7%と低位に留まった。

1980 年代に入ると、部分的にはあるが、経済自由化策が採られ始めた。1982 年、1985 年と輸入制限の部分的緩和が図られ、産業分野においてはエレクトロニクス分野での外資導入も図られた。1980 年代の経済成長率（実質 GDP 成長率）は 5.6%と押し上げられた。

図表 3-1 実質経済成長率と 1 人あたり GDP の推移



（出所）IMF、中央統計局より作成

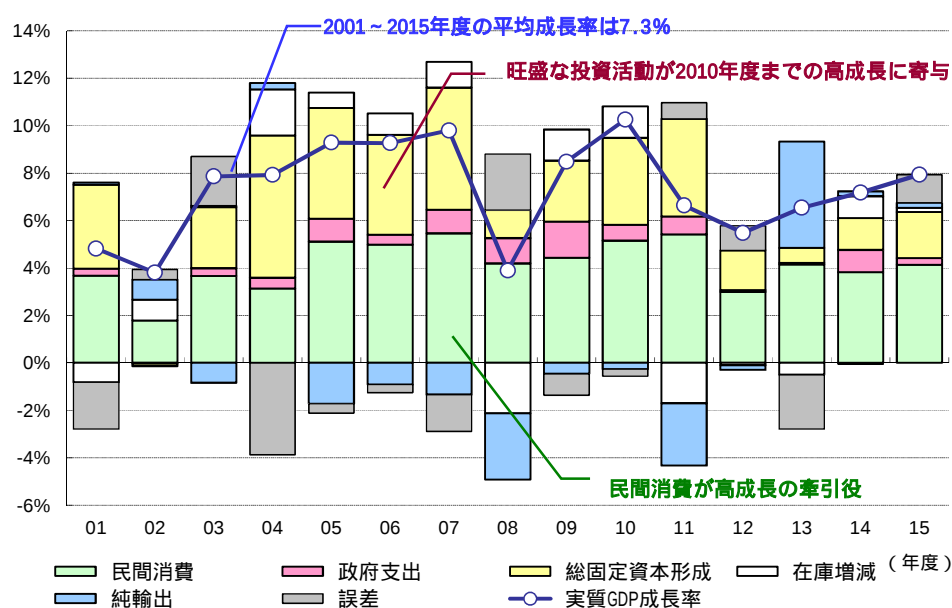
しかし、1990年に湾岸危機が発生すると、インドは経済危機を迎えることとなる。原油価格の急騰や中東諸国の出稼ぎ労働者からの送金が急減したことで、外貨準備高は1991年1月には年間輸入相当額の2週間分の水準まで減少した。また、対外債務の返済にも窮してしまい、インド政府はIMFから緊急融資を得ることとなった。

経済危機の打開に向け、インドでは1991年に経済の自由化が始まった。1991年6月に就任したラオ政権の下、金融・財政緊縮政策、通貨切り下げに加え、貿易制度の自由化や外資導入を中心とした経済の自由化が進められた。貿易制度の自由化では、資本財や原材料輸入に関するライセンス制度の撤廃、ルピーの交換性導入、輸入関税の引き下げ、輸出入品目の見直し等であり、外資導入では34業種において出資比率51%を上限とする外国直接投資が、中央銀行（インド準備銀行）により自動的に認可されるようになった。経済自由化以降、1997～1998年のアジア通貨危機、2001年の米国同時多発テロ、2008～2009年のリーマン・ショックの発生時期のインド経済の成長率は鈍化したものの、1992年度から20年間の経済成長率（実質GDP成長率）は6.8%と1980年代を上回り、2014年度には1人あたりGDPが1,500ドルを超えた（1,601ドル）。

(2) 「BRICs」として注目されるインド経済

2000年代に入ると、インド経済に対する注目度も高まった。2001年には、著しい経済発展を遂げるブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国のイニシャルから「BRICs」の呼称が初めて使われ、金融市場の機関投資家だけでなく、事業会社からの注目度も高まった。インドへの海外からの年間直接投資は、2001～2004年度の50億ドル前後から増加し、2008～2015年度には200億ドル以上で推移している。

図表 3-2 実質 GDP 成長率と要因分解



（出所）中央統計局より作成

インドの高い成長率を支えてきたのは、安定した民間消費の高い寄与である。2001～2015 年度の間、民間消費だけで毎年度 4.1%分の成長をもたらしている。また、設備投資や建設投資等の総固定資本形成も成長に大きく寄与してきた。米国同時多発テロ（2001 年 9 月）リーマンショック（2008 年 9 月）のように世界的に景気が悪化した際には投資が停滞してインドの経済成長率も鈍化した。翌年度には投資が回復し、GDP 成長率は 8%前後の水準にまで回復した。

2001 年や 2008 年の外的要因以外での景気減速局面は 2011～2012 年度に訪れた。2011 年度は民間消費や総固定資本形成の成長率に対する寄与度は前年度を上回っていたが、旺盛な消費・投資活動による輸入の拡大（純輸出の悪化）が成長率を押し下げた。また、2010 年初頭から 2011 年末にかけて政策金利が 3.75%引き上げられた影響が徐々に表れ（4.75%→8.5%）、2012 年度には民間消費、総固定資本形成の伸びも鈍化した。しかし、2013 年 4 月に政策金利が 8.0%に引き下げられて以降、2013 年 8 月まで計 1.25%の利下げ効果で投資の減速も一服し、また貿易赤字も 2012 年を境に減少したことで、再び GDP 成長率は 8%前後の水準にまで回復した。

2015 年度の実質 GDP 成長率は 7.9%と、他の新興国や先進国と比べても高い水準にある。IMF の「World Economic Outlook」（2016 年 10 月）に基づく、2010 年から 2015 年にかけてのインドの経済成長率は年率 6.7%と、比較可能な世界 189 カ国・地域の中で 16 番目の高さで、また 2021 年にかけての経済成長率（同 7.8%）も同 2 番目に高い。

堅調な経済成長が続くインドだが、2016 年（暦年）の消費者物価上昇率は+4.9%と、過去 10 年間で最もインフレ率は低い水準にある。消費者物価の半分近く（45.9%）を占める「食品・飲料」の物価上昇ペースが鈍化していることが要因となっている。

2012 年（暦年）に 1,900 億ドル以上の赤字となった貿易収支（商工省統計）は、原油安による輸入の減少で、2016 年は 7 年ぶりに赤字が 1,000 億ドルを下回った。

図表 3-3 主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
名目GDP (*)	億ドル	12,387	12,241	13,654	17,085	18,230	18,290	18,632	20,426	20,730	-
1人あたりGDP (*)	ドル	1,081	1,053	1,159	1,430	1,497	1,471	1,479	1,601	1,604	-
実質GDP成長率 (*)	%	9.8	3.9	8.5	10.3	6.6	5.5	6.5	7.2	7.9	-
人口 (*)	100万人	1,146	1,162	1,178	1,195	1,217	1,243	1,259	1,276	1,293	-
消費者物価上昇率	%	6.4	8.4	10.9	12.0	8.9	9.4	9.9	6.6	4.9	4.9
輸出額	億ドル	1,502	1,948	1,649	2,264	3,029	2,968	3,148	3,225	2,678	2,643
輸入額	億ドル	2,294	3,210	2,572	3,502	4,645	4,897	4,654	4,629	3,938	3,596
貿易収支	億ドル	-792	-1,262	-923	-1,239	-1,616	-1,929	-1,506	-1,404	-1,260	-953
経常収支 (*)	億ドル	-157	-279	-384	-460	-782	-878	-324	-267	-221	-
直接投資流入額	10億ルピー	797	1,397	1,310	960	1,274	1,216	1,295	1,753	2,526	-
外貨準備高	億ドル	1,919	2,992	2,414	2,547	2,743	2,601	2,597	2,764	3,173	3,361
為替レート（年平均）	ルピー/ドル	41.35	43.51	48.41	45.73	46.67	53.44	58.60	61.03	64.15	67.20

（注）（*）は年度を表す。2015 年の数値は 2015 年 4 月から 2016 年 3 月までの年度を表す

（出所）IMF、中央統計局、商工省、インド準備銀行、DIPP より作成

(3) モディ首相の取り組み

2014年5月に就任したモディ首相は、それまでのグジャラード州首相時代(2001～2014年)にインフラ整備や外資の受入によって同州の高い経済成長を実現した経験から、インド全体の改革も進められると期待されている。既に、同首相は2014年8月以降、「メイク・イン・インド」¹⁾、「デジタル・インド」²⁾、「クリーン・インド」³⁾、「スキル・インド」⁴⁾、「スタートアップ・インド」⁵⁾、「スタンドアップ・インド」⁶⁾の6つの改革構想を展開している(図表3-4)。

中でも、製造業振興を目指す「メイク・イン・インド」では、GDPに占める製造業の比率を足下の15%から25%に引き上げることを目標とし、政府が特に振興を図る25業種を発表した。当該対象業種に対して特に税制面でのインセンティブは付与していないが、専用のウェブサイト⁷⁾を創設し(<http://www.makeinindia.com/home>)、事業環境の情報を提供している。また、同サイトでは、企業の個別質問に対して72時間以内の回答を約束している。

図表 3-4 モディ首相の改革構想 ～「××・インド」～

構想名	主な内容
1 メイク・イン・インド	1. GDPに占める製造業の割合を、現在の15%から25%に引き上げる目標を設定 2. 政府が特に振興を図る25業種を発表 (1)自動車、(2)自動車部品、(3)航空、(4)バイオテクノロジー、(5)化学、(6)建設、(7)防衛、(8)重電 (9)電気電子、(10)食品製造、(11)IT、(12)皮革業、(13)再生可能エネルギー、(14)鉱業、(15)石油・ガス (16)製薬、(17)港湾、(18)鉄道、(19)観光、(20)道路、(21)宇宙、(22)繊維、(23)火力発電 (24)メディア・娯楽、(25)健康
2 デジタル・インド	1. 様々な分野をデジタル化することにより、知識経済社会へ変革するという内容 2. 2014年度からの5年間の予算規模は、1兆1,300億ルピー 【3つの重点分野】 デジタルインフラの公共サービス化(身分証明、銀行口座、安心安全なサイバー空間の提供など) 行政サービスのオンデマンド化(オンラインやモバイルのプラットフォームでリアルタイムに提供など) デジタル化による市民のエンパワーメント(デジタルリテラシーの向上、全文書・証明のクラウド化)
3 クリーン・インド	1. インドの街や人々の生活を衛生面から改善することを目的とした内容 2. 2019年までに1億基のトイレを設置する 3. クリーン・インド税(Swachh Bharat Cess: SBC)を2015年11月から適用(課税サービスの0.5%課税)
4 スキル・インド	1. 若年層に職業訓練を行うことで若年者により良い職を与え、同時に技能労働者の不足解消を目指したもの 2. スキル・インドは、主に以下の4つにより構成されている 国家技能開発ミッション(技能開発施策に係る調整、導入、モニタリング、技能開発を行う) 2015年技能開発と起業促進に関する国家戦略(職業訓練における課題とその対策としてまとめられた戦略) 首相技能開発スキーム(認定された訓練機関で実施される特定の訓練の受講生に補助金が支払われる) 技能ローンスキーム(例、融資額: 5,000～150,000ルピー、期間: 3～7年、金利: 基準金利+1.5%)
5 スタートアップ・インド	1. 今後4年で総額1,000億ルピーの基金設立 2. 3年間の法人所得税減免 3. 許認可の簡素化 4. 特許審査の迅速化 5. ベンチャー企業における特許料の80%減免 6. 労働・環境関連法改正による一部自己申告制度の導入
6 スタンドアップ・インド	1. 指定カーストや指定部族、女性などによる企業を促す政策 2. 社会的弱者の起業に対し、1件あたり100万～1,000万ルピーの融資を提供

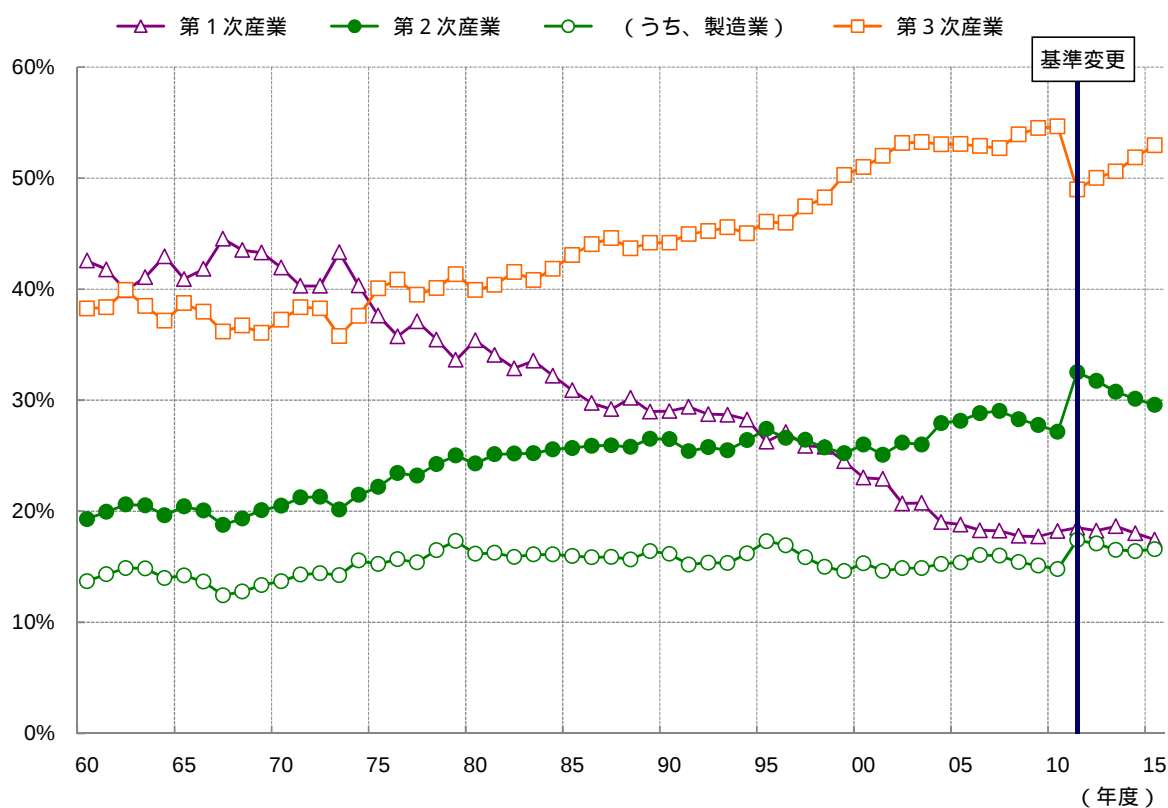
(出所) “Make in India”ウェブサイト、KPMG、総務省「情報通信白書」、厚生労働省「2015年 海外情勢報告」等を基に作成

2. 産業構造

1960年代前半のインド経済の産業構造をみると、第1次産業と第3次産業がGDP全体の各4割、第2次産業は同2割を占めていた。実質GDPの基準が2011年に変更となったため、産業別構成比の連続性を判断するには留意が必要だが、第1次産業は1974年度から現在に至るまで長期に亘って比率が低下、第2次産業に含まれる製造業では、1974年度以降、比率はほぼ一定、製造業以外の第2次産業では、1974年度から2007年度にかけて比率は緩やかに上昇するも、2007年度をピークとした低下基調、第3次産業は1974年度以降の上昇基調が継続、等の特徴が窺える（図表3-5）。

実質GDP算出の基準年が変更になった2011年度から2015年度にかけての産業別GDPの構成比の変化幅をみると（図表3-6）第1次産業（▲3.1%）と第2次産業（▲1.1%）から第3次産業（+4.2%）へのシフトが継続していることが分かる。第1・2次産業では、農業（▲2.8%）、建設業（▲1.4%）、機械（▲0.5%）の低下幅が顕著で、第3次産業では不動産・専門サービス（+2.5%）、商業（+1.1%）、金融サービス（+0.5%）が伸びている。製造業の中では、機械、金属製品（▲0.4%）、食品・飲料・たばこ（▲0.3%）は芳しくなかったが、その他製造業（+1.1%）、繊維・衣料・皮革製品（+0.5%）が好調で、全体では+0.4%の上昇となっている。

図表 3-5 第1～3次産業の構成比の推移



（出所）中央統計局より作成

図表 3-6 産業別 GDP (実質) の構成比

(金額: 10億ルピー)		2011/3期基準			構成比		
		2012/3	2016/3	(年率)	2012/3	2016/3	(差分)
全体		81,067	104,697	6.6%	(100.0%)	(100.0%)	(+0.0%)
第1次産業		15,018	16,165	1.9%	(18.5%)	(15.4%)	(-3.1%)
	農業	9,820	9,747	-0.2%	(12.1%)	(9.3%)	(-2.8%)
	畜産業	3,273	4,159	6.2%	(4.0%)	(4.0%)	(-0.1%)
	林業	1,245	1,382	2.6%	(1.5%)	(1.3%)	(-0.2%)
	漁業	680	877	6.6%	(0.8%)	(0.8%)	(-0.0%)
第2次産業		26,351	32,860	5.7%	(32.5%)	(31.4%)	(-1.1%)
	鉱業・採石業	2,610	3,450	7.2%	(3.2%)	(3.3%)	(+0.1%)
	製造業	14,100	18,638	7.2%	(17.4%)	(17.8%)	(+0.4%)
	食品・飲料・タバコ	1,675	1,861	2.7%	(2.1%)	(1.8%)	(-0.3%)
	繊維・衣料・皮革製品	1,532	2,463	12.6%	(1.9%)	(2.4%)	(+0.5%)
	金属製品	2,296	2,549	2.6%	(2.8%)	(2.4%)	(-0.4%)
	機械	3,347	3,791	3.2%	(4.1%)	(3.6%)	(-0.5%)
	その他製造業	5,249	7,973	11.0%	(6.5%)	(7.6%)	(+1.1%)
	公益業	1,867	2,243	4.7%	(2.3%)	(2.1%)	(-0.2%)
	建設業	7,774	8,528	2.3%	(9.6%)	(8.1%)	(-1.4%)
第3次産業		39,698	55,673	8.8%	(49.0%)	(53.2%)	(+4.2%)
	商業・ホテル・運輸・通信・放送	14,131	19,885	8.9%	(17.4%)	(19.0%)	(+1.6%)
	商業・ホテル・レストラン	8,836	12,570	9.2%	(10.9%)	(12.0%)	(+1.1%)
	商業	7,937	11,443	9.6%	(9.8%)	(10.9%)	(+1.1%)
	ホテル・レストラン	899	1,127	5.8%	(1.1%)	(1.1%)	(-0.0%)
	運輸・倉庫・通信・放送	5,295	7,315	8.4%	(6.5%)	(7.0%)	(+0.5%)
	鉄道輸送	612	841	8.3%	(0.8%)	(0.8%)	(+0.0%)
	道路輸送	2,624	3,416	6.8%	(3.2%)	(3.3%)	(+0.0%)
	水上輸送	69	81	4.1%	(0.1%)	(0.1%)	(-0.0%)
	航空輸送	44	61	8.4%	(0.1%)	(0.1%)	(+0.0%)
	輸送関連サービス	636	805	6.1%	(0.8%)	(0.8%)	(-0.0%)
	倉庫	51	61	4.4%	(0.1%)	(0.1%)	(-0.0%)
	通信・放送	1,259	2,051	13.0%	(1.6%)	(2.0%)	(+0.4%)
	金融・不動産・専門サービス	15,307	22,942	10.6%	(18.9%)	(21.9%)	(+3.0%)
	金融サービス	4,802	6,719	8.8%	(5.9%)	(6.4%)	(+0.5%)
	不動産・専門サービス	10,505	16,223	11.5%	(13.0%)	(15.5%)	(+2.5%)
	公共サービス	10,260	12,846	5.8%	(12.7%)	(12.3%)	(-0.4%)
	行政・防衛	4,912	5,698	3.8%	(6.1%)	(5.4%)	(-0.6%)
	その他サービス	5,348	7,148	7.5%	(6.6%)	(6.8%)	(+0.2%)

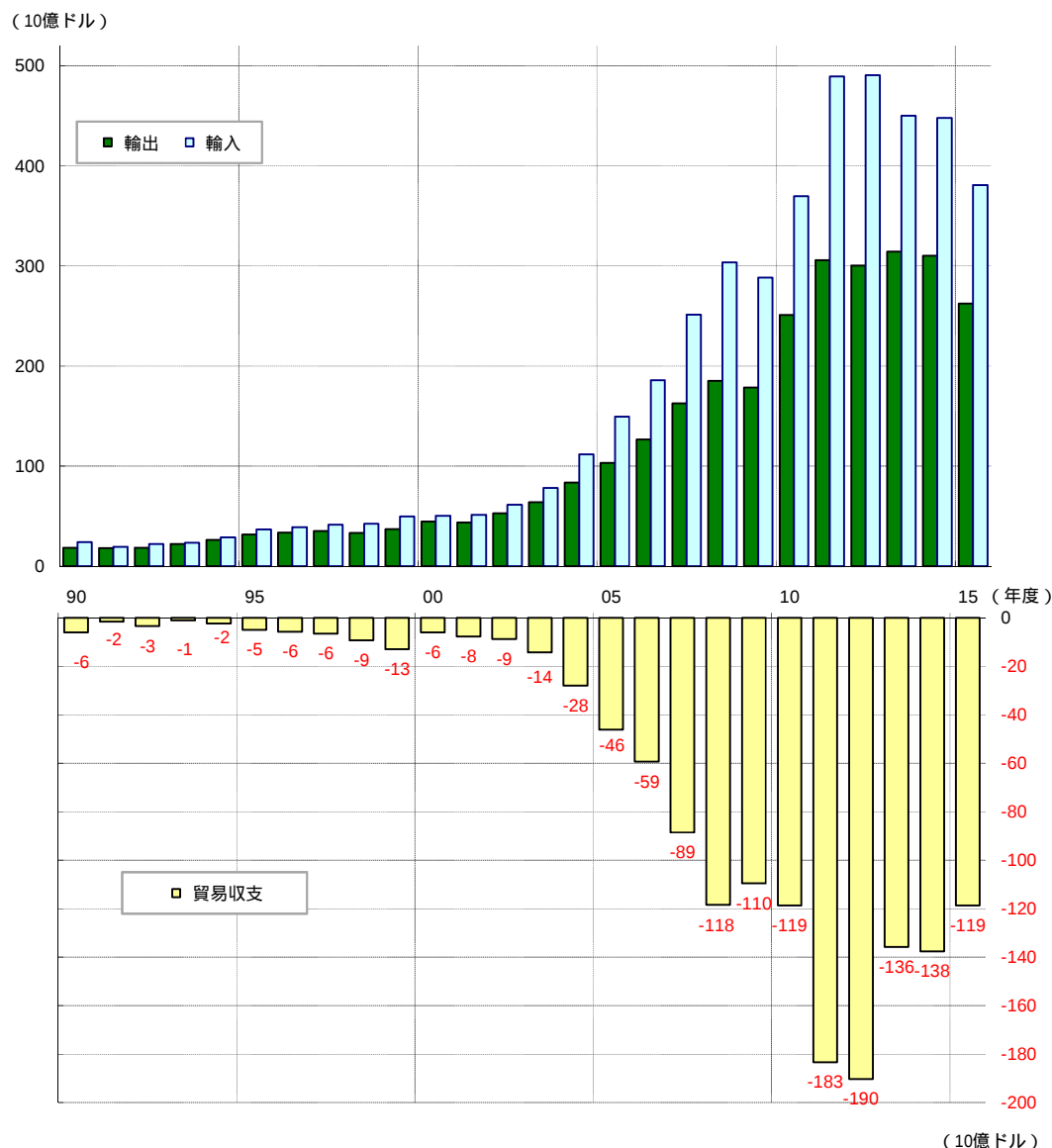
(出所) 中央統計局より作成

3. 貿易構造

(1) 輸出・輸入・貿易収支の推移

インドは恒常的な貿易赤字国である。インド準備銀行（RBI）の貿易統計によると、同国は1976年度における7,700万ドルの貿易黒字を最後に、2015年度まで39年連続で貿易赤字が続いている。インドは石油製品や石炭の純輸入国であるため、2004年以降の原油価格上昇に伴い赤字幅が拡大し、2012年度には名目GDPの11%相当となる1,903億ドルの赤字となった。しかし、2014年7月以降は世界的に原油価格が急落したことで、2015年度の石油製品等の輸入は2012年度比でほぼ半減し、貿易収支の赤字幅も縮小している。

図表 3-7 輸出・輸入と貿易収支の推移



(出所) 国家統計局より作成

(2) 品目別輸出・輸入の動向

UNCTAD（国際連合貿易開発会議、United Nations Conference on Trade and Development）の統計によると、2015年（暦年）の輸出額は2,644億ドル。セグメント別にみた主な輸出分野は「素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）」（構成比：26.0%）、自動車・バイク等を含む「機械類・輸送用機器」（同16.4%）、衣類等を含む「雑製品」（同14.9%）の比率が高い。これら3分野で全体の6割弱を占めている。輸出額が2013年をピークに減少しているのは、原油価格に左右される「石油・同製品」、鉱石や貴金属が含まれる「非金属鉱物製品」の輸出額が多いためである。

2015年時点で輸出額が50億ドル以上ある分野の内、2005年からの10年間で堅調に伸びてきたのが「医薬品」、「自動車・バイク等」、「衣類・同附属品」、「その他」に含まれている「金」である。これらの4品目は、直近の輸出額がピークだった2013年と比べても、輸出額が増えている。

図表 3-8 主要輸出品目

（100万ドル/暦年）	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
輸出総額	100,353 (100.0%)	121,201 (100.0%)	145,898 (100.0%)	181,861 (100.0%)	176,765 (100.0%)	220,408 (100.0%)	301,483 (100.0%)	289,565 (100.0%)	336,611 (100.0%)	317,545 (100.0%)	264,381 (100.0%)
食料品・動物	8,017 (8.0%)	9,258 (7.6%)	11,851 (8.1%)	15,861 (8.7%)	11,948 (6.8%)	15,494 (7.0%)	23,228 (7.7%)	26,842 (9.3%)	33,565 (10.0%)	31,969 (10.1%)	26,330 (10.0%)
肉類・同調製品	584	697	845	1,194	1,191	1,821	2,722	3,153	4,775	5,079	4,347
魚介類・同調製品	1,620	1,684	1,745	1,573	1,599	2,403	3,345	3,362	4,728	5,500	4,778
穀物・同調製品	2,028	1,703	2,914	4,119	3,161	3,136	5,704	9,132	11,405	10,598	7,380
コーヒー・茶・香辛料類	1,025	1,273	1,545	1,951	1,713	2,233	3,276	3,074	3,101	3,238	3,407
飲料・たばこ	336 (0.3%)	407 (0.3%)	506 (0.3%)	778 (0.4%)	1,008 (0.6%)	1,006 (0.5%)	970 (0.3%)	1,126 (0.4%)	1,325 (0.4%)	1,189 (0.4%)	1,153 (0.4%)
食料に適さない原材料	7,494 (7.5%)	8,423 (6.9%)	10,894 (7.5%)	12,187 (6.7%)	9,999 (5.7%)	15,449 (7.0%)	16,351 (5.4%)	18,977 (6.6%)	16,054 (4.8%)	12,773 (4.0%)	9,280 (3.5%)
鉱物性燃料等	10,497 (10.5%)	18,004 (14.9%)	23,620 (16.2%)	32,853 (18.1%)	24,016 (13.6%)	37,976 (17.2%)	56,554 (18.8%)	54,377 (18.8%)	69,567 (20.7%)	62,347 (19.6%)	31,387 (11.9%)
石油・同製品	10,351	17,771	23,475	32,500	23,805	37,558	55,784	53,903	69,052	61,970	30,986
動植物性油脂	339 (0.3%)	334 (0.3%)	441 (0.3%)	635 (0.3%)	593 (0.3%)	788 (0.4%)	1,181 (0.4%)	1,038 (0.4%)	1,119 (0.3%)	1,008 (0.3%)	1,063 (0.4%)
化学製品	11,433 (11.4%)	14,114 (11.6%)	16,363 (11.2%)	20,454 (11.2%)	18,522 (10.5%)	23,577 (10.7%)	31,257 (10.4%)	34,502 (11.9%)	39,430 (11.7%)	37,118 (11.7%)	35,946 (13.6%)
有機化合物	4,114	5,440	5,978	7,174	6,149	7,735	10,154	11,564	12,171	10,967	10,124
医薬品	2,762	3,416	4,477	5,823	5,922	7,124	9,503	10,860	13,174	12,935	13,903
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	33,729 (33.6%)	36,815 (30.4%)	43,130 (29.6%)	49,757 (27.4%)	43,818 (24.8%)	62,439 (28.3%)	75,685 (25.1%)	67,158 (23.2%)	83,032 (24.7%)	76,837 (24.2%)	68,751 (26.0%)
織物用糸・繊維製品	8,331	8,880	9,617	10,372	9,111	12,833	15,340	15,274	18,907	18,266	17,263
非金属鉱物製品	13,499	12,151	15,280	16,926	18,473	24,395	34,771	24,979	33,011	27,496	25,456
鉄鋼	5,364	6,582	8,194	11,217	6,471	10,612	10,471	10,885	12,725	11,540	8,289
非鉄金属	1,674	3,759	3,916	3,485	3,990	7,104	4,562	4,382	5,261	6,003	5,747
金属製品	2,747	3,072	3,518	4,707	3,374	4,169	6,063	6,777	7,430	7,953	7,113
機械類・輸送用機器	10,568 (10.5%)	13,237 (10.9%)	16,471 (11.3%)	24,669 (13.6%)	27,008 (15.3%)	31,931 (14.5%)	41,921 (13.9%)	39,729 (13.7%)	46,100 (13.7%)	48,579 (15.3%)	43,325 (16.4%)
原動機	933	1,329	1,783	2,752	2,286	2,335	2,855	2,816	3,511	3,991	3,637
専門機械	1,191	1,287	1,639	2,158	1,889	2,230	3,342	3,465	3,931	4,233	4,101
その他産業機械・部品	1,647	2,248	2,848	3,686	3,144	3,886	4,856	5,171	6,292	6,137	6,179
電気機器	2,015	2,751	3,296	4,598	4,104	5,522	5,576	5,330	6,227	6,218	5,975
自動車・バイク等	2,985	3,423	3,726	5,535	5,410	8,746	9,501	11,420	12,871	13,519	13,079
その他輸送用機器	729	892	1,718	4,179	4,881	5,804	9,457	6,012	7,916	11,405	7,923
雑製品	16,808 (16.7%)	19,330 (15.9%)	20,929 (14.3%)	21,796 (12.0%)	31,889 (18.0%)	27,174 (12.3%)	40,026 (13.3%)	43,174 (14.9%)	38,937 (11.6%)	42,297 (13.3%)	39,522 (14.9%)
衣類・同附属品	8,739	9,564	9,930	10,968	12,005	11,229	14,672	13,833	16,843	17,650	18,168
その他の雑製品	5,647	7,009	7,692	7,019	16,108	11,667	19,668	23,492	15,006	17,055	13,951
その他	1,131 (1.1%)	1,279 (1.1%)	1,692 (1.2%)	2,871 (1.6%)	7,963 (4.5%)	4,576 (2.1%)	14,310 (4.7%)	2,641 (0.9%)	7,482 (2.2%)	3,427 (1.1%)	7,624 (2.9%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

一方、2015 年の輸入額は 3,907 億ドル。セグメント別にみた主な輸入分野は 「鉱物性燃料等」（構成比：25.7%） 「機械類・輸送用機器」（同：21.3%） 「素材製造品（皮革・紙・鉄鋼等）」（同 15.4%）である。これら 3 分野で全体の 6 割強を占めている。輸出のピークが 2013 年だったのに対し、輸入のピークは 2012 年と 1 年早かった。原油価格が下落に転じたことや国内の消費・投資活動が減速したことで、石油製品の輸入量が減ったことが主因となっている。

2015 年時点で輸出額が 50 億ドル以上ある分野の内、2005 年からの 10 年間で堅調に伸びてきたのが「食料品・動物」に含まれる「果実・野菜」、「有機化合物」、「プラスチック（成型前）」、「非鉄金属」、「通信・音響機器」である。これらの 5 分野は、直近の輸入額がピークだった 2012 年と比べても、輸入額が増えている。

図表 3-9 主要輸入品目

（100万ドル/暦年）	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
輸入総額	140,862 (100.0%)	178,212 (100.0%)	218,645 (100.0%)	315,712 (100.0%)	266,402 (100.0%)	350,029 (100.0%)	462,403 (100.0%)	488,976 (100.0%)	466,046 (100.0%)	459,369 (100.0%)	390,745 (100.0%)
食料品・動物	2,793 (2.0%)	3,061 (1.7%)	3,669 (1.7%)	3,815 (1.2%)	5,582 (2.1%)	5,762 (1.6%)	5,922 (1.3%)	6,483 (1.3%)	6,595 (1.4%)	8,124 (1.8%)	9,430 (2.4%)
飲料・たばこ	145 (0.1%)	141 (0.1%)	161 (0.1%)	182 (0.1%)	149 (0.1%)	257 (0.1%)	334 (0.1%)	337 (0.1%)	368 (0.1%)	437 (0.1%)	403 (0.1%)
食料に適さない原材料	9,523 (6.8%)	11,564 (6.5%)	12,964 (5.9%)	15,263 (4.8%)	12,142 (4.6%)	17,182 (4.9%)	22,910 (5.0%)	24,856 (5.1%)	23,062 (4.9%)	24,253 (5.3%)	20,340 (5.2%)
鉱物性燃料等	15,429 (11.0%)	47,997 (26.9%)	63,274 (28.9%)	103,975 (32.9%)	76,923 (28.9%)	101,811 (29.1%)	151,759 (32.8%)	172,081 (35.2%)	165,984 (35.6%)	161,573 (35.2%)	100,472 (25.7%)
石炭・コークス・練炭	4,738	4,308	4,696	9,305	8,130	10,811	16,384	16,013	15,431	16,411	13,985
石油・同製品	8,413	40,773	53,883	88,809	64,741	84,773	123,390	141,780	135,234	126,500	74,383
天然ガス・製造ガス	2,206	2,831	4,544	5,769	3,917	6,227	11,985	14,211	15,319	18,662	12,059
動植物性油脂	3,351 (2.4%)	2,744 (1.5%)	3,389 (1.5%)	5,277 (1.7%)	5,798 (2.2%)	7,515 (2.1%)	10,231 (2.2%)	11,479 (2.3%)	10,238 (2.2%)	11,209 (2.4%)	10,760 (2.8%)
化学製品	17,264 (12.3%)	17,464 (9.8%)	20,535 (9.4%)	35,063 (11.1%)	28,418 (10.7%)	37,078 (10.6%)	45,649 (9.9%)	45,514 (9.3%)	45,839 (9.8%)	50,806 (11.1%)	46,865 (12.0%)
有機化合物	5,837	5,537	6,497	8,434	7,960	11,490	13,654	14,507	16,183	18,128	14,770
肥料	2,062	2,677	3,739	11,686	6,256	7,194	10,132	8,338	6,023	5,581	7,419
プラスチック（成型前）	2,460	2,437	3,110	3,597	4,410	6,117	6,449	7,551	8,309	10,062	8,770
素材製造品(皮革、紙、鉄鋼等)	32,547 (23.1%)	27,512 (15.4%)	34,280 (15.7%)	46,272 (14.7%)	39,435 (14.8%)	60,377 (17.2%)	75,341 (16.3%)	58,198 (11.9%)	64,587 (13.9%)	66,864 (14.6%)	60,349 (15.4%)
非金属鉱物製品	16,298	11,293	12,598	18,025	18,098	33,141	39,053	26,785	31,442	29,972	24,789
鉄鋼	5,847	6,344	8,791	10,328	7,968	10,535	12,001	11,194	8,645	10,477	10,220
非鉄金属	3,674	3,331	5,311	7,937	4,641	5,537	10,115	7,035	10,590	11,505	10,873
機械類・輸送用機器	39,052 (27.7%)	45,871 (25.7%)	54,700 (25.0%)	70,355 (22.3%)	61,568 (23.1%)	71,420 (20.4%)	86,178 (18.6%)	81,960 (16.8%)	79,415 (17.0%)	79,972 (17.4%)	83,270 (21.3%)
その他産業機械・部品	5,291	5,855	7,678	10,451	8,800	11,033	14,202	13,241	11,839	12,101	12,095
事務用機器・コンピュータ	4,655	4,852	5,031	5,746	5,048	6,406	7,663	7,711	8,156	8,030	8,577
通信・音響機器	7,381	8,300	9,775	10,048	12,056	13,924	15,017	13,465	14,909	17,709	20,443
電気機器	5,782	6,333	7,660	9,779	10,744	11,998	16,277	14,758	14,728	14,247	15,103
雑製品	7,352 (5.2%)	7,465 (4.2%)	8,381 (3.8%)	10,173 (3.2%)	10,358 (3.9%)	12,221 (3.5%)	15,716 (3.4%)	20,488 (4.2%)	16,621 (3.6%)	17,710 (3.9%)	17,626 (4.5%)
その他	13,405 (9.5%)	14,394 (8.1%)	17,294 (7.9%)	25,338 (8.0%)	26,029 (9.8%)	36,405 (10.4%)	48,361 (10.5%)	67,581 (13.8%)	53,337 (11.4%)	38,421 (8.4%)	41,230 (10.6%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

(3) 輸出入の国別動向

石油製品の輸出入が多いため、インドの貿易相手国の構成比は原油価格によって大きく変動する。このため、2005年から2015年にかけての10年間でみると、2007～2008年、2011～2013年は特に輸入で産油国の構成比が高くなっている。また、2005年と2015年での国別構成比をみると、輸出・輸入ともに先進国から発展途上国へのシフトが進んでいるが、発展途上国の中でも、輸出では「中東・北アフリカ」、「サブサハラ・アフリカ」、南米が主となる「西半球」の比率が上昇し、輸入では中国をはじめとした「アジア」の比率が高まっている。

2015年の主な輸出相手国は、米国（構成比：15.2%）、UAE（同11.4%）、香港（同4.6%）、中国（同3.6%）、サウジアラビア（同2.6%）である。上位3カ国については、いずれも貴金属や鉱石を含む「非鉄金属鉱物製品」が増えている。その他の特徴としては、米国向けでは「医薬品」と「衣類関連（衣類、繊維製品）」が、UAE向けでは、米国同様に「衣類関連」と「非鉄金属鉱物製品」、更に2013年以降は「その他」に含まれる「金」が伸びている。香港向けは、例年、7割前後を「非鉄金属鉱物製品」が占めており、他分野に大きな変化は見られない。

他方、主な輸入相手国（2015年）は、中国（構成比：15.7%）、サウジアラビア（同5.4%）、米国（同5.3%）、UAE（同5.2%）、インドネシア（同3.5%）となっている。特に中国の構成比の上昇は顕著で、2005年時点の7.1%から大幅に上昇している。中国からは、「肥料」、「通信・音響機器」、「事務用機器・コンピューター」、「電気機器」の増加が目立っている。

また、2011年以降は、第5位のインドネシアだけでなく、タイやマレーシア等の他のASEAN諸国の構成比も上昇している。但し、主な輸入品は国によって異なっており、インドネシアでは「石炭・コークス・練炭」、マレーシアではパーム油等の「植物性油脂」、タイからはクラッチやシャフト等の自動車部品が含まれる「その他産業機械・部品」、「通信・音響機器」、「自動車・バイク等」の輸入が増加している。

国別の貿易統計を基に、貿易額の大きい国や地域（ASEAN、EU28等）とインドとの貿易収支の関係をみると、インドは恒常的な貿易赤字国ではあるものの、米国、ASEAN、南アジアの近隣諸国（スリランカ、バングラデシュ、ネパール、パキスタン）に対しては輸出超過（貿易黒字）である（図表3-12）。また、ASEAN主要国の中では、インドネシア、マレーシア、タイに対しては貿易赤字だが、ベトナム、フィリピン、シンガポール向けの貿易黒字で相殺している。

貿易総額では、中国が最大の貿易相手国となっているが、全体に占める比率は10.8%に過ぎず、2位の米国（9.3%）や3位のUAE（7.7%）との差もそれほど大きくない。ASEANと欧州（EU28）との比較では、2010年以降、ASEAN諸国との貿易が欧州を上回っている。

図表 3-10 主要輸出相手国

(単位: 100万ドル/暦年)		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
輸出		98,202	120,532	153,768	177,698	165,184	222,922	307,086	297,261	315,127	317,733	266,169
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
先進国		55,779	64,727	77,759	85,861	79,168	100,120	139,014	135,155	138,801	137,510	123,215
		56.8%	53.7%	50.6%	48.3%	47.9%	44.9%	45.3%	45.5%	44.0%	43.3%	46.3%
日本		2,393	2,767	3,606	3,214	3,186	4,813	5,664	6,697	6,764	5,732	4,735
		2.4%	2.3%	2.3%	1.8%	1.9%	2.2%	1.8%	2.3%	2.1%	1.8%	1.8%
韓国		1,631	2,343	2,768	3,706	3,732	3,641	4,825	4,142	4,099	4,709	3,684
		1.7%	1.9%	1.8%	2.1%	2.3%	1.6%	1.6%	1.4%	1.3%	1.5%	1.4%
香港		4,276	4,628	5,899	6,573	6,938	9,518	12,643	12,149	13,024	13,508	12,218
		4.4%	3.8%	3.8%	3.7%	4.2%	4.3%	4.1%	4.1%	4.1%	4.3%	4.6%
シンガポール		5,069	5,908	7,043	7,997	6,721	9,094	16,147	14,693	13,479	9,645	7,703
		5.2%	4.9%	4.6%	4.5%	4.1%	4.1%	5.3%	4.9%	4.3%	3.0%	2.9%
米国		16,475	18,516	20,285	20,852	18,280	23,612	33,360	36,196	38,711	42,496	40,400
		16.8%	15.4%	13.2%	11.7%	11.1%	10.6%	10.9%	12.2%	12.3%	13.4%	15.2%
発展途上国		42,103	55,460	74,989	87,529	81,268	119,370	152,864	157,044	164,631	177,085	140,667
		42.9%	46.0%	48.8%	49.3%	49.2%	53.5%	49.8%	52.8%	52.2%	55.7%	52.8%
アジア		15,894	19,033	25,502	26,892	26,409	40,582	50,801	46,495	50,142	52,872	43,847
		16.2%	15.8%	16.6%	15.1%	16.0%	18.2%	16.5%	15.6%	15.9%	16.6%	16.5%
中国		6,473	7,910	10,195	9,664	10,155	17,519	19,113	14,904	14,517	13,252	9,690
		6.6%	6.6%	6.6%	5.4%	6.1%	7.9%	6.2%	5.0%	4.6%	4.2%	3.6%
スリランカ		1,872	2,198	2,683	2,484	1,733	3,314	4,807	4,194	4,227	6,433	5,526
		1.9%	1.8%	1.7%	1.4%	1.0%	1.5%	1.6%	1.4%	1.3%	2.0%	2.1%
バングラデシュ		1,656	1,637	2,595	2,575	2,181	3,024	3,765	5,018	5,710	6,580	5,727
		1.7%	1.4%	1.7%	1.4%	1.3%	1.4%	1.2%	1.7%	1.8%	2.1%	2.2%
ネパール		831	911	1,362	1,543	1,417	1,907	2,687	3,059	3,439	4,405	3,311
		0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.4%	1.2%
タイ		1,032	1,352	1,717	1,936	1,592	2,145	3,224	3,455	3,906	3,485	3,154
		1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.2%
ベトナム		657	910	1,447	1,697	1,722	2,485	3,403	3,671	5,303	6,508	5,338
		0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.7%	2.0%	2.0%
マレーシア		1,142	1,269	2,252	3,215	3,464	3,551	3,917	3,788	5,054	4,605	4,941
		1.2%	1.1%	1.5%	1.8%	2.1%	1.6%	1.3%	1.3%	1.6%	1.4%	1.9%
インドネシア		1,368	1,866	2,126	2,428	2,873	4,572	6,860	6,071	5,197	4,453	2,953
		1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.7%	2.1%	2.2%	2.0%	1.6%	1.4%	1.1%
欧州		2,614	3,309	4,334	4,848	4,400	6,678	8,697	8,951	9,636	12,137	9,870
		2.7%	2.7%	2.8%	2.7%	2.7%	3.0%	2.8%	3.0%	3.1%	3.8%	3.7%
中東・北アフリカ		16,002	21,919	29,606	39,141	36,074	49,210	61,563	64,990	66,991	69,157	55,696
		16.3%	18.2%	19.3%	22.0%	21.8%	22.1%	20.0%	21.9%	21.3%	21.8%	20.9%
サウジアラビア		1,710	2,394	3,427	4,668	3,730	4,500	5,646	8,624	11,793	12,797	6,944
		1.7%	2.0%	2.2%	2.6%	2.3%	2.0%	1.8%	2.9%	3.7%	4.0%	2.6%
U A E		8,281	11,172	14,728	21,848	20,667	29,507	38,773	36,536	31,957	33,170	30,316
		8.4%	9.3%	9.6%	12.3%	12.5%	13.2%	12.6%	12.3%	10.1%	10.4%	11.4%
イラン		1,199	1,385	1,824	2,369	1,953	2,520	2,564	2,591	4,943	4,414	3,165
		1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	0.8%	0.9%	1.6%	1.4%	1.2%
サブサハラ・アフリカ		4,813	7,255	10,253	10,819	9,381	13,607	18,649	21,879	24,905	27,601	20,319
		4.9%	6.0%	6.7%	6.1%	5.7%	6.1%	6.1%	7.4%	7.9%	8.7%	7.6%
西半球		2,781	3,943	5,295	5,829	5,004	9,293	13,153	14,729	12,956	15,318	10,936
		2.8%	3.3%	3.4%	3.3%	3.0%	4.2%	4.3%	5.0%	4.1%	4.8%	4.1%
その他		320	345	1,020	4,309	4,749	3,432	15,209	5,062	11,695	3,138	2,288
		0.3%	0.3%	0.7%	2.4%	2.9%	1.5%	5.0%	1.7%	3.7%	1.0%	0.9%

【参考】

ASEAN	21,444	25,325	29,042	36,925	35,257	48,838	61,358	57,516	66,123	55,280	44,144
	21.8%	21.0%	18.9%	20.8%	21.3%	21.9%	20.0%	19.3%	21.0%	17.4%	16.6%
EU 28	16,432	19,084	23,319	30,034	27,167	32,461	42,357	37,275	41,705	37,700	32,100
	16.7%	15.8%	15.2%	16.9%	16.4%	14.6%	13.8%	12.5%	13.2%	11.9%	12.1%

(出所) “Direction of Trade Statistics”, IMF, UNCTAD Stat より作成

図表 3-11 主要輸入相手国

(単位：100万ドル/暦年)		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
輸入		139,754	176,602	235,016	281,466	257,658	350,783	465,076	490,413	467,950	460,512	392,237
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
先進国		60,955	76,183	100,438	115,131	106,698	137,613	178,541	173,956	158,796	147,607	141,258
		43.6%	43.1%	42.7%	40.9%	41.4%	39.2%	38.4%	35.5%	33.9%	32.1%	36.0%
日本		3,855	4,462	5,891	7,286	6,386	8,282	11,196	12,403	10,541	9,969	9,638
		2.8%	2.5%	2.5%	2.6%	2.5%	2.4%	2.4%	2.5%	2.3%	2.2%	2.5%
韓国		4,300	4,745	5,730	7,953	7,856	9,938	12,437	13,490	12,453	13,524	13,113
		3.1%	2.7%	2.4%	2.8%	3.0%	2.8%	2.7%	2.8%	2.7%	2.9%	3.3%
香港		2,088	2,415	2,645	5,483	4,971	7,794	11,853	7,526	7,920	5,804	5,911
		1.5%	1.4%	1.1%	1.9%	1.9%	2.2%	2.5%	1.5%	1.7%	1.3%	1.5%
シンガポール		3,178	4,956	7,461	7,603	6,047	7,270	8,230	7,603	6,997	7,071	7,408
		2.3%	2.8%	3.2%	2.7%	2.3%	2.1%	1.8%	1.6%	1.5%	1.5%	1.9%
米国		8,848	11,173	18,708	18,889	16,644	19,136	23,454	25,142	23,480	21,234	20,701
		6.3%	6.3%	8.0%	6.7%	6.5%	5.5%	5.0%	5.1%	5.0%	4.6%	5.3%
発展途上国		37,950	88,454	132,821	164,853	149,747	211,105	283,116	314,952	307,020	305,968	242,162
		27.2%	50.1%	56.5%	58.6%	58.1%	60.2%	60.9%	64.2%	65.6%	66.4%	61.7%
アジア		18,537	28,725	40,611	49,349	48,008	65,521	89,926	89,252	88,798	97,973	98,294
		13.3%	16.3%	17.3%	17.5%	18.6%	18.7%	19.3%	18.2%	19.0%	21.3%	25.1%
中国		9,926	15,813	24,692	30,276	28,840	41,333	55,299	52,407	51,457	58,280	61,593
		7.1%	9.0%	10.5%	10.8%	11.2%	11.8%	11.9%	10.7%	11.0%	12.7%	15.7%
スリランカ		528	497	591	420	328	520	719	639	673	592	854
		0.4%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%
バングラデシュ		110	203	250	296	235	359	583	597	554	557	651
		0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%
ネパール		371	324	547	523	427	507	539	567	505	602	505
		0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
タイ		1,125	1,612	2,162	2,567	2,684	3,949	5,068	5,464	5,453	5,687	5,660
		0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.4%
ベトナム		120	159	172	346	427	997	1,539	1,994	2,838	2,779	2,684
		0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.6%	0.6%	0.7%
マレーシア		2,386	4,575	5,827	6,767	4,923	5,998	9,122	10,158	9,061	10,977	9,563
		1.7%	2.6%	2.5%	2.4%	1.9%	1.7%	2.0%	2.1%	1.9%	2.4%	2.4%
インドネシア		2,911	3,879	4,660	6,212	7,864	9,719	13,995	14,276	15,232	15,261	13,883
		2.1%	2.2%	2.0%	2.2%	3.1%	2.8%	3.0%	2.9%	3.3%	3.3%	3.5%
欧州		3,315	4,546	5,972	8,232	8,232	7,564	9,536	12,400	10,008	10,844	9,340
		2.4%	2.6%	2.5%	2.9%	3.2%	2.2%	2.1%	2.5%	2.1%	2.4%	2.4%
中東・北アフリカ		9,731	40,388	65,772	80,690	67,938	98,826	134,103	150,433	142,602	127,441	81,974
		7.0%	22.9%	28.0%	28.7%	26.4%	28.2%	28.8%	30.7%	30.5%	27.7%	20.9%
サウジアラビア		1,550	10,446	17,897	19,470	14,603	20,407	28,321	33,184	36,083	32,581	21,259
		1.1%	5.9%	7.6%	6.9%	5.7%	5.8%	6.1%	6.8%	7.7%	7.1%	5.4%
U A E		4,426	7,582	12,267	18,821	15,418	30,977	35,657	38,258	33,214	27,212	20,456
		3.2%	4.3%	5.2%	6.7%	6.0%	8.8%	7.7%	7.8%	7.1%	5.9%	5.2%
イラン		629	5,896	10,094	11,829	10,574	11,111	11,516	13,455	10,028	11,253	6,245
		0.5%	3.3%	4.3%	4.2%	4.1%	3.2%	2.5%	2.7%	2.1%	2.4%	1.6%
サブサハラ・アフリカ		3,852	9,525	14,028	17,644	16,893	25,595	32,656	35,133	32,447	35,990	30,631
		2.8%	5.4%	6.0%	6.3%	6.6%	7.3%	7.0%	7.2%	6.9%	7.8%	7.8%
西半球		2,515	5,269	6,439	8,938	8,677	13,599	16,896	27,734	33,165	33,720	21,923
		1.8%	3.0%	2.7%	3.2%	3.4%	3.9%	3.6%	5.7%	7.1%	7.3%	5.6%
その他		40,849	11,965	1,757	1,481	1,213	2,065	3,419	1,505	2,134	6,938	8,817
		29.2%	6.8%	0.7%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.3%	0.5%	1.5%	2.2%

【参考】

ASEAN	17,433	20,039	23,143	31,267	27,028	34,571	46,036	45,051	45,364	47,364	43,690
	12.5%	11.3%	9.8%	11.1%	10.5%	9.9%	9.9%	9.2%	9.7%	10.3%	11.1%
EU 28	34,588	33,523	37,341	48,331	40,325	46,019	59,820	54,797	52,686	51,152	45,783
	24.7%	19.0%	15.9%	17.2%	15.7%	13.1%	12.9%	11.2%	11.3%	11.1%	11.7%

(出所) “Direction of Trade Statistics”, IMF, UNCTAD Stat より作成

図表 3-12 国別の貿易収支の推移

(単位: 100万ドル/暦年)	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
貿易収支	-41,552	-56,070	-81,248	-103,768	-92,474	-127,861	-157,990	-193,152	-152,823	-142,779	-126,068
先進国	-5,176	-11,456	-22,679	-29,270	-27,530	-37,493	-39,527	-38,801	-19,995	-10,097	-18,043
日本	-1,462	-1,695	-2,285	-4,072	-3,200	-3,469	-5,533	-5,705	-3,777	-4,236	-4,903
韓国	-2,669	-2,403	-2,962	-4,247	-4,124	-6,297	-7,612	-9,347	-8,353	-8,815	-9,429
米国	7,627	7,343	1,577	1,963	1,636	4,476	9,905	11,054	15,231	21,261	19,699
発展途上国	4,153	-32,994	-57,832	-77,324	-68,480	-91,735	-130,252	-157,908	-142,389	-128,883	-101,495
アジア	-2,643	-9,693	-15,109	-22,457	-21,599	-24,939	-39,125	-42,758	-38,656	-45,101	-54,448
中国	-3,452	-7,902	-14,497	-20,612	-18,685	-23,814	-36,186	-37,503	-36,940	-45,028	-51,903
スリランカ	1,344	1,700	2,092	2,063	1,405	2,794	4,088	3,555	3,554	5,841	4,672
バングラデシュ	1,546	1,434	2,345	2,279	1,946	2,665	3,182	4,421	5,156	6,023	5,076
ネパール	459	587	814	1,020	990	1,400	2,148	2,492	2,934	3,803	2,806
タイ	-93	-260	-445	-632	-1,092	-1,804	-1,843	-2,008	-1,548	-2,202	-2,505
ベトナム	537	751	1,275	1,351	1,296	1,488	1,864	1,677	2,465	3,729	2,654
マレーシア	-1,244	-3,306	-3,576	-3,552	-1,459	-2,446	-5,205	-6,370	-4,008	-6,372	-4,622
インドネシア	-1,542	-2,013	-2,534	-3,784	-4,991	-5,147	-7,135	-8,205	-10,035	-10,808	-10,930
欧州	-701	-1,237	-1,638	-3,385	-3,832	-886	-840	-3,449	-372	1,293	529
中東・北アフリカ	6,271	-18,469	-36,166	-41,549	-31,864	-49,616	-72,540	-85,443	-75,611	-58,284	-26,278
サウジアラビア	161	-8,052	-14,470	-14,802	-10,872	-15,907	-22,676	-24,560	-24,290	-19,784	-14,315
U A E	3,855	3,590	2,461	3,026	5,249	-1,469	3,116	-1,723	-1,257	5,959	9,860
イラン	570	-4,511	-8,269	-9,460	-8,621	-8,591	-8,951	-10,864	-5,085	-6,839	-3,081
サブサハラ・アフリカ	961	-2,270	-3,775	-6,825	-7,512	-11,988	-14,007	-13,254	-7,542	-8,388	-10,312
ナイジェリア	750	-4,392	-6,430	-7,009	-4,278	-8,372	-11,097	-10,559	-10,237	-12,800	-7,934
西半球	266	-1,326	-1,144	-3,109	-3,673	-4,306	-3,742	-13,005	-20,208	-18,402	-10,987
ベネズエラ	81	-441	-344	-2,942	-1,647	-4,835	-5,814	-11,805	-14,703	-12,961	-6,581
その他	-40,529	-11,619	-737	2,827	3,536	1,367	11,790	3,556	9,561	-3,800	-6,529

【参考】

ASEAN	4,011	5,286	5,899	5,658	8,229	14,267	15,321	12,465	20,759	7,916	454
EU 28	-18,156	-14,439	-14,022	-18,297	-13,158	-13,559	-17,463	-17,521	-10,981	-13,452	-13,682

(出所) "Direction of Trade Statistics", IMF, UNCTAD Stat より作成

4. 人口大国の中のインド

(1) 世界第2位の人口大国であるインド

IMFの「World Economic Outlook」(2016年10月)によると、2015年時点のインドの人口は12億9,271万人と、中国に次ぐ世界第2位の人口大国となっている(図表3-13)。また、国連の「世界人口予測」(2015年)によると、2022年にはインドは中国を抜いて世界最大の人口を抱える国になる見通しである。

人口の多いインドは経済規模も大きい。2015年の名目GDPは2兆ドルと、世界第7位の規模を誇っている。他方、1人あたりGDPで表される所得水準は低い。同年のインドの所得水準は1,604ドルと、比較可能な185カ国・地域中、140位と下位に位置している。

人口の多い上位10カ国の中には、インドと同じ南アジアに位置するパキスタン(6位)とバングラデシュ(8位)が含まれているが、所得水準はインドとほぼ同じレベルにある。南アジア諸国の中には、モルディブ(35万人)のような所得水準の高い(8,969ドル)国もあるが、東アジア地域(日本、韓国、中国等)や東南アジア地域(シンガポール、マレーシア、タイ、ベトナム等)に比べ、経済発展の格差はさほど大きくないと言える。

図表 3-13 インドと世界の人口大国との比較表(2015年)

	人口 万人	面積 1,000 km ²	名目GDP 億ドル	1人あたりGDP ドル
中国	137,349 (1)	9,597	111,816 (2)	8,141 (73)
インド	129,271 (2)	3,287	20,730 (7)	1,604 (140)
米国	32,160 (3)	9,834	180,367 (1)	56,084 (7)
インドネシア	25,546 (4)	1,911	8,590 (16)	3,362 (117)
ブラジル	20,446 (5)	8,515	17,726 (9)	8,670 (70)
パキスタン	18,987 (6)	796	2,711 (42)	1,428 (143)
ナイジェリア	17,872 (7)	924	4,938 (23)	2,763 (124)
バングラデシュ	15,986 (8)	148	2,065 (46)	1,292 (150)
ロシア	14,346 (9)	17,098	13,260 (12)	9,243 (63)
日本	12,698 (10)	378	41,242 (3)	32,479 (25)
【参考】				
A S E A N	62,969	4,486	24,333	3,864
E U 28	50,761	4,382	163,004	32,112
E U 28 (除く英国)	44,250	4,139	134,420	30,378
N A F T A (3カ国)	47,843	21,783	207,310	43,331

(注) 年度末が12月以外の国については、当該暦年中に年度末を迎えたデータを採用している。例えば、インドの2015年データは2015年3月を年度末としたデータを採用している。

(出所) IMF, “World Economic Outlook (2016/10)”, 国際連合資料より作成

(2) 近隣諸国との間の貿易額の変化

ASEAN 域内で関税率撤廃の動きがあるように、インドをはじめとした南アジア諸国の間でも、二国間 FTA や南アジア地域協力連合（South Asian Association for Regional Cooperation : SAARC）加盟国による南アジア自由貿易地域（South Asian Free Trade Area : SAFTA）等、関税率撤廃の動きがみられている。但し、2006 年に発効した SAFTA はセンシティブリスト品目数が多く、ASEAN の域内 FTA（ASEAN Trade In Goods Agreement : ATIGA）並みの動きには至っていない。

しかし、それでも近隣諸国との貿易額は増えている。SAFTA 加盟 8 カ国中（インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、アフガニスタン、モルディブ、ブータン）相対的に経済規模の大きい 5 カ国間の貿易額は 2005 年の 71 億ドルから 2015 年には 196 億ドルと、2.8 倍に増加している（図表 3-14）。

インドは、この間に近隣諸国向け輸出額を 116 億ドル増やしている（図表を縦方向に合計）。一方、各国からインド向けの輸出（図表を横方向に合計）は 5 億ドル増えている。つまり、インドは当該 10 年間で、近隣諸国からの輸出先となる以上に、近隣諸国向けの輸出を増やしたことになる（116 億ドル—5 億ドル=111 億ドル）。他方、近隣諸国ではインドからの輸入が、インドを含む近隣諸国向けの輸出を上回っており、当該 5 カ国間の貿易収支では悪化している。

図表 3-14 SAARC 主要国間の貿易額の変化（2005 年→2015 年）

（単位：100万ドル）

		輸出元国					
輸出先国	年	インド	パキスタン	バングラデシュ	スリランカ	ネパール	Total
インド	05		337	119	566	540	1,563
	15		415	547	645	459	2,066
	Diff		78	428	78	-81	503
パキスタン	05	647		52	44	3	746
	15	2,008		59	73	1	2,141
	Diff	1,360		7	30	-2	1,395
バングラデシュ	05	1,656	234		16	4	1,910
	15	5,727	446		93	5	6,271
	Diff	4,071	212		77	1	4,361
スリランカ	05	1,872	154	9		0	2,034
	15	5,526	270	28		0	5,824
	Diff	3,654	116	19		-0	3,790
ネパール	05	831	4	3	0		838
	15	3,311	1	21	4		3,337
	Diff	2,480	-2	18	3		2,499
Total	05	5,006	729	183	626	547	7,092
	15	16,572	1,132	656	814	466	19,639
	Diff	11,566	403	473	188	-82	12,548
輸出増 - 輸入増 (注)		+11,063	-993	-3,889	-3,602	-2,580	

（注） 統計誤差等のため、輸出からみた上記図表 3-x は、輸入からみた数値とは必ずしも一致しない
（出所）IMF 資料より作成

図表 3-15 インド・中国・ASEAN 諸国・南アジア主要国との賃金コスト等の比較

国名 1人あたりGDP	都市名 人口	製造業			非製造業	
		ワーカー	エンジニア	中間管理職	スタッフ	マネージャー
インド 1,604 ドル	ニューデリー 2,574 万人	245 (411)	627 (937)	1,659 (2,180)	571 (808)	1,749 (2,461)
	ムンバイ 2,289 万人	313 (341)	536 (763)	1,462 (1,488)	531 (750)	1,430 (2,190)
	バンガロール 1,017 万人	163 (235)	464 (757)	1,070 (1,741)	508 (719)	1,143 (1,594)
	チェンナイ 999 万人	214 (291)	463 (603)	1,080 (1,410)	450 (597)	1,189 (1,632)
中国 8,141 ドル	北京 2,039 万人	578 (840)	954 (1,424)	1,702 (2,937)	995 (1,503)	2,262 (3,445)
	上海 2,269 万人	477 (852)	865 (1,418)	1,554 (2,456)	997 (1,584)	2,139 (3,349)
	広州 1,876 万人	561 (923)	862 (1,425)	1,581 (2,527)	787 (1,219)	2,083 (3,271)
マレーシア 9,501 ドル	クアラルンプール 737 万人	317 (438)	738 (1,006)	1,445 (1,879)	785 (1,027)	1,620 (2,534)
タイ 5,742 ドル	バンコク 1,532 万人	348 (528)	659 (961)	1,401 (1,971)	610 (875)	1,471 (2,045)
インドネシア 3,362 ドル	ジャカルタ 3,132 万人	257 (374)	417 (595)	912 (1,313)	411 (592)	1,127 (1,593)
	パタム 123 万人	232 (379)	404 (654)	725 (913)	- -	- -
フィリピン 2,863 ドル	マニラ 2,293 万人	317 (424)	485 (570)	1,023 (1,256)	517 (755)	1,425 (2,009)
	セブ 258 万人	201 (257)	341 (422)	1,057 (1,329)	496 (726)	1,726 (2,223)
ベトナム 2,088 ドル	ハノイ 745 万人	181 (268)	346 (476)	871 (1,189)	390 (592)	971 (1,346)
	ダナン 98 万人	158 (360)	226 (388)	481 (818)	277 (389)	503 (700)
	ホーチミン 1,008 万人	193 (369)	349 (521)	736 (991)	469 (632)	1,018 (1,331)
ラオス 1,787 ドル	ビエンチャン 103 万人	179 (198)	424 (479)	1,005 (1,160)	390 (426)	1,536 (1,660)
ミャンマー 1,213 ドル	ヤンゴン 532 万人	127 (172)	388 (392)	951 (1,026)	336 (406)	801 (960)
カンボジア 1,144 ドル	プノンペン 186 万人	162 (220)	323 (387)	664 (740)	390 (474)	1,061 (1,405)
パキスタン 1,428 ドル	カラチ 2,283 万人	185 (317)	543 (829)	1,145 (1,813)	275 (360)	962 (1,164)
スリランカ 3,849 ドル	コロンボ 220 万人	143 (169)	391 (655)	759 (1,062)	333 (432)	866 (1,134)
バングラデシュ 1,292 ドル	ダッカ 1,624 万人	100 (134)	288 (388)	658 (896)	215 (351)	700 (1,023)

(注) 各都市の上段は正規雇用者の月額基本給(ドル)、下段は、「基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む年間総支給額」を12ヵ月で割った実質月間コスト(ドル)

(出所) IMF、JETRO、DEMOGRAPHIA より作成

(3) 賃金コストで比較したインドの位置付け

図表 3-15 は、JETRO の投資コスト比較調査（2016 年 4 月時点調査）を基に、月間基本給と残業代や賞与等の年間支給分から求められた実質月額給与を、製造業、非製造業に分けて表している。

これによると、日系企業が多く進出しているインドの主要都市（ニューデリー、ムンバイ、バンガロール、チェンナイ）の中で比較すると、ニューデリーが製造業のワーカー（一般工職）、エンジニア（中堅技術者）、中間管理職（課長クラス）、非製造業のスタッフ（一般職）、マネージャー（課長クラス）のいずれの職種においても、賃金コストが高いことが分かる。他方で、相対的に低い賃金は、バンガロールの製造業のワーカーと非製造業のマネージャー、チェンナイの製造業のエンジニアと中間管理職、非製造業のスタッフとなっている。

これらインドの主要都市における製造業の賃金コストを ASEAN 諸国や南アジア主要国（パキスタン、スリランカ、バングラデシュ）と比較すると、ワーカーの賃金コストに相対的な割高感はないが、エンジニアのコストはやや高くなっていることが分かる。

ワーカーの場合、ミャンマー、ラオス、カンボジアの ASEAN 後期加盟国やスリランカ、バングラデシュに比べ、インドの主要 4 都市の賃金コストは高いものの、タイや中国よりは低く、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナムとほぼ同程度となっている。

エンジニアについてもワーカーと同様の傾向にあるが、フィリピンやベトナムよりは若干高くなり、タイ、マレーシア、インドネシアと同水準にある。

ひとくちメモ 4：「開発なき成長」の将来像

戦後の計画型経済期にはその成長の停滞ぶりを揶揄して「ヒンドゥー型経済得成長」や「眠れる巨象」と呼ばれていたインドだが、IMF によるインドの 2017 年の GDP 成長率は 7.2%と予測され、主要国でトップクラスの伸び率だ。若年層を中心とした人口の増加、市場規模の拡大、生活水準の向上に裏打ちされたビジネスチャンスには日本企業をはじめとする海外資本からの注目度も高く、今後しばらくそのトレンドに大きな変化はないだろう。

他方で、インドの経済成長のあり方に対して疑義を呈する声も聞かれる。アマルティア・センとジャン・ドレーズによる「開発なき成長の限界」（原題 “An Uncertain Glory: India and its Contradictions” 2013 年）がその一つだ。インド生まれのセンはノーベル経済学賞を受賞し、80 歳を超えた現在も世界を代表する経済学者として知られる。ドレーズは現在インド経済大学で教鞭を取り、インドの経済や社会問題に関する多様な研究・論考を著してきた。センらは、経済成長はそれ自体を目的とすべきではなく、開発の前提としてなされるべきものであると説く。すなわち、貧困、疾病、差別など人間の基本的な生活を阻害する諸要素からの開放＝開発こそが経済成長の至上目的だとしているが、その主義に照らすと、現在のインドは必ずしもそうならないと指摘する。

下図では、世界銀行が発表した公衆衛生に関するいくつかの指標を示した。1990 年や 2000 年代前半と 2015 年とを比較すると、パキスタン・バングラデシュ・スリランカといった南アジアの周辺国と比べて、インドの順位は経年にしたがって相対的に劣位している。例えば誕生 1,000 人当たりの乳児死亡数は、1990 年にはバングラデシュよりも少なかったが、2015 年には逆転されている。マラリア患者数も 2000 年にはパキスタンやスリランカより少なかったが、2015 年には 4 カ国で最も多くなっている。

他方で南アフリカの調査会社ニュー・ワールド・ウェルス社の調査によると、インドは富の 54%が純資産 100 万ドル以上の富裕層に所有されており、主要国の中で貧富の格差が 2 番目に大きいと指摘された（もっとも大きいのはロシアの 62%）。インドには同国最大の財閥の一つ、リライアンスグループの中核企業リライアンス・インダストリーズの会長ムケシュ・アンバニ氏（総資産 232 億ドル。2017 年 4 月）を筆頭に米フォーブス誌による世界の長者番付に名を連ねる大富豪も多いが、その裏側で数多の人々が貧困状態にある。単純に結論付けることはできないが、経済成長によってもたらされた富が、

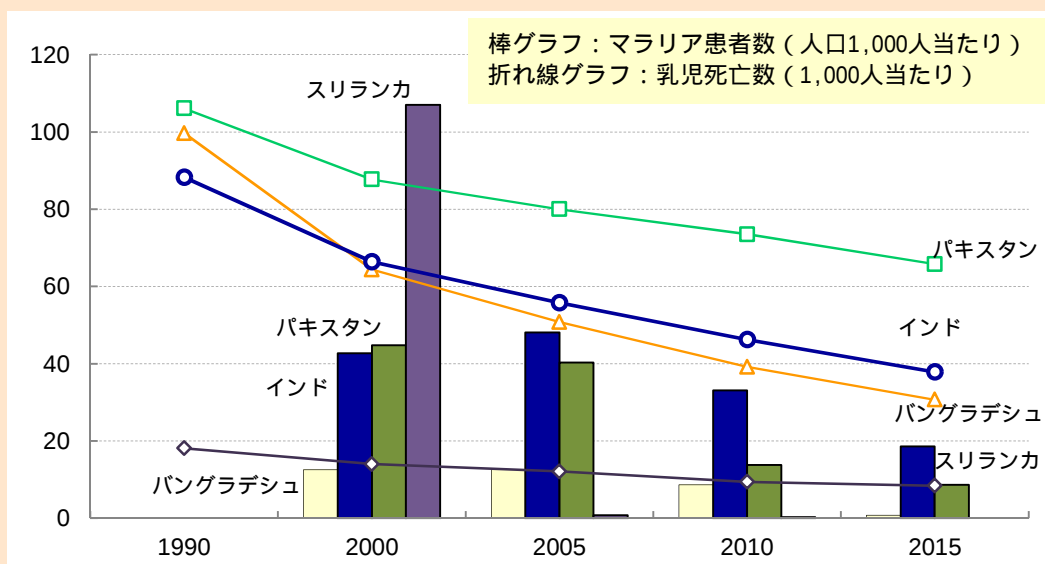
開発にうまくつながっていない状況がうかがえる。

元々インドは多様な宗教、民族、文化集団が複雑に共生するきわめてモザイク的な社会である。経済に端を発する種々の格差はインド社会の一体性を損ね、現在期待されている経済成長が達成できなくなったり、治安上のリスクが増大したりする危険性を秘めている。

このような中で、日本企業によるインドの開発への貢献事例が見られている。例えばマルチ・スズキ、ダイキン、トヨタによる職業訓練学校の開設（トヨタの学校は既存の訓練校を活用）が2017年夏に見込まれており、インド人若年層のスキル向上と、それに伴う貧困からの脱却が期待される。また、エーザイは自社抗がん剤のインドでの販売価格を、所得に応じて変動させる仕組みを導入した。この仕組みの下では、高所得層ほど高額に設定されているのに対して、最低所得者層は無料となり、より多くの人に薬が行き渡るようになっている。

インド市場は他のアジア市場に比べて、日本企業の黒字化に時間がかかるため、進出企業は長期のコミットメントを求められる傾向にある。インド政府や企業も日本企業の技術や製品の品質に対し高い信頼を寄せており、日本企業によるインドの開発への貢献の需要と重要性が高まっているといえる。

【図表：南アジア諸国の開発関連指標】



出所：世界銀行「世界開発指数（World Development Indicator）」



（左）27階建てのムケシュ・アンパニ氏邸（ムンバイ）



（右）洗濯屋（ムンバイ）

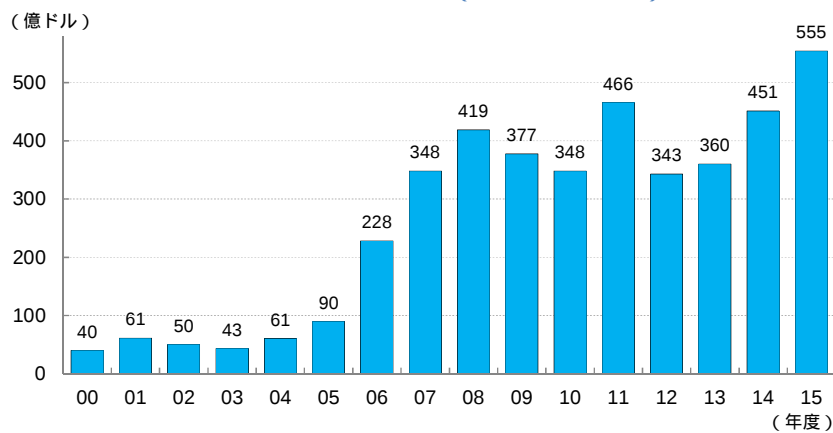
参考：アマルティア・セン、ジャン・ドレーズ（湊一樹訳）『開発なき成長の限界 現代インドの貧困・格差・社会的分断』（明石書店、2015年）

第4章 直接投資受入動向

1. 外国直接投資受入動向

インド向け直接投資は、1991年の経済改革以降、概ね順調に拡大してきた。2012年以降は毎年流入額が増加しており、2015年度の対インド直接投資（実行額ベース）は2000年以降で最も多い555億ドル、前年度比23%増となった（図表4-1）。2015年のFDI流入額は世界11位で、アジアでは、香港、中国、シンガポールに次いでFDI受入額が多かった（図表4-2）。

図表 4-1 対インド直接投資の推移（実行額ベース）



（注）再投資による収益を含む

（出所）Department of Industrial Policy & Promotion 「FDI Statistics」より作成

図表 4-2 主要国の直接投資受入比較（2014-2015年）

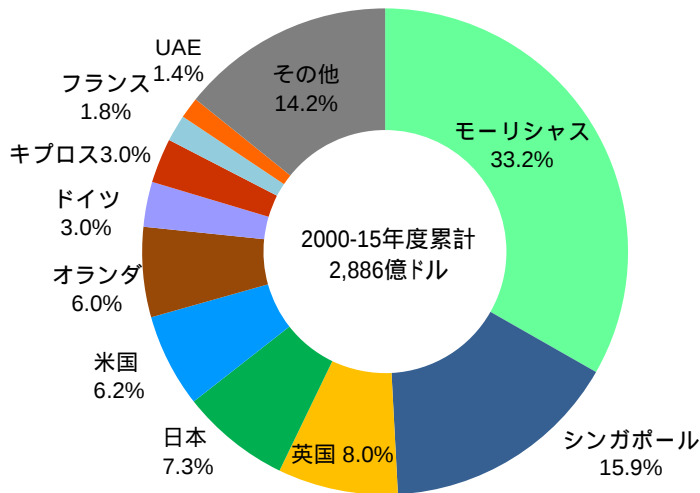
	（金額：億ドル）	2014年	2015年	2015年シェア
1	米国	1,066.1	3,798.9	21.56%
2	香港	1,140.5	1,748.9	9.92%
3	中国	1,285.0	1,356.1	7.70%
4	アイルランド	311.3	1,005.4	5.71%
5	オランダ	522.0	726.5	4.12%
6	スイス	66.4	688.4	3.91%
7	シンガポール	685.0	652.6	3.70%
8	ブラジル	730.9	646.5	3.67%
9	英領バージン諸島	499.9	516.1	2.93%
10	カナダ	585.1	486.4	2.76%
11	インド	345.8	442.1	2.51%
12	フランス	151.9	428.8	2.43%
13	英国	524.5	395.3	2.24%
14	ドイツ	8.8	317.2	1.80%
15	ベルギー	-87.0	310.3	1.76%
16	メキシコ	256.8	302.8	1.72%
17	ルクセンブルク	120.7	246.0	1.40%
18	オーストラリア	396.1	222.6	1.26%
19	イタリア	232.2	202.8	1.15%
20	チリ	212.3	201.8	1.14%
-	全世界合計	12,770.0	17,621.6	-

（出所）UNCTAD 「UNCTADSTAT」より作成

2. 国別受入動向

直接投資の受入状況を国別にみると、インドへの最大の投資国はモーリシャスであり、全体の3割以上を占めている。また、2000-2015年度における累計直接投資額は、モーリシャスに次いで、シンガポール、英国、日本、米国の順に多い。

図表 4-3 インドの直接投資受入状況（投資国別・2000-2015年度累計）



（出所）Department of Industrial Policy & Promotion 「FDI Statistics」より作成

モーリシャスは非居住者インド人（Non-Resident Indians：NRI）と呼ばれるインド系移民が国民の約7割を占めており、インド政府は伝統的にNRIを税制面で優遇してきた。2国間には二重課税を防止するための租税条約が締結されており、モーリシャスの現地居住者である企業は税制面で優遇を受けることができる。具体的には、モーリシャスを経由した株式投資のキャピタルゲインは、インド非居住者（モーリシャス国籍企業）の場合はインド国内で課税対象とならないなどの恩典が存在する。欧米企業を中心とする企業が節税など租税条約上のメリットを享受するためにモーリシャス経由でインドに迂回投資をしており、それがモーリシャスの投資額の高さとなって表れている。モーリシャスの多くの会計事務所はモーリシャス籍の株主と役員をノミニー（Nominee）という制度で、迂回投資目的の会社に名義貸ししている。

また、シンガポールからの直接投資も拡大傾向にある。その背景として、インド・シンガポール包括的経済協力協定の発効に伴う投資自由化措置があり、金融や不動産を中心に投資額が伸びている。英国や米国等の欧米企業はIT企業の開発やBPO拠点としての投資が多く、日本からは自動車等の製造業への投資が多い。またインドとシンガポールは租税条約を締結しており、上のインド・モーリシャス租税条約と同様のキャピタルゲイン等に関する優遇措置が取られてきた。

しかし、2016年5月、インド政府は租税回避の横行を理由にモーリシャスとの租税条約を改正した。この改正によって、2017年4月1日以降は、短期株式等のキャピタルゲインに対しては、移行期間を過ぎると国内と同等の税率（15%）がインド税務当局から課せられることになった（2019年3月末までの移行経過期間中は税率が半分）。インド・シンガポール租税条約のキャピタルゲイン優遇措置は、このインド・モーリシャス租税条約の恩典を前提としているため、シン

ガボールを経由した日本企業の FDI も影響を受ける可能性がある。

3. 業種別受入動向

業種別直接投資（FDI）は、図表 4-4 の通り。2000 年度-2015 年度の累計投資額は、サービスが 508 億ドル（シェアは 18%）と最大で、次いで、建設（242 億ドル、同 8%）、ソフトウェア・ハードウェア（210 億ドル、同 7%）となった。

図表 4-4 直接投資の業種別流入動向

（億ドル）	2013年度	2014年度	2015年度	2000-15年度 累計	構成比
サービス	22.25	44.43	68.89	508	18%
建設、都市計画、住宅、インフラ	12.26	7.69	1.13	242	8%
ソフトウェア、ハードウェア	11.26	22.96	59.04	210	7%
通信	13.07	28.95	13.24	184	6%
自動車	15.17	27.26	25.27	151	5%
医薬	12.79	14.98	7.54	138	5%
化学（化学肥料除く）	8.78	7.63	14.70	119	4%
貿易	13.43	27.28	38.45	119	4%
電力	10.66	7.07	8.69	105	4%
ホテル、観光	4.86	7.77	13.33	92	3%

（出所）Department of Industrial Policy & Promotion 「FDI Statistics」より作成

4. 投資先地域別流入動向

地域別直接投資（FDI）は、図表 4-5 の通り。2000-2015 年度の累計投資額は、インド最大の商業都市ムンバイや自動車産業の集積地のプネを擁するマハラシュトラ州（ダードラー、ナガル・ハヴエーリー連邦直轄領、ダマン・ディーウ連邦直轄領を含む）が 826 億ドル（シェアは 29%）と最大で、次いで、デリー首都圏（デリー連邦直轄領、ウッタル・プラディッシュ州とハリヤナ両州の一部、622 億ドル、同 22%）が続く。このほか、タミルナドゥ州（ボンディシェリー連邦直轄領を含む、215 億ドル、同 7.5%）、カルナタカ州（202 億ドル、同 7%）、グジャラート州（132 億ドル、同 4.6%）、アンドラ・プラデシュ州（116 億ドル、同 4%）といった地域を中心に投資が流入している。

マハラシュトラ州に対しては、ドイツをはじめとした欧州の企業による投資が多い。また、近年の単年度実績では、デリー首都圏への FDI が最も多いケースが目立ち、海外からの投資先として注目されていることが窺える。

図表 4-5 州別の投資受入動向

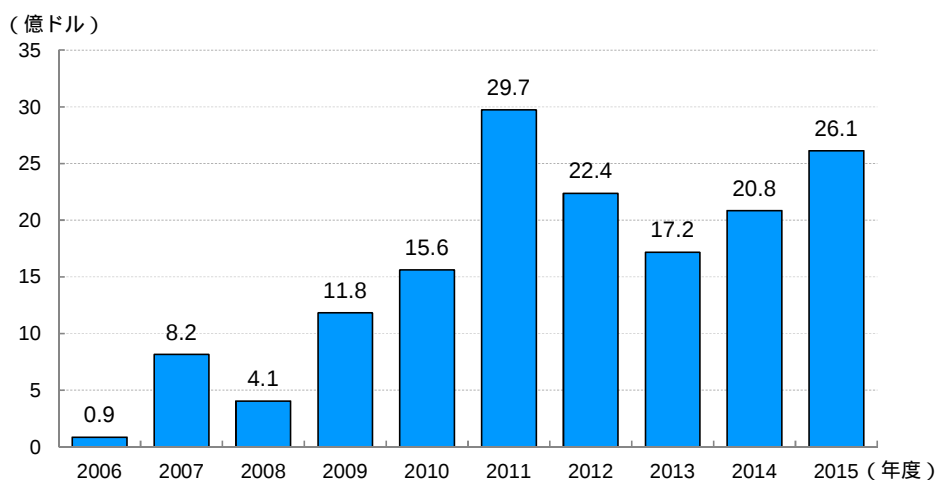
州・連邦直轄領	2015年度 (億ドル)	2000-15年度累計	
		(億ドル)	シェア
マハラシュトラ、ダードラー及びナガル・ハヴェーリー 連邦直轄領、ダマン・ディーウ連邦直轄領	95.11	826.29	28.64%
デリー連邦直轄領、 ウッタルプラデシュ州の一部とハリヤナ州の一部	127.43	621.54	21.54%
タミルナドゥ、ボンディシェリ連邦直轄領	45.28	215.42	7.47%
カルナタカ	41.21	202.41	7.02%
グジャラート	22.44	132.85	4.60%
アンドラ・プラデシュ	15.56	115.71	4.01%
西ベンガル、シッキム、アンドAMAN・ニコバル諸島 連邦直轄領	9.55	39.36	1.36%
チャンディガル連邦直轄領、パンジャブ、ハリヤナ、 ヒマチャル・プラデシュ	0.27	13.58	0.47%
ラジャスタン	0.50	13.15	0.46%
ケララ、ラクシャディープ連邦直轄領	0.90	13.01	0.45%
マディヤ・プラデシュ、チャッティスガル	0.80	12.96	0.45%
ゴア	0.18	8.41	0.29%
ウッタル・プラデシュ	0.80	5.63	0.20%
オリッサ	0.06	4.03	0.14%
アッサム、アルナチャル・プラデシュ、マニプル、 メガラヤ、ミゾラム、ナガランド、トリプラ	0.10	0.94	0.03%
ビハール、ジャルカンド	0.43	0.93	0.03%
ジャンム・カシミール	0.02	0.06	0.00%
その他	39.36	658.86	22.84%
合計（在外インド人によるFDI除く）	400.01	2,885.13	100.00%

(出所) Department of Industrial Policy & Promotion 「FDI Statistics」より作成

5. 日本からインドへの直接投資

インドの投資国別直接投資統計（実行額ベース）統計は利益の再投資を含まないため、実際よりも低めに表示されている可能性があることに留意が必要である。日本からの対インド投資は1998年のインド核実験以降低迷していたが、2006年度以降増加傾向を見せ、2011年度は過去最高額を記録した。しかし、国内の経済減速を背景に、2012年度、2013年度はいずれも前年度比で20%以上の減少となった。2014年度からはモディ政権の積極的な産業振興政策の追い風を受け、2014年度、2015年度はそれぞれ前年度比で21%、25%増加した。

図表 4-6 日本からの対インド直接投資の推移（実行額ベース）



（出所）Department of Industrial Policy & Promotion 「FDI Statistics」より作成

第5章 日インド経済関係

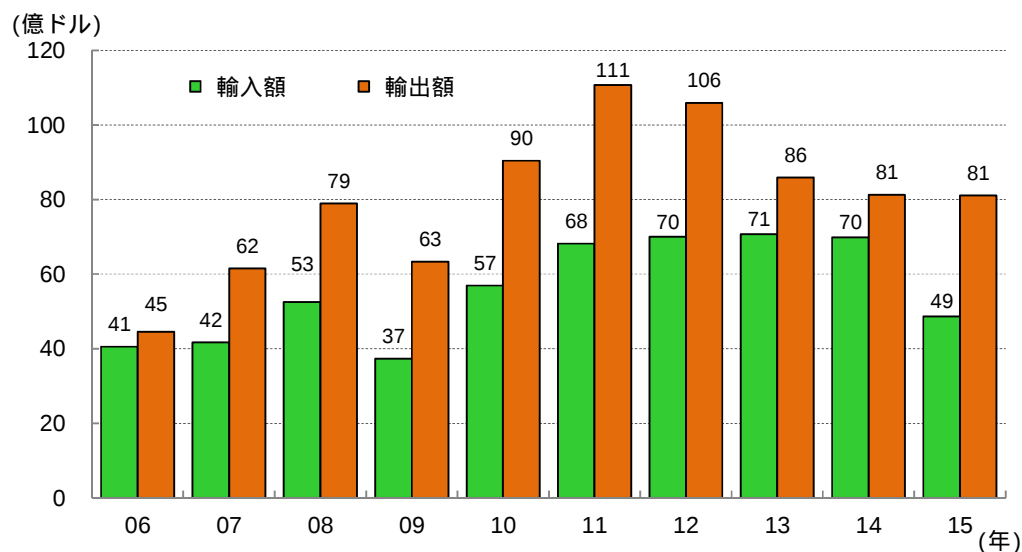
1. 経済関係と貿易の概要

2015 年の貿易実績は、2006 年と比較すると、日本からインドへの輸出が 1.8 倍の 81 億ドル、インドから日本への輸入が 1.2 倍の 49 億ドルとなっている（図表 5-1）。2011 年、2012 年にかけて日本からの対インド輸出額は 100 億ドルを超えていたが、現在日本からの輸出額、インドからの輸入額ともに減少傾向にある。

また、インドの輸出入の動向全体を踏まえると、ASEAN 諸国に比べると、日本のプレゼンスは相対的に低い（詳細は第 3 章「経済概況」参照）。2006 年から 2015 年の間で、インドから ASEAN への輸出額は 200 億ドルから 437 億ドル、ASEAN からの輸入額は 124 億ドルから 264 億ドルへとそれぞれ 2 倍程度伸長した。2015 年のインドと ASEAN の貿易額（輸出額 + 輸入額）は 701 億ドルと、日本・インドの貿易額の約 5 倍の規模であった（図表 5-2）。

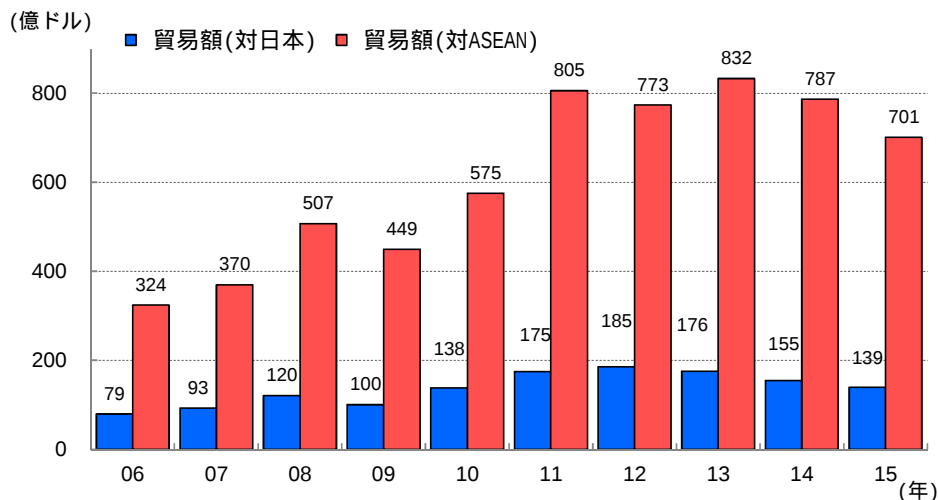
但し、ASEAN からインドへの輸出額には、1985 年のプラザ合意以降 ASEAN に本格進出を始めた日本企業の現地法人による生産分も含まれると考えられる。

図表 5-1 日本対インド輸出入の推移



(出所) UNCTADstat より作成

図表 5-2 インドの対 ASEAN 貿易額の推移



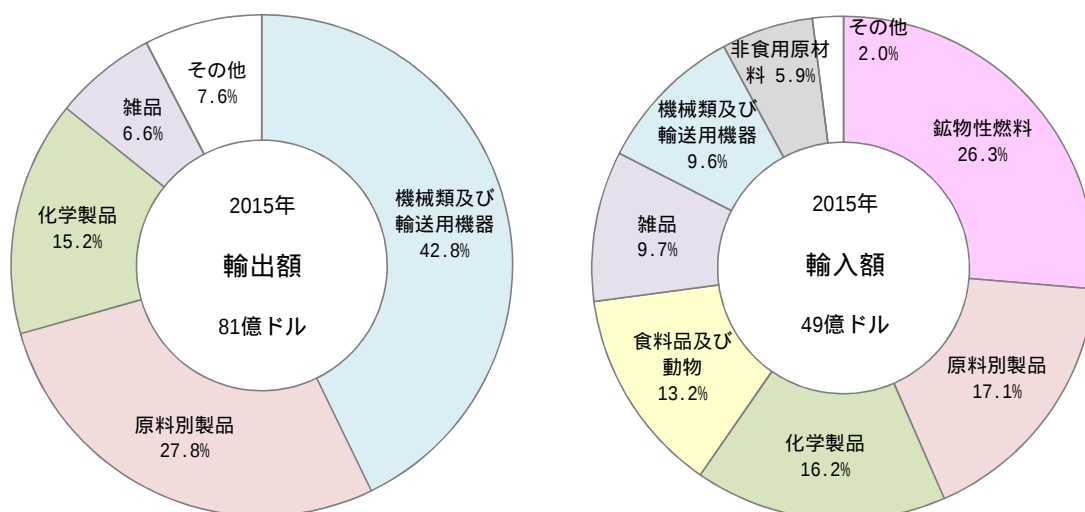
(注) 利用する統計データが異なるため、図表 5-1 の日本からの輸出入額と不突合が生じている

(出所) UNCTADstat より作成

貿易の動向を品目別に見ると、日本からインドへの主要輸出品目のカテゴリーは、エンジンなどの自動車部品をはじめとした「機械類及び輸送用機器」(2015 年輸出額シェア：42.8%)、圧延鋼などの「原料別製品」(同：27.8%)、ポリマー・プラスチックなどの「化学製品」(同：15.2%)の順で、この 3 カテゴリーの品目で全輸出額の 80% 以上を占める状況が続いている。

他方、インドから日本への主要輸入品目のカテゴリーは石油などの「鉱物性燃料」(2015 年輸入額シェア：26.3%)、宝石類・紡績糸などの「原料別製品」(同：17.1%)、化合物などの「化学製品」(16.2%)の順であった。近年、インドからの化学物質の輸入が急激に伸びており、2014 年には魚介類・動物用飼料原料などの「食料品及び動物」(2015 年輸入額シェア：13.2%)を上回った。

図表 5-3 日本の対インド輸出入品目構成比 (2015 年)



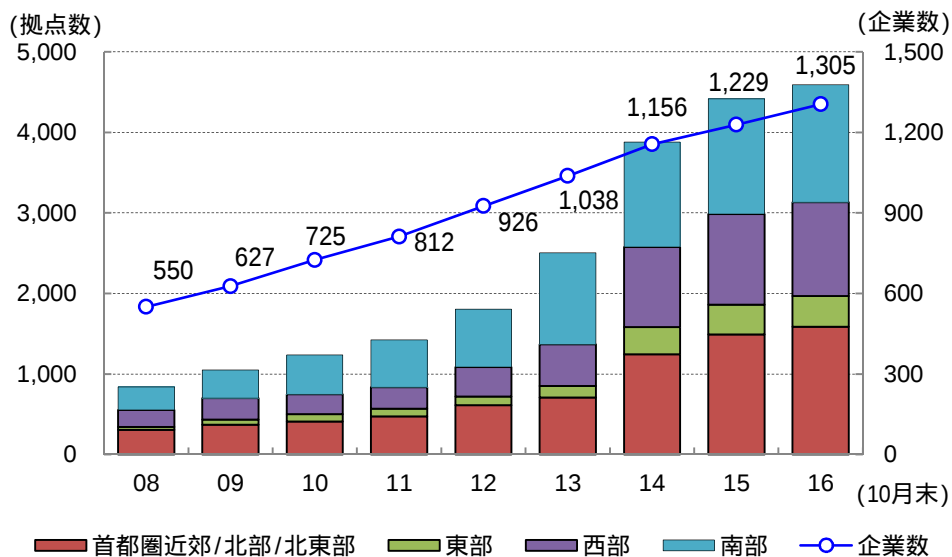
(出所) UNCTADstat より作成

2. インドにおける日系企業

インドにおける日系企業のリストについては、在インド日本国大使館がインド各地の日本商工会などの協力を受けて情報を収集し、JETRO と集計を行って毎年大使館ウェブサイト上で公表している。

2017 年 1 月の発表によれば、インドにおける日系企業(インドで登記した企業数)の総数は 1,305 社(2016 年 10 月時点)と、2015 年の 1,229 社から 76 社増加(前年比 6%増)した。また、インドにおける日系企業の拠点数の合計も 4,590 拠点と、2015 年の 4,417 拠点と比較して 173 拠点増加(前年比 3%増)した。現地の政府関係者や進出日本企業によれば、大企業の進出が一段落したことで、インドに新しく進出する企業数は少なくなっているものの、既存の進出企業が別の州に拠点を設ける動きが盛んになっているとのことである。また、海外進出の経験が乏しい中堅・中小企業が、国際協力銀行や現地州政府の支援枠組みや投資インセンティブを活用してインドに進出する例も見られるようになっている。

図表 5-4 進出日系企業数及び地域別拠点数の推移



(注) 2014 年に拠点数が急増しているが、これは主に地場企業と合併を結成した保険や運輸企業の地場企業の拠点が、日本企業の拠点として計上された分を含むようになったためである。

(出所) 在インド日本国大使館、ジェトロ「インド進出日系企業リスト」(2017 年 1 月)より作成

州別の進出動向を見ると、インド主要州における進出日系企業の拠点数は、デリー連邦直轄領 323、ハリヤナ州 522、グジャラート州 300、マハラシュトラ州 709、カルナタカ州 476、アンドラ・プラデシュ州 104、タミルナドゥ州 582、西ベンガル州 193 であった。単純な州別の拠点数では、西部のマハラシュトラ州に最も拠点数が多い。

首都ニューデリー近郊地域では、ニューデリー市内やグルガオンに家電・機械などメーカーの販売会社、商社の地域本社、各社の駐在員事務所、登記上の事務所などが置かれるケースが多い。製造拠点は近郊の国道沿いに点在する工業団地に多く、代表的な工業団地としてはハリヤナ州の IMT マネサル、IMT ファリダバード、パワル、ラジャスタン州のニムラナ、ウッタル・プラデ

シュ州のノイダ（グレーターノイダ統合工業団地）などが挙げられる。

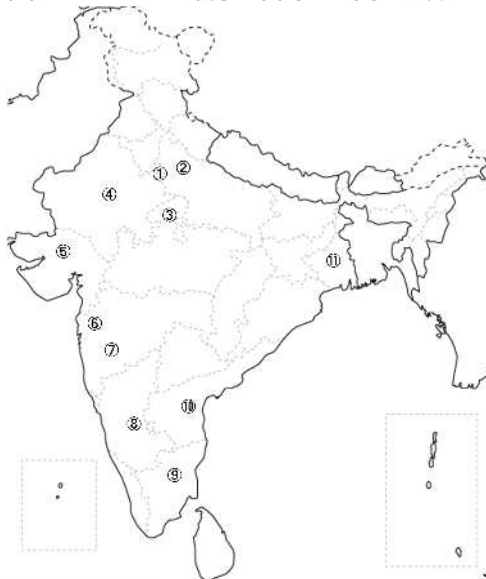
グルガオンには、完成車メーカーのスズキ、ホンダ技研工業（ホンダ）と、そのサプライヤーである AGC 旭硝子のような自動車部品メーカー、家電メーカーのキヤノンなど 381 拠点、マネサールにはスズキと日東電工などの自動車部品メーカーを中心に 30 拠点、ノイダにはホンダ、ヤマハ発動機、自動車部品など 85 拠点（ノイダ・グレーターノイダ合算）がある。金融・商業都市のムンバイへの進出企業は金融・サービス業、商社・海運のような貿易業を中心に 343 拠点が展開しており、一方で同じ州の内陸部のブネに自動車関連メーカー（ブリヂストン、イーグル工業）の生産拠点などが 192 拠点展開している。南部のバンガロールにはトヨタ自動車（トヨタ）、ファナック、日清食品、横河電機、安川電機、日本通運など 398 拠点があり、南部沿岸のチェンナイには日産自動車（日産）、味の素、パナソニック、コマツ、東芝など 378 拠点が展開している。

最近では、他州に比べて電力や港湾インフラが整備されており、西部沿岸州のため中東やアフリカへの輸出拠点としても立地がよいグジャラート州や、南東部沿岸のアンドラ・プラデシュ州に注目が集まっている。グジャラート州はモディ首相が州首相を務めたことでも知られ、2016 年 2 月にホンダが二輪車の工場を、2017 年 2 月にスズキが四輪車の工場をそれぞれ稼働させたことで、自動車部品を中心にメーカーの集積が進むと期待されている。アンドラ・プラデシュ州は商業都市のチェンナイや主要港湾に近く、インフラの整備も進んでいることから、いすゞ自動車（いすゞ）、コベルコ建機、コベルコクレーン、エーザイなどが進出した。

インドでは一から自力で土地収用することが難しいため、現地で工場を設立する際は工業団地への入居が一般的となっている。中でも、近年は日系企業専用の工業団地への人気が高まっており、2006 年に開発されたインド初の日系企業専用の工業団地である、ラジャスタン州のニムラナ工業団地は、9 割が入居済みの状況である。最近ではグジャラート州のマンダル日系企業専用工業団地で数社が操業を開始した。また現在開発・分譲待ちの日系専用工業団地として、ラジャスタン州の「ギロット工業団地」、マハラシュトラ州の「スパ工業団地」などがあり、日本企業の注目を集めている。

また、日本企業が開発に関与した工業団地として、タミルナドゥ州でみずほ銀行と日揮がシンガポール企業のアセンダス・シンプリッジ、地場不動産大手のアイレオと共同開発した「ワンハブ・チェンナイ総合工業団地」や、双日と地場自動車部品メーカーのマザーソンが共同開発した「双日マザーソン工業団地」も日本企業からの人気が高い。

図表 5-5 地域別の日系企業拠点数の状況



No.	州・連邦直轄地名	中心都市・地域	拠点数	主な進出企業、業種
	デリー	ニューデリー	323	家電・機械メーカーの販売会社、商社、サービス企業
	ウッタル・プラデシュ	ノイダ	309	ホンダ（四輪）、ヤマハ発動機、自動車部品
	ハリヤナ	グルガオン、マネサル	522	スズキ、ホンダ（二輪）、自動車部品、商社、家電
	ラジャスタン	ニムラナ	182	ダイキン、ユニ・チャーム、三菱電機、自動車部品
	グジャラート	アーメダバード	300	スズキ、ホンダ、自動車部品
	マハラシュトラ	ムンバイ プネ	709	日本郵船、TOTO、コクヨ、旭化成、金融、海運 シャープ、堀場製作所、ブリヂストン、イーグル工業
	カルナタカ	バンガロール	476	トヨタ、豊田通商、ファナック、日本通運、日清食品
	タミルナドゥ	チェンナイ	582	日産、味の素、東芝、コマツ、機械商社
	アンドラ・プラデシュ	スリ・シティ	104	いすゞ、エーザイ、コベルコ
	西ベンガル	コルカタ	193	三菱化学、日新、日立建機、鉄鋼

（出所）JETRO、在インド日本国大使館「インド進出日系企業リスト」（2017年1月）より作成

3. 日本・インド包括的経済連携協定

日・インド両国間における貿易の自由化・円滑化、投資の促進、関連分野の制度整備を進めるため、2011年、日本・インド包括的経済連携協定が締結された。同協定は2004年11月に日印共同研究会（JSG）を立ち上げてから約7年の歳月をかけて交渉が進められ、2011年2月16日に署名され、同年8月1日に発効した。日本からの輸出品に対するインド政府の高関税を撤廃することで、輸出の促進と製造業の調達活動の自由化が可能になると期待されており、発効後10年間で、貿易額の94%相当の品目について関税の撤廃を目指している³。2016年7月に、発効から5年を迎える同協定の運用と実施について、日印両政府の関係者がデリーで意見交換を行い、同協定に基づく経済関係の強化に向けて継続的に努力することで合意した。

JETROが2016年3月に発表した「2015年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」によると、日・インド貿易に携わっている企業のうち、インドへ輸出を行っている企業の24.3%

³ 経済産業省「2016年版不正貿易報告書」（2016年6月）

が当該 FTA を利用しており、インドからの輸入については 46.7% が利用している。

利用率の高い業種については、輸出入別に以下の通りである。日本からの輸出については、「自動車 / 自動車部品 / その他輸送機器」の利用率が最も高く（インドへ輸出を行う企業の 43.5%）、次いで「繊維・織物 / アパレル」（同 42.9%）、「木材・木製品 / 家具・建材 / 紙・パルプ」（同 42.9%）、「化学」（36.1%）、「鉄鋼 / 非鉄金属 / 金属製品」（33.3%）であった。一方、インドからの輸入では、「小売」（インドから輸入を行う企業の 71.4%）が最大であり、「繊維・織物 / アパレル」（同 60.0%）、「商社・卸売」（55.9%）、「化学」（50.0%）と続く。同協定で規定されている主要分野は以下の通りである⁴。

(1) 市場アクセス改善

日本側の市場アクセスについては、鉱工業品におけるほぼ全ての品目の関税を即時撤廃。ドリアン・アスパラガスなどの農産品、製材などの林産品、えびなど水産品の関税を即時撤廃した。なお、マグロなど一部の水産品や米・小麦等穀物の一部、酪農品などがセンシティブ・トラック品目（関税の議論をする際に特段の配慮を要する品目）に分類されている。

インド側の市場アクセスについては、鉱工業分野における鉄鋼製品や電気電子製品、一般機械等の一部品目を発効後 10 年間で関税撤廃、農林水産品においては、桃、いちご、柿等の関税を今後 10 年間で撤廃するとした。但し、乗用車、エアバッグなどの一部の自動車部品、エアコンや全自動洗濯機など一部の一般機械、繊維・衣類、化学品などがセンシティブ・トラック品目に分類されているため、注意が必要である。

(2) 物品一般ルール

内国民待遇の供与、関税の撤廃又は引下げ等を義務付け、二国間セーフガード措置の適用のための規則を規定する。

(3) 原産地規則

迂回貿易の防止の観点から、一般規則として、関税番号変更基準と付加価値基準の双方を満たす必要を定めた厳格なルールを採用した⁵。また本協定に基づく関税上の特恵待遇を付与するために必要な原産地証明に係る証明方法として、日本商工会議所を証明書発給機関とする第三者証明を採用している。

⁴ 外務省「日本・インド包括的経済連携協定の概要」（2011 年 8 月）を参照、一部引用した。

⁵ 原産地規則を証明するためには、(1)完全生産品、(2)非原材料を用いて生産される産品、(3)原産材料のみから生産される産品のいずれかに該当する原産品を示す必要がある。(2)に該当する場合は、関税番号変更基準（CTC: Change in Tariff Classification）、付加価値基準（VA: Value Added）、加工工程基準（SP: Specific Process）の基準が設けられる。（詳細は経済産業省「原産地規則解説」を参照）当該 FTA においては、及びの双方を満たすことが求められる。

(4) 税関手続

税関手続の透明性を確保するとともに、税関手続の簡素化と調和を通じた貿易の円滑化及び効果的な取締りの確保のため、協力・情報交換を推進する。

(5) サービスの貿易

基本電気通信の外資規制改善、シングルブランド及びシングルブランドのフランチャイズの参入自由化、邦銀による支店設置申請に対して好意的配慮を払う旨を約束した。また、市場アクセス義務及び内国民待遇義務に適合しない規制のリスト化に向けて努力することについて合意した。近年の FDI ポリシーの緩和により、シングルブランド小売業は 100%まで外資の出資が可能となっている（49%以上は政府承認を要する）。

(6) 自然人の移動

入国及び一時的な滞在に必要な手続等の透明性及び円滑化・迅速化を確保し、インド人看護師・介護福祉士の将来における受入れについて継続して協議する。社会保障協定については、3 年以内の交渉等の完了を目的として、事前協議及び締結交渉を実施予定としていたが、2016 年 10 月 1 日に「日・インド社会保障協定」が発効し、駐在員の社会保障費の二重払いや、インドでの加入期間が短いために年金を受け取れないといった問題の解決が期待される。

(7) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続（TBT）並びに衛生植物検疫措置（SPS）

情報交換、相互承認の取決めに至る段階的アプローチ等の協議メカニズムを設置する。後発医薬品の承認審査に関しては、他方の締約国からの申請に対し、国内法令の要件を満たしている場合、内国民待遇を与え、合理的な期間内に手続を完了することを規定する。尚、2015 年 12 月、日本国厚生労働省とインドの医薬品規制官庁の中央医薬品基準管理機構が、薬事規制に関する協力の覚書を締結し、年次会合の開催、共通の関心事項に関するワーキンググループの設置について合意した。日本でも後発医薬品の受容が進む中で、インドとの薬事分野での協力関係が期待される。

(8) 政府調達

自国の法令に従い、透明性の確保と情報交換を図るとともに、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、自国の法令に従って非締約国の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを規定する。

(9) 投資

投資家及び投資財産に対する投資財産設立前及び後の内国民待遇、投資設立後の最恵国待遇、特定措置の履行要求（パフォーマンス要求）の禁止等を定め、投資活動の更なる自由化を推進する。また、投資家対国の紛争解決手続、収用等に係る公正な補償、資金の移転等を定め、投資家

及び投資財産を保護する。

(10) 知的財産

コンピュータ・プログラムを含む発明の特許可能性、広く認識されている商標の更なる保護、商標出願の早期審査等を規定し、知的財産の効果的かつ無差別的な保護を確保する。2013 年、インドが国際商標登録に関するマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に加盟したことで、日本企業はインドにおける商標登録を廉価かつ簡便に行えるようになった。

(11) 競争

反競争的な行為に関し、両国の競争当局が適切な措置をとること及び規制分野で協力を行うことを規定する。また、競争法の適用に関する国籍による無差別の原則、手続の公正な実施、及び実施に係る透明性の促進等を規定する。

(12) ビジネス環境の整備

ビジネス環境の整備に関する小委員会が、両国の協議グループからの情報を基に、両国政府関係当局に報告・勧告を行える仕組みを規定する。当委員会には、地方政府代表者及び民間部門を含むその他の関係団体の有識者等を招請可能である。2012 年 10 月に東京で第 1 回会合が開催され、日本側からは税制、金融規制、物流、インフラ、土地収用、強制規格などのビジネス環境の改善が申し入れられ、他方インド側からはインド産エビの輸入に際しての検査や水産物の貿易手続き、ジェネリック医薬品、IT 技術者の就労ビザに関する改善の要望があった。

(13) 協力

両国の貿易・投資の自由化・円滑化及び関係強化のために、以下の 12 の視点から相互の利益に資する協力を行う。

図表 5-6 日インド包括経済連携協定における協力分野

1	環境	7	観光
2	貿易及び投資の促進	8	繊維
3	公共基盤	9	中小企業
4	情報通信技術	10	保険
5	科学技術	11	娯楽及び情報
6	エネルギー	12	冶金

（出所）外務省「日本・インド包括的経済連携協定の概要」（2011 年 8 月）より作成

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 管轄官庁

(1) 外国投資促進委員会 (FIPB)

財務省・経済局内の外国投資促進委員会 (FIPB: Foreign Investment Promotion Board) は、中央省庁の局長クラス 5 名により構成される省庁横断的な政府機関で、財務省経済局長を議長とする。FIPB は、FDI のうち自動認可ルート以外の投資案件の受付窓口として機能する。

但し 2017 年度の連邦政府予算案において、FDI ポリシーの更なる自由化に向けた改革が言及されており、2017 年度中の FIPB 廃止と新しい投資受入制度の構築が検討されている。そのため、今後の制度変更に注視する必要がある。

(2) インド準備銀行 (RBI)

中央銀行であるインド準備銀行 (RBI: Reserve Bank of India) は、FDI のうち自動認可ルートの投資案件の窓口であり、自動認可ルートの FDI は RBI への事後の届出のみを必要とする。また、現地法人や支店など、拠点設立における許認可権限を持つ。さらに、国の金融政策を管轄する政府機関として、外為管理規則をはじめとする外国投資関連の規則の制定・発表を行う。

(3) 商工業省 産業政策促進局 (DIPP)

インドにおいて、対外直接投資 (FDI) 規則を管轄するのが、商工業省内局の産業政策促進局 (DIPP: Department of Industrial Policy and Promotion) である。同局は産業別の FDI 規制である「統合 FDI ポリシー」(Consolidated FDI Policy Circular) を年次で発表している。最新の統合 FDI ポリシーが公表される前の FDI ポリシーの変更については、随時プレスノート (Press Note) として公表される。

2014 年 10 月、同局内に日本企業のインド投資支援チームとして、ジャパン・プラス (Japan Plus) が設置された。2017 年 1 月時点で日本人スタッフを 2 名擁し、日本企業のインド投資に必要な調査や課題解決、産業大動脈構想 (後述) に関する情報提供など、多角的なサポートを行う。

(4) インベスト・インディア

インベスト・インディア (Invest India) は、DIPP、各州政府、商工組合連合会 (Federation of Indian Chambers of Commerce & Industry) によって設立された省庁横断的な組織で、産業別・州別の専門スタッフが外国企業・機関に対して投資相談を受けたり、投資手続に係る窓口紹介を行ったりする。また後述の「メイク・イン・インディア」プログラムにおける投資相談窓口でもある。

また、中央政府のみならず、州政府にも投資誘致機関が存在するケースがある。代表的な州の投資誘致機関については、付録 4「インド国内の投資窓口」を参照のこと。

2. メーク・イン・インディア

モディ首相は2014年9月、「メーク・イン・インディア」(Make in India)と称される一連の製造業振興プログラムを公式に発表した。この計画では自動車、化学、繊維など25分野の重点産業(図表6-1)が指定され、国内投資のみならずFDIの積極的な呼び込みが図られている。政府は同プログラムの専用ウェブサイトを開設し、投資家からの投資相談・質問に対して72時間以内の回答を原則化している。

海外の投資家向けには、世界銀行が実施している世界各国の事業環境評価である「Ease of Doing Business」におけるインドのランキング向上をめざし、多方面にわたるビジネス環境の改善に向けた施策を打ち出している(図表6-2参照)。

図表 6-1 メーク・イン・インディアの重点 25 産業

No.	産業	No.	産業
1	自動車	14	鉱業
2	自動車部品	15	石油・ガス
3	航空	16	医薬品
4	バイオテクノロジー	17	港湾・海運
5	化学	18	鉄道
6	建設	19	再生可能エネルギー
7	防衛	20	道路・高速道路
8	電子機器	21	宇宙
9	電子システム	22	繊維・衣料
10	食品加工	23	火力発電
11	IT・BPO*	24	観光
12	皮革	25	健康
13	メディア・エンターテインメント	-	-

(注) ビジネス・プロセス・アウトソーシングの略

(出所) Make in India ウェブサイトをもとに作成

図表 6-2 メーク・イン・インディアの事業環境改善の諸施策

カテゴリ*	制度改革内容
事業の開始	共通社印使用義務の撤廃
	登記手続の簡素化(form-29の導入)
	申請後1日以内のPANコード(納税者番号)、TANコード(税控除番号)の発行
	従業員年金・保険手続のオンライン化
建設許可の取得	デリー、ムンバイ都市圏における建設許可の高速承認システム導入
	デリーにおける統一的な建設条例の施行:30日以内の建設許可発行
越境貿易	中央税関によるシングルウィンドウプロジェクト:税関における手続のオンライン化、一元化
	必要書類の簡素化:船荷証券、パッキングリスト付インボイス、輸入申告書
契約の履行	高等裁判所における商事部、商事控訴部の設立
	NJDG:判例検索システムの整備
信用の供与	証券化可能な資産の幅を拡大
電力へのアクセス	デリー、ムンバイにおける配電公社による電力供給:15日以内の電力供給と必要書類の簡素化
	ムンバイにおける平均停電時間の3%短縮
不動産登記	固定資産税と登記データの電子化による紐付け
破綻処理	倒産・破産法の施行(2016年)
租税の支払	従業員保険に関する申告の電子化
	e-Verification:所得税当局への書類申請の電子化

(注) 「カテゴリ」は世界銀行グループ「Ease of Doing Business」の指標のカテゴリに準拠

(出所) Make in India ウェブサイトをもとに作成

インドのこれまでの経済発展は、IT分野やビジネス・プロセス・アウトソーシング(Business Process Outsourcing: BPO)等のサービス産業が牽引してきた。このため、製造業のGDP成長率は相対的に低く、足下の製造業は総付加価値の17%を占めるに過ぎない(中央統計局:2015年推計)。このような中、政府は同プログラムを通じてGDPに占める製造業のシェアを60%にまで引き上げることを目標としている。

並行して、行政手続きの電子化やICTインフラ整備を行う「デジタル・インド」(Digital India)、人材開発プログラムの「スキル・インド」(Skill India)も進められ、製造業の振興に向けて包括的な体制が構築されている。

但し、インドは原則的に投資における内外無差別を原則とする国であることにも留意が必要と思われる。メーク・イン・インドプログラムにおいても、外国投資の受け入れは眼目の一つであるが、外国投資家を内国投資家よりも優遇することは含意されていない。外国企業は、同プログラムの重点産業への投資によって内国企業との熾烈な競争に巻き込まれる可能性があることを認識しなければならない。

第7章 主要関連法規

1. 会社等設立・運営に関する法律⁶

(1) 2013 年会社法

会社の設立、運営、組織変更、閉鎖等について定める法令である。1956 年に制定された旧会社法が、2013 年に約 60 年ぶりに改正された。

(2) 有限責任事業組合契約に関する法律

2011 年に外国企業が有限責任事業組合（LLP）でインドに進出することが条件付きで認められた。LLP 形式での進出には、借入等に制限があるものの、配当分配税（DDT）が課されないという税制上のメリットがある。

(3) 外国為替管理法

1999 年に制定された、外国投資を含む外国為替取引の規制について定める法令である。インド準備銀行は、本法律に基づいて為替管理を実施している。

2. 労務に関する法律⁷

(1) 店舗施設法

店舗または施設に従事する労働者に関する労働条件等を定めた法律である。州法であるため、その規定内容は州により異なる。

(2) 産業紛争法

1948 年に制定された、「ワークマン」（第 19 章「労働事情」参照）の労働条件、紛争解決について規定する法令である。

(3) 工場法

1948 年に制定された、工場における労働者の労働条件、安全衛生管理などについて規定する法律である。

⁶ 詳細については、第 11 章を参照。

⁷ 詳細については第 19 章を参照。

(4) 賃金法

一定の基準の労働者に関する最低賃金、賃金の支払方法等について定める法令である。

3. 税制に関する法律⁸

(1) 所得税法

1961年に制定された法人及び個人の所得税に関する法律である。

(2) 物品税法

インド国内の物品製造に対して課される物品税を規定する法律である。税率は、物品税率法に基づき定められる。

(3) 中央売上税法

インド国内の州を越えて物品を販売した時に課税される中央販売税を規定する法律である。中央販売税は連邦税だが、税収は支払を受けた各州の歳入となる。

(4) 関税法・関税率法

1975年に制定された関税法は、基本関税、追加（相殺）関税、特別追加関税について規定する。関税の分類は、1988年よりHS分類に準拠している。

4. 知財・情報に関する法律

(1) 情報技術法

2000年に制定された電子商取引を規制するための法律で、デジタル署名の認証や認証機関の規制を規定する。2006年には、データ保護及びプライバシー保護の観点から、個人情報扱う機関に対し、セキュリティ対策を義務づける規定を盛り込んだ改定がなされた。

(2) 特許法・商標法・意匠法

知的財産権の保護に関する法律である。特許法は2005年に制定されており、保護の対象は、「進歩性を含み、産業上利用可能な新しい製品又はプロセス」と定められている。商標法は1999年に制定され、意匠法は2000年に制定され、保護対象は物品に応用された形状、配置、模様、装飾、または線や色彩の組み合わせである。各法とも商工省産業政策・産業振興局のインド特許意匠商

⁸ 税制の詳細については、第12章を参照。尚、間接税については、GST法の導入に留意されたい。

標総局特許庁が所轄官庁である（詳細は第 14 章「知的財産権」参照）。

5．コンプライアンスに関する法律

(1) 競争法

2009 年に制定された競争法では、反競争的協定の禁止、支配的地位の濫用の禁止、企業結合規制及び違反時の執行手続などが規定されている。2011 年にはリニエンス（事前申告による課徴金減免）制度も導入された。

(2) 汚職防止法

贈収賄に関する禁止行為を規定する法律である。

6．紛争解決に関する法律

(1) 民事訴訟法

インドの訴訟手続について定める法律である。

(2) 商事裁判所設置に関する法律

2015 年に制定された高等裁判所等における商事裁判所又は商事部設置及びその手続に関する法律である。訴額が一定金額を超える商事裁判については、商事裁判所又は商事裁判部における迅速審理が受けられることが規定された。

(3) 仲裁調停法

1996 年に制定された仲裁調停法が 2015 年に改正され、仲裁人の公平性の確保、仲裁手続の迅速化等に関する規定が置かれた。

第8章 投資形態

1. 代表的な進出形態

インド進出にあたっては、主に、現地法人、駐在員事務所(Liaison Office)、支店(Branch Office)、プロジェクト・オフィス(Project Office)、有限責任事業組合(Limited Liability Partnership)の5形態がある。

2. 進出形態の概要

(1) 現地法人

現地法人の設立形式は図表 8-1 の通り、構成員の責任範囲によって3つに分けられる。多くの日系企業は株式払額を限度とする株式有限会社の形態をとる。

図表 8-1 現地法人の設立形態

会社の形態	条件等
株式有限会社 (company limited by shares)	株主が有する株式の引受価額を限度とする責任を負う会社形態
保証有限会社 (company limited by guarantee)	株主の責任が基本定款にあらかじめ定めた金額に限定される会社形態
無限責任会社 (unlimited company)	会社債権者に対して会社とともに無限連帯責任を負う会社形態

株式有限会社は、図表 8-2 の通り、公開会社と非公開会社にも分類される。

日系企業が進出するにあたっては、コンプライアンス面で遵守義務等が少なくなるため、非公開会社とする場合が多い。非公開会社を選択する場合には、基本定款において、最低払込資本金10万ルピー以上、株式譲渡制限、株主数は原則2名以上200名までであることを規定する必要がある。

図表 8-2 株式有限会社の設立形態

会社の形態	条件等
公開会社	払込資本金が50万ルピー以上である非公開会社でない会社
非公開会社	株主数2名以上200名まで、株式・社債の公募禁止、最低払込資本金10万ルピー

(2) 駐在員事務所(Liaison Office)

ビジネス・投資環境の調査や、本社のインドにおける連絡拠点設置の目的で選択されることが多い形態である。営業・売買活動などの商業営利活動は禁止されている。全ての経費は本国からの銀行経由の送金により賄う必要があり、インド国内での借り入れはできない。

設立には、インド準備銀行（RBI）による事前認可が必要である。認可にあたっては、本国本社が、直近の3会計年度において黒字で、純資産額が5万米ドル相当以上であること等が条件となっている。承認期間は通常3年間で、3年毎の更新が必要である。

(3) 支店（Branch Office）

本国本社を代理して貿易、または各種サービス（コンサルティング・サービス、技術支援等）の提供等の商取引を目的とする場合に選択されることが多い形態である。一定の営利活動は認められているが、インド国内での製造・加工活動は禁止されている。全ての経費は本国からの銀行経由の送金及び現地獲得利益で賄う必要があり、インドでの借り入れはできない。

設立には、駐在員事務所の設立と同様にインド準備銀行（RBI）による事前認可が必要である。認可にあたっては、本国本社が、直近の5会計年度において黒字であり、純資産額が10万米ドル相当以上であること等が条件となっている。

(4) プロジェクト・オフィス（Project Office）

大規模な建設事業などのプロジェクト実施を目的に設立される形態である。その活動はプロジェクトの遂行業務に限定され、プロジェクト終了後は撤退することが前提となっている経費は、インド準備銀行（RBI）の許可を得た本国からの送金やプロジェクトの対価等でまかなうこととされている。

設立にあたっては、一定の条件を満たすことでインド準備銀行（RBI）の事前承認が不要となっている。

(5) 有限責任事業組合（Limited Liability Partnership：LLP）

出資者が出資額までしか責任を負わないという有限責任制を有しつつ、パートナーシップ契約に基づき比較的自由に内部を運営することが可能な形態である。

外国直接投資が自動承認ルートで100%認められる分野については、自動承認ルートで設立可能である。それ以外の分野については、LLPの設立は認められていない。

第9章 主要投資インセンティブ

インドでは、経済特別区（SEZ：Special Economic Zone）への優遇措置や輸出型企業に対する優遇措置、特定の地域（州）における優遇措置等がある。もっとも、これらの優遇措置の大半は、外国企業を対象とした外国投資促進措置でなく、またその内容も他のアジア諸国に比較すると限定的である。

1．経済特別区（SEZ）

(1) 概要

経済特別区（SEZ）とは、「みなし外国地域（貿易活動や関税等に関して外国領域と同様とみなされる、国内に特別に設置された免税地区）」のことである。ここに立地する入居企業は、一定の条件のもとで優遇措置を受けることができる。

(2) 優遇内容

法人税をはじめとする税の優遇が受けられる。詳細は図表 9-1 の通りである。

図表 9-1 SEZ 入居企業における租税優遇措置⁹

項目	入居企業への恩典
法人税	製造・販売開始から最初の5年間は輸出収益について100%免税、続く5年間は50%免税。 収益を再投資すれば、さらに5年間50%免税
関税	入居企業の開発、運営又は整備に関する輸入について100%免税
物品税	入居企業の開発、運営又は整備に関する国内調達について100%免税
サービス税	100%免税
中央販売税 （州をまたぐ物品販売に対する税）	100%免税
付加価値税	各州の政策により免税される場合がある
印紙税	全ての印紙税課税文書について非課税

(3) 入居申請

SEZ への入居申請には、自動承認の場合には申請書を SEZ 開発長官(Development Commissioner, DC) へ提出すると、通常 15 日以内に決定がなされる。個別認可の場合には中央政府の商工省商業局承認委員会 (Board of Approval, BOA) 及び商業政策推進局 (Department of Industrial Policy and Promotion) に回付され、45 日以内に決定がなされる。

⁹ 但し、インド政府は、2016 年 3 月、SEZ における優遇措置を今後順次撤廃することを発表しているため、進出時点において別途詳細の確認が必要である。

2. 輸出型企業に対する優遇措置

(1) 概要

インド国内で製造した製品全てを原則としてインド国外に輸出する場合には、輸出指向型企業 (Export Oriented Unit, EOU) の認定を受けることで、その保有工場を保税工場扱いとすることが可能となる。

(2) 優遇内容

EOU としての認定を受けることで、製造に必要な原材料・部品の輸入関税、製造に関する物品税、サービス税、中央販売税などが一切免除される。

(3) 留意事項

EOU 認定を受けた場合のインド国内向け販売は、所定の輸入関税等を支払えば、輸出総額 (FOB 価格) の 50% を上限として認められる (宝石・宝飾品については 10% が上限)。尚、自動車、アルコール飲料、書籍、紅茶葉、紙製品等については、国内一般関税地域 (DTA) 向け販売は認められていない。

3. 州レベルでの工業団地への優遇

(1) 概要

上記の連邦ベースの施策の他、各々の州において、州内の工業団地¹⁰に進出する企業に対し州独自の優遇措置を与えているケースがある。優遇措置の内容は州ごとに、また州との交渉により進出する企業ごとに異なる。

(2) 税制優遇例

ラジャスタン州の税制優遇の主な内容は、以下の通りである¹¹。但し、優遇措置は時限的であり、州政府によりその内容も都度変更されるので留意が必要である。

- ・ 7 年間の支払 VAT と CST 総額の 30% 相当額の投資補助金
- ・ 7 年間の支払 VAT と CST 総額の 20% を上限とした労働集約奨励 (賃金総額) 補助
- ・ 7 年間の電気手数料 50% 免除

¹⁰ 日系企業の集積が進む工業団地については第 5 章「日インド経済関係」を、各州の工業団地一覧については地域編を参照されたい。

¹¹ 出典：ジェトロ「インド・ラジャスタン州ニムラナ工業団地のご案内 (2016 年 4 月)」

第10章 外資規制業種

インド準備銀行（RBI）が所管する外為管理法（FEMA,1999）に基づき、商工業省産業政策促進局（DIPP）が毎年発表する統合版 FDI ポリシー（Consolidated FDI Policy）により、外資の参入が禁止される分野及び外資の参入が規制される分野が規定されている。2017 年 1 月時点で最新の FDI ポリシーは、2016 年 6 月 7 日に発表された版である。

インドへの投資を検討するにあたっては、予定する業種が規制対象にあたらないか、該当する場合にはどのような規制の対象となるかを確認する必要がある。

1．外国投資の禁止業種

2016 年の統合版 FDI ポリシーにおいて外国投資が禁止されている業種（ネガティブ・リスト）は図表 10-1 の通りである。このネガティブ・リストに該当しなければ、次項に述べる出資上限規制の範囲内で外国投資が自動認可される。

図表 10-1 ネガティブ・リスト対象業種

No.	業種
1	宝くじ事業（政府又は民間の宝くじ、オンライン宝くじ等を含む）
2	賭博及び賭け事（カジノ等を含む）
3	チットファンド（日本の「無尽」に該当する互助組織）
4	ニディカンパニー（互助金融会社）
5	譲渡可能な開発権の取引業
6	不動産事業*または農場の建設
7	葉巻、両切り葉巻たばこ、小型葉巻たばこ、葉巻たばこ、たばこ、たばこ代用品の製造
8	民間部門による投資に解放されていない活動又は産業分野 （（Ⅰ）原子力及び（Ⅱ）統合版FDIポリシーにおいて一部許可される活動以外の鉄道事業等）

（注） 不動産事業には、タウンシップの開発、住宅/商業用建物、道路や橋梁の建設、2014 年インド証券取引委員会（不動産投資信託）規則に基づく登録・規制を受ける不動産投資信託を含まない。

（出所）商工業省「統合 FDI ポリシー」（2016 年 6 月 7 日）より作成

2．出資規制がある業種

個別に出資規制を設けている主な業種は図表 10-2 の通りである。

図表 10-2 出資規制がある業種

業種	規制概要
民間銀行業	49%まで自動承認ルート、49%超74%まで政府承認ルートで出資が可能
ノンバンク（NBFC）	指定された18業種に対して、直接投資が認められる。100%までの出資が自動承認ルートで可能だが、出資比率に応じて最低資本金額が次のとおり規定されている。51%以下、51%超75%以下の出資についてはそれぞれ50万米ドル、500万米ドル（即時一括出資）で、75%超100%までの出資については、5,000万米ドル（うち750万米ドルを即時一括出資、残額は24ヵ月以内に出資）である。外国投資を75%超受けたノンバンクは、その特定のNBFC活動のための子会社を設立可能。この場合、子会社数に制限はなく、追加資本も必要ない
保険業	49%まで自動ルートで出資が可能であるが、保険規制開発庁（IRDA：Insurance Regulatory & Development Authority）からのライセンス取得が条件である
民間航空業	定期航空輸送サービス事業、国内定期旅客航空事業、地方航空輸送サービス事業については、49%まで自動承認ルートで出資可能。不定期航空輸送サービス事業は100%まで自動承認ルート出資可能
空港事業	新規プロジェクトの場合、100%まで自動承認ルートで出資可能。既存のプロジェクトの場合、74%まで自動承認ルートで、74%超は政府承認ルートで出資可能
通信サービス業	固定電話、携帯電話、衛星通信サービスについては、49%まで自動承認ルートにより、49%超100%までの出資は政府承認ルートにより出資が可能。通信庁（DoT：Department of Telecommunication）からライセンスを取得することが条件
石油・石油精製	石油、石油精製品の販売業、石油発掘業、石油パイプライン、天然ガス・LNGパイプラインの分野に対して、100%まで自動承認ルートによる出資が可能。但し、いずれの分野でも業種ごとに別途定められている条件、ガイドラインに従う必要がある。国有企業による石油精製事業への出資は、個別認可を条件に26%まで可能
住宅・不動産業	土地や不動産から利益を得ることを目的として土地や不動産を取引する「不動産事業」への外国投資は認められないが、タウンシップ、住居、ビルトアップ・インフラストラクチャーの建物建設プロジェクトについては、100%まで自動承認ルートによる出資が可能
商業	キャッシュアンドキャリー（C&C*）形態では、自動承認ルートによって100%まで出資が可能。但し、顧客の営業ライセンスや取引の記録義務などが課される他、同じグループ内の企業・業者への販売は、卸売業の総売上の25%を超えてはならない 電子商取引分野については、企業間取引に限って100%まで自動承認ルートで出資可能

業種	規制概要
防衛産業	49%まで自動承認ルートで、49%超は、国家に近代的かつ最新の技術が導入される可能性がある場合には、個別の判断で政府承認ルートで出資可能
農業、農園業	原則として、農業分野について直接投資は認められていない。但し、花卉、園芸、養蜂、野菜、種苗、家畜、養殖、農林水産品の加工・倉庫業など関連サービス業については、自動認可によって100%までの出資が可能 農園業（プランテーション）については、紅茶、コーヒー、ゴム、オリーブ農園等について、100%まで自動承認ルートで出資が可能
印刷出版業	外国新聞のファクシミリ版出版業、科学技術関連の雑誌、専門雑誌及び定期刊行物の出版業は100%まで、ニュース・時事を扱う新聞、定期刊行物の印刷出版業は26%まで出資可能（全て政府承認ルート）
薬品・医薬品	新設会社へは自動承認ルートにより100%まで出資可能。既存会社へは100%まで政府承認ルートにより出資可能
鉱業	ダイヤモンド・宝石を含む各種鉱石、金、銀の探鉱・採鉱、金、銀の冶金・加工について、自動承認ルートによって100%まで出資可能
衛星ビジネス	政府承認ルートで100%まで出資可能
小売業	単一ブランドの小売業については、49%まで自動承認ルート、49%超は政府承認ルートで出資可能。但し、出資比率が51%を超える場合には、製品調達額の30%をインド国内から調達する等の条件を満たす必要がある 総合小売業（複数ブランド小売業）については、政府承認ルートで51%まで出資可能。但し、最低投資額が1億米ドル、投資額のうち最低50%を3年以内にバックエンドインフラへの投資に当てること等の条件を満たす必要がある
電力取引所	49%まで自動承認ルートでの出資可能

（注） キャッシュアンドキャリー：現金問屋。卸売業者の一種で、店舗や倉庫に商品を展示して、小売業者・業務用需要者などの顧客に現金で販売し、商品を持ち帰ってもらう仕組み。通常の卸業者のように、信用付与や配送は行わないが、商品の価格を抑えて販売可能な点が特徴

（出所） 商工業省「統合 FDI ポリシー」（2016 年 6 月 7 日）より作成

第11章 許認可・進出手続き

1. 進出手続き

(1) 現地法人（新法人設立）

現地法人を設立するにあたって多くの企業が選択する非公開（株式有限責任）会社設立の流れは図表 11-1、設立後の主な手続は図表 11-2 の通りである。

図表 11-1 非公開会社設立の流れ

項目	概要・特記事項
1	会社関連文書類へのデジタル署名に用いる電子署名認証（DSC : Digital Signature Certificate）の取得と、取締役認識番号（DIN : Directors Identification Number）の取得申請を行う。申請書類に不備がなければ、通常いずれも1週間前後で交付される
2	通常6種類の商号案を申請する。他の登録済商号に類似していたり、商標を侵害したりするような商号とすることはできない
3	定款（基本定款及び附属定款）、会社法規則所定のフォームによる会社設立申請書、取締役の宣誓書等を作成、提出する

図表 11-2 現地法人設立後に実施すべき主な事項

項目	概要・特記事項
取締役会の開催	登記日から30日以内に開催する必要がある
資本金の振込、株式発行	銀行口座を開設、出資者が資本金を振り込む 株式発行後30日以内に、インド準備銀行（RBI）に対して直接投資の事後報告を行う必要がある
PAN、TANの取得	法人所得税の申告書等に記載する会社の基礎番号であるPAN（Permanent Account Number）や、源泉徴収番号であるTAN（Tax deduction Account Number）を取得する
その他	業態に応じて、輸出入を行う際に必要となる「Import Export Code」、サービス税を支払う際に必要となる「Service Tax Number」、仕入や販売に必要な「VAT Number」などを取得する必要がある。

(2) 現地法人（インド地場企業からの株式取得）

インドに現地法人を設立するには、自ら直接投資を行う場合以外に、設立済み法人の株式を取得する方法もある。

インド居住者からインド非居住者に対して現地法人の株式譲渡がされる場合には、インド準備銀行（RBI）が定める株式譲渡価格規制（いわゆる「プライシング・ガイドラインズ」、以下同じ）を受ける。具体的には、上場企業の場合には、インド証券取引委員会（SEBI）の価格決定ガイドラインに従う必要がある。また、非上場企業の場合は、SEBIの登録を受けたカテゴリー1のマーチャントバンカーまたは勅許会計士が算出する公正評価額（fair value）を下回る価格での株式譲渡には、インド準備銀行（RBI）の承認が必要である。尚、従前はその算定方法としてDCF法（discount cash flow method）が強制されていたが、RBIによる2014年7月15日付通達により、「国際的に受入れられている株式価値算定方法（internationally accepted pricing methodology）」が許容さ

れ、制度上は算定方法の選択肢が広がった。

(3) 駐在員事務所・支店

駐在員事務所や支店の設立手続の流れは、図表 11-3 の通りである。ポイントとなるのはインド準備銀行（RBI）からの許可取得である。

図表 11-3 駐在員事務所・支店の設立の流れ

項目	概要・特記事項
インド準備銀行（RBI）への申請と許可の取得	インド準備銀行（RBI）の個別許可が必要となる（一定の要件を満たすことで自動的に認可されることはない）
企業登録局（ROC）への登録	インド準備銀行（RBI）からの開設許可後30日以内に、認可を受けたことを届け出る 届出が完了することで、営業拠点設立証明書が交付される
PAN、TANの取得	PAN（Permanent Account Number）、源泉徴収番号である TAN（Tax deduction Account Number）の取得を行う

(4) プロジェクト・オフィス

プロジェクト・オフィスの設立にあたっては、駐在員事務所や支店の設立とは異なり、インド国内でのプロジェクト遂行に関する契約をインド地場企業と締結し、かつ、下記の 4 条件のうちの一つを満たす場合にはインド準備銀行（RBI）の承認は不要である。

プロジェクトのための資金が、海外からの送金により賄われる

プロジェクトのための資金が、国際金融機関（世界銀行等）の融資等により賄われる

プロジェクトが管轄当局から許可を取得している

プロジェクト契約を発注する企業が、インドの公的金融機関又は銀行からタームローンの設定を受けている

プロジェクト・オフィスの設立手続は、図表 11-4 の通りである。

図表 11-4 プロジェクト・オフィス設立の流れ

項目	概要・特記事項
インド準備銀行（RBI）への開設届出	会社名、受注したプロジェクト内容等をインド準備銀行（RBI）に届け出る
企業登録局（ROC）への登録	インド準備銀行（RBI）への届出後30日以内に、ROCに登録する必要がある 届出が完了することで、営業拠点設立証明書が交付される
PAN、TANの取得	PAN（Permanent Account Number）や、源泉徴収番号である TAN（Tax deduction Account Number）の取得を行う

2. 撤退・倒産処理手続き

(1) 概要

インドにおける会社の清算方法は、以下の2パターンに大別される。

任意清算：株主総会決議に基づく清算

裁判所清算：債務超過や法定報告を行わなかった場合等において裁判所が主体となつて行う清算

インドでの事業からの撤退・拠点閉鎖の障害になりうる法令上の制限としては、1947年産業紛争法が存在する。1947年産業紛争法では、従業員数が100人を上回る場合には、閉鎖90日以上前に州政府に申請し、許可を取得することが必要である。

また、従前、1956年会社法下で運用されていた会社清算は、任意清算にせよ裁判所清算にせよ裁判所が関与する手続であり、関係当局から残債務のないことやコンプライアンス違反のないことの確認を要するなど、その完了までに極めて長期の時間がかかり、撤退・拠点閉鎖の手法としては必ずしも現実的な選択肢ではなかった。2013年会社法の下で会社法審判所が清算手続を管轄することになっているが、迅速化が図られるか、今後の実務運用を注視する必要がある。

(2) 設立形態別における閉鎖の容易性

設立拠点の形態によって、閉鎖の容易度は大きく異なる。詳細は図表 11-5 の通り。

図表 11-5 設立形態別における閉鎖の容易性

拠点の形態	閉鎖の容易性
駐在員事務所	閉鎖を前提としているため、閉鎖の手続きは容易である
プロジェクト・オフィス、支店	駐在員事務所と同様に比較的容易ではあるが、営業で利益を上げることが前提であるため、それに関わる税務上の承認に若干のリスクがある
現地法人	閉鎖は前提とされておらず、清算には会社法審判所の承認が必要である

(3) 有限責任会社の拠点閉鎖にあたっての現実的な対処例

現実的な対処方法としては、合併パートナーまたは第三者への株式譲渡などが利用されている。また、従業員数が100人未満の場合には政府へ通知するだけで良いとされているので、部門ごとに分社化し各社の従業員数を100人未満とする会社も見られる。

尚、撤退時に伴う問題を最小限に抑えるためには、進出時から撤退基準・撤退要件を明確に把握しておくことが必要である。その上で、例えば、インド法人の株式を、日本の親会社が直接保有するのではなく、間接的に保有する形とすることや、合併で出資をする場合は、パートナーとの合併契約書に撤退要件等を定めておくことなどの対策が考えられる。

(4) 破産倒産法

2016 年 12 月 1 日、2016 年破産倒産法 (Insolvency and Bankruptcy Code, 2016。以下、「破産倒産法」という。) の主要部分が施行された。

破産倒産法が制定される前、インドにおいては統一的な倒産法制が存在せず、シックカンパニー(経営不安に陥った企業)に関する SICA(Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985)、会社法等の複数の法令が適用されていた。SICA は特定の業種の会社のみ (主として製造業) を対象としていたものの、インドの倒産手続の中で中心的な役割を果たしてきた。もっとも、実務上は SICA 以外にも複数の倒産手続が並行して係属することも多く、実効的かつ単一の倒産法制の必要性が議論されていた中で、破産倒産法はそのような問題意識に応えるものとして制定された。尚、破産倒産法の施行に伴い、SICA は 2016 年 12 月 1 日付で失効し、同時にシックカンパニーの再建手続を管轄していた財務省の「産業金融再生委員会」(BIFR、Board for Industrial and Financial Reconstruction)¹²も廃止された。

¹² インド財務省金融サービス局 (Government of India, Ministry of Finance, Department of Financial Services) に設置されていた委員会であり、規制当局の性質を有しながらも公的な見地からシックカンパニーの再建手続を主宰する役割を担っていた。

第12章 税制

1. インドの税体系

インドの税制は納税者の居住状況や所得に応じて課税される直接税と、物品・サービスに課税される間接税に分かれる。直接税には、個人所得税、法人所得税、最低代替税（MAT）、配当税などがあり、間接税には、物品税、中央売上税（CST）、州付加価値税（州 VAT）、サービス税などがある。日本の税制と比較すると、インドの税体系には 間接税の種類が多い、異なる税金の間に相殺控除がある、州によって異なる税金がある等の特徴がある。図表 12-1 では、インドの主な税項目を挙げている。

また、インドでは税制が頻繁に改正され、その上に遡及適用があるのが特徴である。直接税と間接税の税率は、例年、2 月末に発表される年間予算とともに年間財務法（the annual Finance Act）の中で規定されるため正確に最新情報を押さえておくことが重要である。

尚、2017 年 2 月 1 日に、2017/2018 年度の予算案が発表された。税率変更のあった主な項目としては、年間所得 25 万ルピーから 50 万ルピーの個人所得税率が、10%から 5%へと引き下げ、中小企業向けの法人所得税率が 30%から 25%へと引き下げ、の 2 点であった。

図表 12-1 主な直接税と間接税

分類	税目	課税対象	徴税者
直接税	個人所得税	所得	中央政府
	法人所得税	所得	
	最低代替税	会計上の利益	
	配当税	配当	
間接税	物品税	物品の製造	中央政府
	中央売上税	州を越えた販売	
	関税	輸出入品	
	サービス税	特定のサービス	
	州付加価値税	州内での販売	州政府
	越境税	使用・消費・販売のために入境してくる商品	
	印紙税	資産の譲渡	

（出所）各種資料より作成

2. 法人所得税

法人所得税は法人所得に対する税金であり、内国法人（現地法人）・外国法人（支店・プロジェクトオフィス）の区分に応じて課税される。尚、駐在員事務所は法人税を納付することはない。

法人所得の基本税率は、内国法人では 30%、外国法人では 40%となっている。これらの基本税率に対し、所得額に応じた付加税（サーチャージ）と、所得税と付加税の合計に対して 3%を乗じた教育税を加えたものが実効税率となる（図表 12-2）。

税務の課税年度は所得税法上 3 月末と定められており、企業は法人税申告書の提出と法人税の納付を 9 月末までに行わなければならない。但し、関連者取引のある企業については、期限が 11 月末までと 2 ヶ月延長されている。

法人所得税の納付は 9 月末までではあるものの、インドでは期中に年間見積額の間納付（前納）を行わなければならない。納付期限は 6 月、9 月、12 月、3 月のそれぞれ 15 日で、納付税額は年間見積税額の 15%、45%、75%、100%となっている。

税務上の欠損金は最大 8 年間の繰り越しが可能で、将来の事業所得と相殺することができる。但し、損失が発生した年度に申告書を期限内に提出できない場合は繰り越しできず、また非上場会社の場合では株主構成が 49%を超えて変動した場合、繰越金は失効する。

図表 12-2 法人所得税の税率

	内国法人	外国法人
基本税率	30%	40%
実効税率（カッコ内は付加税率）	内国法人	外国法人
1,000万ルピー以下	30.9% (0%)	41.2% (0%)
1,000万ルピー超 1億ルピー以下	33.06% (7%)	42.02% (2%)
1億ルピー超	34.61% (12%)	43.26% (5%)

（注）教育税として、所得税と付加税の合計に対して 3%が課せられる

（出所）PwC「インド投資ガイド 2015 年」より作成

3. 個人所得税

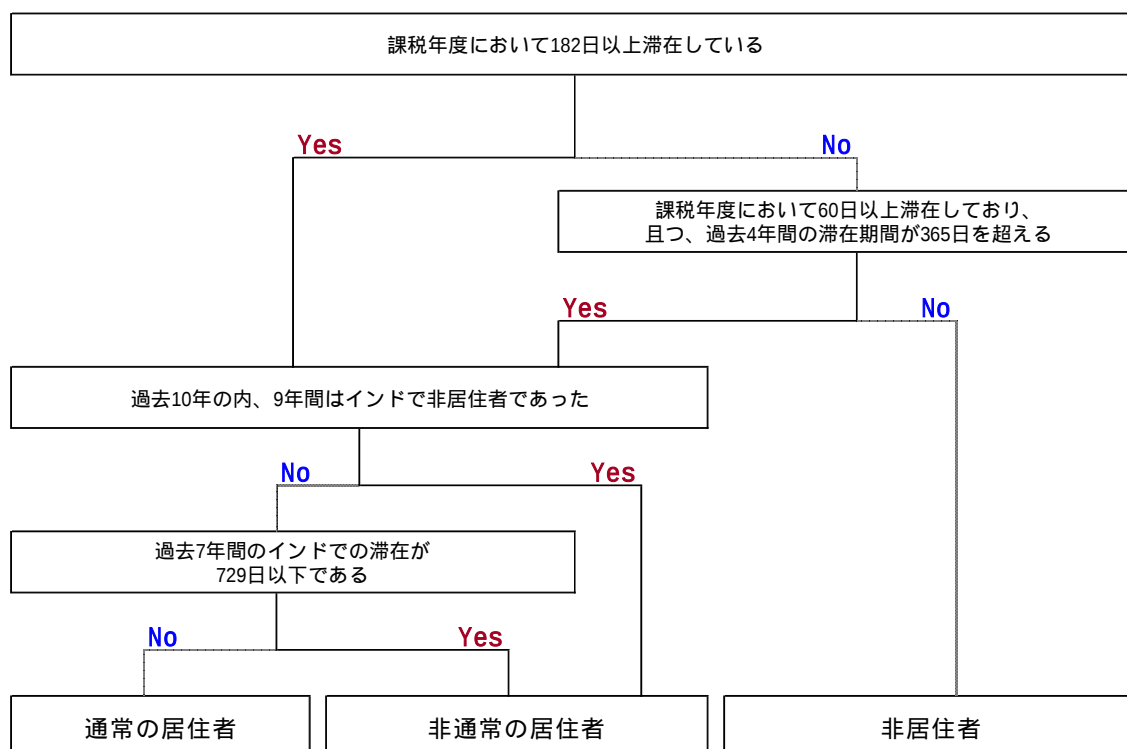
個人所得税は個人所得に課される税金である。居住者の区分（通常の居住者、非通常の居住者、非居住者）に応じて課税範囲が異なり、通常の居住者であれば課税年度における世界所得が、非通常の居住者はインドにて受領した所得、インドで発生した所得、インドからコントロールされているビジネスから発生した所得、インドにおける専門的職業からの所得が、非居住者の場合はインドにて受領した所得またはインドで発生した所得が、それぞれ課税範囲となる。

課税対象期間は 4 月 1 日～3 月 31 日までで、納付は雇用者が毎月源泉徴収して翌月 7 日までに

納付し、従業員の確定申告期限は 7 月 31 日までとなる。

個人所得税は、総収入から非課税所得、必要経費、所得控除額の合計を除いた所得額を求め、この所得額に応じた税率を乗じて求められる。所得控除に関しては、生命保険、年金、一定の株式や社債等への出資については最大 15 万ルピー、医療費は最大 1 万 5,000 ルピーが所得控除できる。また、個人所得税の基本税率は図表 12-4 の通りである。

図表 12-3 納税者の居住区分



(出所) KPMG インド「2015 年度版 インド投資ガイド」より作成

図表 12-4 個人所得税の税率

年間所得金額	加算額 (ルピー)	前の段階を超える所得に対する税率
25万ルピー以下	-	0%
25万ルピー超 50万ルピー以下	-	10%
50万ルピー超 100万ルピー以下	25,000	20%
100万ルピー超	125,000	30% (*)

(注) 年間所得金額が 1,000 万ルピーを超える場合は、付加税 (15%) と教育目的税 (3%) が課される
(出所) PwC 「インド投資ガイド 2015 年」、KPMG より作成

4. 最低代替税

最低代替税は、会計上の利益に 18.5% を乗じた金額が法人税額を上回る場合には、法人税に替えて、当該金額（会計上の利益 × 18.5%）を納付するものである。納付された最低代替税は、所得税法の規定に基づき、10 年間繰り越して、将来の法人税から控除することができる。

図表 12-5 最低代替税（MAT）の税率

課税所得	実効税率
1,000万ルピー以下	19.055%
1,000万ルピー超 1億ルピー以下	20.389%
1億ルピー超	21.342%

（出所）JETRO ウェブサイト、KPMG インド「2015 年度版 インド投資ガイド」より作成

5. その他直接税

その他の直接税として、図表 12-6 では配当分配税（DDT）と源泉税を挙げている。

配当金に関しては、受取配当金は全額非課税所得となる。他方、配当を支払う法人については、支払配当金に対して 20.3576% の実効税率が課せられ、配当側が納税義務を負う。

図表 12-6 配当分配税（DDT）及び源泉税の税率

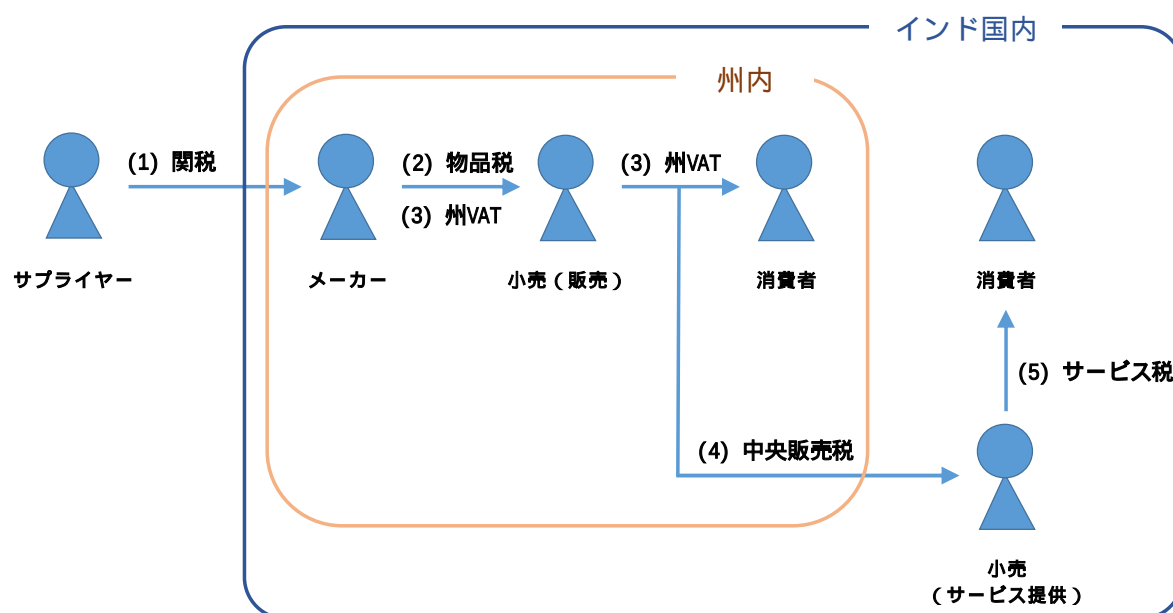
課税所得		税率	備考
配当分配税		税率：15%	
		実効税率：20.3576%	
源泉税	借入利息	税率：10%	海外からの対外商業借入（ECB）の場合は5%
	ロイヤリティ・技術上の役務	税率：10%	日印租税条約上の上限税率。 国内税法では25%
	配当	税率：0%	

（出所）KPMG インド「2015 年度版 インド投資ガイド」、PwC「インド投資ガイド 2015 年」より作成

6. モノ・サービスの流れと間接税

間接税は製造や販売等に伴う物品やサービスに課税される消費税である。利益に対して課税される直接税とは性質が異なる。インドでは税制が複雑と言われるが、その大部分がこの間接税に関する事項といえる。複雑な間接税を体系的に捉えることは難しいが、大枠は図表 12-7 のように整理できる。以下、代表的な間接税である、関税、物品税、中央売上税、州付加価値税（州 VAT）、越境税、サービス税、インフラ税の概要を説明する。

図表 12-7 間接税の概要



（出所）各種資料より作成

7. 関税

関税は輸入品または輸出品に対して、中央政府により課税される。税額の計算にあたっては、輸入品または輸出品の取引価格が基となる。基本的には取引価格の評価方法は WTO の評価方法と一致しているが、中央政府は独自の評価方法を公表している。尚、関連者からの輸入については、特別評価局（Special Valuation Branch）によって輸入額の査定が行われる。

インドの関税は、基本関税、追加（相殺）関税、教育税、2 次高等教育税、特別追加関税から構成される。

図表 12-8 関税の構成要素

項目	税率	備考
基本関税 (BCD)	0-10%	農作物やその他指定された物品を除いて、最大10% 中央政府がBCDの一部または全部を免除する権限あり
追加（相殺）関税 (CVD)	12.5%	国内で物品税がかかる品目を輸入する場合、整合性を 図るため、物品税と同率の追加（相殺）関税が課される
教育税	2%	関税の合計額に加算
2 次高等教育税	1%	（同上）
特別追加関税 (ADC)	4%	輸入品の査定価格と関税の総額に課せられる

（出所）JETRO ウェブサイト、PwC「インド投資ガイド 2015 年」より作成

8. 物品税

物品税はインド国内で生産されて販売される物品に対し、中央政府によって課税される。標準税率は 12.5%だが、免税措置等により個々の製品の税率が異なる。近年では物品税の税率は上昇傾向にある。2016/17 年度より、それまで免税対象だった金やダイヤモンドを使った宝飾品について、仕入れ税額控除が適用できない業者には 1%の、適用できる業者には 12.5%の税率が課されるようになった。また、糖分を含む炭酸飲料とミネラルウォーターの物品税率を現行の 18%から 21%に引き上げられた。

税額の計算にあたっては、取引価額が基本となるが、主に消費者向けの物品税については最大小売価格（Maximum Retail Price：MRP）やみなし評価額等が用いられる場合がある。

納税に際し、製造業者は受取物品税を支払物品税、支払サービス税と相殺し、税務当局に納付する。また、受取物品税額は支払関税の一部とも相殺が可能となっている。

9. 州付加価値税

州付加価値税（州 VAT）は、州内の動産の販売に対して課される税金である。州 VAT は付加価値に対してのみ課税されるため、支払った州 VAT と顧客から受け取った州 VAT とを相殺して税務当局に納める。これらに加え、受取中央売上税と支払州 VAT を相殺して納付することもでき、また州によっては支払越境税と受取州 VAT を相殺することもできる。

州 VAT の税率は 12.5%～15%の範囲で適用されることが多いが、課税対象品目によって税率は異なる。例えば、金・銀・宝飾品等では 1%だが、石油製品、アルコール飲料では 20%を上回る州もある。州 VAT は州ごとに課税権があるため、石油製品、アルコール飲料のように、同一品目であっても州によって税率が異なるケースもある。

10. 中央売上税

中央売上税（Central Sales Tax：CST）は、インド国内の州を越えて動産を売買した際に課される税金である。インドの規制では、州内の商品の販売に対する売上税課税権を州議会に付与している一方で、州外取引に対しては中央売上税が課される。

税率は、中央売上税法に従って必要書類を作成する場合には 2%だが、必要書類が整備されていない場合は 10%と販売元の州の付加価値税率の内、高い方の税率が適用される。

受取中央売上税は支払州の付加価値税と相殺することが可能だが、支払中央売上税は他の間接税と相殺することができず、事業者のコスト増要因となってしまう。但し、中央売上税は州外に動産を移転する場合でも、移転先州の倉庫に自社所有の在庫として保管するのであれば、課税対象とならない。このため、進出日系企業の間では当税の回避策として、納品先州の倉庫に自社所有の在庫として移転させて、当該納品先州の倉庫から納品先に供給する等の対策もとられている。

11．越境税

越境税（Entry Tax）は、州政府が徴収し、消費、使用、販売目的で州外から持ち込まれた一定の商品に対して課される税金である。越境税は付加価値税導入後も課されているが、特定の州では州での仮受付加価値税の納税額と相殺することができる。税率は州や物品の種類によって異なる。

12．サービス税

サービス税は 16 種のネガティブ・リストに記載された分野や例外項目などを除いた、所定のサービスの提供に対して課税される。ネガティブ・リストの 16 分野には、商品貿易、製造・生産行為に結びつく作業、活字メディアの宣伝スペース販売、通行料が生じる道路・橋梁のアクセスにかかるサービス、職業訓練サービス、住宅の賃貸サービス、金融サービス（預金、ローン、為替など含む）、旅客サービス、陸路または内水輸送サービス等が含まれている。

実効税率は上昇傾向にある。2015 年 6 月 1 日以降、サービス税の実効税率（教育目的税を加算）は 12.36% から 14% に引き上げられ（2% の教育目的税と 1% の 2 次高等教育税は廃止）、更に政府は課税対象となるサービスに対して、2015 年 11 月にスワッチ・バーラット税 0.5%、2016 年 6 月に Krishi Kalyan Cess 0.5% を導入した。スワッチ・バーラット税と Krishi Kalyan Cess はサービス税に上乗せして徴収されるため、サービス税の実効税率は 15% になっている。

納税義務者はサービス提供者となる。サービス提供者は、サービス受領者からサービス税相当額を徴収し、税務当局に納付する。尚、支払サービス税は、受取サービス税、受取物品税と相殺することが可能である。また、サービスを輸出する場合には、税務上不利になることがないよう、仮払税額の還付や払い戻しが可能である。

13．インフラ税

2016 年 3 月、特定の自動車に対し、物品税に上乗せする形でインフラ税（Infrastructure Cess）が導入された 2016 年 3 月 1 日付通達 Notification 01/2016-Infrastructure Cess）。インフラ税は相殺控除ができず、また他の租税債務との相殺もできない。

図表 12-9 インフラ税の実効税率

項目	税率
電気自動車、ハイブリッド車、身体障害者向け車両、タクシー専用車両、救急車等の特定の自動車	0%
全長4メートル以下、排気量1,200cc以下の自動車 （ガソリン自動車、液化天然ガス[LPG]自動車、圧縮天然ガス[CNG]自動車）	1%
全長4メートル以下、排気量1,500cc以下のディーゼル車	2.5%
上記以外のすべての自動車（スポーツ用多目的車[SUV]を含む）	4%

（出所）JETRO ウェブサイトより作成

14．トピックス：非開示所得の申告

2016 年 11 月 8 日、ナレンドラ・モディ首相はインド法定貨幣のうち最高額である 500 ルピー札と 1,000 ルピー札の廃止を発表した。高額紙幣廃止の背景には、汚職に係る現金授受の一掃、テロの資金源となり得る裏金や偽造紙幣の根絶が挙げられている。

インド政府は高額紙幣の廃止によって明らかとなった非開示所得を申告する機会を提供するため、同年 11 月 28 日に第二弾改正課税法案を提出し、翌月 15 日に施行した。課税改正法では、非開示所得について、非開示所得の 77.25%の納付（所得税、サーチャージ、目的税）非開示所得の 49.90%の納付（所得税、サーチャージ、罰科金）と、同所得の内 25%以上をインド政府への無利子預金として凍結（4 年間）の 2 点が挙げられている。

これらの申告機会を利用しない納税者は、延滞税の支払、刑事訴追、77.25%の所得税に加えて課税額の 10%から 60%の罰科金を受けることとなる。尚、申告期間は 2016 年 12 月 17 日から 2017 年 3 月 31 日であった（通達 No.115/2016）。

15．トピックス：GST 導入

2016 年 8 月、インド上院は中央政府と各州政府の様々な課税を一律化する物品・サービス税（GST）の導入に向けた憲法改正案を可決し、同月中には再送された下院でも可決された。GST は、中央政府の歳入となる中央 GST（C-GST）、州政府の歳入となる州 GST（S-GST）、州をまたぐ取引に関わる統合 GST（I-GST）で構成され、C-GST 法と I-GST 法では国会の、S-GST 法は 29 州の 31 州議会で可決されなくてはならなかった。各州の承認動向が注目されていたが、同年 9 月末時点では、31 州議会の過半となる 19 州で S-GST 法が批准された模様である。

州ごとに異なる税率を統一化する GST の導入は、物流を大きく改善すると期待されている。これまでは越境税が課せられていたため、製造企業の中には複数の州に自社倉庫を有していたが、GST の導入で自社倉庫を売却し、固定費負担を減らすことも可能と予想される。地場の調査機関によると、企業の売上高に占める物流コストの比率は平均 6～8%とされる中、GST 施行後の 3～4 年で同比率は 1.5～2.0%ポイント下がると試算されている。

当初は 2017 年 4 月の導入を予定していたが、品目ごとの税率の決定や産業界の準備不足もあり、導入時期は同年 7 月へと延期された。2017 年 6 月時点では、GST 審議会にて基本税率が決定され、基本税率は 0%（非課税）、5%、12%、18%、28%の 5 段階となる予定である。総じて言えば、食品等の生活必需品は非課税または 5%の税率に抑えられ、他方で消費財やエアコンや冷蔵庫等の電気製品の多くが最高税率（28%）に分類されている。最高税率が適用される品目数は全体の約 2 割に相当し、更に自動車、炭酸飲料、タバコ等の一部品目では、最高税率に一定の目的税率が付加される模様である。

16．トピックス：移転価格税制

移転価格とは企業グループ内の取引価格のことであり、移転価格税制は法人税率の低い国へ所得を移転することを防ぐために、各国で制度化されている。インドでは、経済環境の著しい発展や海外直接投資によるインドへの外資企業進出、国際間取引及び競争の激化などを背景に、2001

年 4 月から導入されている。

インドの移転価格税制は、所得税法の第 92 条 A から F で規定されており、インドにおける独立企業間価格（ALP：Arm's Length Price）の算定は OECD ガイドライン¹³に準拠している。この OECD ガイドラインは法的拘束力を持たないが、OECD 加盟国の総意の上で取りまとめられたものであるため、国際的な共通認識として機能している。

インド移転価格税制の特徴は厳格な書類整備規定にあり、移転価格が適正であることの証明を会計士から取得するなど、インドでは移転価格にかかる文書化が法令により明確に定められており、違反した場合にはペナルティの対象となる。近年、外国企業に対する移転価格取引の指摘が急増しているため、注意が必要である。

税務紛争を回避・解決する手段として、事前確認制度（Advance Pricing Agreement：APA）がある。APA では、税務当局の APA 担当官が納税者と議論しながら独立企業間価格を決定する。APA は 2012 年の税制改正で導入され、既に多くの企業が申請を行っており、導入初年度の申請では 2014 年 3 月に 5 件が、インド初の APA 成立案件となった。

ひとくちメモ 5： 肥満税導入か：インドの生活習慣病

2017 年度のインド予算国会では、ファストフードや炭酸飲料に対する課税が議論されるのではないかと報道が多かった。これらの食品に対する課税は通称「肥満税」や「ソーダ税」と呼ばれ、米国やフランスをはじめとする先進国で導入されている例が多い。2016 年には、インド南部のケララ州政府がマクドナルドやピザハットなど、ハンバーガーやピザのチェーン店の提供するファストフードに対して 14.5%の課税を決定した。

2014 年に医学誌ランセットに発表された研究によると、インドの肥満人口は約 3,000 万人と推定され、男女別にみると世界の肥満人口の 3.7%（男性）、5.3%（女性）を占めるという。また別の報道によると、糖尿病は都市部に居住する低所得者層を中心に増加傾向にあるとのことだ。元々油や砂糖を多く使う料理が食べられてきたことに加えて、近年の食生活の欧米化や車社会の普及による運動不足が背景にあるとされ、政府も健康問題の改善に注力せざるを得ない状況になりつつある。

¹³ 正式には、Transfer Pricing Guideline for Multinational Enterprises and Tax Administrations という。

第13章 用地取得

一般に、外国企業がインドで土地を取得するのは難しいと言われる。その要因としては、主に土地登記制度と土地収用手続の問題がある。日本同様インドにも土地登記制度が存在するが、それは土地所有権ではなく、過去の権利関係の変遷にかかる土地取引関連書類を登記するシステムであり、州法に応じた制度の相違やローカル言語で作成される書類もある。また、州や地域によってはその整備状況が不十分で、例えば登記情報が電子化されていない地域では現地に赴いての物理的な権利調査が必要なケースもあるなど、土地の権利関係の確認は容易ではない。また、政府による土地収用においても、収容要件である公的目的（Public Purpose）の該当性や、収用補償金を巡る地域住民との紛争が少なくない。

日系企業が独資¹⁴で進出する場合には、自前で土地の取得を検討する必要性が生ずる可能性があるが、その場合、州政府が収用した土地を取得する方法（具体的には州工業団地への入居）と、民間の土地所有者（デベロッパー）から土地を取得する方法（民間の工業団地への入居）のいずれかが一般的である。

尚、2014年1月1日付で、旧土地収用法（Land Acquisition Act, 1894）を改正する新土地収用法（Right to Fair Compensation and Transparency in Land Acquisition, rehabilitation and Resettlement Act, 2013）が施行され、収用目的に応じた手続詳細が定められ手続きの透明性が向上した。また、被収用者らに対する補償の拡充等により権利保護が図られている。

1. 州工業団地への入居

法令に基づく政府の土地収用がなされた土地の場合には、基本的に、収用された土地の所有権が州政府に帰属することが明確となる。しかし、州開発公社との契約において、収用対象となった土地所有者から州政府に対し追加の補償金請求等がなされた場合には（州開発公社からの）買主が当該追加金額を最終的に負担する、買主は州政府に代わりあるいは協力して補償金請求に対応する旨の条項が、州との契約書フォームに含まれていることが多く、實際上、州開発公社との間でかかる条件変更の交渉余地は乏しい。また、州政府が土地所有権に関する表明保証や補償に合意することはまずないため、その結果として、買主は、州政府や元土地所有者からの金銭請求を受けるリスクを負担させられることがある。

インド政府や開発公社が開発した工業団地は、通常ほぼ原野のまま譲渡されるため、インフラ整備は原則入居者に任されている。煩雑な各種許認可の手続きもあるため、実際、工業団地を購入・賃借してから操業までには時間がかかることにも留意しなければならない。物流インフラが劣るインドでは、工業団地の選定にあたって、道路インフラ（渋滞を勘案した、販売・調達先へのアクセス、輸出入に利用する港湾や空港へのアクセス）、港湾のキャパシティ、州ごとに異なる電力・水道等ユーティリティ事情も含めた判断が必要である。一方で、日系企業が開発主体であ

¹⁴ 土地の取得が難しいインドでは、インド側パートナーの有する土地に進出すべく合併形態がとられることも多い。

る、または日系専用工業団地など日系企業を誘致する目的で特別に造成された工業団地については、これらの問題について一定程度改善されている場合もある。

2. 民間保有の土地の取得

近時、インドでは、民間デベロッパーにより造成、運営される工業団地も増えてきている。

前述の土地登記制度上の要因もあり、民間保有の土地を取得する場合、インドでは特に、売主の所有権（売主への前者からの所有権移転等）をより慎重に確認（Due Diligence）する必要がある。民間デベロッパーとの間では、基本的には、補償問題を含め土地所有権に瑕疵のないこと等について表明保証、補償条項の交渉を行うことが可能である。実務上は、過去 30 年程度の土地取引関連書類で所有権の変遷をたどり、所有権の確認を行うことが多い。

ひとくちメモ 6： 難航する土地収用法改正

前政権下で 2014 年 1 月に施行された新土地収用法は、被収容者に対する補償を手厚くし、収容に際して地権者の事前同意や社会的影響調査（SIA）・環境影響調査（EIA）を義務化するなどの規制を定めたもので、産業界からは工場建設などに関する用地取得手続が長期化、難化することが警戒されてきた。

経済開発重視の姿勢を取るモディ政権は、この新土地収用法を改正し、特定のインフラ開発事業などについては同意義務と SIA を免除する法案を国会に提出してきた。しかし収用を警戒する農村部からの強い反発に加え、国会上院では野党勢力が優位なため法案は再三にわたって否決され、モディ政権は代わりに国会審議を必要としない大統領令を 2 度発行し弥縫的に用地取得規制を緩和していた。しかし、2015 年夏期国会でも同法案は否決され、直後に農業州のビハール州選挙を控えていたこともあって、モディ首相は更なる大統領令の延長も断念した。

連邦レベルの取り組みが停滞する中で、アルン・ジャイトリー財務大臣は、州政府が改正法案に適合的な土地収用に関する州法を制定することも選択肢であると語った。それに呼応して、いくつかの BJP 与党の州政府が積極的な姿勢を示している。

例えば、モディ首相のお膝元として知られるグジャラート州では、2016 年に新土地収用法改正案を盛り込んだ新州法を議会で成立させ、安全保障、電化を含む地方部インフラ開発、低所得者層向け住宅開発、産業回廊、PPP（官民パートナーシップ）によるインフラプロジェクトの場合には関係者の事前同意と SIA が不要となった。

国会上院の議席構成は州議会の構成が反映されるため、上院でのスムーズな法案通過には州議会選挙での勝利が不可欠である。しかしモディ政権は就任後の州議会選挙で思うような結果を残せていない。2017 年 2～3 月にかけてビハール州と同じく農業州で、かつ議席数の多いウッタル・プラデシュ州を含む 5 州の選挙が控えているため、全国レベルの法改正は選挙の動向に左右される可能性が高い。

第14章 知的財産権

1. 知的財産権保護の状況¹⁵

経済発展に伴い、同国の模倣活動は、特定の地域に限定されたものではなく、全国に分散的に広がってきている。インドに進出している日本のメーカーによると、自社や競合する外国メーカーの製品の模倣品が流通していることが少なくなく、場合によってはオリジナル製品よりも模倣品の方が売れているという。

現在、模倣品の多くは主に中国からの流入品であり、ネパールやバングラデシュを経由して入ってきており、近年、中東（ドバイ）からの流入も増えている。現状ではインドの資金力・技術力は模倣品を作り上げるレベルに至っていないものの、今後、地場企業の資金力が高まり技術水準が向上するにつれ、同国製の模倣品が広がる恐れもある。

インドの知財関連法は TRIPS 協定¹⁶に準拠して定められているが、法執行面、特に特許権侵害や刑事での商標・著作権侵害摘発においては、課題が残っている。例えば、2013 年 5 月に更新された「2013 年米国スペシャル 301 条報告書」において、インドは引き続き「優先監視国」リストに含まれており、知財の更なる保護強化が求められている。一方で、商標・著作権・意匠に関する民事訴訟を取り扱う裁判所は整備されてきている。

また、知的財産の種類別に出願件数を見てみると、特許、商標、意匠いずれも増加傾向にある。特許出願件数は 2011 年度には 4 万件を超え、2014 年度は 42,763 件となった。商標出願件数は 2013 年度に 20 万件を超え、2014 年度は 210,501 件となった。数年前までは見られなかった中小企業からの出願も増えている。意匠登録の出願件数は、2014 年度は前年比約 10% 増の 9,327 件であった。

2. 技術援助に係る関連法令

日本企業が自社の技術についてインド企業に対して技術援助を行う契約を行う際、関連する法令の概要及び留意点は以下の通りである。

(1) 特許法

特許法は、2005 年に TRIPS 協定上の義務を履行するため大幅に改正され、現在では、一般的に、TRIPS 協定の規定に完全に則っている。

特許権とは、発明を保護するために付与される権利を指し、発明とは技術的分野における科学的問題に対する解決方法を提供する発明者のアイデアを指す。発明は製品・方法、ないしはそ

¹⁵ JETRO「インドにおける模倣活動」(2013 年 3 月)を参照、一部引用した。

¹⁶ TRIPS 協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)は、WTO のもとで発効した「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」である。加盟国は、同協定を通じ知的財産権保護に関する最低基準(ミニマムスタンダード)の遵守を義務づけられている。

れらに関連するもので、新規性、進歩性を有し、工業的に応用可能な場合において特許が許諾される。特許に対する権利は申請者に帰属し、出願日を起算点として 20 年間保護される。

(2) 著作権法

著作権法は、著作者の著作権とその原作品を、他人による違法な使用から保護することを目的とする。保護の対象は、文学、文化的演技の著作、演技者、音楽制作者の業績や放送機関を通じた放送内容である。著作権は、著作物によるものの、概ね著作者の存命中及び著作者の死後 60 年間存続する。

尚、著作権は、著作物を登録しなくても保護される唯一の知財であるが、近年、訴訟件数が減少している一方、著作権の登録件数は増加している。これは、他の知財と比較して、著作権の侵害が容易に認められる傾向があり、損害賠償額も高額なためと考えられている。

(3) 商標権

商標とは、ある者の商品またはサービスを識別することができる標章である。標章は、単語、文字、数字、図形、記号、形状や色彩等から構成される。商標権により、その標章の所有者に対して専用使用権が付与される。商標の出願は、商標登録局（registrar of trade marks）で行い、異なる種類の商品またはサービスに対する商標の登録を、1 つの出願で行うことも可能である。また、登録商標権の存続期間は 10 年間であるが、申請により 10 年毎の更新が認められている。

(4) 意匠権

物品の形状、模様、色彩の組み合わせ、またはその材質によって、工業製品や手工芸品に特別な外観を与え、それらが産業上利用可能で新しい場合に工業意匠として登録されうる。また、登録意匠権の存続期間は、登録日から 10 年間である。但し、期間満了前に、意匠庁長官（Controller General of Designs）に申請することで、5 年間延長することができる。

(5) 技術援助契約にあたっての一般的な留意点

技術援助と一口に言っても、その内容はケースバイケースであるが、一般的な法的な留意点として以下のような項目が挙げられる。

まず、援助対象となる「技術」、ライセンス対象となる「知的財産」、援助に伴い提供されるであろう「技術サポート」の範囲を、契約上可能な限り明確にして定義を置くことが重要である。

また、契約の相手方に何をどの範囲で認めるのかについて、期間、地理的範囲、権利の範囲、独占的な権利とするか否か等の契約条件は明確に規定しておくべきである。

秘密保持義務については契約の相手方だけでなく、相手方の従業員その他秘密情報にアクセスできる者に対しても課しておくことができるよう手当しておく必要がある。

契約解除事由についても具体的に規定しておくことが望ましく、また解除を含め契約が終了し

た場合の情報の破棄や返還義務も明示的に規定しておくべきである。

以上のような契約上の手当の他にも、技術援助契約の交渉において一定の秘密情報を開示することもあるため、契約の前段階で相手方に秘密保持義務を負わせるよう、秘密保持誓約書の提出を求める、自社でできる範囲で登録出願をするなど、知的財産の権利化を進めておくことも検討すべきである。

慎重を期するのであれば、秘密保持義務を相手方に負わせる前提として、相手方の情報セキュリティ体制について相手方の協力によりデュー・ディリジェンスを行うことも考えられる。尚、インドには日本の不正競争防止法のように営業秘密の漏洩を刑事罰をもって禁じる明確な法制がない点には留意されたい。

第15章 環境規制

インドの環境関連法の制定はアジア新興国諸国の中では比較的進んでいる。1986年に環境保護法が制定され、環境規制に対する体系的な方針が示されたことを受けて、各種法令が制定または整備された。近時は廃棄物のリサイクルやクリーン・エネルギー等への関心も高まりつつあり、様々な視点から環境負荷を抑えるための取組みが展開されている。また、環境問題に対する市民の関心も高まっており、環境問題に関する公益訴訟も増えている。

1. 環境保護

1986年に制定された環境保護法は、環境保護に関する中央政府と州政府の基本的な役割分担や権限等を規定し、各種個別の環境保護法令の根拠法令となるものである。同法に関する主要な法規則は図表 15-1 の通りである。

図表 15-1 環境保護に関する主要な法規則

法規則名	概要
環境保護法	1986年制定。環境保護に関する基本法で、環境汚染の防止・管理及び削減のための中央政府、州の権限などを規定
環境保護規則	1986年制定。環境保護法に基づいて制定される。工場等設置の条件や工場等から排出される汚染物質の排出基準を規定
森林法	1980年制定。森林保護に関する法律

2. 大気汚染防止

大気汚染に関する主要法令である大気汚染防止法は、州汚染管理委員会（SPCB: State Pollution Control Boards）と、中央汚染管理委員会（CPCB: Central Pollution Control Board）の大気汚染の排出基準の策定権限等を規定する。工場等の建設に先立っては、同法に基づく SPCB または CPCB の建設許可及び操業許可を取得する必要がある。近年は、自動車の排ガス基準も強化されている。大気汚染防止に関する主要な法規則は図表 15-2 の通りである。

図表 15-2 大気汚染防止に関する主要な法規則

法規則名	概要
大気汚染防止法	1981年制定。大気汚染の防止、管理及び削減の促進を目的とした法律。インド中央汚染管理委員会（CPCB）及び州汚染管理委員会（SPCB）の権限を規定。例えば、州汚染管理委員会には汚染管理地域を指定し、その地域における工業活動を制限する権限が付与されている
大気汚染防止規則	1982年制定

3. 水質汚濁防止

水質汚濁防止及び管理法は、水質汚濁を防止し管理するため、許可制度及び同意手続について定め、規制対象となる事業者は、定期的な水消費量の届出と納税が義務付けられている。また、SPCB が定める有毒物、有害物または汚染物を、水路（地下水を含む）河川、井戸、下水道、海、潮汐水、土地にて処分することが禁じられている。水質汚濁防止に関する主要な法規則は図表 15-3 の通りである。

図表 15-3 水質汚濁防止に関する主要法規則

法規則名	概要
水質汚濁防止及び管理法	1974年制定。水質汚染の防止や制限及び水質の向上を目的とした法律であり、水質及び排水に関して基準を規定。水質汚濁防止規制のための中央及び州の汚染管理委員会の権限や機能を定める他、河川を排水路として使用する場合は取り決め及び排水口の設置等についても規定する
水質汚濁防止及び管理規則	1975年制定。インド中央汚染管理委員会（CPCB）の機能を詳細に規定。インド中央汚染管理委員会（CPCB）が所有する分析機関で水質分析を行う場合等についても規定する

4. 廃棄物処理

インドにおける廃棄物は、都市廃棄物、有害廃棄物及び生物・医療廃棄物に分類される。近年、事業者にもリサイクルシステムの構築や各関係者の責任を明記した個別の法整備が進められている。廃棄物処理に関する主要な法規則は、図表 15-4 の通りである。

図表 15-4 廃棄物処理に関する主要法規則

法規則名	概要
有害廃棄物管理処理規則	1989年制定。個別法令で規制される排水、排ガス、放射線廃棄物等を除く廃棄物全般に関する管理及び処理に関する規則
生物・医療廃棄物管理処理規則	1998年制定。医療診断、治療、疫学研究、バイオ製品の生産と実験などの過程で排出される廃棄物の運搬、収集、貯蔵、処理等の管理について規定
都市廃棄物管理規則	2000年制定。一般の家庭、事業者等から排出されるゴミ処理等の都市廃棄物の管理に関する基本規則
電池管理処理規則	2001年制定。鉛蓄電池の生産、処理、販売、購入、使用等を行う生産者、輸入業者、販売業者、リサイクル業者等の責任を明記
廃電気・電子機器管理取扱規則	2012年施行。廃電気・電子機器のリサイクル、処理に関して、メーカー、リサイクル施設等各主体の責務、リサイクル施設等の許可取得のプロセス、保管方法、規則の対象となる品目、製品中への有害物質の使用抑制等を規定

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

貿易政策や貿易管理制度は商工業省商務局・外国貿易部(DGFT: Director General Foreign Trade)が管轄する。根拠法は「1992年外国貿易(開発・規制)法」(The Foreign Trade (Development and Regulation) Act, 1992)で、実務的な規則は同法に基づいてDGFTが発表する「外国貿易政策(FTP: Foreign Trade Policy)」とその手引ガイドブック(Handbook of Procedures)である。外国貿易政策、手引ガイドブックいずれも現行の最新版は2015年4月1日から2020年3月31日まで有効である。

(1) 輸入品目規制

インドの輸入品目は 輸入自由品目、 輸入制限品目、 輸入禁止品目、 輸入業者指定品目から構成される(図表 16-1)。工業製品を含め、ほとんどの品目が輸入自由品目に該当する。尚、上記の分類に限らず、一部の特定品目については輸入港が限定されている。

また、インド国内の法規制には特定国からの輸入禁止・制限措置などは設けられていないが、イラクからの武器輸入などについては国連決議に基づいて制限されている。更に一部品目については同様にイラクと北朝鮮との貿易が禁止されている。

図表 16-1 輸入品目規制

品目区分	内容
輸入自由品目 (Free)	自由に輸入できる品目
輸入制限品目 (Restricted)	輸入に際し、ライセンス、輸入許可、もしくは各種証明書の取得が必要な品目。一部の農産品、鶏肉関連製品、中古品などが含まれる。輸入に際しては、DGFTへの申請が必要
輸入禁止品目 (Prohibited)	輸入が禁止されている品目。動物や一部の農産品、武器、牛肉関連品などが含まれる
輸入業者指定品目 (Canalized)	国有企業など指定された業者 (STE: State Trading Enterprises) にのみ輸入が許可されている品目。原油、石油、一部の穀物等が含まれる

(出所) JETRO より作成

(2) 輸出品目規制

インドの輸出品目は 輸出自由品目、 輸出制限品目、 輸出禁止品目、 輸出業者指定品目から構成される(図表 16-2)。この他、外国貿易法で輸出が規制されている品目はあるが、工業製品を含め、ほとんどの品目は輸出自由品目に該当する。輸出制限品目に該当する製品の輸出は、DGFT に輸出申請を行う必要がある。輸入規制と同様、対イラク輸出は国連決議に基づき制限されている。

図表 16-2 輸出品目規制

品目区分	内容
輸出自由品目 (Free)	自由に輸出できる品目
輸出制限品目 (Restricted)	輸出に際し、ライセンス取得が必要な品目。農産品などに多い
輸出禁止品目 (Prohibited)	野生動物や化学武器など輸出が禁止されている品目
輸出業者指定品目 (Canalized)	国有企業など一部指定業者 (STE) に輸出が限定されている品目で、一部の農産品や石油製品などが対象となっている

(出所) JETRO より作成

(3) 輸出入関連法・規制

輸出入業者は「輸入業者・輸出業者コード」(IEC: Importer-Exporter Code)の取得を義務付けられており、IEC は DGFT にオンラインで申請可能である。ライセンス品目の輸入、輸出促進のための免税スキームの適用には通関前に必要書類を通関に提出する必要がある。

また、外国貿易政策で定められている各種免税スキームなどを活用するには、所属する業界を管轄する輸出促進協議会 (EPC: Export Promotion Council) が発行する「登録証兼会員証」(RCMC: Registration cum Membership Certificate) を所有していなければならない。

2. 関税制度

財務省の中央関税局 (Central Board of Excise & Customs) が関税及び関連制度を所管している。根拠法は、「1962 年関税法」(Custom Tariff Act, 1962)と「1975 年関税率法」(Custom Tariff Act, 1975)である。

(1) 関税制度

インドの関税制度は、基本関税、追加(相殺)関税、特別追加関税から成り立っている(図表 16-3)。関税分類は 1998 年より概ね HS 分類に準拠している。

図表 16-3 関税体系の概要

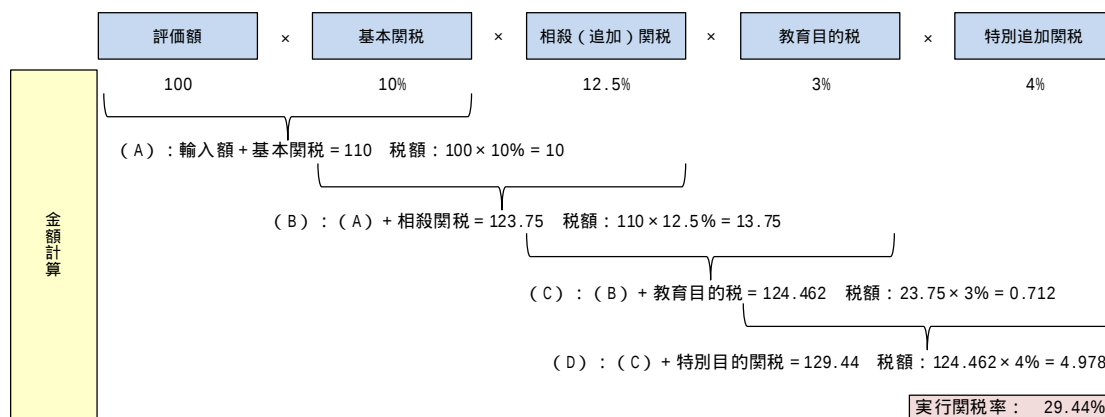
関税名	概要
基本関税 (Basic Custom Duty)	原則、0-10%の税率。但し、農水産物、繊維製品、自動車など同範囲を超える高関税が課せられる品目もある。評価額の計算は以下の通り 基本関税額 = 基本関税率 × 評価額 (Assessable Value) 評価額 = FOB価格 + 輸送費 + 保険料 + 荷揚げ費用 輸送費 (実額を算出できない場合) = FOB価格 × 20% 保険料 (実額を算出できない場合) = FOB価格 × 1.125% 荷揚げ費用 (実額を算出できない場合) = (FOB価格 + 輸送費 + 保険料) × 1%
追加関税 (Additional Duty/ Countervailing Duty)	インド国内での物品製造に課せられる物品税との整合性を取るために課される税。部品や原材料として輸入され、インド国内での製造過程に組み込まれる輸入品については、国内で製造される最終製品にかかる物品税から、輸入時に支払った追加関税分を控除できる仕組みとなっている。 追加関税率は、該当品目に対する国内の物品税と同率であり、大半の製品について12.5%となっている
特別追加関税 (Additional Duty of Customs/ Special Additional Duty)	国内製造品の物流・販売にかかる各税との相殺を図る目的で、2006年3月1日に導入された。全ての輸入品に対して、追加関税と同様に、部品や原材料として輸入され、国内製造品に組み込まれる品目の場合には、支払い税額分の控除が受けられる仕組みとなっている。 尚、完成品として梱包された状態で輸入される場合、一定の条件を満たすことで当該品への課税は免除される。繊維製品、携帯電話機、腕時計については、加工せず小売することを条件に、梱包なしでも免税を受けられる。 税額の計算は以下の通り。 税額 = (評価額 + 基本関税額 + 追加関税額) × 4%

(出所) JETRO より作成

(2) 関税算出方法

評価額 (CIF 価格 + 陸揚費用) が 100、基本関税率 10.0%、追加 (相殺) 関税率 12.5% の品目の場合、関税算出方法は図表 16-4 の通り。3 種類の関税、教育目的税が賦課された場合の実効関税率は 29.44% となる。部品・原材料で輸入し国内で製造加工する場合は国内製造品の物品税から相殺 (追加) 関税と特別追加関税 (計 18.728%) が控除可能となる。また、自動車を除く消費財の完成品輸入には国内小売価格を基準に関税が算出され、特別追加関税は免除となる。但し、当該対象製品には通関前のラベリング検査が厳格化されており、注意が必要である。

図表 16-4 関税算出例



(出所) JETRO をもとに作成

(3) 主な関税減免スキーム

インドの外国貿易政策は、輸出振興のため、輸出目的に生産される部材に対して複数の関税減免スキームを定めている（図表 16-5）。

図表 16-5 主な関税減免スキーム

スキーム名	概要
事前認可スキーム (AAS: Advance Authorization Scheme)	特定の輸出製品の製造にかかる中間財・部品の免税輸入を許可するスキーム。免税対象は、基本関税、追加関税、特別追加関税、教育目的税である。免税有効期間は3年間。一部の高額製品を除き、インド国内での最低付加価値基準15%を達成することが条件となる
免税輸入許可スキーム (DFIA: Duty Free Import Authorization Scheme)	AASと同様、特定の輸出製品の製造にかかる中間財・部材の免税輸入を許可するスキーム。基本関税と（所定の規則を充足することにより）追加関税を免税可能である。AASが加工・輸出を行う製造業者のみを対象にしているのに対し、DFIAによる免税輸入許可は、製造業者の輸出入業務を代行する貿易業者に対しても発行される。インド国内の最低付加価値基準は20%である
輸出促進目的資本財輸入スキーム (EPCG: Export Promotion Capital Goods Scheme)	ゼロ関税EPCGスキーム：免除された関税額の6倍の輸出量を6年以内に達成することを条件に、輸出製品にかかる資本財輸入に対するゼロ関税が認められる。当該資本財の輸入は、EPCG許可日から18ヵ月以内に行う必要がある
	Post Export EPCGスキーム：輸入時に関税が適用されるが、基本関税が譲渡可能なクレジットとして充当可能になる
関税払い戻しスキーム (Duty Drawback Scheme)	輸出者が、輸出用製品をインドで製造した場合、当該製品の原材料や部品、または生産に用いる機械を輸入した際に支払った、関税と相殺（追加）関税の払い戻しを受けることができるスキーム。同スキームを使って関税の払い戻しができる品目は約4,000品目である
製品輸出スキーム (MEIS: Merchandise Export from India Scheme)	最新版の外国貿易政策で新たに追加されたスキーム。特定国に一定の製品を輸出する場合に適用される。当該事業者は製品輸出後に譲渡可能なクレジット・チケットを取得でき、関税、物品税、サービス税の支払に充当可能である
サービス輸出スキーム (SEIS: Service Exports From India Scheme)	最新版の外国貿易政策で新たに追加されたスキーム。一定条件下でサービスの輸出を行う場合に適用される。当該事業者はサービス輸出後に、ネット外貨収入の3-5%相当をクレジットとして取得でき、関税、物品税、サービス税の支払に充当可能である

（出所）JETRO より作成

3. 通関手続

インド国内において輸出入を行う場合には、輸出入業者コード（IEC）が必要となる。インド国内消費向けに関税を支払って通関する場合、税関申告書、インボイス（商用）、パッキングリスト（インボイスと併せることも可能）、船荷証券（B/L: Bill of Lading）または航空貨物運送状（Airway Bill）の書類を添付する必要がある。

通関手続きについては、「ICEGATE」（Indian Customs Electronic Commerce/Electronic Data interchange（EC/EDI）Gateway）と呼ばれるポータルサイトで一部手続の電子化や納税者番号、知財情報の登録が可能になっている。但しインドに進出する日本企業へのヒアリングによると、基本的に全ての貨物について係官の検査が必要になるために通関手続の完了に時間がかかり、またインボイスやパッキングリストなどの書類は原本が必要で、ペーパーレス化は未発達とのことである。尚、輸出による代金回収は船積みから9ヵ月以内、輸入による代金支払は船積みから6

ヵ月以内が原則とされている。

4. 貿易における諸問題

経済産業省の「不公正貿易報告書」(2016 年 8 月)などによると、日本・インド間の貿易においては、主に以下のような問題点が指摘されている。

(1) 高関税率

インドの実行関税率は 30% 近く(図表 16-4)、日本企業がインド向けに輸出を行う場合や現地の生産拠点がインド国外から部材を調達する場合、関税費用が価格競争上のネックになっている。また、この税率はインド政府が WTO 協定交渉の場で提示する基本税率(10%)と乖離しており、日本政府などは譲許約束違反としてインド政府に制度の透明化、改善を求めている。

(2) アンチ・ダンピング措置

インドはアンチ・ダンピング(AD)措置の発動が非常に多い国である。2001 年 1 月から 2016 年 12 月までの発動件数は 622 件と WTO 統計に含まれる国・地域の中で最も多かった(図表 16-6)。日本に対しての AD 措置は 2014 年 12 月末までに 25 件発動され、対象品目は化学品が多い。

インド政府の AD 調査については、商工業省アンチ・ダンピング局(Directrate General of Anti-Dumping & Allies Duties)が管轄するが、調査手続や当局の判断根拠が不透明である、利害関係者の意見表明機会が乏しい、回答書の提出や反対意見表明までの期限が短いなどの問題が挙げられている。

図表 16-6 アンチ・ダンピング措置発動件数ランキング(2001 年 1 月-2016 年 12 月)

	国・地域名	発動件数
1	インド	622
2	米国	396
3	ブラジル	317
4	EU	275
5	中国	214
6	アルゼンチン	191
7	オーストラリア	184
8	トルコ	178
9	カナダ	124
10	パキスタン	106
	合計	3,514

(注) 調査開始決定件数ベース

(出所) WTO 統計より作成

(3) 鉄鋼製品に対する貿易障壁

近年、中国の鉄鋼市場における供給過剰に反応する形で、インド政府は国内産業保護のために鉄鋼製品に対するセーフガード（緊急輸入制限）措置を発動した。具体的には 2015 年 9 月に熱延鋼板に対して暫定措置による課税を開始し、2016 年 3 月には暫定課税措置を確定措置として、暫定措置から 2 年 6 ヶ月にわたる課税を決定した。鋼鉄は日本からインドへの主要輸出品であるため、日本政府はインド政府に対して WTO 協定に基づく協議を要請した。

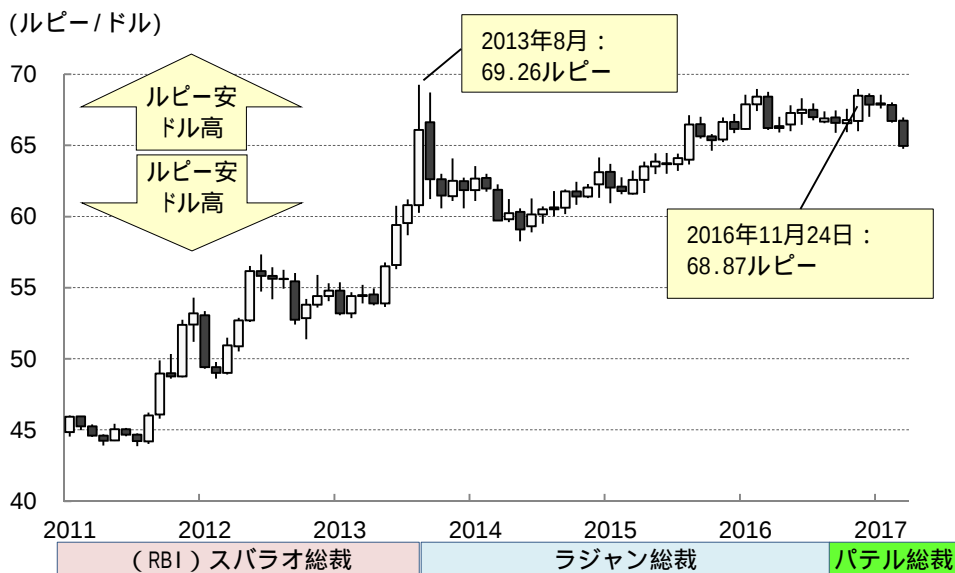
並行して、インド政府は 2016 年 2 月に鉄鋼製品に対する最低輸入価格（MIP）を設定し、当該価格を下回る価格でのインド向け輸出を禁止する措置を取っていた。しかし 2017 年 1 月時点、同措置については撤廃の見通しであると報道されており、今後の動向を注視する必要がある。

5. 為替相場

1991 年の外貨準備急減に対応した 2 回の通貨切下げ、1992 年の二重為替相場制の廃止と市場レートへの一本化、1993 年の管理変動相場制への移行など、インド政府は市場メカニズムを前提とした為替変動を徐々に容認してきた。他方で物価安定を優先するインド準備銀行（RBI）は、必要に応じて為替介入を行っている。

対ドル相場は 2011 年後半以降、ルピー安基調が継続しており、2016 年 11 月 24 日には 68.87 ルピーを記録した。急激な為替変動を防ぐためインド準備銀行（RBI）は同日午前中に 5 億ドル規模の為替介入を行った。このルピー下落の原因としては、ドル高と新興国市場からの資本流出というグローバル経済上の要因と、11 月上旬の高額紙幣廃止に対する懸念があったと考えられている。

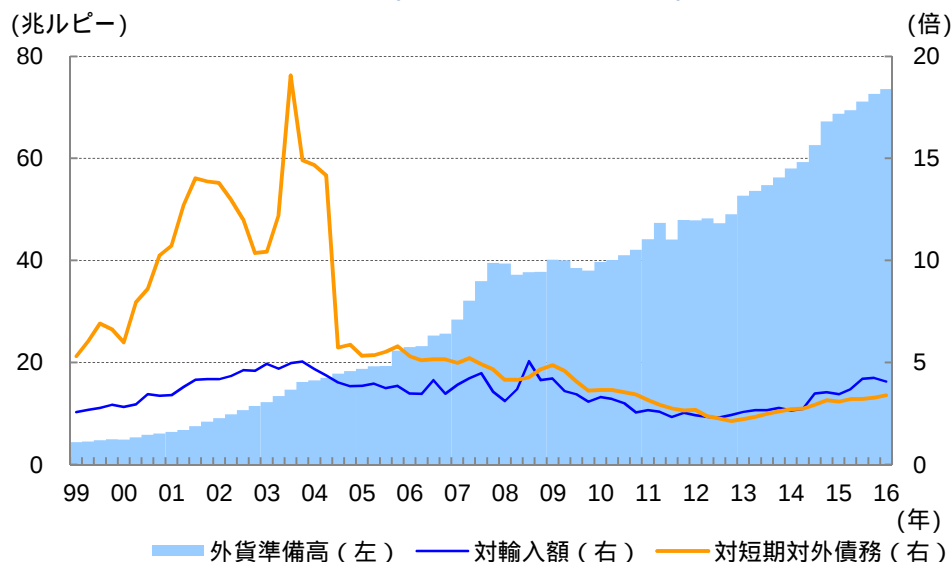
図表 16-7 為替レートの推移



(出所) Bloomberg より作成

尚、為替市場の安定性を確保するための原資となる外貨準備高は、RBI の政策努力によってこの 1 年間増加している。2016 年 9 月時点の準備高は過去最高額の 74 兆ルピーで、安定性の目安とされる月次輸入額の 3 ヶ月分、対外短期債務残高の 1 年分を大きく上回る水準を確保している。（図表 16-8）

図表 16-8 外貨準備高の推移（2001 年-2016 年 9 月）



（出所）インド準備銀行（RBI） インド商工業省より作成

6. 為替管理制度¹⁷

インドにおける為替取引はインド準備銀行（RBI）が管轄する。根拠法は 1999 年外国為替管理法（FEMA：Foreign Exchange Management Act 1999）で、詳細な運用については同法に基づいて RBI が公布する諸法令により定められる。

（1）貿易取引

経常勘定における為替取引は原則として自由化されており、日本との貿易の場合はドル・ベースが基本となる。但し、ネパールとブータンとの輸出入では、インドルピーで決済することが義務付けられている。また、輸出で獲得した利益は全額、居住者外貨預金（EEFC：Exchange Earners Foreign Currency）口座に外貨で保有が可能である。

（2）貿易外取引

RBI は 2015 年 6 月、居住者の海外送金について定めた「送金自由化スキーム」(LRS：Liberalised

¹⁷ 法人の対外商業借入など、資本取引に区分される取引については、第 18 章「資金調達」を参照。

Remittance Scheme) を緩和した。それによって以下を目的とする外貨獲得の場合は、一年度あたり 25 万ドルまでの金額についてはインド準備銀行 (RBI) からの事前認可が不要となった (図表 16-9)。これを超える場合は事前認可が必要となる。尚、出稼ぎ、海外での治療に関連するサービス、留学を目的とした支出については 25 万ドルを超える場合でも RBI の事前認可は不要であるが、当該目的に関連した証憑の提出が必要である。

図表 16-9 送金自由化スキームの対象用途

	目的
1	私的な海外旅行 (ネパール及びブータンを除く)
2	ギフトや寄付
3	雇用のための海外渡航
4	海外移住
5	海外の親類への生活支援
6	海外出張、海外での会議・専門的な研修への参加、同行に関する渡航費用
7	海外での治療、健康診断に関連する費用 (同行者の渡航費用も対象)
8	留学
9	その他 (美術品の購入、海外有価証券・不動産投資など)

(出所) インド準備銀行「Master Direction - Liberalised Remittance Scheme (LRS)」より作成

第17章 金融制度

1. 金融機関

インドの金融機関は、銀行部門、ノンバンク金融機関（Non-Banking Financial Institutions）に大別される。銀行部門はさらに指定商業銀行（Scheduled Commercial Banks）、地域銀行（Local Area Banks）、地域農村銀行（Regional Rural Banks）、協同組合信用機関（Co-operative Banks）に分類される（図表 17-1）。銀行部門ではインドステイト銀行（SBI：State Bank of India）グループ 6 行、国有銀行 21 行から構成される公的銀行部門のシェアが大きいことが特徴的である。2016 年 3 月末時点で公的銀行 27 行は、指定商業銀行の総資産のうち、74.2%のシェアを占めている。また、指定商業銀行部門の総資産上位 10 行で同部門全体の 6 割近いシェアを持つなど、寡占状態が見られる（図表 17-2）。

図表 17-1 インドの金融機関（2016 年 3 月末）

業態 (英名・機関数)				総資産 (10億ルピー)
銀行部門 (95,640)	指定商業銀行 (Scheduled Commercial Banks ・ 93)	公的銀行部門 (Public Sector Banks ・ 27)	ステイト銀行グループ (State Bank Group ・ 6)	28,625
			国有銀行 (Nationalized Banks ・ 21)	61,992
		民間銀行部門 (Private Sector Banks ・ 66)	民間銀行 (Private Sector Banks ・ 21)	30,832
			外国銀行 (Foreign Banks ・ 45)	8,146
	地域銀行 (Local Area Banks ・ 4)			15
	地域農村銀行 (Regional Rural Banks ・ 56)			2,425
	協同組合信用機関 (Credit Cooperatives ・ 95,487)	都市協同組合銀行 (Urban Co-operative Banks ・ 1,574)		4,784
		農村協同組合信用機関 (Rural Co-operative Credit Institutions ・ 93,913)		4,491
ノンバンク 金融機関 (11,707)	全インド金融機関 (All India Financial Institutions ・ 4)	全国農業農村開発銀行 (NABARD)		5,613
		インド輸出入銀行 (EXIM Bank)		
		全国住宅銀行 (NHB)		
		インド小企業開発銀行 (SIDBI)		
	ノンバンク (Non-banking Finance Companies ・ 11,682)	預金受入型 (NBFCs-D ・ 202)		2,386
		非預金受入型 (NBFCs-ND ・ 11,480)		14,288
	プライマリーディーラー (Primary Dealers ・ 21)	銀行型 (Bank-PDs ・ 14)		N/A
		独立型 (Standalone-PDs ・ 7)		N/A

(注) 地域銀行、地域農村銀行、農村協同組合信用機関の総資産は 2013 年 3 月末の値。非預金受入型ノンバンクの総資産は、単体での総資産 50 億ルピー以上の機関のみの値

(出所) インド準備銀行「Report on Trend and Progress of Banking in India 2015-16」、「Statistical Tables Relating to Banks in India (STRBI) 2015-16 and Other Tables, 2015-16」より作成

図表 17-2 指定商業銀行の総資産ランキング

順位	和名	英名	分類	総資産 (兆ルピー)
1	インドステイト銀行	STATE BANK OF INDIA	SBIグループ	22.6
2	ICICI銀行	ICICI BANK	民間銀行	7.2
3	HDFC銀行	HDFC BANK	民間銀行	7.1
4	バロダ銀行	BANK OF BARODA	国有銀行	6.7
5	パンジャブ・ナショナル銀行	PUNJAB NATIONAL BANK	国有銀行	6.7
6	バンク・オブ・インディア	BANK OF INDIA	国有銀行	6.1
7	カナラ銀行	CANARA BANK	国有銀行	5.5
8	アクシス銀行	AXIS BANK	民間銀行	5.3
9	ユニオン・バンク・オブ・インディア	UNION BANK OF INDIA	国有銀行	4.0
10	産業開発銀行	IDBI BANK LIMITED	国有銀行	3.7
指定商業銀行合計			-	129.6
上位10行シェア			-	57.8%

(出所) インド準備銀行をもとに作成

(1) 中央銀行

インド準備銀行(RBI)は中央銀行として1935年に準備銀行法(Reserve Bank of India Act 1934)により設立された。設立当初は民間銀行であったが、1949年にインド準備銀行法の改正を受け国有化された。1949年銀行規制法により、銀行への規制、監督、検査の権限が付与され、いかなる新たな銀行、支店の開設についても、同銀行の許可が必要となった。

1994年11月に、金融監督委員会(Board for Financial Supervision)がインド準備銀行内に設立され、金融機関とノンバンク及びその他全ての金融組織を監督している。金融監督委員会の指導のもとに、インド準備銀行にある個別の監督局¹⁸が金融機関を監督している。

2017年1月時点の総裁はウルジット・パテル(Urjit Ravindra Patel)氏である。同氏は米エール大で経済学の博士号を取得し、IMFでインドやミャンマーを担当したのちインド準備銀行に入行した。2013年から副総裁を務め、ラグラム・ラジャン(Raghuram G Rajan)前総裁の右腕と言われていた。2016年9月にラジャン氏の後任として総裁に就任。総裁任期は3年間である。

¹⁸ 銀行監督局(Department of Banking Supervision)、ノンバンク監督局(Department of Non-Banking Supervision)、金融機関監督部(Financial Institutions Division)の3つ。

(2) 商業銀行

商業銀行は公的銀行部門と民間銀行部門に分類される。公的銀行部門はインドステイト銀行（SBI）とその関連銀行（Associate Banks）の5行の計6行からなるSBIグループと、計21行に大別される国有銀行に分けられる。インドステイト銀行は単体で22.6兆ルピーの総資産規模を有するインド最大手の銀行である。同行は1806年に設立されたインド最初の銀行であるカルカッタ銀行（Bank of Calcutta）1921年に設立されたインド帝国銀行（Imperial Bank of India）を前身とし、1955年に政府の経済開発方針に基づき国有化された。2016年3月時点のSBIグループ6行全体の総資産は28.6兆ルピー、総店舗数は24,872店舗となっている。

国有銀行は1969年に14行、1980年に6行が国有化される形で機関数を増やしてきた。2013年8月、従業員全員が女性の「Bharatiya Mahila Bank」が設立され、21行目の国有銀行となった。

民間銀行部門は、民間銀行と外国銀行支店に分類される。民間銀行は伝統的民間銀行（Old Private Sector Banks）と呼ばれる13行と、1993年以降に設立された新民間銀行（New Private Sector Banks）7行によって構成される。外国銀行支店は国内銀行、民間銀行と同等の業務を行うことが認められている。日本のメガバンク3行もインドにおけるフルバンクライセンスを取得し支店を展開しているものの、業務は進出日本企業への融資や貿易金融が中心で、リテール金融は提供していない。

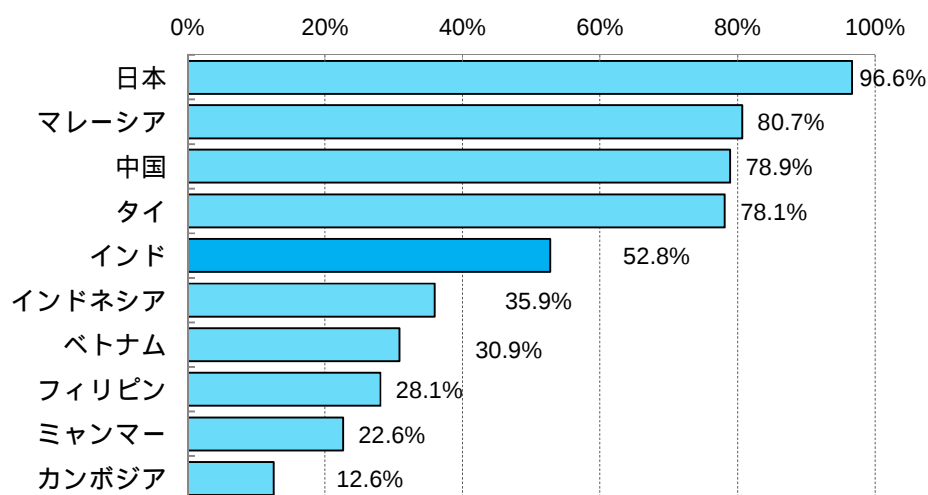
(3) 非銀行金融機関

非銀行金融機関（Non-banking financial institutions）には、国策的な融資を提供するための政府系金融機関である「全インド金融機関」（All India Financial Institutions）銀行に分類されない与信機関であるノンバンク（Non-banking Finance Companies）、国債の引き受けを行う政府公認のプライマリーディーラー（Primary Dealers）が含まれる。全インド金融機関には中小企業融資向けに設立された小規模産業開発銀行（SIDBI：Small Industries Development Bank of India）、農業、地方開発を目的に設立された全国農業農村開発銀行（NABARD：National Bank for Agriculture and Rural Development）、輸出入融資を行うインド輸出入銀行（Exim Bank）、住宅金融を提供する全国住宅銀行（NHB：National Housing Bank）の4行がある。

(4) 金融包摂政策

インドは15歳以上人口の口座保有比率が53%（2014年）と、半分程度しか銀行口座を保有していない（図表17-3）。モディ政権も地方部、低所得者層への金融アクセスの確保、いわゆる「金融包摂」（financial inclusion）に傾注しており、2014年8月に「Pradhan Mantri Jan-Dhan Yojana」（PMJDY）と呼ばれる口座開設政策を開始した。この制度により、国内の全ての銀行窓口で簡易な書類手続きにより、貯蓄口座の開設、生命保険・損害保険の購入、当座貸越など基本的な金融サービスを受けることができるようになった。2017年1月までに累計の口座開設数は2.7億口座、預金残高は6,732億ルピーに達した。

図表 17-3 アジア諸国の口座保有比率（15 歳以上人口比、2014 年）

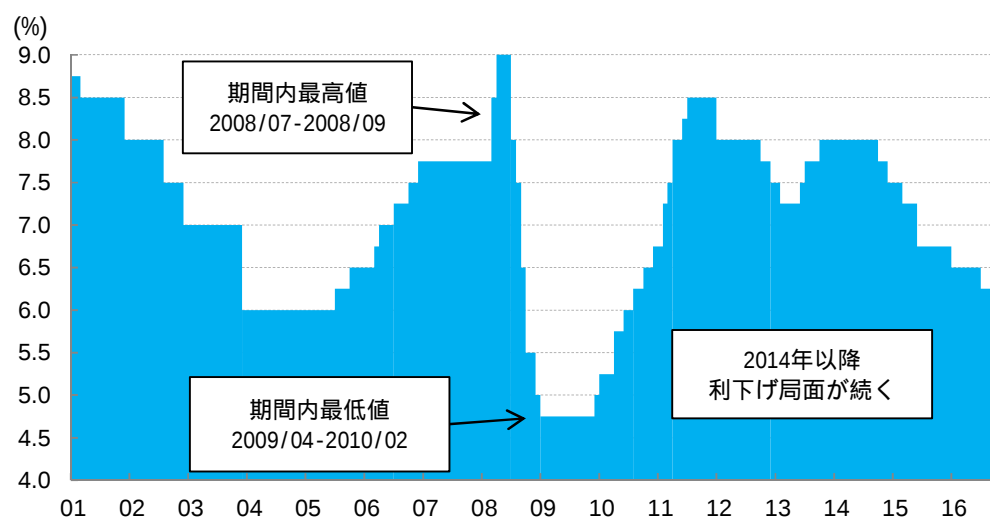


(出所) 世界銀行より作成

2. 金融市場

インド準備銀行は 2008 年の金融危機に対応して政策金利を引き下げていたが、インフレ圧力が高まる中、2010 年 3 月から政策金利（レポ金利）を 4.75% から 8.5% まで引き上げた。その後、2012 年 4 月に景気テコ入れなどを目的として政策金利の引き下げを行なった。また、インド準備銀行（RBI）は 2013 年 5 月 3 日、景気の減速に対応するため、1 月、3 月の会合に引き続き政策金利（レポ金利）を 0.25% 引き下げ、7.25% とした。2013 年 6 月には 4 会合ぶりに政策金利を据え置いたが、2013 年 9 月にラジャン前総裁によるインフレ期待の上昇を狙いとした 2 度の利上げを経たのち、現在は利下げ局面が続く。パテル総裁は 2016 年 9 月の就任直後の金融政策決定会合で 2016 年 4 月以来半年ぶりの利下げを行い、2017 年 1 月時点の政策金利は 6.25% となっている。

図表 17-4 政策金利（INREPO）の長期推移（2001 年 4 月-2017 年 1 月）



(出所) インド準備銀行（RBI）より作成

3. 資本市場

(1) 株式市場

英国植民地であったインドでは資本市場が古くから発達し、国内に 19 の証券取引所を有する（2015 年 12 月末）。

金融監督機関であるインド証券取引委員会（Securities and Exchange Board of India）は、投資家が金融上の不正行為から保護されるよう、市場を監督する権限を与えられている。損害を受けた投資家は、関係する株式市場について、インド証券取引委員会に書面で報告することにより、救済を求めることができる。投資家保護のためのインド証券取引委員会の規制に加えて、1956 年会社法（Companies Act, 1956）及び 1956 年証券契約（規制）法（Securities Contracts（Regulation）Act, 1956）には、投資家の利益保護のための規定が含まれている。対内証券投資については、海外機関投資家に対して発行市場及び流通市場で取引される証券に対する投資が許可されている。2014 年 6 月より、従来 3 つに区分されていた海外投資家のカテゴリーが「外国ポートフォリオ投資家」（Foreign Portfolio Investors：FPI）という新たなカテゴリーに統一され、制度の簡素化が図られた。FPI によるインド企業への出資比率は 10%を超えてはならず、当該企業に他の海外投資家が出資している場合には、海外投資家合計で出資比率が 24%を超えてはならないことから、依然として規制の強い市場である。

インドの証券取引所としては、時価総額が大きいボンベイ証券取引所（Bombay Stock Exchange：BSE）、ナショナル証券取引所（National Stock Exchange：NSE）が代表的である。ボンベイ証券取引所の上場企業数は 5,911 社、時価総額は 94.75 兆ルピー（約 172 兆円）、ナショナル証券取引所の上場企業数は 1,808 社、時価総額は 93.10 兆ルピー（約 169 兆円）である（2016 年 3 月末時点）。ボンベイ証券取引所は 1875 年に設立されたアジアで最古の証券取引所で、上場企業数では世界最大規模を誇る。一方で BSE 上場株式の売買代金は NSE の 6 分の 1 程度と、浮動株比率が低く取引が不活発という課題も指摘される。

(2) 債券市場

インド準備銀行、インド証券取引委員会によれば、2016 年 3 月末のインド国内市場の債券発行残高は、連邦政府債 49 兆ルピー（うち国債 45 兆ルピー、T-Bills 3.6 兆ルピー）、州政府債 16 兆ルピー、社債 20 兆ルピーであった。インドの債券市場においては、伝統的に国債などの公債が大部分を占めているが、これは恒常的な歳入不足を補うために国債が発行され、それが国内市場で消化される仕組みが作られていたためである。

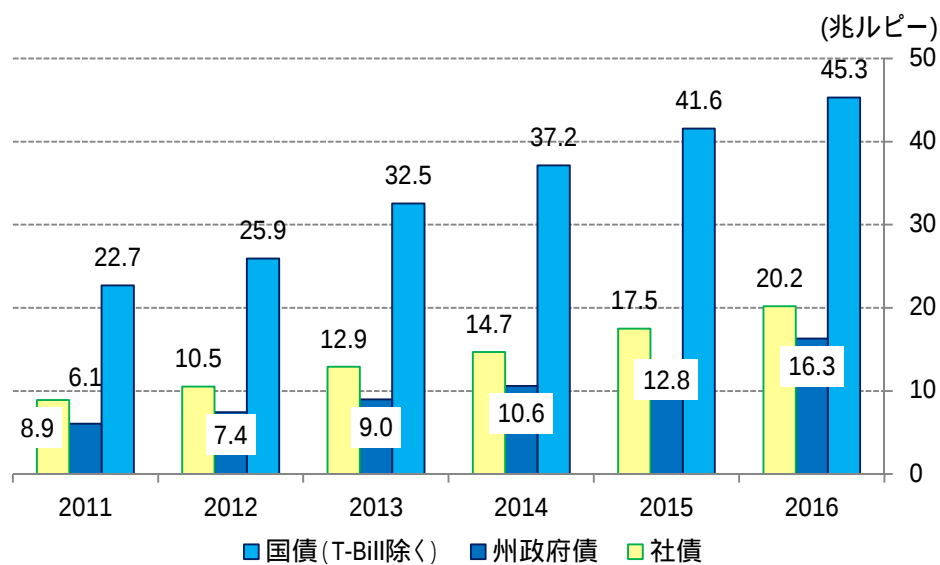
インドでは、非居住者の債券投資に規制が設けられている一方で、国内の金融機関に対しては一定割合の国債保有を義務付けるといった政策が採られてきた。国債の保有比率をみると、商業銀行が首位（42%：2016 年 3 月末）であるが、これはインド準備銀行の定める法定流動性比率（Statutory Liquidity Ratio：SLR）規制により、銀行は負債の一定割合を政府債で調達する義務を課せられているためである。SLR は近年引き下げが続いており、2016 年 10 月から 12 月末までは 20.75%、2017 年 1 月以降は 20.50%となっている。

また、インド企業は社債ではなく、銀行借り入れや株式による資金調達を好んできた経緯があり、社債の発行による長期資金の調達が必要な場合も公募ではなく私募が好まれてきたため、国

内社債市場の発達が遅れたと言われている。2015 年度のインド企業による社債公募は 20 件、合計調達金額は 3,381 億ルピー（約 6,153 億円）と、上場企業数を考えると少ないと言える。

インドは国債発行を中心として財政赤字をファイナンスしており、ほぼ全額を国内市場で調達している。インド準備銀行は 2015 年 12 月に「債務調達戦略」(Debt Management Strategy) を公表し、2055 年までに合計 45 兆ルピーを政府債で調達する考えを示した。

図表 17-5 インド債券市場の残高推移



(出所) インド準備銀行、インド証券取引委員会より作成

第18章 資金調達

1. インドでの資金調達

(1) 資金調達方法

インドでの資金調達方法を大別すると、現地での銀行借入、インド国外からの銀行や企業からの借入（対外商業借入、External Commercial Borrowing：ECB）、社債発行、株式発行の4種類となる。図表 18-1 は、4 種類の資金調達方法について、資金提供者、調達通貨、為替リスクや金利コストの相対比較、資金使途の制約の有無を表したものである。特に ECB ローンの場合は、資金使途、平均借入期間、借入可能業種等の制約がある点には留意が必要である。

図表 18-1 インドでの主な資金調達方法

	現地銀行借入	対外商業借入 (ECBローン)	社債	増資 (株式)
主な資金提供者	現地銀行	日本の親会社	日本の親会社 インド国外の 投資家	日本の親会社 現地合弁会社 不特定多数の投資家
主な調達通貨	インド・ルピー	米ドル 日本円	インド・ルピー	インド・ルピー
為替リスク	小	大	小	小
金利コスト	高	低	高	低
資金使途の制約	特になし	設備資金 運転資金	特になし	特になし

（出所）現地ヒアリングを基に作成

(2) ヒアリングに基づく現状（2017 年 1 月）

日系企業（中堅規模）の資金調達の手段としては、親会社からの出資（増資等）や借入が多い。出資の大半が普通株による増資だが、一部には配当権なしの優先株もある。最終的には日本の親会社の経営方針次第であるものの、インドでは一般的に黒字化に時間がかかることもあって、借入よりも資本が好まれる傾向にある。尚、地場企業と JV を組んでいる場合は、JV 企業の信用力が活かせるため、現地での銀行借入も有力な資金調達の選択肢となっている。

運転資金目的の場合は、例えば仕入から製品売上までの時間的なギャップを埋めるために 1～3 ヶ月程度の借入で回していく手元資金としての性格が強く、為替リスクはあるもののルピー建てで借りるケースが多い。為替ヘッジは可能だが、ルピーの信用力が低いために 1 年以上の市場の流動性が乏しく、1 年未満で行うことが多いようである。

長期リースの場合は、土地など現地の担保評価は困難なため、親会社の保証や借款契約（LA）を以て担保に替えることが多い。

2. 現地での銀行借入

(1) 現地での借入のメリット、デメリット

現地での銀行借入のメリットに、インドの通貨ルピーを機動的に調達しやすいこと、支払利息が損金算入できること、売上の殆どがインド国内である企業では、為替変動による収支計画の変動リスクが抑えられることが挙げられる。一方、金利水準が高い点や日本の親会社保証が求められるケースが多い点がデメリットとなっている。

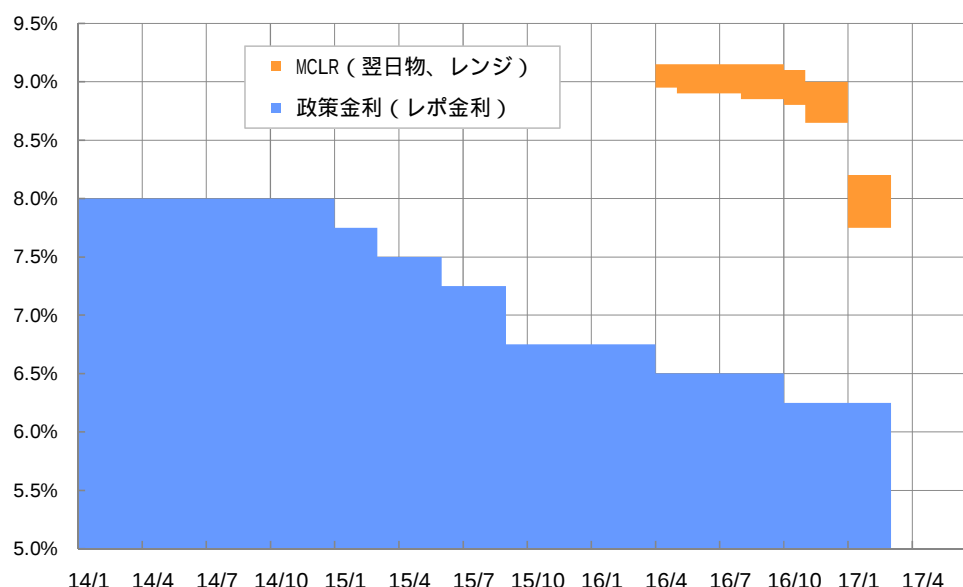
(2) 足下の金利水準

2016 年 4 月、インド準備銀行は、貸出基準金利の計算ガイドラインとして、MCLR(Marginal Cost of Funds based Lending Rate) を定めた。以降、各行はガイドラインで定められた計算式に従い、短期（翌日、1 カ月、3 カ月、6 カ月、1 年）の貸出基準金利を設定するようになった。

インド中央銀行の統計に拠ると、当初は政策金利の変更に対する MCLR の感応度が低かった(図表 18-2)。2016 年 10 月に政策金利であるレポレートは 0.25% 引き下げられたが(6.50% → 6.25%)、翌日物の MCLR は最高金利も最低金利もそれぞれ 0.05% しか下がっていなかった。

しかし、2016 年秋の高額紙幣廃止に伴って旧紙幣が銀行預金に流入したこともあり、足下の MCLR は大幅に低下している。相対的に下げ幅が小さかった最高金利であっても 0.8% (9.0% → 8.2%)、最低金利では 0.9% (8.65% → 7.75%) 下がっている。これに抛り、2016 年 4 月時点では、最高金利と最低金利との差（スプレッド）が 0.2% とほぼ横並びであった状態から、0.45% へと広がり、銀行間の差が表れ始めていると言える。

図表 18-2 政策金利と貸出基準レートの推移



(出所) インド準備銀行より作成

図表 18-3 は、2017 年 3 月 9 日時点の各行ウェブサイトに掲載されている MCLR を表している。これに拠ると、邦銀 3 行はいずれも地場大手の SBI や ICICI よりも金利水準が低いことが分かる。実際の貸出金利については、借り手の財務状況、借入期間、借入金額、事業計画、親会社保証の有無等によって変わってくるが、貸出基準レートからは邦銀からの借入の方が調達コストが低い傾向にあると言えよう。

図表 18-3 邦銀と地場銀行の貸出基準レート

	邦銀			地場銀行	
	三井住友銀行	三菱東京UFJ銀行	みずほ銀行	SBI	ICICI
(実効日)	2017/2/15	2017/3/1	2017/1/2	2017/3/3	2017/1/3
翌日物	6.55%	6.70%	7.00%	7.75%	8.00%
1ヵ月物	6.60%	6.80%	7.20%	7.85%	8.00%
3ヵ月物	6.95%	6.90%	7.40%	7.90%	8.10%
6ヵ月物	7.00%	7.00%	7.45%	7.95%	8.15%
1年物	7.15%	7.10%	7.55%	8.00%	8.20%

(注) 各行ウェブサイトより、2017 年 3 月 9 日掲載中の資料より作成

(出所) インド準備銀行より作成

3. 海外からの借入

(1) 対外商業借入 (External Commercial Borrowing : ECB) の概要

ECB には、インド準備銀行の認可が不要な「自動認可ルート」と、同銀行の事前認可を必要とする「政府認可ルート」がある。事前認可が必要となるケースは、調達通貨や資金使途によって定められている借入限度額を超過するケースである。

調達通貨では「外貨建て」と「ルピー建て」に分けられ、更に「外貨建て」の場合は、「中期」と「長期」に分けられ、併せて 3 つのカテゴリーで ECB のガイドラインは構成されている。

親子ローンでの借入は「外貨建て」となるケースが多いと考えられるが、その場合、5,000 万ドル (約 55 億円) 以下の借入規模であっても、3 年以上の平均借入期間が必要となる。尚、2017 年 1 月の現地ヒアリングに拠ると、返済期間は厳密に計算されているようである。実際、小数点第 2 位で基準を満たしていなかったケースで、インド準備銀行から借入期間の延長を求められたようである。

(2) ECB による資金調達のメリット・デメリット

ECB による資金調達のメリットには、金利水準の低い通貨で借入することで支払利息を抑えることができる、原材料価格がドル建ての商品市況に連動し、販売先の価格もドル建てにリンクする場合、借入をドルにすることで事業計画のズレを抑えることができる、通貨ルピーが増価した場合には利息や元本の実質的な返済負担が減少する、等がある。

一方、デメリットとしては、為替変動リスクを抱えるため、想定以上のルピー安になった場合は為替差損が膨らんでしまう、ECB で定められた金額以上の借入を求める場合は、インド準備銀行の事前認可が必要となる、資金使途に応じて平均借入期間が定められており、特に 3 年未満の資金返済を想定する場合にはそぐわない等が挙げられる。

図表 18-4 対外商業借入 (ECB) の概要

	外貨建て 中期	外貨建て 長期	ルピー建て 中期
平均借入期間	・ 3 年以上：5,000 万ドル相当以下 ・ 5 年以上：5,000 万ドル相当超	・ 10 年以上：金額による区分なし	・ 3 年以上：5,000 万ドル相当以下 ・ 5 年以上：5,000 万ドル相当超
借入資格者	・ 製造業 ・ ソフトウェア開発事業 ・ 船舶輸送事業 ・ 航空事業 ・ 特別経済地区 (SEZ) 入居企業 ・ 持株会社、純粋投資会社 （但し 100% 為替ヘッジ等の条件あり） → 以上、「基本業種」とする	・ 左記の「基本業種」 ・ 不動産投資信託 （但し、SEBI の管理下にあること） ・ インフラ投資信託 （但し、SEBI の管理下にあること） → 以上、「拡大業種」とする	・ 左記の「拡大業種」 ・ ノンバンク ・ サービス業 インフラ支援サービス 物流サービス 研究開発 研修（教育を除く） ・ SEZ 開発企業
貸出資格	・ 国際銀行 ・ 多国籍金融機関 ・ 地域金融機関 ・ 外国株主 ・ 海外長期投資家 健全性規制当局の管理下の金融機関 年金基金 保険会社 ソブリン・ウェルス・ファンド インドの銀行の海外支店、子会社	・ 左記に同じ（但し、インドの銀行の海外支店、子会社を除く）	・ 左記に同じ（但し、インドの銀行の海外支店、子会社を除く）
上限金利	・ 平均借入期間 3～5 年： 6 カ月 LIBOR + 300bps ・ 平均借入期間 5 年超： 6 カ月 LIBOR + 450bps	6 カ月 LIBOR + 500bps	市場実勢による
資金使途	・ 資本財の輸入 ・ 既存企業の近代化や拡大 ・ 海外の合併・完全子会社への直接投資 ・ 既存の ECB の借換 等	・ 以下を除く全てに適用 不動産業 資本市場への投資 国内株式投資 上記のいずれかを目的とする転貸 土地購入	・ 以下を除く全てに適用（ノンバンク除） 不動産業 資本市場への投資 国内株式投資 上記のいずれかを目的とする転貸 土地購入
借入上限額	・ 1 億ドル相当額： マイクロファイナンス事業を行う事業 ・ 2 億ドル相当額： ソフトウェア企業 ・ 5 億ドル相当額： 上記または下記に該当しない事業 ・ 7.5 億ドル相当額： インフラ事業、インフラ金融向けノンバンク、インフラ事業向け製造業、持株会社、純粋投資会社		

（出所）JETRO ウェブサイト、インド準備銀行より作成

4. 社債市場での資金調達

(1) 債券発行による資金調達のメリット、デメリット

社債の発行には、インド国外でルピー建ての社債を発行し、日本本社等が引き受ける方法と、インドの証券取引所に上場する社債を海外投資家向けに発行する方法により、資金を調達することができる。これらの方法に関する管轄は、はインド準備銀行（ECB 適用あり）で、はインド証券取引委員会（Securities and Exchange Board of India：SEBI）である。尚、上場にあたっては、格付基準の制限はないものの、SEBI に登録済みの格付機関から外部格付を取得する必要がある。また、ともに、償還までの期間が3年以上でなければならない。

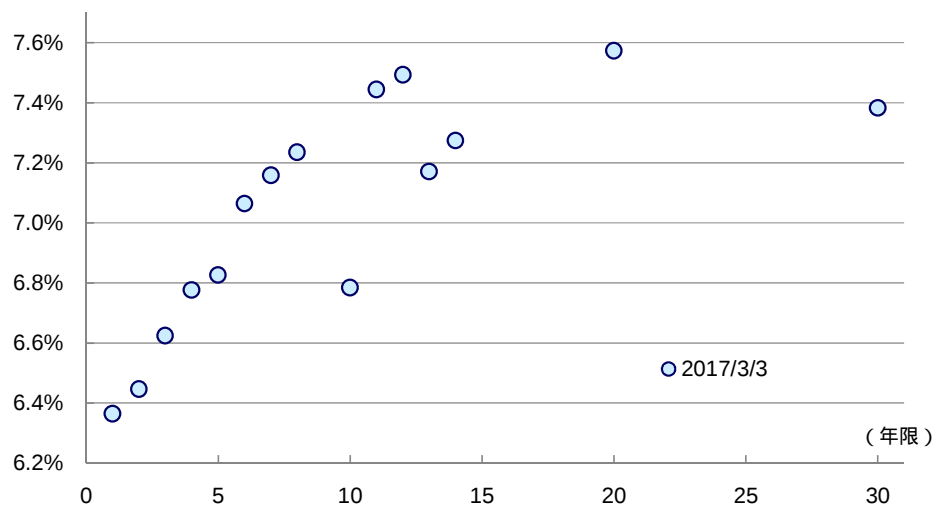
社債発行に拠る資金調達のメリットには、ルピー建てで発行するので発行体（インドの子会社）に為替リスクがないこと、支払利息の損金算入ができること、親会社保証がなくても子会社の信用力次第で金利コストを抑えられること、比較的長期の資金が調達できること、等が挙げられる。

他方、デメリットとしては、格付取得や発行手続きに時間を要するため、銀行からの借入枠がある場合に比べると機動性が劣ること、債券市場の環境次第では、借入金利よりも高い金利コスト（クーポン・レート）が必要となること等が挙げられる。

(2) 社債を発行している日本企業

2017年3月時点で、インドルピー建ての社債を発行しているのは、Hitachi Payment Services Pvt Ltd（最終親会社：日立製作所）、ORIX Leasing & Financial Services India Ltd（同：オリックス）、RICOH INDIA LTD（同：リコー）、Toyota Financial Services India Ltd（同：トヨタ自動車）の4社である。発行残高は364億ルピーで、この内の85%に相当する310億ルピーがトヨタ自動車による発行である（図表 18-6）。

図表 18-5 インド国債の年限別利回り（2017年3月3日）



（出所）Bloomberg より作成

図表 18-6 インドルピー建て社債を発行している日本企業

No	発行体	クーポン レート	発行時期	償還時期	発行額	最終親会社名
1	Hitachi Payment Services Pvt Ltd	8.300	2015/11	2020/11	1,200	Hitachi Ltd
2	ORIX Leasing & Financial Services India Ltd	8.700	2016/8	2019/8	1,200	ORIX Corp
3	ORIX Leasing & Financial Services India Ltd	7.950	2016/12	2019/12	1,000	ORIX Corp
4	RICOH INDIA LTD	7.800	2014/9	2017/9	2,000	Ricoh Co Ltd
5	Toyota Financial Services India Ltd	9.550	2014/9	2017/9	1,000	Toyota Motor Corp
6	Toyota Financial Services India Ltd	8.700	2014/11	2017/11	2,000	Toyota Motor Corp
7	Toyota Financial Services India Ltd	8.400	2015/3	2018/3	2,000	Toyota Motor Corp
8	Toyota Financial Services India Ltd	8.540	2015/6	2018/6	3,000	Toyota Motor Corp
9	Toyota Financial Services India Ltd	8.530	2015/8	2018/8	2,000	Toyota Motor Corp
10	Toyota Financial Services India Ltd	8.133	2015/9	2018/9	2,000	Toyota Motor Corp
11	Toyota Financial Services India Ltd	8.450	2015/12	2019/12	2,000	Toyota Motor Corp
12	Toyota Financial Services India Ltd	8.350	2015/12	2018/12	2,000	Toyota Motor Corp
13	Toyota Financial Services India Ltd	8.200	2016/2	2018/1	2,000	Toyota Motor Corp
14	Toyota Financial Services India Ltd	8.580	2016/6	2019/6	2,000	Toyota Motor Corp
15	Toyota Financial Services India Ltd	7.820	2016/7	2017/8	1,000	Toyota Motor Corp
16	Toyota Financial Services India Ltd	7.930	2016/7	2019/7	2,000	Toyota Motor Corp
17	Toyota Financial Services India Ltd	7.512	2016/10	2019/10	2,000	Toyota Motor Corp
18	Toyota Financial Services India Ltd	7.670	2016/10	2020/4	3,000	Toyota Motor Corp
19	Toyota Financial Services India Ltd	7.270	2017/2	2020/2	3,000	Toyota Motor Corp

(出所) Bloomberg より作成

5. 株式上場での資金調達

(1) 株式上場によるメリット・デメリット

株式を上場させるためには、証券取引所が求める上場審査基準を満たす必要がある。例えば、直近 3 年での平均の税引前利益が 1.5 億ルピー（約 2 億 6,000 万円）以上であること、同期間中の純有形固定資産（net tangible assets）が 3,000 万ルピー（約 5,200 万円）で、この内の金融資産が 50% 以下であること等である。

株式上場による資金調達のメリットには、資金調達手段の多様化が挙げられる。また、当該企業が安定的に利益を上げており、流通市場（株式市場）で簿価以上の価格で評価されていれば、日本の親会社は保有株式を売り出すことでキャピタルゲインを得られる可能性もある。

他方、デメリットとしては、親会社の議決権比率が低下すること、上場証券取引所のルールに則り財務情報等の適時開示が求められるため管理コストが増えること等が挙げられる。

(2) 上場子会社を有する日本企業

2017 年 3 月時点で、インドでの株式市場に上場している日本企業は 9 社である（図表 18-7）。最も時価総額が大きい企業は Maruti Suzuki India Ltd（最終親会社：スズキ）の約 1.8 兆ルピー（約 3 兆円）である。2 番目に時価総額が大きく、スズキ向けの自動車向け塗料に強い Kansai Nerolac Paints Ltd（同：関西ペイント）は約 2,000 億ルピー（同 3,380 億円）の規模である。

また、近年では上場しているインド企業を買収したことで、結果的に上場子会社を有することになるケースがある。文具のコクヨ（上場子会社名：Kokuyo Camlin Ltd、2011 年買収合意発表）や企業向け IT サービスのシーエーシー（同：Accel Frontline Ltd、2013 年買収合意発表）産業ガスのエア・ウォーター（同：Ellenbarrie Industrial Gases Ltd、2013 年買収発表）等がこれにあたる。

図表 18-7 インドで上場している日本企業

No	現地企業名	産業分類	産業小分類	時価総額	日付	最終親会社
1	Maruti Suzuki India Ltd	Auto Manufacturers	Auto-Cars/Light Trucks	1,801,727	2017/3/9	Suzuki Motor Corp
2	Kansai Nerolac Paints Ltd	Chemicals	Coatings/Paint	198,754	2017/3/9	Kansai Paint Co Ltd
3	Honda SIEL Power Products Ltd	Machinery-Diversified	Engines-Internal Combust	13,968	2017/3/9	Honda Motor Co Ltd
4	Kokuyo Camlin Ltd	Household Products/Wares	Consumer Products-Misc	8,180	2017/3/9	Kokuyo Co Ltd
5	RICOH INDIA LTD	Office/Business Equip	Office Automation&Equip	7,693	2016/12/12	Ricoh Co Ltd
6	DIC India Ltd	Chemicals	Chemicals-Specialty	4,227	2017/3/9	DIC Corp
7	Panasonic Carbon India Co. Ltd	Electrical Compo&Equip	Electric Products-Misc	2,184	2017/3/9	Panasonic Corp
8	Ellenbarrie Industrial Gases Ltd	Chemicals	Industrial Gases	2,030	2017/3/7	Air Water Inc
9	Accel Frontline Ltd	Computers	Computer Services	1,981	2017/3/9	CAC Holdings Corp

（出所）Bloomberg より作成

第19章 労働事情

1. 労働法の体系

インド憲法では、インドにおける雇用と労働を規制する法律（以下、労働法）の法的基礎を規定している。これらの法律は、従業員（多くの場合、ブルーカラー）を搾取から保護し、従業員に対し、健康、安全、福利及び社会保障を提供することを目的としている。

一般に、採用は書面によるアポイントメント・レターにより行われ、正式な雇用契約を締結するのが通常である。雇用契約には、通常、雇用開始日、地位、任務、報酬パッケージ、勤務時間等を定める。

2. 労働市場と雇用情勢

2011 年のインドの国勢調査によれば、15 歳から 65 歳までの人口は全人口の 6 割にあたる 7 億 7,950 万人で、第一次産業に 60%、第二次産業に 17%、第三次産業に 23% が従事している¹⁹。

インドの人口構造では、ほぼ半分にあたる約 6 億人が 25 歳未満である。しかし、このような豊富な若年労働力の人材開発には課題も多い。2011 年の調査における識字率は 73.0% と 2001 年の調査と比べて 9.2% ポイント改善したものの、国民の約 3 割は読み書きができない状況である。男女別の識字率では、男性が約 81%、女性が約 65% とその差は 16% 近い²⁰。また、インドの教育システムにおける初等教育の就学率は男子では 92%、女子では 99% であるが、中等教育では男子 61%、女子 62% にすぎない²¹。

宗教的・文化的理由もあって女性の社会進出が遅れており、東南アジアのように工場ワーカーとして女性を大量に採用することは困難であると言われる。世界経済フォーラム (World Economic Forum) が発表する世界各国の競争力指標である「The Global Competitiveness Index (2016 年度版)」において、インドの男性に対する女性就業者比率は 35% と、対象 138 カ国中 130 位という極めて低い順位であった²²。

高等教育システムは、760 の総合大学、38,498 のカレッジ、3,845 の工学学校から構成され、中にはインド工科大学 (IITs : Indian Institutes of Technology)、インド経営大学院大学 (IIMs : Indian Institutes of Management)、インド科学大学院大学 (IISc : The Indian Institute of Science) といった世界的に優れた人材を輩出する機関がある。高等教育機関には全体で年間約 2,600 万人もの学生が入学している (図表 19-1)。

¹⁹ 労働政策研究・研修機構「基礎情報：インド (2013)」

²⁰ Educational Statistics - At a Glance 2016, Ministry of Human Resource Development, Department of School Education & Literacy

²¹ ユニセフ「世界子供白書 2016」教育指標

²² WEF「The Global Competitiveness Report 2016-2017」

<https://www.weforum.org/reports/the-global-competitiveness-report-2016-2017-1>

図表 19-1 高等教育の機関数 (2015 年 3 月末)

課程	カテゴリ	機関数
高等教育 (Higher Education)	大学 (Universities)	760
	カレッジ (Colleges)	38,498
	工業学校 (Polytechnics)	3,845
高等教育合計		43,103

(出所) Ministry of Human Resource Development "Educational Statistics - At a Glance 2016"より作成

3. 賃金

(1) 最低賃金制度

1948 年最低賃金法は主に非識字者や団体交渉能力を持たない非組織部門の労働者利益の保護を目的としている。中央政府と州政府の両方が最低賃金の決定権限を持っている。中央政府は 45 種、州政府は 1,628 種の最低賃金額を決めており、最低賃金額は物価や生産性、支払い能力や地域などを考慮し、月額と日額の 2 パターンで決められている。但し、消費者物価指数に連動した可変物価手当保証制度が採用されているため、消費者物価指数の変動によって最低賃金は変動する。最低賃金の額は、4 つの技術水準（未熟練、半熟練、熟練、高度熟練）に応じて決められ、実際の決定基準は一定の就学年数と職務経験年数である。インド主要都市の賃金水準は図表 19-2 の通りである。尚、1967 年均等報酬法により、男女が類似の労働に従事する場合は男女の区別なく、同一の報酬を支払うことを義務付けられている。そのため、最低賃金においても男女の区別はない。

(2) 給与の支払い

1965 年賞与支払法は、20 人以上雇用している企業に年間 30 日以上労働し、月 2 万 1,000 ルピー以下の賃金しか支払われていない労働者に賞与の支払いを義務付けている。賞与額は労働者賃金（会計年度）の 8.33%または 700 ルピーのいずれかの高い賃金額が支払われる。尚、使用者は賞与支払法の適用がある限りにおいて企業の利益の多寡に限らず賞与を支払う義務を負う。

また、10 人以上雇用している企業にて、5 年以上勤務した労働者には 1972 年退職一時金支払法により、退職一時金を支払うことが義務付けられている。年に 6 ヶ月以上勤務した場合は 1 年あたり賃金の 15 日分程度が退職金額となる。

図表 19-2 インド主要都市の賃金水準（月額、基本給）

			チェンナイ	ニューデリー	バンガロール	ムンバイ
賃金水準	製造業	ワーカー(一般工職)	13,926ルピー (209ドル)	15,929ルピー (239ドル)	10,599ルピー (159ドル)	20,350ルピー (306ドル)
		エンジニア(中堅技術者)	30,102ルピー (452ドル)	40,775ルピー (613ドル)	30,187ルピー (454ドル)	34,875ルピー (524ドル)
		中間管理職(課長クラス)	70,215ルピー (1,055ドル)	107,885ルピー (1,621ドル)	69,607ルピー (1,046ドル)	95,068ルピー (1,429ドル)
	非製造業	スタッフ(一般職)	29,284ルピー (440ドル)	37,127ルピー (558ドル)	33,045ルピー (497ドル)	34,538ルピー (519ドル)
		マネージャー(課長クラス)	77,340ルピー (1,162ドル)	113,709ルピー (1,709ドル)	74,320ルピー (1,117ドル)	93,011ルピー (1,398ドル)
法定最低賃金			6,276ルピー (94ドル)	9,178-11,154ルピー	5,946-6,392ルピー (89-96ドル)	7,435-8,435ルピー (112-127ドル)
賞与支給額			1.12ヵ月分	1.51ヵ月分	1.35ヵ月分	1.57ヵ月分
社会保険負担率	雇用者		21.69%			
	被雇用者		12.00%			

(出所) JETRO 主要都市投資コスト比較(2016年6月付調査レポート)

4. 雇用関係

(1) 従業員の募集

進出日系企業では、インターネット、新聞広告、人材派遣会社などを通じて採用を行っている。特に、携帯電話やインターネットの普及により、人材紹介会社（日系含む）への登録や相談が一般的となっている。ジョブホッピングが一般的であるため、他社からのヘッドハンティングも業界によっては少なくない。自社で募集する場合には、技術専門学校に直接出向いて卒業生をエンジニア候補として面接・採用したり、学生のインターンシップを受け入れ条件が合えばそのまま採用したりするなどしている。

管理職・技術者の転職は多いものの、製造業については今のところ手当てができないということではない。とはいえ、良質の人材を確保するには、給与水準を引き上げるしかないということもある。概して年間10%前後の昇給率が転職を決める際の基準になるとのことである。

一方、ワーカーは地元出身者が多い。また、ワーカーの雇用では、一般にインドにおいて従業員（正社員）の解雇が困難であることから、日系製造業企業では、まず期間工（契約社員）として採用し、パフォーマンスの良い場合に正社員とする方法が多くとられている。

また、特定職業についてはカーストの影響が強く、企業のニーズに合った人材が採用しにくいというケースもある。

(2) 雇用契約の締結

インドでは労働者を雇用する場合、労働者に対してオファーレターという形で雇用条件を記載した書面を交付する場合や会社と労働者の間で書面の雇用契約を締結する場合が一般的である。実務上は全ての被雇用者に共通する、出退勤時間や休暇などの雇用条件を服務規定（いわゆる

Employee Handbook)として策定している。個別契約では給与や手当等の個別条件のみを規定し、「その他の勤務条件は服務規定に従う」旨を記載することが多い²³。

主に工場労働者が対象となる「ワークマン (Work Man)」に該当する労働者については 1947 年産業紛争法の保護を受けるが、それ以外の「ノンワークマン (Non-Work Man)」に該当する労働者は同法の保護を受けず、その労働条件は基本的には雇用契約や社内規程で規律される。もっとも、州法である店舗施設法その他の労働法の適用対象になる場合、各法で定められた最低労働条件より労働者に不利な雇用条件は無効と解されるため、雇用条件の設定や運用、人事計画の策定にあたっては十分な注意が必要である。

「ワークマン」は原則、手作業、非熟練・熟練、技術的、運営管理的または事務的作業、監督的作業のために雇用されている者を指し、「ノンワークマン」は以下の例外規定 4 項目に該当する者を指す。すなわち、「ワークマン」とは比較的安い給料で単純な業務を行う工場労働者や雑用係をいい、「ノンワークマン」とは比較的高額の給料で管理・監督的な業務を行う、いわゆるホワイトカラーの管理職をいう。

もっとも、以下の項目のうち、「経営職」、「管理職」等のような抽象的な表現について明確な基準はないため、役職や肩書ではなく、実際に担当している職務が判断基準となり、例えば、Executive や Manager といった管理職の肩書きを付与して相応の給与水準であったとしても、専ら指揮命令を受けるような職務実態であった場合には、ワークマンとして取り扱われる可能性があるため、個別に判断する必要がある。

空軍、陸軍、海軍に所属する者

警察または刑務所で雇用されている者

経営職・管理職の立場にある者

賃金が月額 10,000 ルピー以上で、監督的な立場にある者

インドでは、「ノンワークマン」に該当した場合には多くの労働法の保護対象から外れ、特に解雇に関しては「ワークマン」と別の扱いとなる。

(3) 従業員の解雇

インド労働法上の解雇規制は原則、「ワークマン」のみに適用される。「ノンワークマン」については、法令上の解雇規制が存在しないため、解雇は雇用者と「ノンワークマン」の間の契約の規定に従って行われる。「ワークマン」の解雇については、1947 年産業紛争法が規制している。日本と同様、解雇の実体規定は記載されておらず、解雇の手続き内容のみの記載に留まる。解雇の日に先立つ 1 年間に継続的雇用されていた「ワークマン」は図表 19-3 の条件が満たされない限り、解雇されない。

また、日本と同様、インドでも解雇手続きに加え、労働裁判所 (Labor Court) における判例上、解雇には相当な理由が必要とされる。少なくとも、「ワークマン」については整理解雇や能力不足等による解雇は簡単ではなく、実際は自主退職を促すのが一般的といえる。

²³ 日本とは異なり、一定の場合を除き、服務規定の策定が法律上要求されているわけではない。

図表 19-3 ワークマンの解雇手続き

No.	条件
1	最低1ヵ月前までに解雇の理由を示した書面による通知が行われること または、通知に代えて通知期間の賃金相当額が支払われること
2	継続的雇用にあった期間の1年ごと、または6ヵ月を超える1年において、「平均給与（月払いの労働者の場合、過去3ヵ月の賃金の平均）」の15日分の割合で計算した解雇補償金が解雇時に支払われること
3	所定の様式による通知が、当該地域を管轄する労働審判所に、条件2の通知から3日以内に書留郵便で送付されること

5. 労働条件

労働時間などの労働条件は、1948 年工場法（労働者に関する安全、健康及び福祉等）、1946 年産業雇用（内務規定）法（産業施設の雇用等）、1947 年産業紛争法（解雇や閉鎖、事業体の移転及び雇用条件の変更等）などに規定されている。インドでの労働条件の概要は図表 19-4 の通り。

図表 19-4 連邦法・州法の定める労働条件の概要

	工場法(連邦法)	デリー店舗及び商業施設法	タミルナドゥ店舗及び商業施設法
基本労働時間	1週間に48時間、1日に9時間まで（51条、54条。但し18才以上の場合）	所定の繁忙期を除き、原則として、1週間に48時間、1日に9時間まで（8条。但し18才以上の場合）	原則として1日8時間、1週間に48時間（9条。但し17才以上の場合）
休憩	5時間の労働の後、少なくとも30分（55条）	5時間の労働の後、少なくとも30分（10条）	4時間の労働の後、少なくとも1時間（9,14条）
時間外労働	1日に9時間、または1週間に48時間以上労働した場合、当該時間外労働部分について通常賃金の2倍の賃金（29条1項）	1日に9時間、または1週間に48時間以上労働した場合、当該時間外労働部分について通常賃金の2倍の賃金（8条）	1日に8時間、または1週間に48時間以上労働した場合、当該時間外労働部分について通常賃金の2倍の賃金（31条）
年次有給休暇と買取義務	前暦年240日以上労働した者は、翌暦年において労働日数20日ごとに1日（79条）	4ヵ月間の連続勤務の後に5日以上、12ヵ月間の連続勤務の後に15日以上（22条）	12ヵ月の連続勤務の後に12日間（25条）
	消化未了で解雇または退職した場合には、使用者は同法所定の計算方式に従い買取義務あり（79(11)条）	消化未了で解雇または退職した場合には、使用者は日数相当分の賃金支払いによる買取義務あり（22(2)条）	消化未了で解雇または退職した場合には、使用者は日数相当分の賃金支払いによる買取義務あり（25(3)条）
賃金支払原則	規定なし（賃金支払法に従う）	支払単位は毎月またはそれより短い期間とする必要があり、かかる期間終了後7日以内に原則現金での支払が必要（19条）	支払単位は毎月またはそれより短い期間とする必要があり（30条）、かかる期間終了後5日以内に原則現金での支払が必要（32条）

6. 年金・社会保険

社会保障制度は、1952 年従業員積立基金及び雑則法、1972 年退職金支払法、1948 年従業員州保険法などがある。1952 年従業員積立基金及び雑則法では、従業員積立基金制度、従業員年金制度、従業員預金リンク保険制度の 3 種の保険制度を定めている。1952 年各法規で定めている内容は図表 19-5、社会保障負担率の概要は図表 19-6 の通り。

尚、インドに駐在する日本人労働者については、2016 年 10 月 1 日付で日印社会保障協定が発効したことにより、日本とインドでの社会保険料の二重負担が解消される等、インド現地の日系企業と日本人駐在員のインド側での社会保障料の負担が大幅に軽減された。

図表 19-5 社会保障関連法規の概要²⁴

法規	概要
従業員積立基金制度	工場、その他施設で雇用されている従業員、かつ月額賃金が6,500ルピー以下の者は加入義務がある。雇用者が支払う拠出金は、毎月、基本賃金、物価補償手当及び引止手当の12%（中央政府が交付する一定の施設の場合は10%）に相当する金額となる
従業員年金制度	従業員積立基金および雑則法が適用される工場、その他の施設で雇用されている従業員に対して適用される。雇用者は、従業員積立基金制度に基づく雇用者の拠出金から、従業員による支払いの8.33%に相当する拠出金の一部を従業員年金基金に送金しなければならない。これに対して、中央政府が、従業員の賃金の 1.6%分の拠出を行う。従業員年金制度に基づき、従業員は、退職、定年退職、ならびに恒久的及び全面的障害等の場合に年金を受け取ることが可能
従業員預金リンク保険制度	適用条件は従業員年金制度と同様。従業員預金リンク保険制度上、従業員は拠出を行う必要がない。雇用者は、従業員の賃金の0.5%に相当する額を拠出する。当制度は基本的に生命保険プランであり、このプランに従い、従業員が雇用中に死亡した場合、当該従業員が指名した者またはその家族に対して一括金が支払われる
退職金支払法	原則、以下に掲げる事由が生じた場合に従業員に退職金が支払われる ・ 定年退職 ・ 退職（解雇含む）または辞職 ・ 事故または疾病による死亡または障害
従業員州保険法	疾病給付金、出産給付金、雇用中の傷害または死亡による障害給付金、扶養家族給付金、医療給付金及び葬儀給付金等の給付金について定めた法。当法は全従業員に適用されるが、月額賃金が 15,000 ルピーを超える従業員には適用されない。従業員州保険法に基づき設立された保険基金に対する雇用者及び従業員の拠出金は、それぞれ賃金の4.75%及び1.75%である

（出所）JETRO「インド投資ガイド」より作成

²⁴ 2008 年に従業員積立基金制度及び従業員年金制度が改正され、国際労働者にも適用されることとなった。

図表 19-6 社会保障負担率

事業主	従業員
事業主負担率：21.69% (内訳) 年金基金：8.33% 積立基金 (EPF)：12% 管理費：0.85% 保険料：0.5%	従業員者負担率：12% (内訳) 従業員積立基金 (EPF)：12%

(出所) JETRO 主要都市投資コスト比較 (2016 年 6 月付レポート) より作成

7. 労使関係

インド法上、労働組合を組成するにあたり特別な要件はなく、いかなる労働者も労働組合を組成することができる。但し、労働組合法 (Trade Unions Act, 1926) 上の登録を受けるためには一定の要件を満たすことが必要である。登録は義務ではないが、登録された労働組合のみが、労働争議に関して民事及び刑事上の免責を受けることができる。ワークマンを組合員とする労働組合の場合、「その労働組合に関係する施設に従事するワークマンのうち 10%または 100 人のうちいずれか少ない方の人数が組合員であって、かつ、その施設に従事するワークマンのうち少なくとも 7 人が組合員であること」が労働組合法に基づく登録の要件とされている。登録労働組合の組合員は、労働争議のために行われた行為について、労働契約違反の誘発や事業の妨害等の不法行為を理由とした民事責任に問われない。また、労働組合の目的のために組合員間で行った合意については、共謀罪に問われることもない。

インドにおける大半の労働組合は、インド国内の労働組織を統轄する中央労働組合組織に属しており、これらの中央労働組合組織はそれぞれ異なる政党組織と関連している。インドに進出した日系企業においても、外部の政治団体の関与で大規模なストライキや暴動が発生したと報道される事例が存在する。例えば共産党系の政党が強い地域では、従業員の組合結成への意欲が強い傾向にあると言われる。

もっとも、労働組合が政治的組織と関係があることそれ自体が、労使間で事業活動に支障の生じる労使紛争が頻発する労働組合であることを意味するわけではない。その実体を把握するには、上位組織との関係の程度、指導者の有無とその素性、過去の労使紛争の有無、頻度等を個別具体的に精査することが必要である。労務管理における組合対策としては、日系企業の対応としては、総務や人事担当にインド人を置き、ワーカーの賃金交渉などを任せるケースが多い。特に英語が話せないワーカー等が多い場合には、現地人に任せる利点は大きい。その観点からは、総務・人事を現地ローカルパートナーに依頼できる合弁形態の進出にメリットがあるともいえるが、一方で 100%出資による進出で優秀な総務・人事担当者を新規採用し、日本的な訓練を施す方が事業の現地化を進める観点からもよいかとの意見もある。また、組合の結成自体を起こりにくくするために、全国から従業員を採用している企業もある。

尚、2013 年のインド州別の労働争議件数及びその概要は図表 19-7 の通りである。

図表 19-7 インド州別の労働争議件数及びその概要（2013 年）

州名	件数	参加人数 (人)	日数損失 (日)	賃金損失 (万ルピー)
アンドラ・プラデシュ	9	5,249	444,245	24,894
ビハール	1	41,079	130,360	7,183
チャッティースガル	-	53,441	91,904	35
グジャラート	19	78,800	162,376	9,299
ジャルカンド	-	57,706	104,783	8,074
カルナタカ	4	107,060	167,060	22,859
ケララ	22	111,677	579,195	12,563
マディヤ・プラデシュ	1	150,713	278,611	31,538
マハラシュトラ	2	688,063	1,365,578	250
ラジャスタン	10	78,523	329,442	10,807
タミルナドゥ	31	16,077	358,256	15,222
ウッタル・プラデシュ	6	34,733	82,747	6,705
ウッタルカンド	-	27,000	39,000	2,985
西ベンガル	134	239,170	7,980,807	45,339
合計	239	1,689,291	12,114,364	197,752

（出所）Ministry of Labour & Employment, “Statistics on Industrial Disputes, Closures, Retrenchments and Lay-Offs in India during the year, 2013”より作成

8. 労働紛争の解決

(1) 個別労使紛争

訴訟社会であるインドにおいて、労使関係に不満をもった労働者が使用者を提訴する訴訟は多く、日系企業もその例外ではない。

訴訟解決の方法は、大きく分けてノンワークマンとワークマンで異なる。ノンワークマンの場合、原則として労働契約の規定に従った紛争解決がなされ、仲裁合意をすることも可能である。一方、ワークマンの場合には、原則として産業紛争法が定める労働調停官、労働裁判所等が使用者との紛争を管轄する。ワークマン、ノンワークマンの場合を問わず、インドでは、一般に労働者に有利な判断がなされる傾向にあるとされる。

(2) 集団的労使紛争

インドにおける団体交渉のプロセスは地域性があるものの、一般的には以下のように整理される。

交渉開始（Charter of Demands）：労働組合が使用者との交渉を求める事項（賃金、ボーナス、労働時間、福利厚生等）について要求事項を書面で提示。

団体交渉（Negotiation）：Charter of Demands の提示を踏まえた労使間交渉。

労使協定の締結（Collective Bargaining Agreement）：交渉で合意に至った事項に関する労使協定の締結。合意に至らない場合には、労働組合がストライキ等の手段に出ることもある。

調停手続（Conciliation）：ストライキ等の通知を受けると調停官（Conciliation Officer）

が選任される。調停官は事案を調査して調停を実施し、労使に対する和解案（settlement）の提示又は労働裁判所（Labour Court）若しくは産業紛争審判廷（Industrial Disputes Tribunal）への事件回付を行う。

裁判・仲裁（Dispute Resolution）：調停が不調に終わった場合、当該紛争は、労使間の同意を不要する仲裁（Compulsory Arbitration）、労働裁判所（Labour Court）又は産業紛争審判廷（Industrial Disputes Tribunal）に付される。

9. 外国人就労規制と労働許可取得

インドでは、外国人の就業規制は特に設けられていない。就労ビザは原則、初回は3年間有効の数次ビザが発給される。以降、1年ごとに最大2年までビザを延長することが可能であり、延長手続きは、インド外国人登録局（FRRO：Foreigner's Regional Registration Office）で行う必要がある。

ひとくちメモ 7： インドの人材の特徴

現地に進出する日本企業へのヒアリングによると、インド人材の特徴としては以下が挙げられる。

ビジネスコミュニケーションにおいては、なかなか話の結論が見えてこない、人間関係を悪化させないために「その場しのぎ」や「悪意のない嘘」で誤魔化することが多いとされる。また業務の進め方では、マニュアルや業務分掌を重視するため、柔軟な対応を取るのが苦手であるといったことが聞かれ、マネジメントに苦労する日本人駐在員も少なくないようだ。

コミュニケーションにおける特徴	業務における特徴
一度心を開くと、色々とサポートしてくれる	マニュアル通りに作業を進めるのが得意だが、自分で考えて行動するのが苦手
交渉・議論を好み、自己主張が強い	転職を一般的な選択肢として捉えている
ビジネス上の会話でもなかなか結論に至らないことがある	昇給、海外研修、スキル獲得などのインセンティブに敏感である
「その場しのぎ」的な便法をよく用いる	業務分掌を遵守する傾向が強いものの、ロジカルに説得されれば上長の指示によく従う

日本人と異なり転職も一般的であるため、社員が定着してくれず苦労している企業も多いようである。また、メーカーでは工場における安全靴や手袋の着用を義務付けても、なかなか遵守されないことが悩みの種になっているようだ。他方、研修プログラムを充実させるなど手厚い福利厚生で離職率を下げた企業、現地人材を育てマネジメントを任せられる段階が視野に入った企業も散見される。

数字に強い、交渉事を苦にしないなど、インド人材には日本と異なる長所がいくつも認められる。日本人のマネジメント層としては彼らの価値観や時間軸の違いを理解するよう努め、彼らが強みを発揮できる人材活用・育成の方法を模索することが重要である。

ひとくちメモ 8： 世界最古の大学

仏教発祥の地として知られるインドでは、仏教研究や修行僧に対する仏教教育も盛んであった。とりわけ北東部ビハール州で運営されてきたナーランダー・マハーヴィハーラ（ナーランダ大学）は一流仏教教育機関として名高く、インド国内のみならず国外からも留学僧を受け入れていたほどである。

ナーランダ大学は紀元 5 世紀ごろ設立され、世界最古の大学の一つとされる研究・教育機関である。最盛期には 1 万人以上の学生、2 千人の教師がいたとされ、12 世紀末ごろにイスラム王朝の征服を受けて破壊されるまで仏教研究・教育の中心地として栄華を誇った。その文化的価値が評価され、2016 年には「ビハール州ナーランダーのナーランダー・マハーヴィハーラ（ナーランダ大学）の考古遺跡」として世界遺産にも登録された。

同大が破壊されてから約 8 世紀後、当時のインドの大統領であったアブドゥル・カラーム氏が 2006 年、再びアジアの軸となる教育機関の設立を目指し、ナーランダ大学の復興に関する議論を開始した。ほぼ同時にシンガポール外相（当時）のジョージ・ヤオ氏によるナーランダ大学復興計画の提案がインド政府に対してなされ、日本を含む諸外国の協力も受けて 2014 年に第 1 期の学生を受け入れ、大学院教育が開始された。

現在のナーランダ大学は歴史学、環境学、仏教学・哲学・比較宗教学の 3 学部制を採っており、旧ナーランダ大学と同様留学生の受け入れにも熱心である。キャンパスは旧ナーランダ大学跡と同じビハール州に建設された。ちなみにビハール州はインドの中でも貧困州として知られるが、JICA が近隣の幹線道路建設に対して 200 億円以上の円借款を貸し付けるなど、周辺環境整備も急速に進んでいるようである。

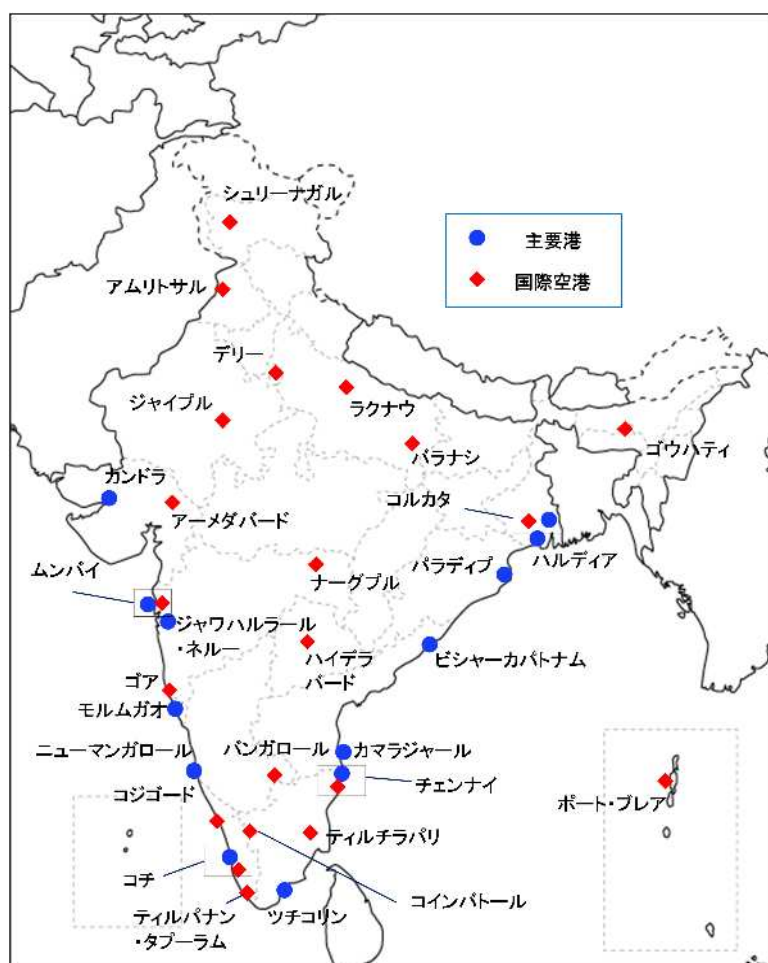
参考文献：ゴーバ・サバロワール「ナーランダ大学の復興計画」（所収：東洋哲学研究所『東洋学術研究』）第 50 巻 2 号，2011 年）

第20章 物流・インフラ

1. 主要な国際空港と港湾の位置

図表 20-1 にて、インドにおける主要な港湾と国際空港の位置を示した。

図表 20-1 主要な国際空港とメジャーポートの位置



(出所) インド海運省 “Annual Report 2015-16”、インド空港局ウェブサイトより作成。白地図は白地図専門店 (<http://www.freemap.jp/>) よりダウンロード、加工して掲載

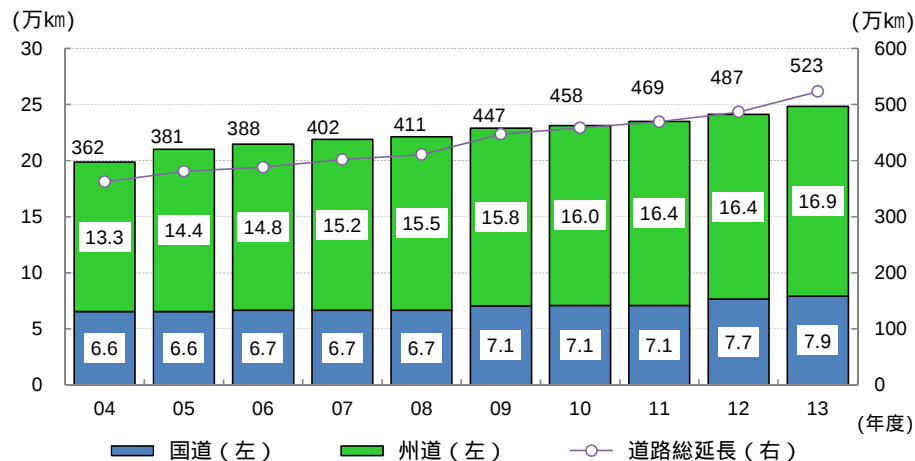
2. 道路

インドの道路総延長距離は 523 万 km (2013 年 3 月末時点) である。道路輸送は全貨物輸送の 57% を占めており、最も重要な輸送インフラの一つである²⁵。このうち国道 (National Highways) は 7.9 万 km であり、総延長の 1.5% にすぎないが、道路輸送の 40% ほどを担っている。国道や州

²⁵ 第 12 次五ヵ年計画 (Twelfth Five Year Plan (2012–2017) Economic Sectors Volume II)

道（State Roads）のような高速道路は舗装率がほぼ 100%に達しているが、全体の舗装率は 60%程度で、郊外の工業団地周辺には未舗装道も珍しくない。2004 年からの 10 年間に於いて、道路総延長は 40%以上、国道、州道は 20%以上伸長した。

図表 20-2 道路の総延長距離推移



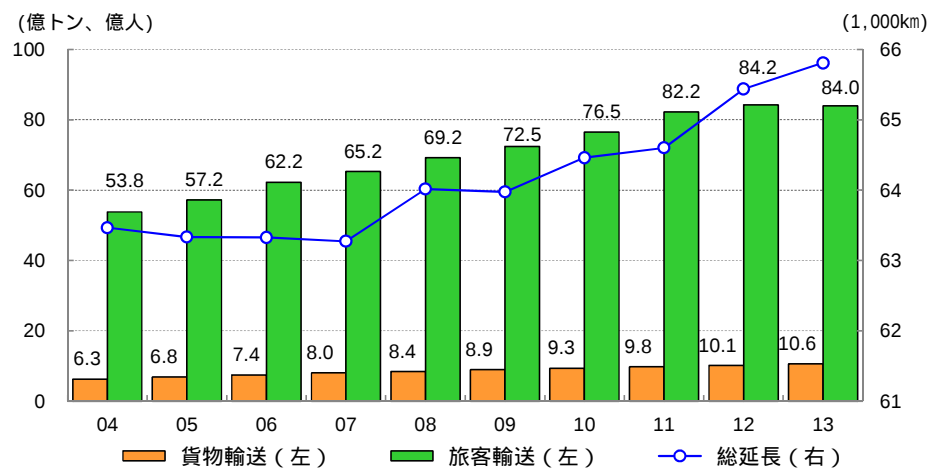
（出所）統計・事業実施省「Statistical Year Book India 2016」より作成

3. 鉄道

インドの貨物輸送において、鉄道の占めるシェアは 36%と、道路に次いで重要な輸送インフラである。同国の鉄道は、国有企業であるインド国鉄（Indian Railways）の独占事業であり、鉄道省（Ministry of Railways）が管轄している。インド国鉄は、英国統治時代の 1853 年に創業し、2013 年 3 月末時点で約 130 万人の従業員を抱える、世界有数の巨大鉄道事業者である。

2013 年度における鉄道の総延長は対前年度比 0.6%増の 65,000km、貨物輸送量は対前年度比 4.4%増の 10.6 億トン、旅客輸送数は同 0.3%減の 84.0 億人である（図表 20-3）。

図表 20-3 鉄道輸送量と軌道延長の推移



（出所）統計・事業実施省「Statistical Year Book India 2016」より作成

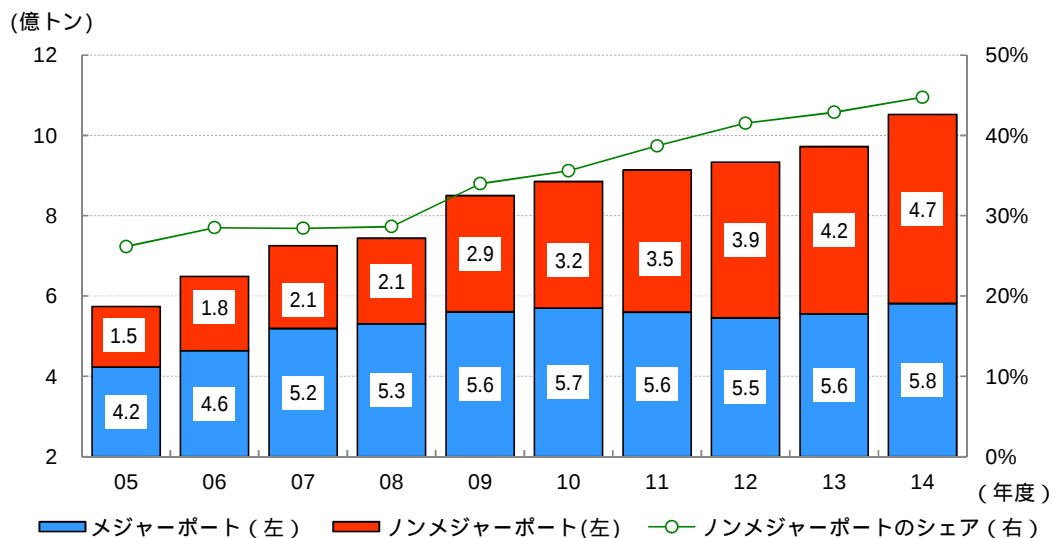
連邦政府は、原則として鉄道事業に対する外国企業の出資を禁止しているが、2014 年ごろから高速鉄道、貨物専用鉄道、信号機など、鉄道開発や関連する事業への FDI 規制の緩和を進めてきた。日本企業もインドでの鉄道事業に関心を示しており、主としてデリー・ムンバイ産業大動脈構想に係る貨物専用鉄道（後述）に関連した受注実績が多い。また、2016 年 11 月の日印首脳会談で、日印両政府はムンバイ・アーメダバード間高速鉄道を 2023 年までに開業することで合意した。

4. 港湾

インドは 7,517 km に及ぶ長い海岸線を有しており、歴史的に海上輸送が発展してきた。

現在インドには、中央政府・海運省が管轄する主要港湾（メジャーポート）13 港と、州政府の管轄によるノンメジャーポート 187 港がある。メジャーポートにおける総取扱貨物量は 2012 年度、2013 年度と伸び悩んだが、2014 年度の総取扱貨物量は、対前年度比 4.7% 増の 5.8 億トン（全港湾の 55.23% のシェア）となっている。2009 年ごろからノンメジャーポートの成長率、シェアともに拡大しており、2014 年度のノンメジャーポートの総取扱貨物量は対前年度比 13.0% 増の 4.7 億トンで、国内港湾の総取扱貨物量の半分弱を占めるに至った（図表 20-4）。

図表 20-4 メジャーポート・ノンメジャーポートにおける総取扱貨物量の推移



(出所) インド海運省「Annual Report 2015-16」、統計・事業実施省「Statistical Year Book India 2016」より作成

港湾別の総取扱貨物量（2015 年 4-12 月）を見ると、中西部グジャラート州のカンドラ港が最大で、総取扱量は 9,250 万トン、メジャーポート全体の 16.5% のシェアを占めた。カンドラ港の本格的な稼働は 1952 年以降であるが、高い成長率を維持し、国内最大の港へと発展した。グジャラート州にはタタやフォードなど内外の自動車メーカーが操業しているため、自動車や自動車部品の取扱いが多い。同州には地場の新興財閥企業であるアダニ・グループが開発・運営するマイナーポートのムンドラ港も存在する。インド随一の国際港湾であるジャワハルラール・ネルー港

が伸び悩む中、国際貨物の取扱いにおいて、インドの主要港湾へと急成長している（図表 20-6）。

図表 20-5 メジャーポートにおける港湾別貨物取扱量（2014-2015 年度）

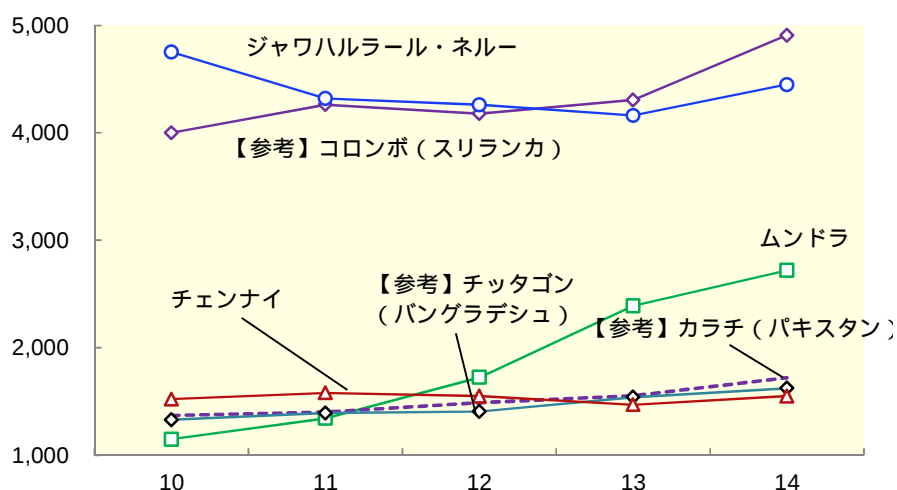
		貨物取扱量（100万トン）		
		2014年度	2015年度 （4-12月）	2015年度 構成比
	位置			
カンドラ	西海岸	92.5	73.9	16.5%
パラディプ	東海岸	71.0	55.1	12.3%
ジャワハルラール・ネルー（ナバシェバ）	西海岸	63.8	48.2	10.8%
ムンバイ	西海岸	61.7	46.4	10.4%
ビシャーカパトナム	東海岸	58.0	42.2	9.4%
チェンナイ	東海岸	52.5	37.4	8.4%
ツチコリン（VOC）	東海岸	32.4	27.8	6.2%
ニューマンガロール	西海岸	36.6	25.3	5.7%
ハルディア	東海岸	31.0	24.9	5.6%
カマラジャール（エノール）	東海岸	30.3	23.0	5.1%
コーチン	西海岸	21.6	16.5	3.7%
モルムガオ	西海岸	14.7	13.9	3.1%
コルカタ	東海岸	15.3	12.4	2.8%
西海岸合計		290.8	224.2	50.1%
東海岸合計		290.5	222.9	49.9%
主要港合計		581.3	447.1	100%

（注） VOC：V. O. Chidambaranar の略

（出所）インド海運省「Annual Report 2015-16」より作成

図表 20-6 南アジア主要港湾の国際コンテナ貨物取扱量

（1,000TEU）



（注） TEU=20 フィートコンテナ換算

（出所）国際港湾協会(International Association of Ports and Harbors: IAPH)「World Container Traffic Data 2015」より作成

インドの港湾の課題には、自然的・地理的課題と制度・オペレーションの課題がある。

自然的・地理的課題としては、水深が浅いために大型船舶が接岸できないこと（コルカタ港など）、モンスーンの被害を受けやすいこと（チェンナイ港など）が課題として挙げられる。

制度・オペレーションの課題として、メジャーポートの場合各港湾が独自に貨物取扱料金（Tariff）を設定できないためにサービス向上のインセンティブが乏しいこと、インドの港湾は約 95% の高い稼働率（国際的には約 60% の稼働率が平均的）で、混雑が深刻となっていることが挙げられる。また、ストライキも混雑・滞貨に拍車をかける形になっている。例えばジャワハルラール・ネルー港では 2013 年に港湾労働者によるストライキが発生し、終息後も貨物のハンドリングに遅滞が生じた。同港では 2015 年 3 月にもストライキの計画が発表されており（労使交渉により中止）、企業は利用する港湾の最新情報を常にチェックすることが必要である。

海を隔てた隣国のスリランカが海運立国をめざし港湾の整備に注力する中で、連邦政府は港湾の国際競争力を高めるため官民パートナーシップ（PPP：Public Private Partnership）の導入を積極的に進めている。また、ターンアラウンドタイム（入港後から積み下ろしにかかる日数）の短縮も進んでいる（図表 20-7）。

図表 20-7 主要港湾のターンアラウンドタイム

ターンアラウンドタイム（日）	2014年度	2015年度 （4-12月）
チェンナイ	1.63	1.62
ニューマンガロール	1.70	1.62
ジャワハルラール・ネルー（ナバシェバ）	1.68	1.64
カマラジャール（エノール）	0.08	1.80
モルムガオ	2.34	2.00
ビシャーカバトナム	2.48	2.02
パラディプ	2.25	2.03
コーチン	1.12	2.22
カンドラ	2.53	2.24
ツチコリン（VOC）	2.54	2.37
ハルディア	2.59	2.42
コルカタ	2.58	2.55
ムンバイ	2.98	3.00

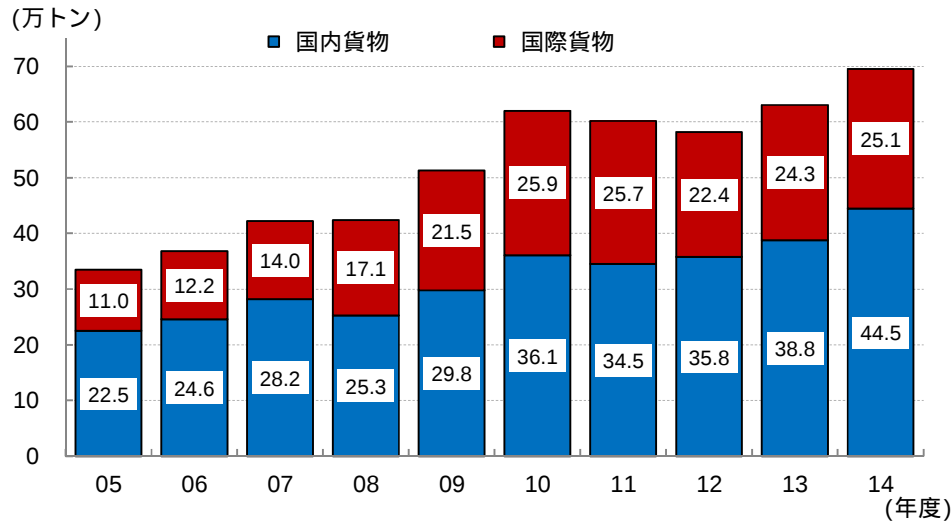
（出所）インド海運省「Annual Report 2015-16」より作成

5. 空港

インドには国際空港が 21、国内空港が 78 存在する（2014 年 3 月末）。同国の国際・国内空港を合わせた総取扱貨物量（郵便を除く）は、2011 年度と 2012 年度はそれぞれ前年を下回ったものの、2005 年以降、トレンドとしては増加基調にある。2014 年度の貨物量は対前年度比 10.3% 増の 69.5 万トンとなっている（図表 20-8）。旅客輸送量も同様に増加しており、2014 年度は前年度

比 13.9%の 8,710 万人となった（図表 20-9）。内訳は国内旅客が 6,975 万人（シェア 80%）、国際旅客輸送が 1,734 万人（同 20%）で、国内旅客輸送が中心である。

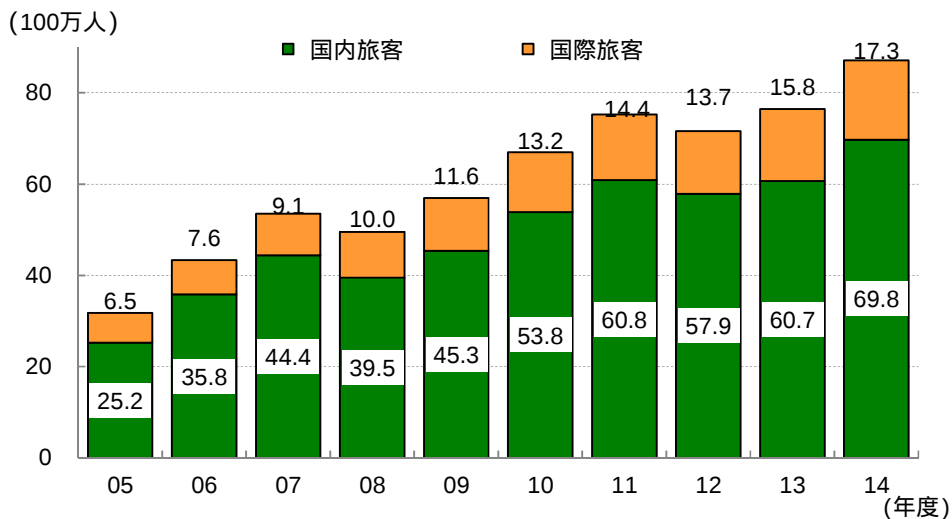
図表 20-8 インドの空港における総取扱貨物量の推移



(注) 定期便のみの実績。貨物輸送は郵便を含まない

(出所) 統計・事業実施省「Statistical Year Book India 2016」より作成

図表 20-9 インドの空港における旅客輸送量の推移



(注) 定期便のみの実績

(出所) 統計・事業実施省「Statistical Year Book India 2016」より作成

現在は、インド空港局（AAI：Airport Authority of India）が各空港の管理を行っているが、港湾と同様に PPP に基づく民営化が積極的に進められている。第 11 次 5 カ年計画では、ベンガル、ハイデラバード、デリー、ムンバイでの新たな空港整備に加え、チェンナイとコルカタの主要空港

と 35 都市における空港の拡充が進められた。外国資本への空港業、民間航空業への市場開放も進んでおり、空港開発については既存・新規プロジェクトとも 100%まで、空港の地上業務についても 100%まで FDI が自動認可される。民間航空業については定期便の場合 49%まで、不定期便の場合は 100%まで自動認可ルートでの出資が可能であるが、民間航空省・民間航空総局（Directorate General of Civil Aviation, Ministry of Civil Aviation）からの認可を受けている場合に限られる。

インドの航空会社は 1990 年には国営航空会社 2 社（Indian Airways と Air India）のみであったが、1993 年の規制緩和以降、格安航空会社（LCC：Low Cost Carrier）を中心に参入が進んでおり、現在は国営のエア・インディア（Air India）と 1992 年設立の民営のジェットエアウェイズ（Jet Airways）の 2 大航空会社以外に、2000 年代に相次いで設立された LCC のインディゴ（IndiGo：2005 年）、ゴーエア（GoAir：2005 年）、スパイスジェット（SpiceJet：2006 年）などが運航している。同時に、外資の国内線参入事例も散見されるようになっており、マレーシアの LCC 大手エアアジア（AirAsia）は同国最大手の財閥であるタタ・グループと組んで 2014 年 6 月から就航し、またシンガポール航空も同じくタタ・グループと組んで、2014 年 10 月よりビスタラ（Vistara）の名称で国内線に就航した。

6. 通信

インドの電気通信事業は、2016 年 7 月に情報通信技術省が 2 つに分割されて誕生した情報通信省（Ministry of Communication）・電子・情報技術省（Ministry of Electronics and Information Technology, MeitY）と、独立行政機関の電気通信規制庁（Telecom Regulatory Authority of India, TRAI）の 3 機関が主に管轄する。モディ政権はデジタル・インド・プログラム（Digital India Program）と呼ばれる情報化プログラムを打ち出し、デジタルインフラの強化、行政手続の電子化、デジタル技術を通じた市民のエンパワーメントを目標に、9 つの重点分野（pillars）を設定し取り組みを行っている（図表 20-10）

図表 20-10 デジタル・インド・プログラムの重点分野

No.	内容
1	ブロードバンド整備
2	ユニバーサルアクセスに向けたモバイルコネクティビティ
3	公衆インターネットアクセス拠点の整備
4	電子政府
5	サービスの電子的提供
6	オープンデータプラットフォーム
7	国内での電子機器製造
8	ICT関連産業による雇用創出
9	全大学におけるWi-Fi構築

（出所）日本国総務省「情報通信白書 平成 28 年度版」より作成

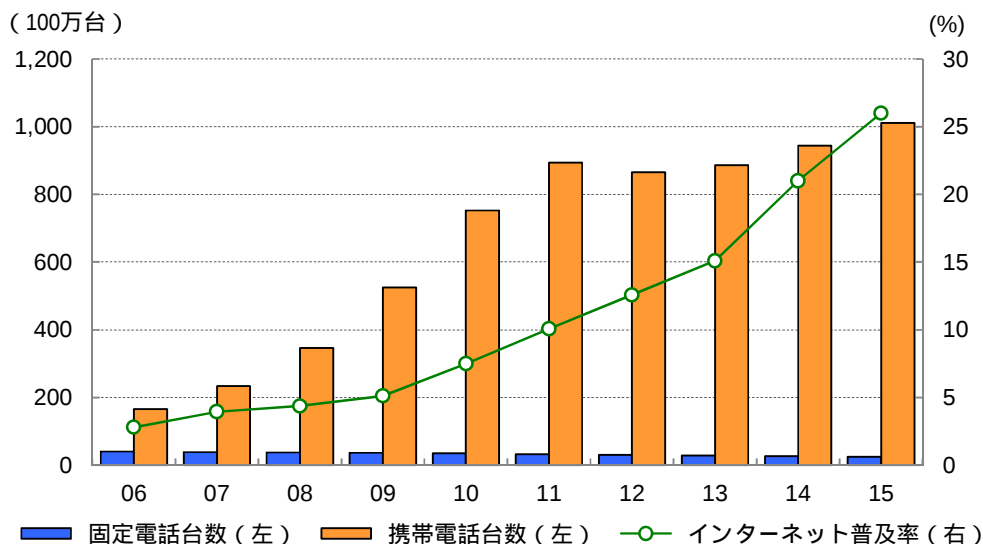
(1) 電話

インドでは、携帯電話の 2000 年代前半から携帯電話の普及が進み、2015 年 12 月末時点の加入台数は 10 億台以上、普及率は 78.8%と、固定電話に比べて台数、普及率とも高い（図表 20-11）。

(2) インターネット

2012 年度のインターネット普及率は 26%であり、固定ブロードバンド契約件数は 1,712 万件、普及率は 1.3%である。普及率は未だに低水準ではあるが、10 年前の 2006 年と比較すると、インターネット普及率は約 9.3 倍、ブロードバンド契約件数は 7.4 倍に急拡大している（図表 20-11）。

図表 20-11 インドにおける電話・インターネットの普及状況



（出所）国際電気通信連合（ITU）統計より作成

(3) 郵便・宅配

郵便事業は、情報通信省（Ministry of Communication）傘下の「インディア・ポスト」（India Post）によって行われている。郵便局数は減少傾向にあるものの、全国 15.5 万（2015 年 3 月末）の拠点と 46 万人のスタッフを有する世界最大の郵便ネットワークが維持されている。郵便局では送金、決済のようなサービスを受けたり、預金、保険、投資信託などの金融商品を購入したりできる。約 90%の郵便局は農村部に存在し、農村部の重要な情報伝達手段、金融手段として機能している。近年はサービスの電子化を進めており、追跡システムの導入等によって、安定的な配送システムが整備されつつある。

7. 水

インドでは、半乾燥地帯である北部を中心に、水不足が深刻な問題となっている。農業用水の需要増や、工業化・都市化による水需要の増大で、帯水層の自然涵養水量を上回る規模での地下

水を過剰に揚水してきたことが課題の背景にある。また、井戸を深く掘ることで、ヒ素などの不純物が基準値を超えて検出されたり、井戸に塩水が流れ込む塩害被害も出ている。西部ラジャスタン州では 2016 年 4 月、州内 33 地区のうち 19 地区で飲料水が不足し、政府が緊急で水の供給を行った。進出日本企業へのヒアリングによると、上水道での水供給に不安がある場合は、業者と契約し、年に数回タンクで水を購入する場合もあるとのことである。

8. 電力²⁶

インド全体の発電設備容量は 2016 年 3 月末時点で 298.1GW である（自家発電設備を除く）。電源別内訳をみると、石炭火力発電が 185.2GW と全体の 62.1% を占める。次いで、水力発電が 42.8GW（総発電容量に占めるシェア 14.4%）、水力を除く再生可能エネルギーが 29.8GW（同 13.0%）、原子力が 5.8GW（同 1.9%）である（図表 20-12）。

地域別では、西部の発電容量が 106.0GW と最も多く、次いで北部が 79.0GW、南部が 73.9GW、東部が 35.6GW となっている。また、地域によって、異なる発電の特徴が見られる。東部は石炭火力への依存度が最も高く全体の 84.2% を占める。地域間で比較すると、西部、北部、南部はそれぞれ石炭及びディーゼルの火力発電、水力発電、風力発電などの再生可能エネルギー容量が他地域に比べ高い構造である。

図表 20-12 インドの発電設備容量（2016 年 3 月末時点）²⁷

(GW)		電源							合計
		石炭火力	ガス火力	ディーゼル火力	火力合計	原子力	水力	再生可能エネルギー	
地域	北部	45.64	5.33	0.00	50.98	1.62	18.25	8.17	79.01
	西部	72.15	10.82	0.00	82.97	1.84	7.45	13.70	105.95
	南部	36.44	6.47	0.92	43.83	2.32	11.56	16.21	73.92
	東部	30.62	0.19	0.00	30.81	0.00	4.29	0.47	35.57
	北東部	0.31	1.70	0.04	2.04	0.00	1.24	0.26	3.55
	島嶼地域	0.00	0.00	0.04	0.04	0.00	0.00	0.01	0.05
	合計	185.17	24.51	0.99	210.68	5.78	42.78	38.82	298.06

（出所）Central Electricity Agency, Ministry of Power 「Executive Summary Power Sector March-16」より作成

インド全体では、経済成長と人口増加を背景に電力需要が増加している一方、電力インフラ整備に伴い電力供給量も増加傾向にある。需要に対する供給不足は近年改善されており、2016 年度推計においては 2015 年度比で 3.2 ポイント改善し、1.1% の供給超過となった模様である（図表 20-13）。

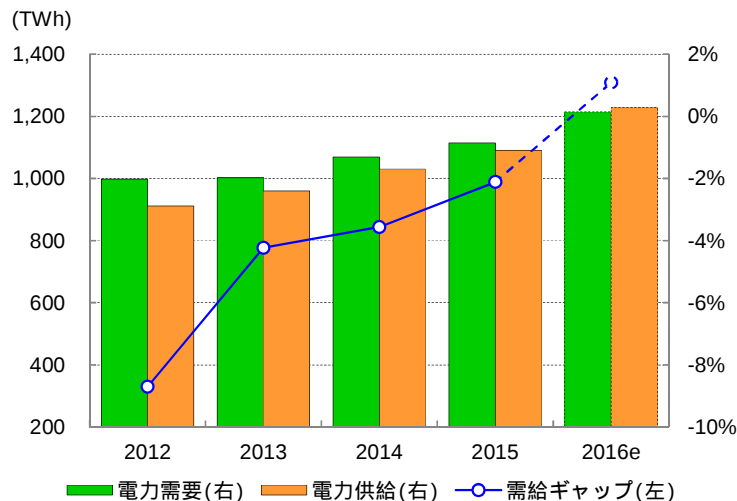
ピーク時の電力需給状況も同様であり、2016 年度推計においては、2015 年度比で 5.8 ポイント改善し 2.6% との供給超過が予測されている（図表 20-14）。電力供給の伸長率が需要の伸長率を

²⁶ 本節の記述は、一般社団法人 海外電力調査会「各国の電気事業(主要 12 か国)」を参考にした。

²⁷ 自家発電（キャプティブプラント）を除いた数値である。

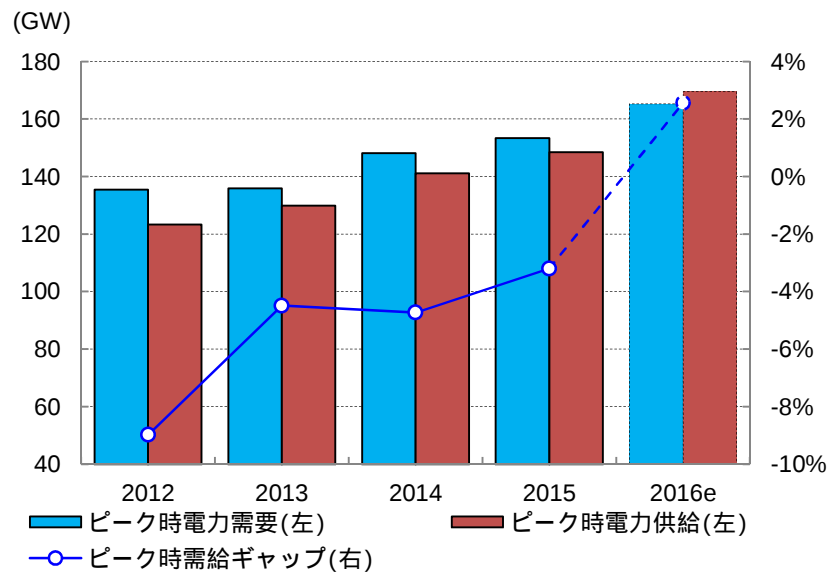
上回っていることから、ピーク時の電力不足は改善される傾向が見られる。

図表 20-13 電力の需給状況と不足率



(出所) Central Electricity Authority 「Load Generation Balance Report」より作成

図表 20-14 ピーク時電力の需給状況と不足率



(出所) Central Electricity Authority 「Load Generation Balance Report」より作成

図表 20-15 では、電力供給超過を正の値、需要超過を負の値で示している。ジャンム・カシミール、パンジャブ、ウッタル・プラデシュ、アンドラ・プラデシュ、ビハール、アッサムの各州では電力不足率及びピーク時電力不足率がいずれも高いと予測されている。一方、東部シッキム州では供給超過率が 126%、ピーク時供給超過率が 82%と、群を抜いて高い値である。同州は水力発電が盛んで、近接するバングラデシュへの電力輸出を計画しているという報道もある。

図表 20-15 各州の電力需給と需給ギャップ（2016 年度推計）

地方	州・連邦直轄領	電力需要 (Gwh)	電力供給 (Gwh)	需給ギャップ (%)	ピーク時電 力需要(MW)	ピーク時電 力供給(MW)	ピーク時需 給ギャップ (%)
北部	チャンディガル	1,705	1,689	-0.9%	350	343	-2.0%
	デリー	31,110	36,884	18.6%	6,100	6,616	8.5%
	ハリヤナ	49,800	51,069	2.5%	8,950	9,263	3.5%
	ヒマチャル・ブラデシュ	9,209	9,504	3.2%	1,525	1,645	7.9%
	ジャンム・カシミール	17,060	14,622	-14.3%	2,650	2,231	-15.8%
	パンジャブ	52,080	48,296	-7.3%	11,200	10,525	-6.0%
	ラジャスタン	72,070	71,900	-0.2%	11,500	11,610	1.0%
	ウッタル・ブラデシュ	110,850	103,806	-6.4%	16,000	14,454	-9.7%
西部	ウッタラカンド	13,574	13,239	-2.5%	2,075	2,058	-0.8%
	チャッティスガル	27,176	28,722	5.7%	4,190	4,588	9.5%
	グジャラート	104,845	109,225	4.2%	14,860	15,480	4.2%
	マディヤ・ブラデシュ	74,199	83,052	11.9%	11,481	12,439	8.3%
	マハラシュトラ	154,169	165,502	7.4%	21,943	22,100	0.7%
	ダマン・ディーウ	2,372	2,423	2.2%	325	332	2.2%
	ダードラー及びナガル・ハヴェーリー	5,615	5,737	2.2%	713	737	3.4%
	ゴア	4,367	4,366	0.0%	520	518	-0.4%
南部	アンドラ・ブラデシュ	54,215	50,079	-7.6%	7,859	6,773	-13.8%
	カルナタカ	69,781	73,021	4.6%	11,152	9,905	-11.2%
	ケララ	24,179	25,274	4.5%	4,100	3,856	-6.0%
	タミルナドゥ	103,806	115,455	11.2%	14,800	15,511	4.8%
	テランガナ	55,001	53,198	-3.3%	8,381	7,321	-12.6%
	ボンディシェリ	2,554	2,890	13.2%	295	387	31.2%
東部	ビハール	26,369	19,713	-25.2%	3,900	3,183	-18.4%
	DVC	20,365	21,062	3.4%	2,855	4,139	45.0%
	ジャルカンド	9,320	6,524	-30.0%	1,250	1,160	-7.2%
	オリッサ	29,805	30,464	2.2%	4,400	4,576	4.0%
	西ベンガル	52,867	45,610	-13.7%	8,439	8,138	-3.6%
	シッキム	423	954	125.5%	90	164	82.2%
北東部	アナチャル・ブラデシュ	830	756	-8.9%	147	195	32.7%
	アッサム	9,309	7,227	-22.4%	1,560	1,306	-16.3%
	マニプル	1,008	971	-3.7%	184	196	6.5%
	メガラヤ	2,215	2,065	-6.8%	430	482	12.1%
	ミゾラム	533	589	10.5%	101	123	21.8%
	ナガランド	849	722	-15.0%	140	145	3.6%
トリプーラ		1,453	2,526	73.8%	321	391	21.8%
合計		1,214,642	1,227,895	1.1%	165,253	169,503	2.6%

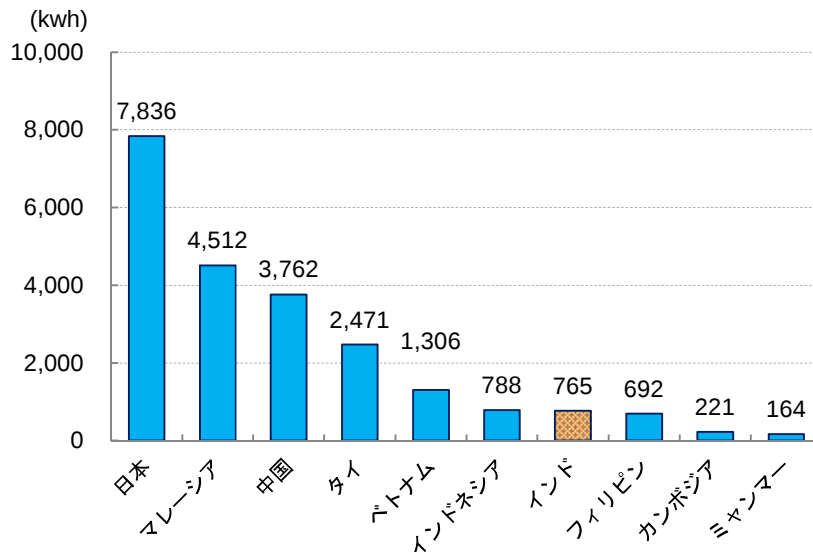
（注） DVC (Damodar Valley Corporation) : ダモーダル河谷開発公社。西ベンガル州、ジャルカンド州に水力・火力発電を行う

（出所） Central Electricity Authority 「Load Generation Balance Report」より作成

電力発電量の国別ランキングによると、インドは世界第3位の発電量がある²⁸。インドでは、全体としての電力不足は改善しつつあるものの、安定供給能力には依然として課題が残る。更に、2013 年における一人当たり電力消費量は 765kwh と、東南アジアの新興国と比べても同程度が低い水準にあり（図表 20-16） 地方における未電化率も経済開発上大きな課題である。

²⁸ CIA「The World Factbook」によれば、2014 年の発電量の推計値は、1 位：中国(539 万 GWh)、2 位：米国(410 万 GWh)、3 位：インド(122 万 GWh)。

図表 20-16 アジア各国の電力消費量（2013 年）



（出所）世界銀行「World Development Indicators」より作成

インドに進出した日本企業に対するヒアリングによると、地域によっては輪番停電が起こることもあり、また地域を問わず瞬間停電は日常茶飯事である。そのため電力事情の比較的良好なところであっても、自家発電設備によるバックアップが不可欠となっているが、設備投資の費用が経営を圧迫する要因となりがちである。工業団地によっては送電線を複数引いたり、サブステーションを介さずに供給を行ったりすることで電力供給を安定させているケースもある。

供給の不安定さの背景には、総発電量の不足のみならず、盗電や送配電ロス率の高さ、供給制度上の課題が挙げられる。近年、送配電ロス率は低下傾向にあると言われるが、2013 年度のロス率はインド全発電設備容量の 23% に達しており、発電量の 4 分の 1 程度が送電の際に失われていることになる。

また、政治的・社会的配慮から農民向けの電力料金が極めて低く抑えられていたり、無料となっていたりする地域がある。そのため、州の配電公社は電力の供給コストを回収できず、財務状況が常態的に厳しく、新規の設備投資や設備の更新を行う体力を欠いていることが多いため、老朽化して効率の低い設備を使い続けざるを得ないことも少なくない。農業は電力消費全体の 20% 程度を占める主要部門である一方で、電力料金の値上げは農業従事者を票田とする政治家の思惑から忌避されやすかった。しかし中央政府が 2016 年 1 月に電気料金政策の改定を閣議承認するなど料金体系の適正化に向けて積極的な姿勢を示していることから、近年は値上げに踏み切る動きも見られるようになってきているようである。

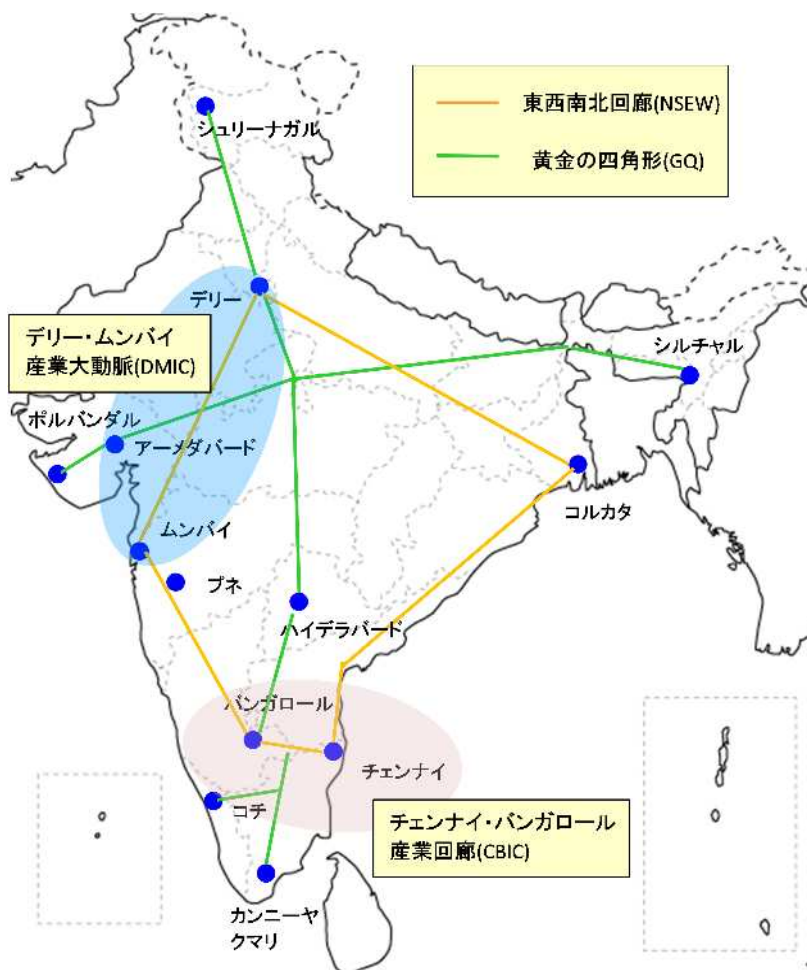
更に 2015 年 11 月、連邦政府は UDAY (Ujwal DISCOM Assurance Yojana) と呼ばれる配電公社の経営健全化に関する政策を打ち出した。これは配電公社の負債の 75% を各州政府が負担し、残りの 25% を配電公社の債券発行によって証券化するスキームで、並行して連邦政府による石炭価格や売電契約の適正化を進めることで、州による電力供給能力の引上げを図るものである。現在 21 の州と連邦直轄領が参加している。

9. インフラ開発計画

インドでは、インフラ整備計画の中期計画として第 12 次五ヵ年計画が進行中である（後述）。大規模なインフラ整備計画として、「黄金の四角形（GQ：Golden Quadrilateral）」プロジェクトと「東西南北回廊（NSEW：North-South & East-West Corridors）」プロジェクトが進んでいる。「黄金の四角形（GQ）」はデリー、ムンバイ、チェンナイ、コルカタの主要 4 都市を結ぶ National Highways の建設であり、2012 年 3 月末までに 5,840km が整備され、さらに道路の 6 車線化が進んでいる。「東西南北回廊（NSEW）」では、東西と南北の回廊から成る高速道路（総延長 6,018km）が 2012 年 3 月末までに整備され、2017 年 3 月末までの計画完了が目指されている（図表 20-17）。

地域にまたがる包括的な開発プロジェクトとして、北西部では「デリー・ムンバイ間産業大動脈構想」（Delhi-Mumbai Industrial Corridor：DMIC）においても、様々な産業を開発するプロジェクトが展開されている。また南部では、2 大都市圏を結ぶ「チェンナイ・バンガロール産業回廊」（Chennai Bengaluru Industrial Corridor：CBIC）について、2011 年に日印政府が協同推進について合意し、2015 年に国際協力機構（JICA）の委託を受けたブライスウォータハウスクーパース、日本工営株式会社によりマスタープランの策定が行われた（DMIC については後述）。

図表 20-17 インドのインフラ整備計画図



（出所）白地図は白地図専門店 <http://www.freemap.jp/>よりダウンロード、加工して掲載

(1) 第12次五ヵ年計画

インドでは、1951年から国家経済開発の中期計画として五ヵ年計画（Five Years Plan）が採用されており、現在は2012-2017年度を対象期間とする第12次五ヵ年計画が稼働している²⁹。同計画におけるインフラ投資額は5年度合計で56兆ルピー（101兆円）GDPに占めるインフラ投資額の割合は期中平均で8.2%投資総額は第11次五ヵ年計画のインフラ投資額（24兆ルピー）の2倍以上で、堅調な経済成長に伴ってインフラ関連支出が増加している。

インフラセクター別に見ると、電力（再生可能エネルギーを除く）が15兆ルピー（シェア27%）次いで情報通信が9.4兆ルピー（同17%）、道路・橋が9.1兆ルピー（同16%）の順番で投資額が高い。同計画の特徴として、民間資金の積極活用が挙げられる。連邦政府は質の高いインフラ整備を効率的に行う手段として、官民パートナーシップ（Public Private Partnership：PPP）の活用に着目している。インフラ投資額を資金拠出主体別に見ると、中央政府29%、州政府23%、民間48%と、民間資金が全体の半分弱を占めている。特に情報通信は92%、再生可能エネルギーは88%が民間資金での開発を想定している。他方で、鉄道は81%が中央政府、下水処理や水供給・衛生設備は州政府が半分以上の資金を拠出する計画となっており、セクター別に異なる特徴が見られる。

図表 20-18 第12次五ヵ年計画におけるインフラ投資予定額

(億ルピー)	第11次 五ヵ年計 画	第12次五ヵ年計画						増加率 (11次 12次)
		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	期中合計	
電力	72,849	22,841	25,927	29,427	33,347	38,624	150,167	106.1%
再生可能エネルギー	8,922	3,120	4,259	5,813	7,908	10,764	31,863	257.1%
道路・橋	45,312	15,047	16,449	18,042	19,817	22,100	91,454	101.8%
情報通信	38,496	10,595	13,609	17,649	23,056	29,481	94,390	145.2%
鉄道	20,124	6,471	7,857	9,688	12,170	15,736	51,922	158.0%
MRTS（都市間大量輸送）	4,167	1,356	1,715	2,230	2,984	4,132	12,416	198.0%
下水処理	24,350	7,711	8,739	9,918	11,251	12,819	50,437	107.1%
水供給・衛生設備	12,077	3,657	4,261	4,973	5,808	6,833	25,532	111.4%
港湾	4,454	1,866	2,554	3,526	4,907	6,926	19,778	344.1%
空港	3,631	769	1,072	1,523	2,196	3,212	8,771	141.6%
石油・ガス供給設備	6,253	1,221	1,660	2,383	3,644	5,985	14,893	138.2%
貯蔵施設	1,792	448	644	960	1,472	2,320	5,841	225.9%
合計	242,428	75,101	88,745	106,132	128,557	158,931	557,466	130.0%
中央政府	85,672	25,076	28,066	31,522	35,430	40,013	160,106	86.9%
州政府	68,006	20,694	23,005	25,565	28,320	31,393	128,976	89.7%
民間	88,750	29,331	37,675	49,046	64,808	87,525	268,384	202.4%
インフラ投資額対GDP比	7.2%	7.4%	7.6%	8.0%	8.4%	9.0%	8.2%	-

（出所）Planning Commission 「Twelfth Five Year Plan (2012-2017) Economic Sectors」より作成

²⁹ モディ政権は五ヵ年計画の策定を担当する計画委員会（Planning Commission）の解散と、後継機関として政策シンクタンク Niti Aayog（National Institution for Transforming India）の新設を発表した。

(2) デリー・ムンバイ産業大動脈構想

デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC：Delhi-Mumbai Industrial Corridor）構想は、デリー・ムンバイ間に貨物専用鉄道を敷設し、周辺に工業団地、物流基地、発電所、道路、港湾、住居、商業施設などのインフラを民間投資主体で整備する、日印共同のインフラ開発プロジェクトである。DMIC 構想の対象となるウッタル・プラデシュ、ハリヤナ、ラジャスタン、グジャラート、マディヤ・プラデシュ、マハラシュトラの6州で、対象地域において、雇用潜在力を7年で2倍、工業生産量を9年で3倍、輸出量を9年で4倍に拡大することを目標としている。同計画は2006年12月、シン首相が訪日した際の日印首脳会談で合意され、経済産業省とインド商工省の間でタスクフォースが重ねられてきた。総事業費は7兆円規模であり、各事業のマスタープランの作成や案件形成調査の実施等はDMIC 開発公社（DMIC Development Corporation：DMICDC）が、屋台骨となる貨物専用鉄道の建設は貨物専用鉄道公社（DFCCIL：Dedicated Freight Corridor Corporation of India Limited）が担当する。

フェーズ1では、デリー・ムンバイ間における貨物専用鉄道全長約1,500kmのうち、ハリヤナ州レワリ・グジャラート州ヴァドガラ間における約950kmの優先区間を建設し、2017年度末までの完成を目指している。鉄道開発にはODAの本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）が適用されており、土木、軌道敷設工事、信号工事、機器納入などにおいて日本企業が相次いで受注している（図表20-19）。

図表 20-19 貨物専用鉄道に関連した日本企業の主な受注案件

発表年月日	受注企業名	案件規模 (億円)	区間	延長 (km)	概要
2013/6/10	双日	1,100	ハリヤナ州レワリからグジャラート州イクバルガー	626	軌道敷設工事。地場ゼネコン最大手のL&Tとの共同受注
2014/11/19	双日	500	ハリヤナ州レワリからグジャラート州ヴァドガラ	915	電化工事。L&Tとの共同受注
2015/8/19	三井物産	760	マハラシュトラ州ヴァイタラナからグジャラート州サチン、サチンから同州ヴァドガラ	320	土木・軌道敷設工事。鉄道省子会社とタタ・グループ傘下のTata Projects Limitedとの共同受注
2015/8/21	IHIインフラシステム	210	-	555	鋼橋・コンクリート橋合わせて17を建設。L&Tとの合併企業を設立
2015/12/10	日立製作所・三井物産	280	ハリヤナ州レワリからグジャラート州ヴァドガラ	915	鉄道用信号・通信設備工事
2015/12/10	日立製作所・三井物産・日立インド	110	ハリヤナ州レワリからマハラシュトラ州JNPT港	1,337	自動列車制御システムの施工
2016/2/26	双日	900	グジャラート州イクバルガーから同州ヴァドガラ、ヴァドガラからマハラシュトラ州JNPT港	711	電化工事。L&T、ガヤトリ・プロジェクト社との共同受注
2016/5/19	双日	120	グジャラート州ヴァドガラからマハラシュトラ州JNPT港	422	信号・通信設備工事。L&Tとの共同受注
2016/10/17	双日	640	ウッタル・プラデシュ州ダドリからハリヤナ州レワリ	125	軌道敷設・電化・信号・通信設備工事。L&Tとの共同受注
2016/11/11	三井物産	490	マハラシュトラ州JNPT港から同州ヴァイタラナ	102	土木・軌道敷設工事。鉄道省子会社とタタ・グループ傘下のTata Projects Limitedとの共同受注
2017/1/11	明電舎	-	ハリヤナ州レワリからグジャラート州ヴァドガラ	922	変圧器192台納入

（注） JNPT 港：ジャワハルラール・ネルー港

（出所）各社ニュースリリースより作成

ひとくちメモ 9： 現地 SIM カード

最近では日本国内でも SIM フリー携帯が一般化してきたこともあり、連絡手段として現地の携帯会社が販売する SIM カードを購入する日本人も多くなった。インドの場合でも、デリー空港（インディラ・ガンディー国際空港）内では到着ロビー内に現地大手 Airtel のブースがあり、パスポートがあればその場で SIM カードを購入できる。日数とデータ量によって値段が異なるが、同社のウェブサイトによると、4G 通信可能なプリペイド SIM カードの値段は 1GB（28 日間有効）で 265 ルピー（約 480 円）と日本の SIM カードと比べて安価であった。

但し購入してカードを機器に挿入してもすぐには電波が入らず、最短 30 分程度待つ必要がある。更にデータ通信にはアクティベーションという手順が必要で、カードを購入した際に渡される番号に掛け、パスポート番号の下 4 桁など指示される情報を入力するとデータ通信ができるようになる。

チャージした分を使い切った場合には、市中の携帯ショップや通信会社の看板を掲げた商店で再チャージができる（一部ホテルでもチャージ可能）。

尚、空港ではなく市内で SIM カードを購入することも可能だが、その場合は証明写真・現地の住所・現地の知り合いの連絡先等が求められるなど格段に手間がかかるため、空港で調達の方が効率的である。また、インドの場合は州をまたいだ通信にローミングが必要になるため、その点にも注意が必要だ。ちなみに、4G 対応の SIM カードでも実際に 4G が入るのは大都市の中心部など一部にとどまり、郊外に出ると 2G も珍しくない。

ひとくちメモ 10： インドのエアライン事情

広大な国土を持ちインフラの開発が遅れているインドでは、例えばデリーからムンバイといった主要都市間の移動には空路が常道である。特に国営のエア・インディアと民間のジェットエアウェイズは全国的なネットワークを持つ航空会社のため、国内出張に利用する日本人も少なくない。

一方で、インドの航空会社に対する評判はあまり芳しくないようだ。米フライトスタッツ社が発表した 2017 年 2 月のグローバル航空会社の定時到着率（AOT：定時から 15 分未満の到着）ランキングでは、対象の 42 エアラインのうちエア・インディアが最下位、ジェットエアウェイズが 35 位と低迷した（日本航空：11 位、全日空：16 位）。定時到着率はエア・インディアの場合 51.1%（対象エアラインの平均：80.5%）で、わずか半分しか定時運航していない計算になる。

筆者が国内線に搭乗した際も、特に目立つアナウンスもないままフライト時間が大幅に後ろ倒しになることも多く、手荷物検査・身体検査、複数回のチケットのチェックにも時間がかかった。インドで航空機を利用する際は、遅延は常に当たり前と想定して余裕を持ったスケジュールを組む必要があるだろう。尚、デリーでは毎年 12 月～1 月にかけて濃霧が発生するため、大幅な遅延やキャンセルが相次ぐそう。そこで、日本からの出張者はムンバイを利用することが多いとのことである。



（左）代表的な格安航空会社の IndiGo 機材



（右）アーメダバード国際空港

第21章 インド投資の優位性と留意点

1. 日本企業からの投資環境評価

国際協力銀行の「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告—2016 年度 海外直接投資アンケート結果（第 28 回）—」によると、海外現地法人 3 社（うち生産拠点 1 社以上を含む）以上を有する製造業企業 1,012 社を対象とするアンケート調査（回答社数：637、回答率：62.9%）では、中期的（今後 3 年程度）な有望事業展開先国・地域としてインドが 47.6%の得票率で 1 位となった（2014 年度から 3 年連続）。（図表 21-1）

図表 21-1 中期的有望事業展開先国・地域（2016 年度）

順位			国・地域名	回答社数 (N=483)	得票率 (%)
2016	2015	変動 (15-16)			
1	1	-	インド	230	47.6
2	2	-	中国	203	42.0
3	2	-1	インドネシア	173	35.8
4	5	1	ベトナム	158	32.7
5	4	-1	タイ	142	29.4
6	6	-	メキシコ	125	25.9
7	7	-	米国	93	19.3
8	8	-	フィリピン	51	10.6
9	10	1	ミャンマー	49	10.1
10	9	-1	ブラジル	35	7.2
11	11	-	マレーシア	33	6.8
12	13	1	シンガポール	23	4.8
13	16	3	台湾	22	4.6
14	17	3	ドイツ	20	4.1
15	12	-3	ロシア	17	3.5
16	14	-2	韓国	15	3.1
17	14	-3	トルコ	12	2.5
17	17	-	カンボジア	12	2.5
19	24	5	オーストラリア	11	2.3
20	27	7	イラン	8	1.7

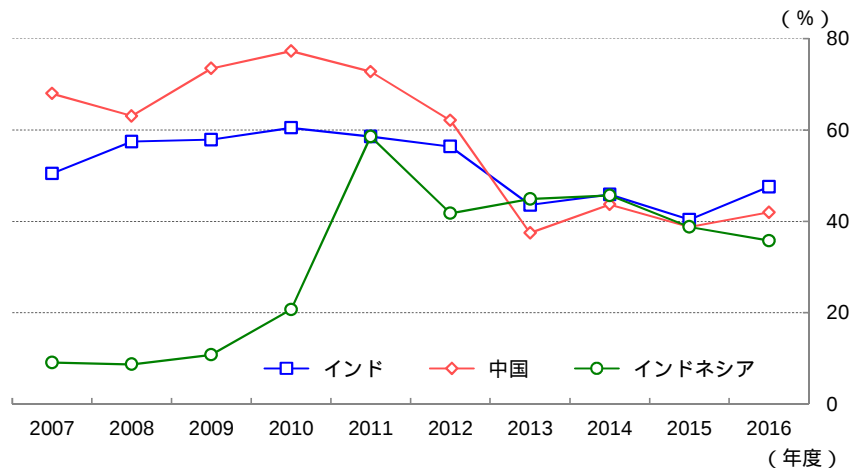
（出所）国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告（2016 年）」より作成

インドの得票率はこの 10 年間 40%から 60%の間を安定的に推移しており、同じく 2016 年度調査で上位であった中国、インドネシアと比べても振れ幅が小さい。（図表 21-2）。また、インドを有望視している企業のうち、具体的な事業計画があると回答した企業の割合は 2015 年度の 36%から 2016 年度の 40%に 4 ポイント増加している。日本企業に対するインド投資への関心が一過性の現象ではなく、具体的なビジョンを伴った中期的なトレンドとなっていることが窺える。

上の国際協力銀行の調査では、回答企業の考えるインドの有望理由の第 1 位は「現地マーケットの今後の成長性」（回答比率 85.2%）で、2007 年からの 10 年間を通じて 8 割以上の企業が回答

している。次いで「現地マーケットの現状規模」(同 30.9%) が挙げられており、人口増加に裏打ちされた消費の伸びを期待しての将来・現在の市場規模を有望視する企業が多いことが窺える。

図表 21-2 主要有望投資対象国の得票率推移 (2007-2016 年度)



(出所) 国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」より作成

他方で、2015 年度調査で有望理由の第 2 位であった「安価な労働力」は 2016 年度調査で第 3 位(同 28.7%) に後退しており、他の ASEAN 諸国(ベトナム: 同 42.2%、フィリピン: 同 41.7%、ミャンマー: 44.9%) との比較でも、有望理由として挙げられることが少なくなっている。この理由は、インドにおける労働コストの比較優位が失われてきていることに起因すると考えられる。

一方、回答企業の認識する最も深刻な課題は「インフラが未整備」(回答比率 51.4%) で、この 10 年間は 50%前後の得票率で推移している。道路、港湾、電力、水など日本企業の事業展開の阻害要因になっているインフラは多岐にわたり、また地域毎、州毎、時には同州内でもインフラの整備状況に大きな差異が見られることがある。インフラ以外では、「法制の運用が不透明」、「他社との激しい競争」、「徴税システムが複雑」、「治安・社会情勢が不安」が上位に挙げられている。

図表 21-3 有望理由と課題

順位	有望理由(回答社数:223)	社数	比率(%)
1	現地マーケットの今後の成長性	190	85.2
2	現地マーケットの現状規模	69	30.9
3	安価な労働力	64	28.7
4	組み立てメーカーの供給拠点として	46	20.6
5	第三国輸出拠点として	27	12.1

順位	課題(回答社数:212)	社数	比率(%)
1	インフラが未整備	109	51.4
2	法制の運用が不透明	75	35.4
3	他社との激しい競争	74	34.9
4	徴税システムが複雑	69	32.5
5	治安・社会情勢が不安	61	28.8

(出所) 国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告 (2016 年度)」より作成

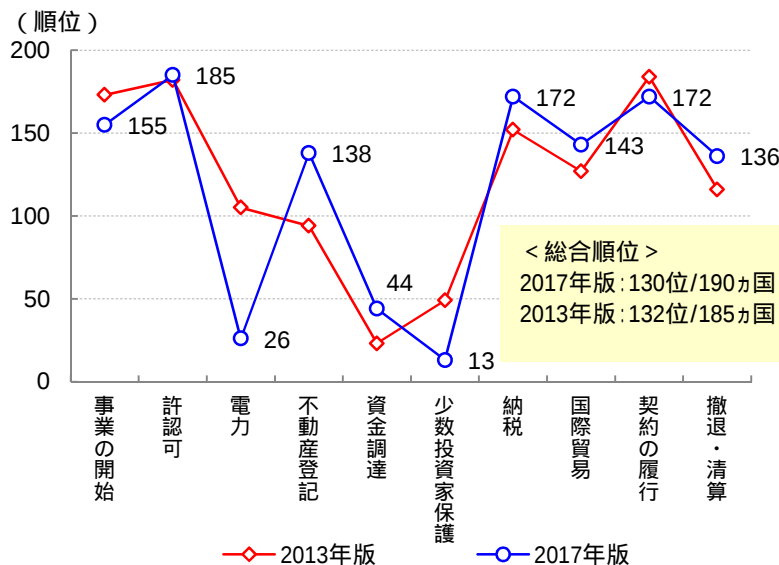
2. 主要ビジネス環境調査での評価

(1) 世界銀行「Doing Business」³⁰

世界銀行による各国の事業環境指標である「Doing Business」において、2017 年版のインドのランキング(Ease of doing business)は 190 カ国中 130 位であった(2016 年版は 189 カ国中 130 位。)。同調査報告は、各国のビジネス環境について、 事業の開始(Starting a business)、 許認可(Dealing with construction permits)、 電力(Getting electricity)、 不動産登記(Registering property)、 資金調達(Getting credit)、 少数投資家保護(Protecting minor investors)、 納税(Paying taxes)、 国際貿易(Trading across borders)、 契約の履行(Enforcing contracts)、 撤退・清算(Resolving insolvency)、 労働市場規制(Labor market regulation) の観点からスコアリングをし、ランキングするものである³¹。

同指標における相対順位の推移を見ると、インドの事業環境は電力を除いてこの 5 年間大きな変動はない。事業環境の構成要素のうち相対的に優れている点は 少数投資家保護と 電力で、それぞれ 13 位、26 位にランキングされている。他方、 事業の開始、 納税、 契約の履行などは最下位グループに位置しているなど、制度面での課題が山積していることが窺える(図表 21-4)

図表 21-4 世界銀行ビジネス環境指標におけるインドのランキング(2013 年版、2017 年版)



(出所) 世界銀行「Doing Business 2013」、同「Doing Business 2017」より作成

(2) 米国国務省「投資環境報告」

米国国務省(Department of State)は、毎年主要国の投資環境に関する基礎情報の集約と定性的

³⁰ 同指標は必ずしも外資系企業を対象とした事業環境の評価ではないが、インドは内外無差別を原則としているため、外資系企業が直面する課題と見做して問題はないと考えられる。

³¹ 11 項目のうち、労働市場規制はランキング算出時に加味されない。

な評価を含む「投資環境報告」(Investment Climate Statements)を公表している。2016年版では、インフラなどインドへの投資機会は膨大であるとし、現モディ政権の「Make in India」キャンペーンに伴う外資企業の積極誘致、民間航空・防衛・医薬など FDI 規制の緩和、官僚的な意思決定システムの改善や世界銀行「Doing Business」指標の改善への意欲などを評価した一方で、土地収用法の改正案審議、物品・サービス税(GST)法案施行の遅れなど、政治的な要因で制度改革が遅れていることを指摘した。またインドの経済成長が国際的な原油価格の下落によるところも少なくないとして、市場の成長性を楽観視することに対して疑義を呈した。

更に進出を考える企業へのアドバイスとして、地方分権の進んでいるインドの複雑性と多様性を認識して、進出する州ごとに長期的な戦略を立てておくこと、裁判所で長期係争中の案件が膨大な数に上っているなど法の支配が十分でないことへの注意を促した。

3. インド投資の魅力と留意点

(1) インド投資の魅力

日本の 10 倍の広大な国土を有し、連邦制で州政府の権限が強いインドでは、投資環境の面でも地域間・地域内の差が生じつつある。主要地域別の詳細は<地域編>で言及するが、インド全体の投資環境を概観した際、その魅力や優位性は主に以下の 3 点に集約される。

- ： 巨大な消費市場・豊富な労働力
- ： モディ政権の製造業・インフラ開発への積極投資
- ： 対中東・アフリカ輸出拠点

まず、「巨大な消費市場・豊富な労働力」であるが、12 億人という世界 2 位の人口を有するインドは人口増加率も高く、2026 年には中国を上回り、世界一の人口となることが見込まれている³²。大手金融機関クレディ・スイスの推計³³では、2016 年 6 月末のインドの成人一人あたり資産(金融資産・不動産等非金融資産の合計)は 3,835 ドルとインドネシアの約半分の水準に過ぎないが、10 万ドル以上の資産を持つ人口が 240 万人、総資産 100 万ドル以上の人口が 18 万人と推定されていることから、富裕層にターゲットを絞ったビジネスが成り立つようになっている。

また、12 億人の人口構成は綺麗な富士山型となっており、25 歳以下が全人口の 45% (2017 年推計)を占める若年層中心の人口構成で、人口ボーナス期は 2040 年ごろまで持続すると予測されている³⁴。英語話者や技術系人材も豊富であることから、単純ワーカーのみならず高度人材の調達先としてもインドは有望である。

第二に「モディ政権の製造業・インフラ開発への積極投資」であるが、モディ政権は製造業振興に向けて「Make in India」キャンペーンを始め、人材育成や ICT 技術の振興など各種の全国的な政治的キャンペーンを打ち出している³⁵。自動車、電機・電子、化学など日本企業の進出数の多

³² US Census Bureau の推計に基づく。

³³ Credit Suisse Research Institute 「Global Wealth Report」「Global Wealth Databook」(2016 年 11 月)

³⁴ 詳細は第 1 章「概要」を参照。

³⁵ 詳細は第 6 章「外資導入政策と管轄官庁」を参照。

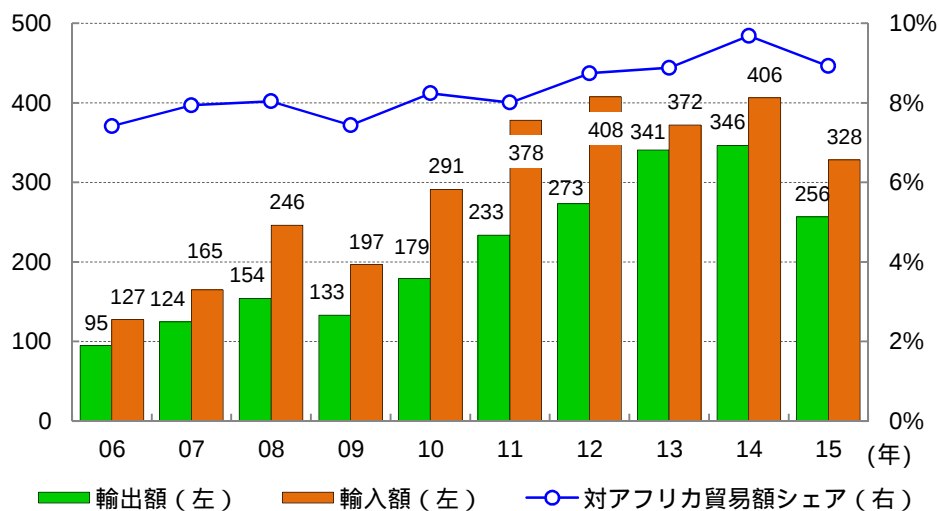
い分野も重点分野に指定されているため、投資機会の拡大が期待されている。

インフラについても、モディ首相はグジャラート州首相時代に同州の電力改革や道路・港湾インフラ整備を成功させてきたことで知られており、連邦レベルでもインフラ開発に意欲的である。インフラの分野では、日本政府による協力が積極的に行われている。具体的なプロジェクトとしては、日本がパートナーとなって進めてきたデリー・ムンバイ産業大動脈（DMIC）構想における貨物専用鉄道に関して日本企業の受注が目立つ。またモディ首相は主要都市間に日本の新幹線方式の高速鉄道を整備することを決定し、2016 年 11 月の日印首脳会談では第 1 弾となるムンバイ・アーメダバード間の開業を、2023 年を目標とすることが合意された。

最後に「対中東・アフリカ輸出拠点」について、インドはこれらの地域との関係を強めている。インド外務省（Ministry of External Affairs）の 2016 年 12 月末時点の統計によると、中東主要国のインド系住民³⁶数は、サウジアラビア：305 万人（対人口比 9.5%）、UAE：280 万人（同 28.4%）、クウェート：92 万人（同 21.9%）、オマーン：80 万人（同 20.1%）、カタール：60 万人（同 23.3%）と推定される。インド系の出稼ぎ人口がアラブ産油国人口のかなりの割合を占め、それらの国からの送金がインドの重要な収入源になっている。

中国への対抗から、特に 2000 年ごろからインドはアフリカ諸国への接近を強めている。政府レベルではインド・アフリカ・フォーラムサミットが 2008 年に初めて開催され、直近では 2015 年 10 月に第 3 回サミットが 4 日間にわたって開催された。インドの対アフリカ貿易は図表 21-5 の通り近年増加してきており、2011 年以降の貿易額（輸出額・輸入額の合計）は 600～700 億ドル規模で推移し、全貿易額に占めるアフリカのシェアは 10% 近くに増加している。

図表 21-5 インドの対アフリカ貿易の推移
(億ドル)



(出所) UNCTADstat より作成

³⁶ 現在インドに居住していない「非居住インド人」(NRI)と「インド系移民」(PIOs)の合計。

インドに進出する外資製造業企業の中には、既に中東・アフリカ市場への輸出をかなりの割合行っている企業もあるという。他方で、日本企業の輸出拠点としてのインドの活用は遅れており、JETRO による「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」(2016 年度)では、インド進出日本企業のうち、半分以上の企業が完全な内販型(売上高に占める輸出比率 0%)で、売上高に占める平均輸出比率は 14.5%と、対象のアジア・オセアニア諸国の中で最も低かった。インド国内競争の激化を懸念する日本企業も増える中で、中東・アフリカ市場を見据えた輸出拠点としてのインドの活用も今後は視野に入りうると考えられる。

ひとくちメモ 11: インド桁電卓、カレー洗濯機: ツボを押さえた日本メーカーのヒット商品

インドの消費財市場は、複雑で厳格な外資規制もあり、地場企業や多国籍メーカーの支配力が強いものの、日本企業がインド市場のニーズに合わせた商品を市場投入した例が散見される。

その代表例が、カシオ計算機の電卓である。インドでは 10 万をラク (lakh)、1,000 万をクロール (crore) 等と表示し、1000 以上の場合は数字 2 つおきに桁区切りを挿入する独特の命数法が用いられているが、同社はインドの桁区切りに合わせた数表示が可能な電卓を市場に投入し、検算機能とも併せて消費者のニーズを掴んだ。

また、最近では 2017 年 1 月にパナソニックの現地法人がカレー汚れ用のコースを搭載した全自動洗濯機の販売を開始した。普通のコースでは落ちにくいしこいカレーの染みを落とせるよう、インド各地のカレーの成分を分析し、洗浄に適した水温や水流を追究したとのことである。

ちなみに韓国家電大手 LG 電子は、2016 年 6 月に超音波機能により蚊を遠ざける「LG Mosquito away TV」を発売した。インド人のニーズを掴むアイデア商品の開発には、まだ余地がありそうである。

(2) 留意点

一方、インド投資に際して留意しなければならない点もある。

第一に、インドで利益を出すことは概して容易ではないということである。先述の「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」(2016 年度)によると、インドに進出した日本企業のうち、2016 年度単年度で営業黒字の見通しがある割合は 59% (全対象国平均: 70%) で、中小企業に限ると 36% (同: 52%) と、共に平均を下回っている。この要因としては、東南アジアとは異なるインドの経済発展の経緯が考えられる。進出日本企業へのヒアリングによると、多くの企業が東南アジアや中国での日本の成功モデルがインドでは通用しないと述べている。東南アジアでは地場産業の存在しなかった国に日本企業が進出し、産業育成を目的とした現地国政府の保護・支援政策を受けて事業を発展させてきた(タイの自動車産業など)が、インドの場合は 1947 年の独立後、約半世紀にわたる閉鎖的な経済政策の下、自動車や自動車部品を含む多くの産業が地場で育成されてきた歴史がある。品質の面では先進国に及ばないものの、価格の面では地場企業が概して有利な立場にあり、低価格を重視するインド人の消費マインドとも相まって、外資企業にとって厳しい競争環境が構築されている。

このような環境下で利益をあげられるようになるには、上述の通り時間がかかることを認識することに加え、地場企業をパートナーとして販売網や調達ルートを活用する、税制や法務関連の様々なトラブルに対処できる有能なインド人スタッフを雇用する、インド人の消費者に有効な宣伝・広告方法を吟味するなど、幅広い事業上の工夫が求められる。

第二に、輸送インフラや電力といったインフラが質・量ともに日本企業の求める水準に達していないことがある。都市部の道路渋滞や、港湾・通関に関する手続の長期化は依然として課題である。電力については近年大幅な供給不足やそれに伴う輪番停電は解消されつつあるものの、スポット的な停電による工場装置の停止を防ぐため、自家発電設備によるフルバックアップが必要な場合もある。尚、工業団地に入居する場合でも、東南アジアや中国と異なり、分譲時には土地収用が完了しているというだけで、電力・上下水道などは自前で用意しなければならないといったこともあり、土地代が安価でも設備投資の費用が負担になる恐れもある。民間の工業団地は土地代が比較的高いものの、デベロッパーが質の高い基礎インフラを整備してから分譲することもあるため、最終的な費用や時間を考えて政府開発か民間開発かを選択することが重要である。

第三に、法制度の運用における不透明さが広範な分野にわたって挙げられる。例えば、用地取得については、正式な手続きを経て土地を収用し工業用地として開発された後になって、地権者であった農民が値上がり益を要求してくるようなケースが生じている。また税制の面では、税金の還付手続きが長期にわたり完了せず、キャッシュ・フローを圧迫しているケースや、州政府が外資企業向けの優遇税制を突然廃止しようとするなどの事例があるとのことである。制度自体の変更が必要な場合でも、州政府の独立性が強く、統治システムが複雑で政策の意思決定に時間がかかるため、民意反映の意思決定は極めて遅い。

第四に、近年は、高成長の持続や投機的な不動産取引の活発化などを背景に、地価や賃金が上昇していることがある。図表 21-6 に、インド各都市（ニューデリー、アーメダバード、チェンナイ、バンガロール、ムンバイ）とバンコク（タイ）と投資コストを比較した。製造業、非製造業とも賃金においてインドはバンコクと同程度の水準である。名目賃金上昇率はタイに比べて高く、転職が盛んなインドの慣習とも相まって昇給の交渉はタフであると言われる。また、チェンナイのマヒンドラ・ワールド・シティやニューデリーの IMT バワルなど日本企業からも人気の工業団地の地価、市内の事務所賃料、駐在員用住宅借上料もバンコク並みである。マーサーの「2016 年世界生計費調査 - 都市ランキング」によると、インドで駐在員の生活コストが最も高いのはムンバイで、ニューデリー、チェンナイ、ベンガルール、コルカタと続いた。

最後に、日本人にとって生活面でのハードシップが高いことがある。在留邦人数は、デリー首都圏を中心に拡大しているものの、インド全土で 8,655 人（2015 年 10 月時点推計：外務省「海外在留邦人数調査統計」）である。この数字は中国の 15 分の 1、タイの 8 分の 1、ベトナムの半分程度と、日本企業の進出が多いアジア新興国と比べると少ない。この背景として、日本人学校や日本語対応の病院が非常に少ないため、駐在員が家族を同伴して赴任するケースが少ないことが考えられる。生活環境一般で見ても、地方都市では日本食レストランが少なく、日本食の食材の入手が困難であること、ゴルフや映画を除くとカラオケのような娯楽に乏しく、州によっては肉食や飲酒が規制されているなど、日常生活面の不自由は依然として多い。

図表 21-6 都市別投資コストの比較

比較項目（金額は全て米ドル）			ニューデリー	アーメダバード	チェンナイ	バンガロール	ムンバイ	（参考）バンコク
資金	製造業	ワーカー（一般工職）	239	非熟練工：180～503 準熟練工：203～556 熟練工：541～1,127	209	159	306	344
		エンジニア（中堅技術者）	613	812～1,623	452	454	524	651
		中間管理職（課長クラス）	1,621	902～2,630	1,055	1,046	1,429	1,384
	非製造業	スタッフ（一般職）	558	289～872	440	497	519	602
		マネージャー（課長クラス）	1,709	1,277～3,456	1,162	1,117	1,398	1,452
		店舗スタッフ（アパレル）	120～195	210～887	n.a.	277～383	325～1,136	308
		店舗スタッフ（飲食）	105～180	240～804	n.a.	200～391	289～996	308
	法定最低賃金		非熟練工：138/月 準熟練工：152/月 熟練工：168/月	非熟練工：4.15/日 準熟練工：4.27/日 熟練工：4.40/日	94/月	非熟練工：89/月 準熟練工：95/月 熟練工：96/月	非熟練工：112/月 準熟練工：119/月 熟練工：127/月	8.30/日
	賞与支給額（対基本給与）		1.51カ月分	1～2カ月分	1.12カ月分	1.35カ月分	1.57カ月分	3.08カ月分
	社会保険料負担率		事業主負担率：21.69% 従業員負担率：12%					事業主負担率：5% 従業員負担率：5% 政府負担率：2.75%
	名目賃金上昇率		2012年：9.2% 2013年：11.1% 2014年：7.4%	2012年：12.8% 2013年：10.1% 2014年：11.0%	2012年：13.6% 2013年：15.9% 2014年：10.1%	2012年：15.5% 2013年：11.8% 2014年：10.7%	2012年：13.1% 2013年：10.5% 2014年：10.8%	2012年：11.82% 2013年：8.28% 2014年：10.18%
地価・事務所賃料等	工業団地（土地）購入価格（1㎡当たり）		ニムラナ：45 IMT/パウル：121	サナンド：54 マンダル：32	スリベルン ブドゥール：33 マヒンドラ・ ワールド・シティ：139	ナルサブラ・ フェーズ：51 ヴェームガル：48 ヴァサンタ・ナラサブ ラフェーズ：26	チャカン：65 スバ：33	チョンブリ県 工業団地：130
	工業団地借料（1㎡当たり、月額）		Mohan Cooperative：9.71 マネサール：4.04	サナンド：2.22～2.78	n.a.	ボマサンドラ：3.56 エレクトロニック・シ ティ：5.50 ビダディ：4.52	チャカン：4.81	チョンブリ県 工業団地：6.37～6.92
	事務所賃料（1㎡当たり、月額）		19	家具付：8.27～10 家具無：6.76～7.51	11	12	家具付：25～39 家具無：20～29	タイムズ スクウェア：17 エクステンジ タワー：22～24
	市内中心部店舗スペース/ ショールーム賃料（1㎡当たり、月額）		97	家具付：18～22 家具無：17～20	21	M Gロード：39 ブリゲート・ ロード：46 インディラナガル：31	家具付：39～53 家具無：30～48	ゲートウェイ エカマイ：42～69 シーロムコンプレッ ス：69～83
	駐在員用住宅借上料（月額）		1,879	家具付：1,202～1,954 家具無：977～1,503	1,353～2,405	1,277～1,653	家具付：3,006～9,768 家具無：2,254～6,763	サービスアパート（97 ㎡）：1,629 アパート（160㎡）：2,353

（出所）JETRO「主要都市投資コスト比較（2015年12月-2016年1月調査時点）」より作成

第22章 主要産業の動向と FTA の影響

1. インドの主要産業

2016 年 3 月期の名目 GDP 産業構成比は、第 1 次産業が 17.5%、第 2 次産業が 29.6%、第 3 次産業が 53.0%であり、第 3 次産業の比率が高いことが分かる（図表 22-1）。比較可能な 2012 年 3 月期との比較でみると、構成比が伸びているのが第 3 次産業の「不動産・専門サービス」（13.0% → 15.3%）、商業（9.8% → 10.4%）で、反対に構成比が低下した業種は、建設業（9.6% → 8.0%）、農林水産業（18.5% → 17.5%）、製造業（17.4% → 16.6%）であった。

製造業に関しては構成比が低下したものの、モディ首相は GDP に占める製造業の比率を足下の 15%から 25%に引き上げる目標を掲げており、今後の動向が注目されよう。そこで、次節以降に取り上げるインドの主要産業として、「メイク・イン・インド」の中でも採り上げられている製造業のセクターから、「バイク」や「自動車」の輸送機器、輸出額が基調として増加している「医薬品」、GDP の 2 割弱を占める農林水産業の付加価値化にもつながる「食品加工」を採り上げる。また、構成比が上昇しているサービス業の中からは、外資規制の緩和次第では一層のビジネスチャンスが期待される「小売業」を挙げる。

図表 22-1 インドの産業構成比（名目）

(金額：10億ルピー)	名目GDP			構成比		
	2012/3	2016/3	(年率)	2012/3	2016/3	(差分)
全体	81,067	124,519	11.3%	(100.0%)	(100.0%)	(+0.0%)
第 1 次産業	15,018	21,729	9.7%	(18.5%)	(17.5%)	(-1.1%)
第 2 次産業	26,351	36,834	8.7%	(32.5%)	(29.6%)	(-2.9%)
鉱業・採石業	2,610	2,960	3.2%	(3.2%)	(2.4%)	(-0.8%)
製造業	14,100	20,651	10.0%	(17.4%)	(16.6%)	(-0.8%)
公益業	1,867	3,218	14.6%	(2.3%)	(2.6%)	(+0.3%)
建設業	7,774	10,005	6.5%	(9.6%)	(8.0%)	(-1.6%)
第 3 次産業	39,698	65,957	13.5%	(49.0%)	(53.0%)	(+4.0%)
商業・ホテル・運輸・通信・放送	14,131	22,944	12.9%	(17.4%)	(18.4%)	(+1.0%)
商業・ホテル・レストラン	8,836	14,259	12.7%	(10.9%)	(11.5%)	(+0.6%)
商業	7,937	12,979	13.1%	(9.8%)	(10.4%)	(+0.6%)
ホテル・レストラン	899	1,279	9.2%	(1.1%)	(1.0%)	(-0.1%)
運輸・倉庫・通信・放送	5,295	8,685	13.2%	(6.5%)	(7.0%)	(+0.4%)
金融・不動産・専門サービス	15,307	26,324	14.5%	(18.9%)	(21.1%)	(+2.3%)
金融サービス	4,802	7,211	10.7%	(5.9%)	(5.8%)	(-0.1%)
不動産・専門サービス	10,505	19,114	16.1%	(13.0%)	(15.3%)	(+2.4%)
公共サービス	10,260	16,689	12.9%	(12.7%)	(13.4%)	(+0.7%)
行政・防衛	4,912	7,378	10.7%	(6.1%)	(5.9%)	(-0.1%)
その他サービス	5,348	9,311	14.9%	(6.6%)	(7.5%)	(+0.9%)

（出所）中央統計局より作成

2. 自動車

(1) 自動車・二輪産業の歴史

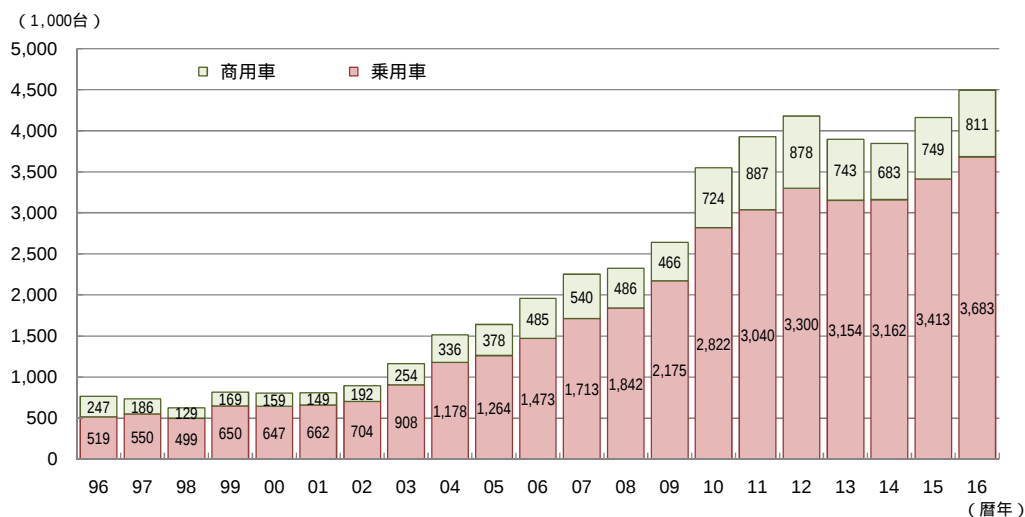
インドの自動車産業は植民地時代の1920年代にGMとフォードがロックダウンによる組立生産を行ったことが始まりである。1940年代には財閥グループの参入が相次ぎ、ビルラ・グループがヒンドスタン・モーターズを、タタ・グループがタタ・モーターズを、マヒンドラ・グループがマヒンドラ&マヒンドラをそれぞれ設立した。その後、1947年の独立後の国内産業保護政策の下でGMとフォードは撤退したが、1980年代に入ると部分的自由化が行われ、日系のスズキが乗用車部門（インド政府との合弁でマルチ・ウドヨグを創設、その後2007年9月に社名をマルチ・スズキ・インドに変更）に、ホンダが二輪部門（ヒーロー・グループと合弁企業を設立。但し、2010年12月、ヒーローとホンダは合弁を解消）にそれぞれ参入した。

このような歴史的経緯からインドの自動車産業は、新興国としては稀なことに一定の技術ベースを備えている。1991年以降の自由化政策の下で、自動車産業に関しては1993年に乗用車部門のライセンスを撤廃し、2000年に輸入枠規制を撤廃した。また、外資について自動認可制の下で100%出資を容認するようになったため、外資系企業の参入が相次いだ。

(2) 過去最高の生産台数（自動車）となった2016年

インド自動車工業会（Society of Indian Automobile Manufacturers：SIAM）が公表する統計の内、乗用車（Passenger Vehicle）と商用車（Commercial Vehicle）を合算した「自動車」の生産台数は増加基調にある。2016年（暦年）の生産台数は前年比8.0%増となる449万台。過去最高だった2012年（418万台）を4年ぶりに上回っている。

図表 22-2 自動車（乗用車+商用車）の生産台数の推移



(出所) インド自動車工業会より作成

中でも、多目的乗用車（Utility Vehicle：UV）と一般乗用車（Passenger Car：PC）が好調である。UV は生産台数が減少した 2013～2014 年中も増加しており、自動車全体の生産台数に占める比率は 2010 年の 8.7% から 2016 年には 19.5% と大幅に上昇している。一般乗用車も 2013 年には前年比で約 16 万台の生産減となったが、2015 年には既に 2012 年の水準を回復している。

(3) 2026 年に向け自動車・二輪産業のターゲット

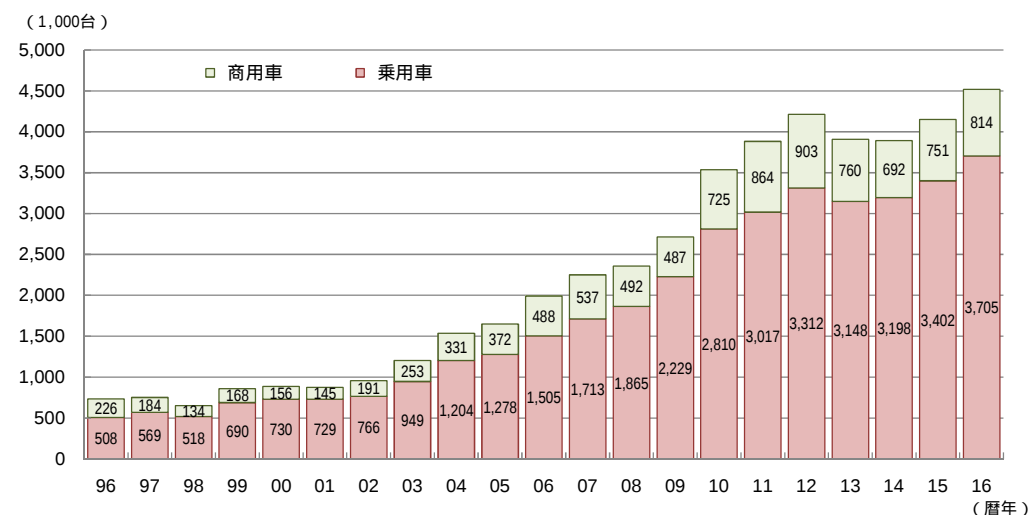
インド自動車工業会（Society of Indian Automobile Manufacturers：SIAM）は、2006 年に立案された「年次行動計画（Automotive Mission Plan：AMP）2006-16」に続くターゲットとして「Automotive Mission Plan 2016-26」（AMP 2016-26）を掲げている。

「AMP 2016-26」では、インドの自動車関連産業（Automotive industry）について、今後新たに 6,500 万人の雇用機会を創出すること、モディ首相の進める「メイク・イン・インディア」や製造業の中での牽引役となること、車両輸出を 5 倍に、同部品輸出を 7.5 倍に増やすことを企図すること、インドの名目 GDP の 12% 超を占めること、2015 年比で産業規模を 3.5～4.0 倍とすることなど、などが記されている。また、製造業の競争力を維持・改善し、また環境や安全性の問題に対処するために、特定の（政府）介入が想定されるとも示されている。

(4) 需要は旺盛。今後は安全性や環境規制の対応による影響が注目される

2016 年の自動車販売台数は前年比 8.8% 増となる 452 万台。インドでは、生産台数（449 万台）とほぼ同じ規模の数の自動車が毎年販売されている。このため、好調なカテゴリーも生産面と同じで、多目的乗用車（Utility Vehicle：UV）と一般乗用車（Passenger Car：PC）である。

図表 22-3 自動車（乗用車+商用車）の販売台数の推移



(出所) インド自動車工業会より作成

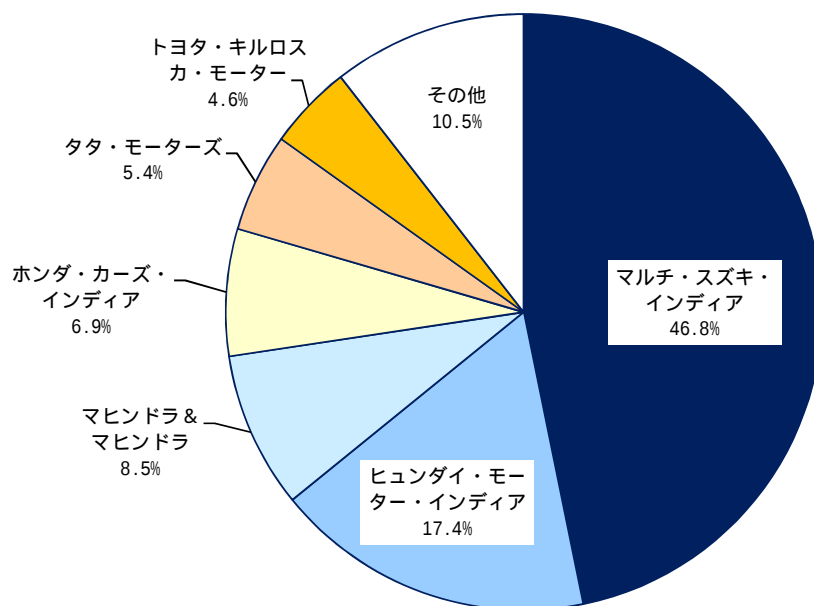
今後の生産台数を予想する上で重要となるのが、環境規制強化の影響である。これまでインドの排ガス規制では、大都市は「バーラト・ステージ（BS）4」（欧州基準の「ユーロ4」相当）が、大都市以外では「BS3」（「ユーロ3」相当）が適用されてきた。2017年4月からはインド全国で「BS4」が適用され、2020年には当初2024年導入予定だった「BS6」（「ユーロ6」相当）を前倒して適用し、「BS5」を経ずに一層の環境規制強化を進めることになった。

このような環境規制強化の影響は、完成車メーカーの開発負担増につながると予想される。インドの自動車市場は450万台と大きい、自動車部品は未だ輸入超過が続いており、自動車部品セクターでは更なるサプライヤーの集積が必要である。このため、今後、環境規制に対応するため特定のサプライヤーに発注が集中する可能性もあり、納期の遅れや車両本体価格の上昇につながることも想定される。一方、現地企業へのヒアリングでは、環境や安全性に対する規制が高まれば、技術力の高い日系メーカーの強みが発揮できる機会が増えると指摘する意見もあった。

足下の自動車の販売市場（台数ベース）をみると、日本の完成車メーカーの存在感が大きいことが窺える。2015年度（2015/4～2016/3）では、マルチ・スズキ・インディア（以下、スズキ）がシェア1位となる46.8%、ホンダ・カーズ・インディア（以下、ホンダ）が同4位の6.9%、トヨタ・キルロスカ・モーター（以下、トヨタ）が同6位の4.6%と、上位6社中3社を日本勢が占めている。更に日産自動車（1.4%）、いすゞ自動車を加えると、自動車市場の59.7%を日本企業が占めている（図表22-4）。

他の外資完成車メーカーでは、韓国の現代自動車がシェア2位の17.4%と高いが、フォード、ルノー、VW、GM等の欧米大手完成車メーカーは苦戦している。

図表 22-4 自動車のメーカー別販売シェア（2015年度）



（出所）NNA 記事より作成

(5) 自動車部品産業は輸入超過が続く

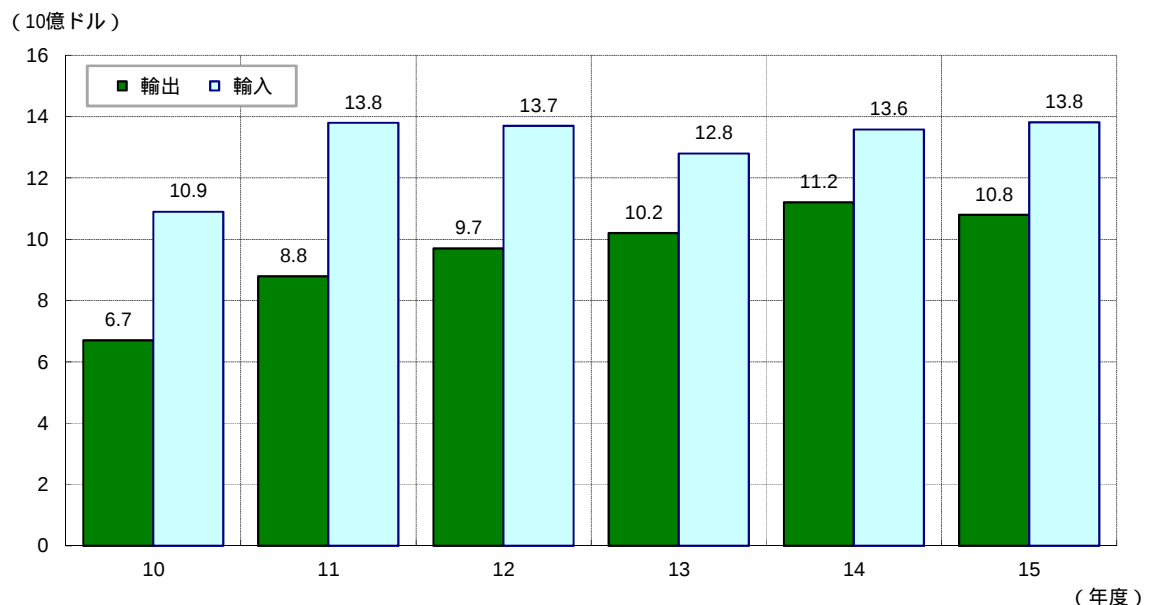
インドの自動車部品産業では、業界団体としてインド自動車部品工業会 (Automotive Component Manufacturers Association of India : ACMA) があり、加盟企業 (外資系を含む) は 2017 年 3 月時点で 700 社以上となっている。

「Automotive Mission Plan 2016-26」の中で、車両の輸出を 5 倍、車両部品の輸出を 7.5 倍にするとの目標を掲げているが、現状より更に自動車産業の集積が進まなければ、達成は容易ではないと推察される。

ACMA の資料によると、インドの自動車部品産業の輸出額は 2010 年度 (2010/4 ~ 2011/3) の 67 億ドルから 2015 年度 (2015/4 ~ 2016/3) の 108 億ドルと増加しているが、2026 年に向けて 7.5 倍にするとの見方からすれば、足下の伸びは低調である。

また、自動車部品のカテゴリーでみると、インドは引き続き輸入超過が続いている。2015 年度は 108 億ドルの輸出に対し、輸入は 138 億ドルに上っている (図表 22-5)。日系完成車メーカーも基幹部品、特に日本品質を維持すべき部品であるエンジンやトランスミッション、電装品などは輸入に依存しており、これらの日系サプライヤーがインドに進出して現地で生産されなければ輸入超過の解消は難しいと思われる。他方、これらのサプライヤーがインドに進出すれば、結果的にインドからの部品輸出も増えるものと思われる。

図表 22-5 自動車部品の輸出入額の推移 (2015 年度)



(出所) インド自動車工業会より作成

3. バイク

(1) 好調なバイク市場。自動車同様、今後は環境や安全性の規制強化の影響が注目される

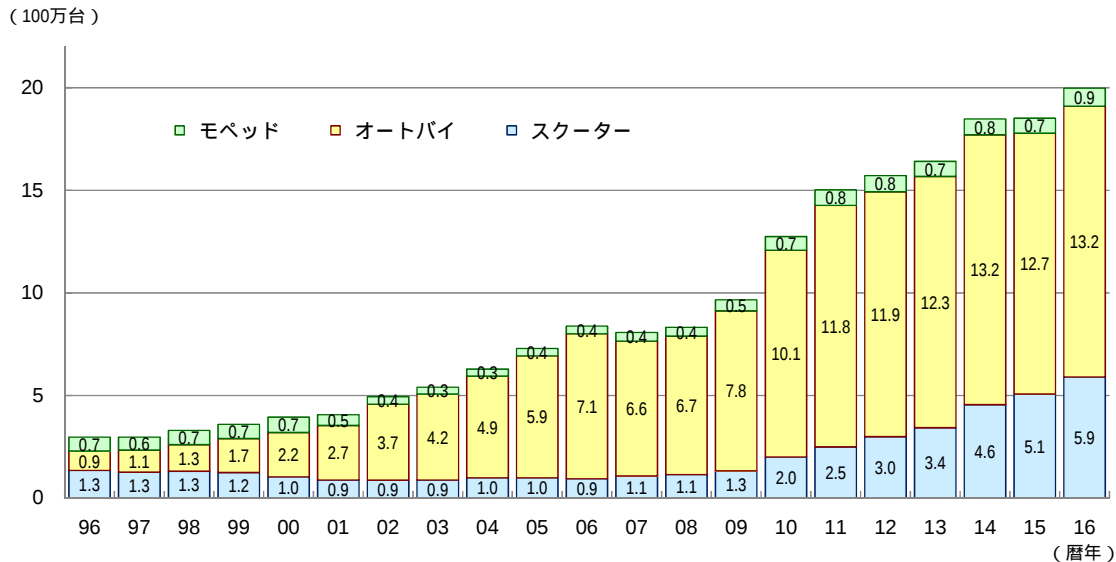
2016 年 (暦年) のバイクの生産台数は 1,998 万台と過去最高を記録した。生産台数は 2009 年を境に伸びが加速しており、2016 年にかけて年率 10.9% のペースで増加している。オートバイ、ス

クーターの両部門で台数は増加しているが、中でもスクーターの伸びが顕著である。2016年の生産台数の内訳をみると、オートバイが1,320万台、スクーターが590万台と、オートバイはスクーターの2倍以上の規模であるが、2010年から2016年にかけての増加分はオートバイの311万台に対し、スクーターは390万台と上回っている。

今後の生産台数を予想する上で重要となるのが、環境規制や安全規制の強化の影響である。環境規制では、2017年4月から導入される排ガス規制「バーラト・ステージ（BS）4」や2020年に予定されている「BS6」、安全規制では2018年以降のアンチロック・ブレーキ・システム（ABS）の義務化である。特に排ガス規制では、バイクに関してみれば、BS4は欧州基準のユーロ1と同水準で世界水準との差は依然として大きい、インドではその後3年で、欧州が20年を要した基準の引き上げを実行する考えである。

環境への配慮や安全性の強化への対応でバイクの販売価格が引き上げられる可能性が高く、消費者マインドにとってはネガティブに働くものと予想される。大手バイクメーカーのCEOの中にも、「2020年に向けて二輪車市場は2,000万台まで拡大するが、2020～2021年には前年比で2割程度減少する」と見る意見もある。他方、現地企業へのヒアリングでは、自動車同様に、環境や安全性に対する規制が高まれば、技術力の高い日系メーカーの強みが発揮できる機会が増えたと指摘する意見もあった。

図表 22-6 バイクの生産台数の推移



(出所) インド自動車工業会より作成

(2) バイクの販売市場は大手5社でシェア9割を超える

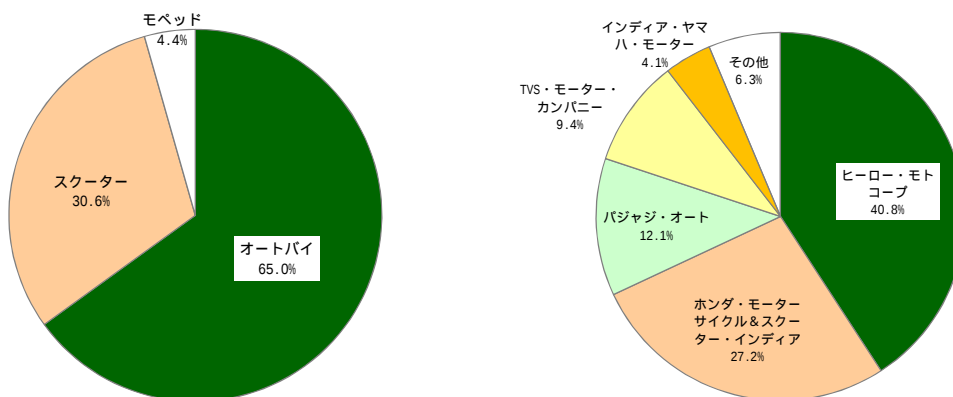
インドのバイクの販売市場(台数ベース)は、オートバイが全体の65.0%、スクーターが同30.6%、モベッドが同4.4%の構成となっている。2015年度(2015/4～2016/3)のメーカー別のシェアをみると、最大手がヒーロー・モトコープ(40.8%)、2位がホンダ・モーターサイクル&スクーター・インディア(以下「ホンダ」、27.2%)、3位がパジャジ・オート(12.1%)、4位がTVS・モーター・

カンパニー（9.4%）、5 位がインディア・ヤマハ・モーター（以下、「ヤマハ」4.1%）となっている。これら上位 5 社で全体の 93.7%を占めている（図表 22-7）。

ホンダ、ヤマハ以外の日系メーカーでは、スズキ（スズキ・モーターサイクル・インド）カワサキ（インド・カワサキ・モーターズ）が「その他」に含まれている。

バイク市場全体でみれば地場のヒーロー・モトコープが最大手であるが、セグメント別に見ると、シェアの顔ぶれは異なってくる。2010 年から 2016 年までの販売台数の増加分はオートバイが 314 万台、スクーターは 395 万台であるが、その市場が拡大しているスクーター部門では、ホンダのシェアが 55.4%と、2 位のヒーロー・モトコープ（16.3%）を大きく引き離している。また、ヤマハは同部門でのシェアは 4 位（6.3%）、スズキは 5 位（4.4%）と、日系メーカーがスクーター部門での存在感が高くなっている。

図表 22-7 バイクの種類別販売シェアとメーカー別販売シェア（2015 年度）



（出所）NNA 記事より作成

4. 製薬

(1) 製薬業界の概況

人口増加、所得水準の上昇に伴う保健・医療サービスの拡大に伴い、製薬市場は今後大きな成長が期待される市場の一つである。米マッキンゼーのレポートによると、ベースシナリオにおいて 2020 年のインドの製薬市場は 2009 年の 126 億ドルから 550 億ドル規模になることが予想されている。更に同社の推計では、GDP 成長率、保険・病院などの医療インフラの普及が順調に進めば、700 億ドル市場にも達し得ると推測されている。

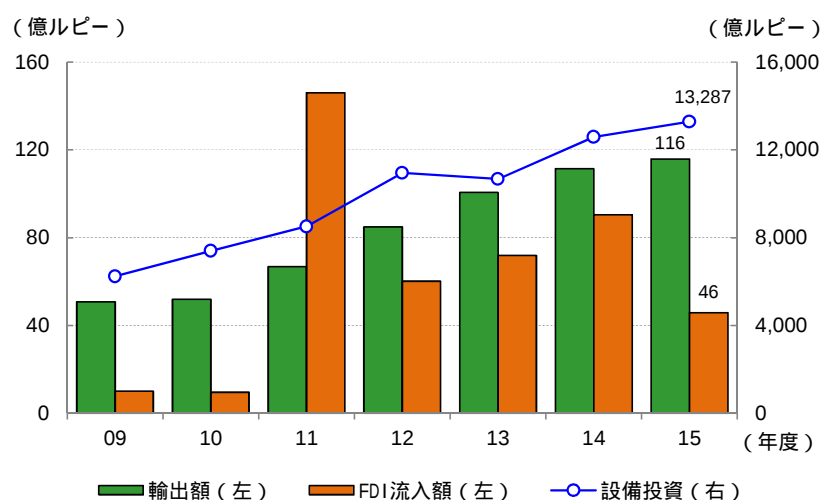
インド政府は製薬業に注力しており、製薬業は製造業振興政策の「メイク・イン・インド」において重点 25 業種に指定されている。またインドは世界的にもジェネリックの一大市場となっており、「メイク・イン・インド」政策の公式ウェブサイトによると、ジェネリック医薬品市場は 2011 年の 113 億ドルから 2016 年の 261 億ドルへと急成長する見込みとされていた。

その他の製薬業界の概況は図表 22-8 の通りである。2009 年度と 2015 年度とを比較すると、輸出額、FDI 流入額はそれぞれ 2 倍以上、設備投資額は 5 倍近くに成長している。スイスのノバル

ティス、英グラクソ・スミスクラインなど欧米系のメガファーマによる生産設備への投資が伝統的に多かったが、近年は現地に R&D 拠点を開設する例も散見される。

インドの医薬品輸出の特徴として、輸出先として欧米先進国や BRICs 諸国以外に、南アフリカやナイジェリアなどのアフリカ諸国が目立つことが挙げられる（図表 22-9）。これは、後述する特許制度の影響でインドはジェネリック医薬品の一大市場となっており、高価な新薬を購入できない低所得者層の多いアフリカなどの途上国向けの製造拠点として、重要なポジションを占めているためである。

図表 22-8 製薬業界概況



（出所）インド中央統計局、インド商工業省より作成

図表 22-9 インドの医薬品輸出先国（2015 年度）

国	輸出額（億ドル）	対総輸出額比（％）
米国	50.3	38.9
南アフリカ	5.2	4.1
英国	4.6	3.6
ナイジェリア	3.9	3.0
ロシア	3.5	2.7
ケニア	3.0	2.3
オーストラリア	2.1	1.6
ブラジル	2.0	1.6
スリランカ	1.9	1.5
タンザニア	1.8	1.4
フィリピン	1.8	1.4
ドイツ	1.7	1.3
ウガンダ	1.6	1.2
オランダ	1.6	1.2
フランス	1.6	1.2
輸出総額	129.1	-

(2) 日本企業の進出と外国投資に関する課題

図表 22-10 に主な日本の製薬企業のインド事業の状況を示している。企業によって進出形態、事業内容は異なるが、2000 年代後半からインドが有望な医薬品市場として認識されてきた結果、ムンバイなどに販売拠点を設立する例が多いことが窺える。最近では日本でのジェネリック医薬品需要の高まりと、それに伴うコスト競争の激化を見据えて、現地での原薬生産（エーザイ）や現地ジェネリック医薬品メーカーの買収（明治製薬ファルマ）に踏み切る例も散見される。

低所得者の多いインド市場に合わせた施策も見られる。例えばエーザイは新薬へのアクセスを拡大するため、2013 年に自社の抗がん剤について、患者の所得階層に応じて自己負担額を傾斜する価格体系を導入した。富裕層の場合は全額自己負担、逆に最も低い所得階層の場合は無料となる。

他方で、2008 年に現地の大手製薬企業のランバクシー・ラボラトリーズを買収した第一三共の場合は、買収先の工場における杜撰な生産管理体制が発覚したことで、複数のインド工場が米国への輸入禁止措置を受けた。2014 年にランバクシー・ラボラトリーズ株と地場製薬大手サンファーマ株との交換を行い（2015 年に交換した株式を売却）、実質的にインド事業から撤退したが、米国当局への制裁金や株式評価に係る特損など、巨額の損失を計上することとなった。

図表 22-10 日本の製薬企業のインド事業概要

社名	インド事業の概要
武田薬品工業	2010年、インドへの進出基本計画を策定。2011年、ムンバイに販売機能を持つ現地法人を設立。Advinus、Zydus Cadilaなど地場製薬企業との共同研究に積極的
第一三共	2008年10月、地場ジェネリック医薬品大手ランバクシー・ラボラトリーズを買収し子会社化。買収後、米食品医薬品局による検査で生産管理体制の不備が発覚し、国内工場への対米禁輸措置が相次いだ。2014年、地場大手サンファーマにランバクシー・ラボラトリーズを実質売却し、2017年3月末を目途に現地の研究子会社も閉鎖する
アステラス製薬	2008年、ムンバイに販売拠点を設立し2010年に免疫抑制剤を投入。2015年には帝人ファーマと独占販売契約を締結し、帝人ファーマの痛風薬を投入
大塚ホールディングス	2013年、地場輸液・ジェネリック医薬品製造大手クラリスから輸液事業を譲渡され、三井物産と共同出資で「Clarix Otsuka Limited」をグジャラート州アーメダバードに設立。基礎輸液・臨床栄養製品の製造販売を行う
田辺三菱製薬	2016年、地場製薬大手サンファーマの14ブランド製品に関する販売契約を締結
エーザイ	2004年、ムンバイに販売拠点を設立。2007年に南部アンドラ・プラデシュ州バイザックに研究開発・製造拠点を設立した（2009年稼働）。2011年からインドで製造した認知症進行抑制剤を日本に供給開始。インドからのジェネリック医薬品の原薬輸出を視野に入れる
明治製薬ファルマ	2014年、バンガロールに本拠地を有する医薬品受託製造・ジェネリック医薬品製造のメドライク社を買収（取得価額：2.9億ドル）

（出所）各種報道資料、各社プレスリリースより作成

日本企業によるインドの製薬市場への進出は進んでいるが、法制度の観点から課題も指摘される。まず、強制実施権の懸念である。強制実施権は、公衆に合理的な価格で利用可能でないことなどの特定の要件を満たす特許発明に対して、特許権者の承諾を得ることなく政府が第三者に対

して特許権の対象となる製品の製造や製法の利用を認めるもので、2012年にインド特許庁はドイツのバイエル・ヘルスケア社と米国のオニキス・ファーマシューティカルズ社が共同開発したがん治療薬について、地場ナトコ社が請求した強制実施権を許諾する決定を下した。この決定に対しては、米国政府などから知的財産権の国際枠組みを揺るがしかねないとする懸念が表明された一方、国境なき医師団などの国際 NGO は低所得者の新薬へのアクセスを保証するものとして歓迎した。

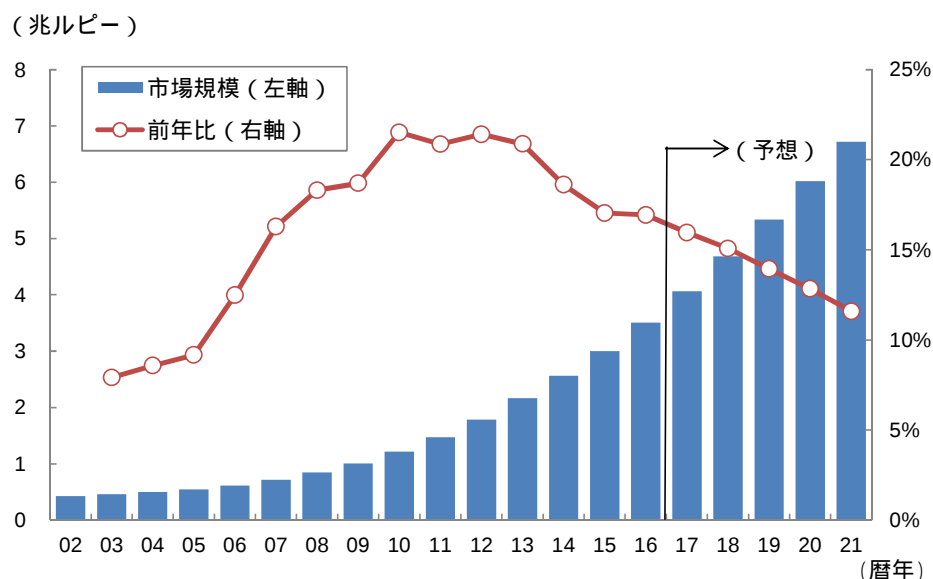
もう一つは、エバーグリーン条項である。2013年、インド最高裁判所はスイスのノバルティス社による抗がん剤「グリベック」に対する特許申請を認めないとする判決を下した。インド特許法では、既知の物質の場合、新規形態の発見であっても効能の増大につながらないものを発明と認めない（エバーグリーン条項）とされている。この条項によってインドでは新薬特許の申請が認定されにくくなっており、グリベックの場合も新薬として認められなかった。

5. 食品

(1) 食品加工業の市場規模とその推移

Euromonitor の統計によると、インドにおける 2016 年の加工食品の市場規模は 3.5 兆ルピー（約 6.1 兆円）である。2006 年からの過去 10 年間で年平均成長率（CAGR）は+19.0%のペースで急拡大し、5.7 倍の規模となった。但し、前年比は 2010～2013 年においては+20.0%超に達したもののその後徐々に鈍化し、2016 年は+16.9%の水準となっている。今後の増加ペースはさらに鈍化すると見込まれており、2021 年には+11.6%程度になると予想されている。とはいえ、依然として二桁成長を維持しており、2021 年の市場規模は 2016 年の 1.9 倍の 6.7 兆ルピーに達すると推測されている。12 億人超の巨大な人口を擁し高い経済成長を続けるインドの食品加工セクターは、今後の成長が期待できる有望な市場となっている。

図表 22-11 加工食品の売上高と構成比



（出所）Euromonitor より作成

(2) カテゴリー別にみた加工食品の市場規模

加工食品の売上高構成比(2016年)をカテゴリー別にみると、食用油脂(29.9%)、乳製品(28.2%)、コメ・パスタ・麺類(8.4%)、スナック・つまみ類(7.1%)など比較的加工度の低い食品の構成比が高く、これらの4カテゴリーで全体の売上高の7割強を占める。内訳(サブカテゴリー)をみると、食用油脂ではパーム油(サブカテゴリーの33.4%)や大豆油(同16.4%)、乳製品では牛乳(同71.6%)、コメ・パスタ・麺類ではコメ(同81.1%)、スナック・つまみ類では塩味スナック(同58.4%)の構成比が高い。

2006年からの10年間で構成比が最も上昇したのは、食用油脂の+16.1%(13.9%→29.9%)である。健康志向を背景に、サンフラワー油脂の構成比が上昇した影響が大きく表れている。その他では、スナック・つまみ類の+2.1%(5.0%→7.1%)、菓子の+0.5%(6.1%→6.6%)などが上昇している。一方、構成比が最も低下したのは、乳製品の▲5.7%(34.0%→28.2%)である。バター・マーガリンが構成比を押し下げる主因となっている。その他に、ベーカリーの▲5.5%(9.2%→3.7%)、ビスケット・バーの▲3.9%(10.5%→6.6%)なども低下している。

市場規模が小さいためまだ顕著な構成比の上昇までには至っていないが、朝食シリアル(年率25.1%)やレディーミール(同23.4%)の売上高の伸び率は高い。これらは、ライフスタイルの変化の表れであり、今後注目されるカテゴリーと考えられよう。

図表 22-12 加工食品の売上高と構成比(2006年→2016年)

(金額:100万ルピー)	2006		2016		構成比	伸び率
	売上高	構成比	売上高	構成比	(差分)	(年率)
加工食品	613,978	100.0%	3,508,521	100.0%	0.0%	19.0%
ベビーフード	12,160	2.0%	40,387	1.2%	-0.8%	12.8%
ベーカリー	56,621	9.2%	128,838	3.7%	-5.5%	8.6%
朝食シリアル	1,853	0.3%	17,365	0.5%	0.2%	25.1%
菓子	37,332	6.1%	231,393	6.6%	0.5%	20.0%
乳製品	208,490	34.0%	990,936	28.2%	-5.7%	16.9%
食用油脂	85,120	13.9%	1,050,385	29.9%	16.1%	28.6%
アイスクリーム、冷凍デザート	16,788	2.7%	102,078	2.9%	0.2%	19.8%
加工果物・野菜	2,564	0.4%	10,626	0.3%	-0.1%	15.3%
加工肉類・魚介類	777	0.1%	4,155	0.1%	0.0%	18.3%
レディーミール	1,072	0.2%	8,762	0.2%	0.1%	23.4%
コメ、パスタ、麺類	61,259	10.0%	295,824	8.4%	-1.5%	17.1%
ソース、ドレッシング、香辛料	31,623	5.2%	132,085	3.8%	-1.4%	15.4%
スナック・つまみ類	30,458	5.0%	247,905	7.1%	2.1%	23.3%
スープ	771	0.1%	4,459	0.1%	0.0%	19.2%
スプレッド	2,801	0.5%	13,355	0.4%	-0.1%	16.9%
ビスケット・バー	64,290	10.5%	229,968	6.6%	-3.9%	13.6%

(出所) Euromonitor より作成

(3) 主な食品加工企業と昨今の動向

食品加工業は外資100%での進出が可能な分野であるものの、現地で製造販売を手掛ける外国

企業はまだ少ない。Euromonitor によると、国内シェア上位 20 社のうち外国企業は 5 社にとどまる。外国企業の 5 社は、スイスのネスレ(2016 年シェア 2.4%、乳製品) 米国のペプシコ(同 2.3%、飲料) 米国の Mondelez International (同 1.9%、菓子) 米国のカーギル(同 1.3%、植物油脂、穀物) オランダの Perfetti Van Melle Group(同 1.1%、菓子類)である。またカテゴリー別でみると、地場、外資に限らず、過去 10 年間で構成比が大きく低下した乳製品(20 社中 9 社)と、構成比が大きく上昇した菓子類(同 5 社) 油脂(同 4 社)を主な商品分野とする企業が多く、これらで 9 割を占める。

日系食品加工企業による現地への進出はまだほとんど進んでいない。事例としては、味の素と東洋水産が 2014 年 12 月に合弁会社(マルちゃん味の素インド)を設立し、2016 年 10 月より即席麺の生産・販売を開始するとしている。また、カゴメが 2013 年に三井物産と地場の食用油脂メーカーのルチ・ソヤとともにトマト加工品の製造販売会社を設立している(ルチ・カゴメフーズ・インディア、2016 年にルチ・ソヤは合併を解消)。この他、2016 年に亀田製菓が地場企業との合弁会社を設立し米菓の生産を開始すると発表している。日本の食品加工企業のインド進出があまり進んでいない背景には、国内の販売ルートの確立の難しさに加え、食文化の違い(スパイス文化、ベジタリアンが多いなど)や日本からの距離の遠さなどもあるようだ。

一方、非日系の外国企業は、現地ニーズのさらなる開拓に向け積極的な新商品の投入を進めている。2017 年、栄養食品や乳製品に強みを持つフランスのダノンは同年中に新商品を 10 種類投入し、2020 年までに売上高を 2 倍にするとの計画を発表している。また 2016 年には、米国のペプシコは 2017 年に栄養関連商品を 5 つ発売すると発表している。また、スイスのネスレも同様に新製品の投入を検討すると発表している。ネスレのように現地進出時期の早い企業(1912 年参入)は、長い期間をかけて自社ブランドの現地への浸透や広大なインドでの流通ネットワーク構築に成功している。

図表 22-13 食品加工企業のシェア

	企業名	主な分野	資本	シェア (%)		
				2011	2016	11→16
1	Gujarat Co-operative Milk Marketing Federation Ltd	乳製品	地場	6.6	6.0	-0.6
2	National Dairy Development Board	乳製品	地場	4.2	3.6	-0.6
3	Ruchi Group	植物油脂	地場	3.8	3.3	-0.5
4	Britannia Industries Ltd	菓子類	地場	3.8	2.9	-0.9
5	Karnataka Cooperative Milk Producers Federation Ltd	乳製品	地場	2.4	2.4	0.0
6	Nestlé SA	乳製品	スイス	4.0	2.4	-1.6
7	Parle Products Pvt Ltd	菓子類	地場	3.2	2.4	-0.8
8	PepsiCo Inc	飲料	米国	1.9	2.3	0.4
9	ITC Group	タバコ、菓子類	地場	1.9	2.1	0.2
10	Mondelez International Inc	菓子類	米国	-	1.9	1.9
11	Adani Group	食用油	地場	2.0	1.9	-0.1
12	Tamil Nadu Cooperative Milk Producers Federation Ltd	乳製品	地場	1.9	1.5	-0.4
13	Cargill Inc	植物油脂、穀物	米国	1.1	1.3	0.2
14	Perfetti Van Melle Group	菓子類	オランダ	1.1	1.1	0.0
15	Marico Ltd	食用油	地場	1.2	1.0	-0.2
16	Andhra Pradesh Dairy Development Cooperative Federation Ltd	乳製品	地場	1.2	1.0	-0.2
17	KRBL Ltd	米	地場	0.5	0.9	0.4
18	Maharashtra Rajya Sahakari Dudh Mahasangh Maryadit	乳製品	地場	0.8	0.8	0.0
19	Rajasthan Co-operative Dairy Federation Ltd	乳製品	地場	0.9	0.7	-0.2
20	Kerala Cooperative Milk Marketing Federation Ltd	乳製品	地場	0.8	0.7	-0.1

(出所) Euromonitor より作成

(4) 今後の見通し

Euromonitor の推計によると、今後の 5 年間に於いて成長が期待されるカテゴリー（伸び率が高いもの）としては、コメ・パスタ・麺類（伸び率 19.2%）、食用油脂、スナック・つまみ類（同 18.2%）、朝食シリアル（同 17.5%）、加工肉類・魚介類（同 17.2%）などがあり、これらが加工食品全体の伸び（同 13.9%）を上回ると予想している。

麺類については、「マギー」ブランドを有するネスレの他、ヒンドスタン・ユニリーバーや日清食品など複数の企業が商品を投入しており、今後も引き続き一定の拡大が期待できよう。食用油脂に関しても、地場のルチ社や大手財閥アダニ・グループなど複数の大手企業が製造に従事しており、所得水準の向上や健康意識の高まりの中で、低カロリーな油脂のニーズが今後高まってくることが想定され、引き続き拡大が期待できるだろう。また、インドでは近年糖尿病や肥満などの生活習慣病が増加していることから、健康増進など付加価値を高めた機能性食品（スナック等）も成長が見込める分野と考えられる。一方、朝食シリアルや加工肉類・魚介類については、市場規模はまだ小さいが伸び率は高い。女性の社会進出が進めば、一層の拡大が期待できよう。

今後を見通す上では、「安全性」も重要な課題となりそうだ。インドでは近年、市場に流通する食品の安全性が懸念される事件が断続的に発生している。例えば、2016 年には大手外資飲料メーカーのペットボトル飲料から鉛やカドミウムなどの重金属が検出されたと発表された。また、2015 年にはネスレの即席麺から鉛が検出され、商品回収命令が出された。このような中、インド政府にとっては、安心・安全な食品を国内流通させるため、食品関連規制の整備・強化が課題となっている。

図表 22-14 加工食品の売上高と構成比（2016 年→2021 年）

	2016		2021		構成比 （差分）	伸び率 （年率）
	売上高	構成比	売上高	構成比		
（金額：100万ルピー）						
加工食品	3,508,521	100.0%	6,717,118	100.0%	0.0%	13.9%
ベビーフード	40,387	1.2%	68,563	1.0%	-0.1%	11.2%
ベーカリー	128,838	3.7%	182,642	2.7%	-1.0%	7.2%
朝食シリアル	17,365	0.5%	38,973	0.6%	0.1%	17.5%
菓子	231,393	6.6%	438,832	6.5%	-0.1%	13.7%
乳製品	990,936	28.2%	1,695,986	25.2%	-3.0%	11.3%
食用油脂	1,050,385	29.9%	2,131,089	31.7%	1.8%	15.2%
アイスクリーム、冷凍デザート	102,078	2.9%	218,876	3.3%	0.3%	16.5%
加工果物・野菜	10,626	0.3%	19,341	0.3%	0.0%	12.7%
加工肉類・魚介類	4,155	0.1%	9,196	0.1%	0.0%	17.2%
レディーミール	8,762	0.2%	15,594	0.2%	0.0%	12.2%
コメ、パスタ、麺類	295,824	8.4%	712,735	10.6%	2.2%	19.2%
ソース、ドレッシング、香辛料	132,085	3.8%	256,420	3.8%	0.1%	14.2%
スナック・つまみ類	247,905	7.1%	573,092	8.5%	1.5%	18.2%
スープ	4,459	0.1%	8,064	0.1%	0.0%	12.6%
スプレッド	13,355	0.4%	23,296	0.3%	0.0%	11.8%
ビスケット・バー	229,968	6.6%	324,419	4.8%	-1.7%	7.1%

（出所）Euromonitor より作成

6. 小売

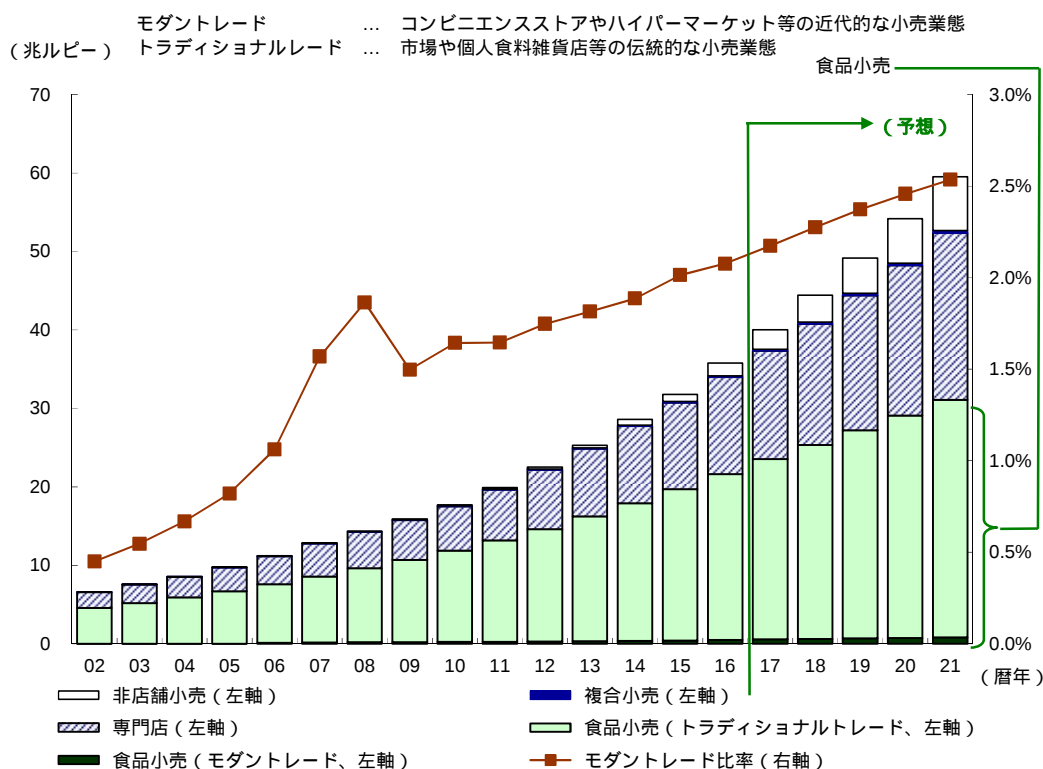
(1) 市場概況

2016 年の小売市場は約 36 兆ルピー（約 62.5 兆円、Euromonitor 調べ）。市場全体の伸びは 2006 年からの 10 年間で年率 12.3% 増と名目 GDP 成長率（14.3% 増）を若干下回っているが、毎年 10% を超える高い伸びが続いている（図表 22-15）。

2006 年からの 10 年間で大きな変化は、小売市場全体の 3 分の 2 程度を占める伝統的小売（トラディショナルトレード）の構成比の変化幅が ▲7.4% と大幅低下したこと、インターネット小売が年率 60% のペースで伸びて売上構成比は +3.9% と上昇し、主要業態の中で最も上昇幅が大きかったこと、非食品専門店の中では、アパレル・靴専門店や時計・宝飾品など、嗜好性の高いセグメントの構成比が上昇したこと、が挙げられる（図表 22-16）。

しかし、小売市場は全般的に伸びているものの、食品市場の近代化は遅れている。コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ハイパーマーケット等の近代的小売（モダントレード）の食品小売の売上高に占める比率は 2.1%（2016 年）。10 年前の 1.1% からは上昇しているものの、比較的所得水準の近いベトナム（4.9%）やインドネシア（17.2%）に比べても大幅に低い。

図表 22-15 小売販売額の推移



(出所) Euromonitor より作成、予想は Euromonitor

図表 22-16 業態別販売額構成比 (2006 年→2016 年)

分類	金額 (10億ルピー)			構成比		
	2006	2016	年率成長率	2006	2016	差分
小売売上高	11,210	35,750	12.3%	100.0%	100.0%	-
店舗型小売	11,165	34,151	11.8%	99.6%	95.5%	-4.1% ↓
食品小売店	7,551	21,613	11.1%	67.4%	60.5%	-6.9% ↓
モダントレード	80	449	18.8%	0.7%	1.3%	0.5% ↑
(内、コンビニエンスストア)	4	22	18.4%	0.0%	0.1%	0.0%
(内、ハイパーマーケット)	35	253	21.7%	0.3%	0.7%	0.4%
(内、スーパーマーケット)	40	173	15.9%	0.4%	0.5%	0.1%
トラディショナルトレード	7,471	21,164	11.0%	66.7%	59.2%	-7.4% ↓
非食品専門店	3,578	12,355	13.2%	31.9%	34.6%	2.6% ↑
アパレル・靴専門店	919	3,459	14.2%	8.2%	9.7%	1.5% ↑
電化製品専門店	804	2,605	12.5%	7.2%	7.3%	0.1%
健康・美容関連製品専門店	517	1,202	8.8%	4.6%	3.4%	-1.2% ↓
(内、調剤薬局)	407	887	8.1%	3.6%	2.5%	-1.2% ↓
(内、メガネ等小売店)	67	252	14.3%	0.6%	0.7%	0.1%
日用品、家具、園芸専門店	533	1,450	10.5%	4.8%	4.1%	-0.7% ↓
D I Y	150	340	8.5%	1.3%	1.0%	-0.4%
家具・日用品専門店	383	1,111	11.2%	3.4%	3.1%	-0.3%
レジャー、スポーツ用品専門店	788	3,591	16.4%	7.0%	10.0%	3.0% ↑
(内、靴)	48	141	11.3%	0.4%	0.4%	-0.0%
(内、時計・宝飾品)	608	3,056	17.5%	5.4%	8.5%	3.1% ↑
(内、スポーツ用品)	28	144	17.6%	0.3%	0.4%	0.1%
その他非食品専門店	18	47	9.9%	0.2%	0.1%	-0.0%
百貨店等	35	183	17.8%	0.3%	0.5%	0.2%
(内、デパート)	35	183	17.8%	0.3%	0.5%	0.2%
非店舗型小売	44	1,600	43.1%	0.4%	4.5%	4.1% ↑
訪問販売	28	126	16.1%	0.3%	0.4%	0.1%
通販 (除くインターネット決済)	3	24	21.7%	0.0%	0.1%	0.0%
インターネット小売	13	1,450	60.7%	0.1%	4.1%	3.9% ↑

(出所) Euromonitor より作成

(2) 外資規制が残るインド小売市場。当面は単一ブランド小売が成長ドライバーに

インドでは外国企業の参入について、業種毎に 自動認可、 政府による個別認可、 禁止、 の 3 種類に分けている。 の自動認可される業種は、 の出資比率上限規制やガイドラインがある業種や、 で禁止されている業種以外の業種となる。流通セクターに係る業種でいえば、「卸売業」は の自動認可に該当し、外国資本による完全子会社の設立が可能となる (図表 22-17)。一方、小売業は の政府による個別認可が必要な業種となる。但し、小売業は、単一ブランド小売業と総合小売 (マルチブランド) 業に分けられ、規制はそれぞれ異なる。

単一ブランド小売業とは、販売する製品が単一ブランドに限られる小売業である。外資比率が 49% 以下であれば、卸売業と同様に自動認可されるが、49% 超となると政府による個別認可が必要となる。これまで単一ブランド小売業として進出 (店舗着工中を含む) したのは、家具量販チェーンのイケア、アパレル大手の H&M (以上、スウェーデン) 時計ブランドのフォッシル (米国)、「無印良品」ブランドを展開する日本の良品計画などがある。

図表 22-17 小売・卸売市場の外資規制

	キャッシュ・アンド・キャリー Cash & Carry	単一ブランド小売業 Single Brand Product Retail Trading	総合小売業 Multi Brand Retail Trading
事業内容	卸売 (B to B)	小売 (B to C)	小売 (B to C)
自動認可	100%まで可能	49%以下まで可能	不可
政府認可に基づく上限	(自動認可の対象)	100%	51%
国内調達比率 内、中小企業等からの調達	規定なし (-)	30% (奨励)	30% (必須)
最低投資額	規定なし	規定なし	1億ドル

(出所) Consolidated FDI Policy Circular of 2016 より作成

単一ブランドのインド進出は、ブランド力の高い企業を中心に今後も進むものと見込まれる。既に 2016 年には米国のアパレル大手のトミー・ヒルフィガーが直営店の開設を申請し、ドイツのスポーツ用品大手アディダスは、単一事業体での直営店の運営と、キャッシュ・アンド・キャリー（現金払い持ち帰り問屋）方式での業務が認可された。この他、スイスの高級服飾ブランドのバリーや、同国の高級腕時計メーカーである H・モーザーがインド市場に参入するとの現地報道があった。

単一ブランド小売では、調達に関する規制が緩和されたことも進出の追い風となっている。これまで、外資比率が 51%を超える単一ブランドの場合には、「1 号店開店から当初 5 年間の製品調達総額の 30%をインド国内（中小企業であれば尚可）から調達し、その後は 1 年単位で 30%をに達成すること」との規制がある。しかし、2016 年 6 月、商工省産業政策振興局は当該ルールについて、「革新的な技術を利用した製品で、インドでの現地調達が不可能な製品」の場合には、1 号店開業から 3 年間は免除し、4 年目から適用することとなった。

他方、総合小売業での外資規制は厳しい。総合小売業とは、食品小売や百貨店等、複数のメーカー、サプライヤーから商品を仕入れ、消費者に販売する小売業のことで、当該業態に外国企業の出資がある場合はすべて政府の認可が必要となる。また、最低投資額が 1 億ドルと、当該規定のない単一ブランド小売に比べて財務負担も大きい。更に、総合小売としての進出が可能かどうかは州によって異なっており、2017 年 3 月時点で設立可能な州は、アンドラ・プラデシュ州、デリー連邦直轄領、ハリヤナ州、カルナタカ州、マハラシュトラ州、ラジャスタン州など 12 州に限られている。

(3) 今後の見通し

Euromonitor の調べに基づく、2016 年から 2021 年までの 5 年間の小売市場の成長率は年率 10.7%増と予想されている。基本的に、過去 10 年間（2006～2016 年）のトレンドは継続すると見込まれているが、そのスピードはこれまでよりも加速する可能性が高い。例えば、食品小売のトラディショナルトレードは、市場自体は年率 7.4%増のペースで伸びるものの他業態と比べて成長率は低く、売上高構成比の変化幅は▲8.3%（59.2%→50.9%）と大幅に低下の予想となっている。

他方、インターネット小売市場は成長率こそ鈍化するものの、年率 3 割を超えるペースで拡大が続き、2021 年には小売市場全体の 11.1%相当にまで構成比が上昇すると見込まれている。

その他の業態では非食品専門店のアパレル・靴専門店と時計・宝飾品のシェア上昇が続きそうである。これらの専門店は、外資に開放されているシングルブランド業態が多いため、今後更に多くのブランドがインドに進出する可能性は高く、一層のシェア上昇も期待される。

図表 22-18 業態別販売構成比（2016 年→2021 年）

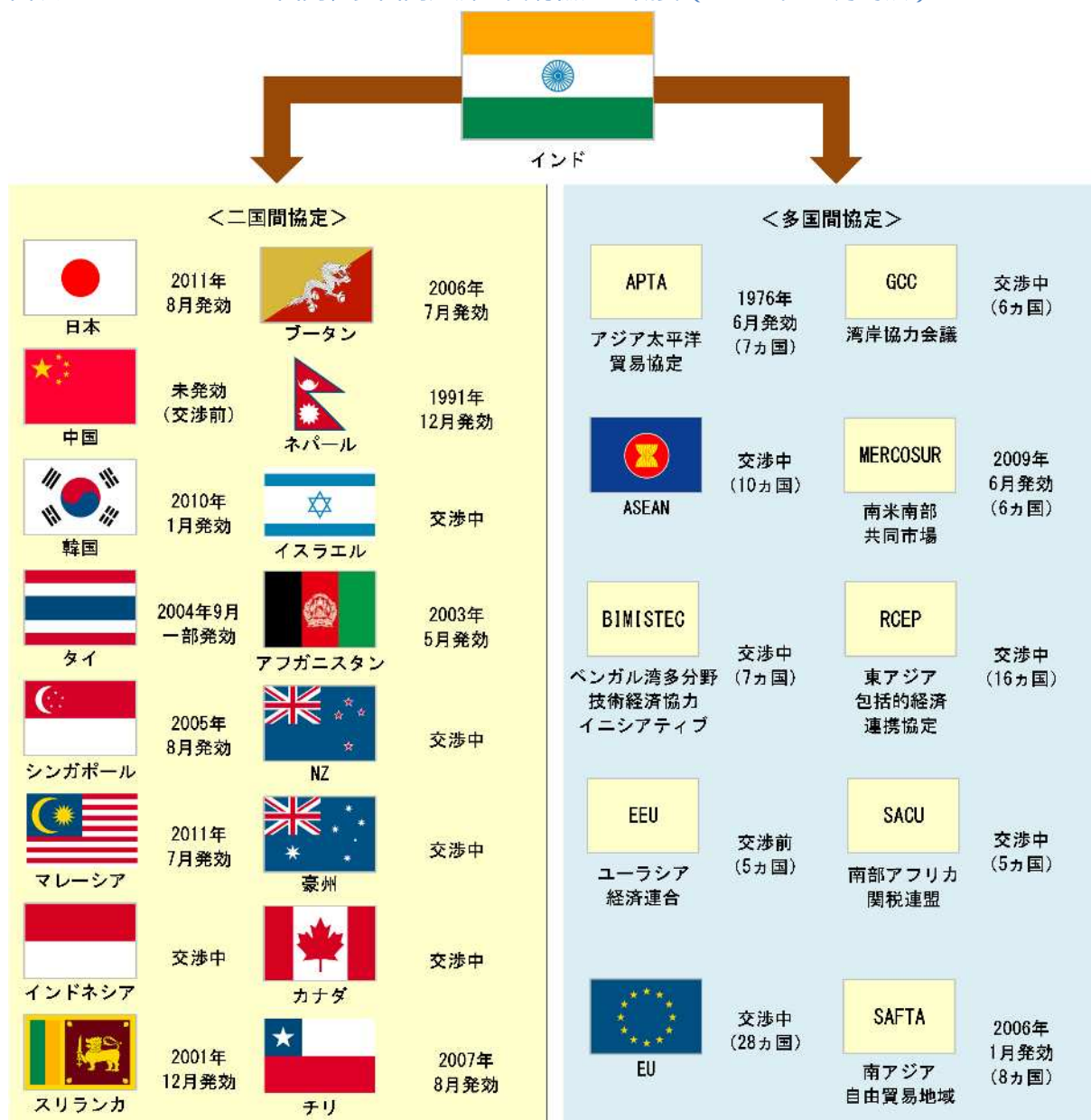
分類	金額（10億ルピー）			構成比		
	2016	2021	年率成長率	2016	2021	差分
小売売上高	35,750	59,482	10.7%	100.0%	100.0%	-
店舗型小売	34,151	52,631	9.0%	95.5%	88.5%	-7.0% ↓
食品小売店	21,613	31,076	7.5%	60.5%	52.2%	-8.2% ↓
モダントレード	449	788	11.9%	1.3%	1.3%	0.1%
（内、コンビニエンスストア）	22	32	8.1%	0.1%	0.1%	-0.0%
（内、ハイパーマーケット）	253	451	12.3%	0.7%	0.8%	0.1%
（内、スーパーマーケット）	173	303	11.9%	0.5%	0.5%	0.0%
トラディショナルトレード	21,164	30,288	7.4%	59.2%	50.9%	-8.3% ↓
非食品専門店	12,355	21,234	11.4%	34.6%	35.7%	1.1% ↑
アパレル・靴専門店	3,459	6,025	11.7%	9.7%	10.1%	0.5% ↑
電化製品専門店	2,605	3,647	7.0%	7.3%	6.1%	-1.2% ↓
健康・美容関連製品専門店	1,202	1,985	10.5%	3.4%	3.3%	-0.0%
（内、調剤薬局）	887	1,543	11.7%	2.5%	2.6%	0.1%
（内、メガネ等小売店）	252	340	6.1%	0.7%	0.6%	-0.1%
日用品・家具・園芸専門店	1,450	2,088	7.6%	4.1%	3.5%	-0.5% ↓
D I Y	340	438	5.2%	1.0%	0.7%	-0.2%
家具・日用品専門店	1,111	1,650	8.2%	3.1%	2.8%	-0.3%
レジャー、スポーツ用品専門店	3,591	7,416	15.6%	10.0%	12.5%	2.4% ↑
（内、靴）	141	231	10.4%	0.4%	0.4%	-0.0%
（内、時計・宝飾品）	3,056	6,591	16.6%	8.5%	11.1%	2.5% ↑
（内、スポーツ用品）	144	257	12.2%	0.4%	0.4%	0.0%
その他非食品専門店	47	73	9.3%	0.1%	0.1%	-0.0%
百貨店等	183	320	11.9%	0.5%	0.5%	0.0%
（内、デパート）	183	320	11.9%	0.5%	0.5%	0.0%
非店舗型小売	1,600	6,851	33.8%	4.5%	11.5%	7.0% ↑
訪問販売	126	205	10.2%	0.4%	0.3%	-0.0%
通販（除くインターネット決済）	24	32	5.9%	0.1%	0.1%	-0.0%
インターネット小売	1,450	6,614	35.5%	4.1%	11.1%	7.1% ↑

（出所）Euromonitor より作成

7. FTA、EPA の進捗状況

図表 22-19 から図表 22-21 において、インドの各国との FTA 及び EPA の交渉・発効の進捗状況をまとめた。インドはアジア諸国を中心に、積極的に経済・貿易交渉を進めている。同国は 2000 年頃まで保護主義的な通商政策を採っていたが、中国による ASEAN への接近に対する危機感から、方針を転換させたと考えられる。他方で、関税障壁撤廃などによる自由貿易の拡大に伴う国内産業圧迫への警戒心は産業界にいまだ根強く、思惑通りに交渉が進まない協定も少なくない。

図表 22-19 インドの二国間、多国間経済・貿易協定の概要（2016年11月時点）



(注) 多国間協定の()内は加盟国・交渉参加国数。インドが加盟する地域連合ではインドを除いた数
(出所) JETRO「世界と日本のFTA一覧(2016年12月作成)」より作成

図表 22-20 インドの二国間 FTA・EPA の詳細

地域	対象国	協定名称	発効状況	発効年月	2016年12月時点での交渉進捗及び 関税撤廃状況
東アジア	日本	日本・インド 包括的経済連携協定	発効済	2011年8月	2011年8月発効物品貿易では、日本側は輸入額の97%を10年以内に無税化。鉱工業品はほぼ全ての品目を即時関税撤廃。農水産品のうち、ドリアン、製材、エビ等は即時撤廃。インド側は同90%を10年以内に無税化。液晶パネルや衣類などについては即時撤廃。鉄鋼製品の多くについては5年以内に関税撤廃
	中国	中国・インド 自由貿易協定	未発効	-	2008年1月のインド首相訪中で共同研究の終了が正式に宣言され、交渉開始の可能性を検討することに合意
	韓国	韓国・インド 包括的経済連携協定	発効済	2010年1月	インドは韓国からの輸入のうち、金額ベースで74.5%を8年以内にゼロ関税とする。韓国はインドからの輸入のうち、金額ベースで84.7%を8年以内にゼロ関税にする。共通して除外品目リストに含まれる主な品目は、乗用車、貨物自動車、エアコン、洗濯機（全自動）、ガソリンエンジンなど。発効後、鉄鋼、エレクトロニクス関連はインドの関税引き下げで輸出に好影響がある一方、繊維関係ではインド産綿糸の輸入が増加する可能性が高い
東南アジア	タイ	インド・タイ 経済協力枠組協定	一部発行済	2004年9月	アーリーハーベスト（EH）の82品目については、2004年1月1日時点の関税率（MFNレート）をベースに、2004年9月1日までに50%、更に2005年9月1日までに75%に引き下げ。2006年9月1日に完全撤廃。2012年の第2改定議定書により1品目が追加され、即時に関税が撤廃された。サービス貿易や投資なども含む本 FTAについて交渉継続。EHの発効後、タイからインド向けの輸出が拡大し、インド側の対タイ貿易収支赤字が拡大
	シンガポール	インド・シンガポール 包括的経済協力協定	発効済	2005年8月 （2007年12月 修正発効）	対象分野は、物品貿易、サービス貿易、投資保護協力、二重課税防止、その他保険・教育・メディア・観光分野での協力。インド側は506品目の関税を協定発効時に即時、2,202品目を2009年4月1日までに段階的に撤廃。2,407品目の関税を2009年4月1日までに段階的に（50%まで）引き下げ。07年12月発効の協定議定書により、新たに539品目を段階的撤廃・引き下げ。シンガポールはインドからの全ての輸入品の関税を撤廃
	マレーシア	インド・マレーシア 包括的経済連携協定	発効済	2011年7月	協定内容は、物品貿易、サービス貿易、投資、経済協力。ノーマルトラック1（NT1）が13年9月30日までに撤廃、ノーマルトラック2（NT2）は16年6月30日までに撤廃、センシティブトラック（ST）は16年6月30日までに5%へ引き下げ（いずれもASEAN・インドFTAよりも早いスケジュールが適用）同協定により、2015年までの往復貿易額は150億ドルに拡大すると見込まれる
	インドネシア	インド・インドネシア 包括的経済協力協定	交渉中	-	2005年11月に署名されたMOUに基づき、2007年10月より共同研究グループ（JSG）を開始。2009年9月、JSGは包括的経済連携協定の締結を勧告する報告書を提出。報告書は、物品貿易、投資、サービス貿易、経済協力、結論・提言から成る。2011年1月、インドネシア大統領のインド訪問時に、交渉開始を発表。2011年10月、公式交渉を開始
南アジア	スリランカ	インド・スリランカ 自由貿易協定	発効済	2001年12月	基本関税が免除される品目、経過措置をとる品目、クォータ制をとる品目、対象外品目（ネガティブリスト）に分類。インド側196品目、スリランカ側1,180品目を除く品目の関税を撤廃済。現在、包括的経済連携協定（CEPA）に拡大するため、政府間交渉中 スリランカからインドへの輸出増加、インドからスリランカへの投資増加などが見られる
	ネパール	インド・ネパール 貿易協定	発効済	1991年12月	双方からの一次産品輸入に対して関税を免除。さらに、インドはネパールからの輸入品に対して30%の付加価値基準と関税番号4桁変更を条件に関税を免除。インド政府は4%の特別追加関税についても条件付きで免除を決定。両国は協定発効時に、協定の有効期間を7年間と設定し、その後は7年単位で自動更新することに合意している。 同協定はインドがネパールの産業振興を支援することが目的であり、現在インドは、サービス貿易や投資を含めた協定を提案
	ブータン	インド・ブータン 貿易協定	発効済	2006年7月	発効後、10年間は有効。一定の条件を満たせばブータン製造・生産の特定の物をインドに輸入する際、インド製造・生産の特定の物をブータンへ輸出する際に関税が免除。両国の政府は貿易に関して全面的な相互援助と協力を行うことで合意。この協定によりブータンが他国（第三国）と貿易を行う際に、その輸出入品目がインドを経由する場合、インドにおいて免税通過対象

地域	対象国	協定名称	発効状況	発効年月	2016年12月時点での交渉進捗及び 関税撤廃状況
西アジア	イスラエル	インド・イスラエル 自由貿易協定	交渉中	-	2004年12月に両国間の貿易協定締結に向けた交渉が開始され、共同研究グループを立ち上げて議論が続く。2010年5月には第1回目の交渉がニューデリーで開催。2013年11月には第8回目の交渉がイスラエルで開催されたが、交渉妥結には時間を要する模様
	アフガニスタン	インド・アフガニスタン 特惠貿易協定	発効済	2003年5月	2003年5月発効。対象品目（インド側38品目、アフガニスタン側8品目）に対し、50～100%の範囲で関税を引き下げる特惠関税を適用。主な対象品目は果実やスパイスなど
オセアニア	豪州	インド・豪州 自由貿易協定	交渉中	-	2008年4月、豪州とインドはFTAの実現可能性に関する共同研究を開始することで合意。共同研究は2010年5月に完了。2011年5月に交渉開始で合意した。2012年4回交渉で財貿易、原産地規制、通関手続きで進展。衛生・植物検疫（SPS）および技術的貿易障壁（TBT）について詳細が話し合わ、サービス条項で進展。2013年第5回交渉で、市場アクセスについて両国とも理解を深めた。次回も同分野は交渉継続となった。財貿易・サービス条項ともに進展
	ニュージーランド	インド・ニュージーランド 自由貿易協定	交渉中	-	2007年に共同研究の開始に合意し、2009年2月に共同研究は完了。2010年1月にNZのグローサー貿易相とインドのシャルマ商工相が交渉開始を表明。2010年7～8月にニュージーランドで第1回交渉、2010年8月に第2回交渉をインドで開催。2013年7月29日・30日にウェリントンで9回目の交渉。交渉範囲は、競争政策、政府調達、労働、環境など多岐に亘る
米州	カナダ	カナダ・インド 包括的経済連携協定	交渉中	-	2009年11月、両国首脳間で協定締結に向けた共同研究部会を開設する旨の覚書に署名、2010年9月に共同研究の結果を発表、11月の日印首脳会談にてCEPA交渉開始を発表。2010年11月に第1回目交渉、2011年7月に第2回交渉が実施され、財・サービス貿易、短期ビジネスビザ、衛生植物検疫などの分野で交渉が進展。2013年6月に第8回、2015年3月には第9回目の交渉
	チリ	インド・チリ 特惠貿易協定	発効済	2007年8月	2005年1月、経済協力枠組み協定を締結。同協定の下、2006年3月に特惠貿易協定を締結。2007年にインド側178品目、チリ側296品目の関税を10～50%の範囲で引き下げることに合意し発効。更に、財・サービスの貿易や投資分野での両国間の協力関係の拡大に向けた共同研究グループを設置して議論を続けた結果、2012年8月、両国の交渉が最終合意に達した。2013年にはインドの外務大臣がチリを訪問し、特惠貿易協定延長を交渉し合意、調印のプロセスに進む

（出所）JETRO「世界と日本の FTA 一覧（2016 年 12 月作成）」、各種報道より作成

最近の二国間協定の進捗として、インド政府はチリとの FTA（現在は特惠貿易協定）、アフリカ諸国との個別 FTA を検討しているとされる。尚、日本・インド包括的経済連携協定の詳細と直近の進捗については第 5 章「日インド経済関係」を参照のこと。

多国間協定については、EU との FTA 協定交渉が 2007 年 6 月に始まったものの、EU の主要輸出品（自動車、ワインなど）のインド市場開放、金融サービスの取扱いなどに関して折り合いがつかない状態が続いてきた。また、2015 年の EU によるインドで製造されたジェネリック医薬品の禁輸措置に対してインド政府が反発し、同年 8 月の交渉再開が見送られた。しかし、2015 年 11 月にインド政府が交渉を再開する見通しであると報じられた。

また、東アジア地域包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）は日本も含めたアジア・太平洋 16 カ国（ASEAN、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド）の経済連携枠組みで、日本にとっては中国への牽制やインドの厳格な原産地規則の緩和などのメリットが期待される。一方でインド政府は自国市場開放に消極的で、2014 年の第 2 回閣僚会合も欠席するなど、参加国の足並みの乱れの原因ともなっていた。その影響もあり、2012 年の交渉立上げ宣言時に目標とされた 2015 年末の交渉完了に漕ぎ付けることはできなかった。

図表 22-21 インドの多国間 FTA・EPA の詳細

対象	協定名称	発効状況	発効年月	2016年12月時点での交渉進捗及び関税撤廃状況
APTA	アジア太平洋貿易協定 (APTA)	発効済	1976年6月	第3次関税減免措置が実施され、関税引き下げ品目は合計4,270品目となった。第4次関税減免措置では、バングラデシュは78品目について30～70%の特恵マージンを提案している。2009年9月23～25日、アジア太平洋協定第4回交渉がタイの首都バンコクで行われ、サービス貿易、投資、貿易円滑化に関する3つの枠組み協定が基本的に合意された。2013年10月にモンゴルが7番目の加盟国となることが正式に承認
ASEAN	ASEAN・インド 包括的経済協力枠組協定	交渉中	-	2003年10月に包括的経済協力枠組協定を締結。アーリーハーベスト (対象105品目) につき、2005年4月1日より開始する予定であったが、原産地規則などで交渉が難航、実施中止となった。2008年8月のAEM-インド会議で妥結、翌年8月の同会議で署名され、2010年1月に、まずインド、シンガポール、マレーシア、タイの間で発効し、その後、全ての国で発効。品目数の80%かつ貿易額75%に相当するノーマルトラック対象品目について、2013年末まで (一部2016年末まで) に関税を撤廃する予定。貿易円滑化など経済協力分野も交渉対象。サービス、投資分野の交渉は、2014年8月にインドASEAN経済大臣会合の共同議長声明文にて、両分野の協定が署名された旨が発表され、2015年8月の同会合では物品貿易協定の見直し対象について合意
BIMSTEC	ベンガル湾多分野技術経済 協イニシアティブ (BIMSTEC)	交渉中	-	2004年2月、BIMSTEC加盟国でFTA締結に向けた枠組み協定に合意。BIMSTECはベンガル湾を囲む国々 (バングラデシュ、ブータン、インド、ミャンマー、ネパール、スリランカ、タイ) で構成され、ASEANとSAARCを橋渡しする経済協力関係として位置付け。BIMSTECはインドの「ルックイースト戦略」においても重要な位置づけであると考えられ、関税譲許、税関の協力関係の構築、サービスや投資の促進についても交渉
EEU	EEU (ユーラシア経済連合) ・インド自由貿易協定	未発効	-	2006年2月ロシアとインドの間で、包括的経済連携協定 (CECA) に関する共同研究グループを立ち上げ、物品貿易、サービス貿易、投資、経済協力などの影響や効果を研究。2010年にロシアがベラルーシ、カザフスタンと関税同盟を設立したことに伴い、2011年12月の両国首脳会議で、関税同盟とインドでCECA締結の可能性を共同研究することを決定した。これに基づき2014年2月、インド・ロシア間で、インドおよび関税同盟加盟国のCECAの対象範囲に関して共同研究
EU	EU・インド自由貿易協定	交渉中	-	2007年の交渉開始以降、12回の正式交渉会合を開催。関税引き下げ交渉 (特にアルコール、自動車) のほか、政府調達、医薬品特許、サービス (インドの市場開放、EUの人の移動規制緩和)、持続可能な開発に関する規定を設けるかどうかなどの点で特に交渉は難航しているとみられる。自動車については、インドは初めて関税引下げを約束する意向を示している。2012年2月のEUインド首脳会議では、共同声明で交渉が終わりに近づきつつあることを確認。集中的な交渉が行われたが、2013年夏以降、交渉は停滞
GCC	インド・GCC (湾岸協力会 議) 自由貿易協定	交渉中	-	2004年12月GCC関係会議でインドとのFTA交渉開始を合意
MERCOSUR	インド・メルコスール 特恵関税協定	発効済	2009年6月	2004年1月特恵関税枠組み協定を締結。詳細ルールを定めた本協定を2005年3月に締結。2009年6月1日より発効。インド側450品目、メルコスール側452品目の関税を10～100%の範囲内で引き下げる。インド側引き下げ品目には肉類・肉製品、有機・無機化学品、染料・塗料、皮革製品・皮革製品、ウール、綿糸、ガラス・ガラス製品、鉄鋼製品、機械類、電気機械・部品、光学機器、写真・映画用機器等が含まれる
RCEP	東アジア包括的 経済連携協定 (RCEP)	交渉中	-	ASEANと日中韓を含む広域FTAについては、日本が推進するASEAN+6によるCEPEA構想 (2007年民間研究開始)、中国が推進するASEAN+3によるEAPTA構想 (2005年民間研究開始) とが並行して議論され、2011年8月の東アジアサミット経済相会合で日本と中国が共同提案。それを踏まえる形で2012年11月のASEAN関連首脳会合で、RCEP交渉開始式典が開催され、16カ国の首脳が「RCEP交渉の基本指針及び目的」を承認し、RCEP交渉立ち上げを宣言した。2013年5月に交渉を開始、2016年10月現在、15回の交渉会合を開催
SACU	インド・SACU (南部アフリ カ関税同盟) 特恵貿易協定	交渉中	-	2004年9月に特恵貿易協定締結に向けた枠組みが共同作業グループにて合意。2010年10月に第5回、2013年3月には第6回会合が開催され、引き続き交渉中
SAFTA	南アジア自由貿易地域 (SAFTA)	発効済	2006年1月	域内先進国 (インド、パキスタン、スリランカ) は、2006年7月から2007年末までに20%以下まで関税を引き下げ、その後2012年末までの5年間で0～5%まで引き下げ (スリランカについては更に1年延長し6年間で実施)。域内後発開発途上国 (バングラデシュ、ネパール、ブータン、モルディブ) は、2006年7月～2007年末までに、30%以下、2016年末までの8年間で0～5%にまで引き下げる予定。関税譲許品目の拡大についても議論

(出所) JETRO「世界と日本の FTA 一覧 (2016 年 12 月作成)」、各種報道より作成

8. 産業へのインパクト

2016 年度のインド経済白書によると、米国の TPP と大西洋横断貿易投資パートナーシップ協定（TIPP）交渉からの離脱により、世界貿易機構（WTO）の役割が高まる可能性があり、WTO の掲げる多国間協調主義をインド政府は積極的に追求するとした。

また、インド財務省は英国・EU との FTA によって、連邦政府が振興に注力する衣服製造、皮革産業、製靴業に対してそれぞれ 20.9 億ドル、5.2 億ドル、3.1 億ドルの漸進的な輸出増加効果がもたらされ、合計 14 万人以上の雇用につながると試算した（図表 22-22）。

図表 22-22 対欧州 FTA による特定産業への経済効果試算

分野	FTA 締結対象	輸出増加額 （億ドル）	雇用創出効果 （人）
衣服製造業	対EU	14.8	76,853
	対英国	6.0	31,176
	合計	20.9	108,029
皮革産業	対EU	4.2	18,542
	対英国	1.0	4,615
	合計	5.2	23,156
製靴業	対EU	2.2	9,966
	対英国	1.0	4,381
	合計	3.1	14,347
3産業合計	対EU	21.2	105,361
	対英国	8.0	40,172
	合計	29.2	145,532

（出所）インド財務省「インド経済白書 2016 年度版」（Economic Survey 2016-17）より作成

ひとくちメモ 12： インドの電子商取引

スマートフォンの普及によりインターネットの利用率が年々向上しているインドでは、電子商取引（e-commerce: EC）の利用も増えてきている。米国 eMarketer 社による推計では、インドの EC 市場は 2015 年の 130 億ドルから 2020 年の 800 億ドルと 6 倍以上に急伸すると見られており、世界の主要国の中でもトップクラスの伸び率である。

代表的な EC サイト運営事業者として、地場 Snapdeal・Flipkart、米系の Amazon India 等が挙げられる。各社とも顧客満足度の向上をめざし、積極的な新サービスのリリースに取り組んでいる。外資規制も緩和されつつあり、2016 年にはマーケットプレイス型（EC サイト運営事業者が在庫を持たず、運営する EC サイト上で取引の仲介のみを行う形態）の企業間電子商取引について、外資規制の上限が 100%に緩和された。

2016 年末の高額紙幣廃止も電子商取引に追い風となると見られている。市中で現金が不足したことで、電子マネーやデビットカードなどの利用を受け付けるケースが増えてきているためだ。大手金融機関も自社の電子決済サービスに関する広告を続々と打ち出しており、決済インフラの整備が結果的に進められている。



(インドステイト銀行の電子決済広告) (大手電子決済サービス「paytm」の広告)

第23章 最近のトピックス

1. 日印の文化的・人的交流

2016年11月、日本国外務省はインドの対日世論に関する調査結果を発表した（調査時期：2016年1-3月）。質問項目のうち、「日本に対して抱いているイメージ」については、経済力・技術力への評価や、平和国家としての歩みに次いで、「豊かな伝統と文化を持つ国」がランクインした（図表23-1）。また、関心のある日本文化に関する質問に対しては、生け花、雅楽などの伝統音楽、相撲・武道などが上位を占め（図表23-2）、漫画・アニメやJ-POPなどの現代文化よりも伝統文化に対する関心が高いことが窺える。

日本政府観光局（JNTO）によると、2016年通年でインドからの訪日者数は12万3,000人（国別順位では、世界17位、アジア地域11位）と推定されており、前年から約20%、2011年（訪日者数約6万人）と比較すると5年間で2倍以上に増加した。2016年11月には高額紙幣廃止という心理的なマイナス要因があったにもかかわらず、同年12月の訪日者数は前年同期比で12%増加するなど、増加傾向は堅調である。日本・インド両政府は、2017年を「日印友好交流年」とし、両国で年間にわたり文化・教養などに関する交流活動を企画している。このようにインドと日本の文化的・人的な紐帯は強化されており、訪日者数の増加を促すものとなっている。

図表 23-1 インド人の日本に対するイメージ

(%)	有識者層	一般層	全体
経済力・技術力の高い国	80	85	81
戦後一貫して平和国家の道を歩んできた国	64	64	64
豊かな伝統と文化を持つ国	57	57	57
生活水準の高い国	47	55	49
民主主義、自由主義といった価値観を有する国	39	46	41
アニメ、ファッション、料理など新しい文化を発信する国	40	46	41
自然の美しい国	32	36	33
国際社会においてリーダーシップを有する国	27	28	27
保守的で閉鎖的な国	11	12	12

（注）複数回答可

（出所）日本国外務省より作成

ひとくちメモ 13： ヨガ省

最近では女性のみならず男性にも人気が高いといわれるヨガだが、その本場というべきインドには、ヨガを管轄する中央省庁がある。2014年11月に設立された「ヨガ省」は正式名称を「Ministry of AYUSH」（伝統医学省）といい、インドの伝統医療や身体理論の普及を使命とする官庁である。AYUSHは「アーユルヴェーダ（Ayurveda）、ヨガ及び自然療法（Yoga and Naturopathy）、ウナニ（Unani）、シッダ及びホメオパシー（Siddha and Homoeopathy）」の略称である（アーユルヴェーダ、ウナニ、シッダは南アジアや中東の伝統医学）。その名称通り、同省はヨガ以外にも伝統的な医学療法の振興を管轄し、具体的な業務としては、AYUSHに携わる医師をはじめとした専門家の育成、AYUSHの効用に関する調査研究、AYUSH関連医薬品の法規制などを行っている。

同省設立の背景には、モディ首相によるインドのソフトパワー（軍事力に頼らない影響力）の拡大があるとされる。モディ首相は就任後の国連演説でヨガの重要性を説き、2014年12月にはインド政府の発案で国連総会の場で「国際ヨガの日」（6月21日）が制定された。株式会社セブン＆アイ出版の調査によると、日本のヨガ人口（月1回以上ヨガやピラティスを行う人）は590万人と推定され、他社の調

査とも比較すると、この数年でヨガに親しむ人が激増していることがうかがえる。日本との友好関係を標榜するモディ首相の影響力が、陰ながら日本のヨガブームにも及んでいるのかもしれない。

参考文献：「日本のヨガマーケット調査 2017」（所収：『ヨガジャーナル日本版』2017 年 3 月 2 日）

図表 23-2 インド人の関心が高い日本の文化

(%)	有識者層	一般層	全体
生け花	50	54	51
伝統音楽（雅楽、箏曲、和太鼓、三味線など）	50	36	46
相撲、武道（空手、柔道、剣道など）	46	45	46
茶道	43	39	42
伝統芸能（歌舞伎、能、狂言、文楽など）	41	27	37
生活様式・考え方	34	36	35
映画・ドラマ	35	37	35
盆栽	30	33	31
アニメ	27	35	29
書道	26	29	27

（注）複数回答可。対象は「日本に関してもっと知りたいと思う分野は次のうちどれですか」という質問で「文化」、「観光情報」、「その他」を選択した者のみ。

（出所）日本国外務省より作成

図表 23-3 訪日外国人数（2015-2016 年）

順位	(万人)	2015	2016	伸び率
1	中国	499.4	637.3	27.6%
2	韓国	400.2	509.0	27.2%
3	台湾	367.7	416.7	13.3%
4	香港	152.4	183.9	20.7%
5	米国	103.3	124.3	20.3%
6	タイ	79.7	90.1	13.1%
7	豪州	37.6	44.5	18.4%
8	マレーシア	30.5	39.4	29.1%
9	シンガポール	30.9	36.2	17.2%
10	フィリピン	26.8	34.8	29.6%
17	インド	10.3	12.3	19.3%
	総数	1,973.7	2,403.9	21.8%

（出所）日本政府観光局（JNTO）より作成

2. 地方中堅・中小企業への進出支援

近年の日本企業のインド進出の特徴の一つとして、地方の中堅・中小企業の進出事例が見られるようになってきていることが挙げられる。同時に、金融機関による中堅・中小企業のインド進出支援や、特定の都道府県や地域の企業のインド進出を支援する枠組みの形成が進んでいる。

2012 年 8 月、国際協力銀行とインドの商業銀行最大手のインドステイト銀行（SBI: State Bank of India）は日本の地域金融機関を通じた中堅・中小企業のインドへの進出支援体制の整備に係る覚書に調印した。2013 年には日本の地方銀行 36 行が同覚書に参加し、SBI と提携関係を結んだ。SBI

は同覚書に基づき 10 行以上の地方銀行と個別の業務協力協定を締結し、投資・市場情報の提供以外に、スタンバイ信用状（L/C）による融資支援などの金融サービスを行っている。これは地方銀行の発行するスタンバイ信用状に基づき、インドに進出する地方銀行の取引企業に対してインドステイト銀行から融資が行われるスキームで、進出企業のメインバンクがインドに現地拠点を持たない場合でも、融資を受けることが可能になる。

更に 2016 年、インドステイト銀行はニューデリーの同行支店内にジャパン・デスクを設置した。同デスクでは日本語対応可能なスタッフ（2017 年 1 月時点）を常駐させ、インドに進出を検討する日本企業への投資情報提供を行っている。

同じく 2016 年、インド商工業省内に設置された日本企業の対印投資相談窓口「ジャパン・プラス」内に、「愛知県デスク」が設置された。同デスクでは、週 3 日（月・水・金）の午前 9 時半から午後 5 時半の間、日本企業支援の実務経験を有するインド人弁護士がジャパン・プラスと連携して愛知県企業の対インド投資相談を行う³⁷。

3. 郵便局による銀行発足

インドでは、15 歳以上人口の銀行口座保有率が 53%（2014 年：世界銀行統計）と、人口の半分近くが口座を保有しておらず、口座を持っても銀行など金融サービスに十分なアクセスのできない人口は更に多いと見られる。モディ政権はそうした人々への金融包摂の取組みを進めており、第 17 章「金融制度」で記載の通り、PMJDY と呼ばれる低所得者向け貯蓄口座は 2017 年 1 月時点までに 2.7 億口座が開設された。

並行して、連邦政府は金融包摂政策の推進のため、専ら少額の預金受払、零細企業などへの貸付を行う新しい業態の銀行の設立に向けて制度を整えてきた。2014 年に新業態の銀行「支払銀行」（Payments Banks）と「小型銀行」（Small Financial Banks）のガイドラインを発表し、2015 年に合計 21 の機関に対して営業に関する仮免許を交付した。このうち、インドで郵便サービスを独占的に提供する情報省の「郵便総局」（Department of Post）が支払銀行の仮免許を取得した。郵便総局は日本のゆうちょ銀行と同様、郵便局窓口で預金の受払、決済・送金サービスなどを提供していたが、銀行免許を有していなかったため業務上の制約に直面していた。そこで 2012 年からインド準備銀行（RBI）に対して免許交付の申請を行ってきたという経緯がある。

2017 年 1 月 30 日、郵便局の新銀行である「インディア・ポスト支払銀行」（India Post Payments Bank）は北部のチャッティスガル州とジャルカンド州の両州都で先行的に業務を開始した。支払銀行は 1 口座あたりの預金受入額の上限が 10 万ルピーに制限されており、専ら金融サービスを十分に受けられない低所得者層、学生、移民、高齢者、零細企業などが顧客として想定されている。同行は 2017 年 9 月末までに 650 カ所の支店を設立する予定である。尚、郵便局は国内に 15 万局以上のネットワークを持つため、国内外の大手銀行が同行と提携意欲を示していると報じられている。

³⁷ 営業日・時間の情報は愛知県ウェブサイト

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/ricchitsusho/aichidesk-india.html>

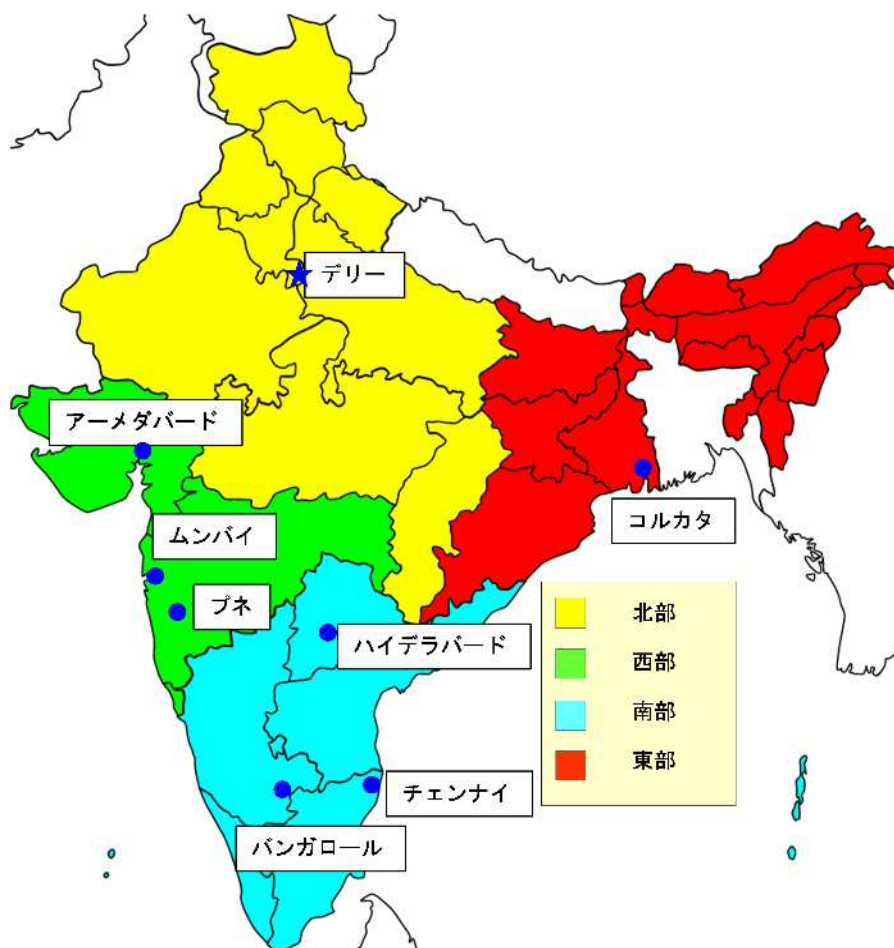
（2017 年 2 月 18 日最終閲覧）

第24章 地域別の概要

1. 地域分類と地域別の人口

インドの国土面積は 328.7 万 km²、世界で 7 番目に広く、日本の国土面積の 8.7 倍に相当する。第 1 章「概要」で既述の通り、インドは宗教、文化、言語、気候などの面で著しい多様性が見られるが、本書では便宜的にインドの国土を北部、西部、南部、東部の 4 つに区分した（図表 24-1）³⁸。州別の面積と人口では、それぞれラジャスタン州（34 万 km²）、ウッタル・プラデシュ州（2 億人）が最大である（図表 24-2）。

図表 24-1 インドの地域分類と主要都市



³⁸ インド内務省（Ministry of Home Affairs）によると、インドの国土は北部、中央部、東部、西部、南部、北東部の 6 つに分類されるが、本書では各州の経済関係や日本企業の進出動向を踏まえ、北部と中央部、東部と北東部とをそれぞれ統合して「北部」、「東部」と区分した。また、上の分類に含まれない島嶼部（アンドAMAN・ニコバル諸島連邦直轄領、ラクシャディープ連邦直轄領）については、便宜的に南部に含めた。

図表 24-2 各州の面積、人口比較

	面積 (km ²)	構成比	人口(1,000人・ 2011年度)	構成比
全国	3,287,469	100.0%	1,210,855	100.0%
北部	1,454,174	44.2%	466,963	38.6%
チャンディガル	114	0.0%	1,055	0.1%
チャッティスガル	135,192	4.1%	25,545	2.1%
デリー	1,483	0.0%	16,788	1.4%
ハリヤナ	44,212	1.3%	25,351	2.1%
ヒマチャル・ブラデシュ	55,673	1.7%	6,865	0.6%
ジャンム・カシミール	222,236	6.8%	12,541	1.0%
マディヤ・ブラデシュ	308,252	9.4%	72,627	6.0%
パンジャブ	50,362	1.5%	27,743	2.3%
ラジャスタン	342,239	10.4%	68,548	5.7%
ウッタル・ブラデシュ	240,928	7.3%	199,812	16.5%
ウッタラカンド	53,483	1.6%	10,086	0.8%
西部	508,261	15.5%	174,860	14.4%
ダードラー及びナガル・ハヴェーリー	491	0.0%	344	0.0%
ダマン・ディーウ	111	0.0%	243	0.0%
ゴア	3,702	0.1%	1,459	0.1%
グジャラート	196,244	6.0%	60,440	5.0%
マハラシュトラ	307,713	9.4%	112,374	9.3%
南部	644,517	19.6%	252,922	20.9%
アンドマン・ニコバル諸島	8,249	0.3%	381	0.0%
アンドラ・ブラデシュ	275,045	8.4%	84,581	7.0%
カルナタカ	191,791	5.8%	61,095	5.0%
ケララ	38,852	1.2%	33,406	2.8%
ラクシャディープ	30	0.0%	64	0.0%
ボンディシェリ	490	0.0%	1,248	0.1%
タミルナドゥ	130,060	4.0%	72,147	6.0%
東部	680,517	20.7%	316,110	26.1%
アナチャル・ブラデシュ	83,743	2.5%	1,384	0.1%
アッサム	78,438	2.4%	31,206	2.6%
ビハール	94,163	2.9%	104,099	8.6%
ジャルカンド	79,716	2.4%	32,988	2.7%
マニプル	22,327	0.7%	2,856	0.2%
メガラヤ	22,429	0.7%	2,967	0.2%
ミゾラム	21,081	0.6%	1,097	0.1%
ナガランド	16,579	0.5%	1,979	0.2%
オリッサ	155,707	4.7%	41,974	3.5%
シッキム	7,096	0.2%	611	0.1%
トリプラ	10,486	0.3%	3,674	0.3%
西ベンガル	88,752	2.7%	91,276	7.5%

(注) 2013年にアンドラ・ブラデシュ州から分離して新設されたテランガナ州の面積と人口は本表ではアンドラ・ブラデシュ州に含まれる。

(出所) 統計・計画実施省「Statistical Year Book India 2016」より作成

2. 地域別の一人あたり GDP

少し統計データが古いが、図表 24-3 に 2012 年度の州別名目 GDP と州別の 1 人あたり GDP を示した(1 人あたり GDP の(全国=100)の列では、120 以上を赤、80 以下を青で表示)。州別では金融・商業都市ムンバイや製造業の集積が進むプネなど大都市を擁する西部マハラシュトラ州が最も GDP が高く、唯一 10 兆ルピーを上回った。次いで南部タミルナドゥ州、西部グジャラート州と続く。1 人あたり GDP では、ゴア州、デリー連邦直轄領、シッキム州、チャンディガル連

邦直轄領が全国平均の 2 倍を超えているが、デリーを除くといずれも人口の少ない州や連邦直轄領であるためと考えられる。地域別のトレンドとしては、北部、西部に 1 人あたり GDP が全国平均以上を上回る比較的裕福な州が多く、逆に東部地域には貧困州が多いことが窺える。尚、北東部の諸州（アッサム、アナチャル・ブラデシュ、マニプル、トリブラ、ミゾラム、メガラヤ、ナガランド）には経済的な後発州が多いため、連邦政府による開発支援が重点的に行われている。

図表 24-3 地域別 1 人あたり GDP（2012 年度）

	州 GDP (億ルピー)	構成比	1人あたり GDP (ルピー)	(全国=100)
全国	760,597	100.0%	67,839	100
北部	264,521	34.8%	-	-
チャンディガル	2,283	0.3%	141,926	209
チャッティスガル	14,438	1.9%	52,963	78
デリー	28,711	3.8%	192,587	284
ハリヤナ	29,869	3.9%	119,156	176
ヒマチャル・ブラデシュ	6,496	0.9%	83,899	124
ジャンム・カシミール	6,819	0.9%	52,250	77
マディヤ・ブラデシュ	30,516	4.0%	44,989	66
パンジャブ	25,637	3.4%	84,526	125
ラジャスタン	41,418	5.4%	59,097	87
ウッタル・ブラデシュ	68,550	9.0%	33,616	50
ウッタラカンド	9,786	1.3%	92,191	136
西部	181,216	23.8%	-	-
ゴア	4,325	0.6%	200,514	296
グジャラート	59,879	7.9%	96,976	143
マハラシュトラ	117,012	15.4%	103,991	153
南部	181,699	23.9%	-	-
アングマン・ニコバル諸島	499	0.1%	97,687	144
アンドラ・ブラデシュ	36,224	4.8%	78,958	116
カルナタカ	45,521	6.0%	76,578	113
ケララ	31,268	4.1%	88,527	130
ボンディシェリ	1,466	0.2%	114,034	168
タミルナドゥ	66,720	8.8%	96,628	142
東部	133,161	17.5%	-	-
アナチャル・ブラデシュ	1,077	0.1%	76,218	112
アッサム	12,590	1.7%	40,475	60
ビハール	24,327	3.2%	27,202	40
ジャルカンド	13,562	1.8%	40,238	59
マニプル	1,108	0.1%	36,937	54
メガラヤ	1,720	0.2%	52,090	77
ミゾラム	689	0.1%	63,413	93
ナガランド	1,386	0.2%	70,274	104
オリッサ	22,059	2.9%	49,241	73
シッキム	891	0.1%	151,395	223
トリブラ	1,997	0.3%	60,963	90
西ベンガル	52,832	6.9%	61,352	90

(注) ダマン・ディーウ連邦直轄領、ダンドラー及びナガル・ハヴエーリー連邦直轄領、ラクシャディープ連邦直轄領、テランガナ州を除く。

(出所) 中央統計局より作成

3. 地域別の経済動向

(1) 地域別 GDP 構成比

名目 GDP（2012 年度）の地域ごとの内訳は、北部 34.8%、西部 23.8%、南部 23.9%、東部 17.5%であった。インド全国の名目 GDP に占める比率を地域と産業のマトリックスで見ると、農業と卸売・小売・レストラン業は北部、製造業は西部で盛んである（図表 24-4 参照）。南部は比較的バランスの取れた産業構造をしている。東部については全体的に産業開発が立ち遅れており、林業、漁業、鉱業などが主要産業である（図表 24-5）。

図表 24-4 地域別にみた名目 GDP の産業別構成比

	全国	北部	西部	南部	東部
全体	100.0%	34.8%	23.8%	23.9%	17.5%
第一次産業	19.3%	8.0%	3.4%	4.0%	3.9%
農業	15.9%	7.1%	2.9%	3.4%	2.5%
林業	2.5%	0.7%	0.4%	0.3%	1.0%
漁業	0.9%	0.1%	0.1%	0.3%	0.4%
第二次産業	27.6%	9.0%	7.7%	6.5%	4.4%
鉱業	2.1%	0.7%	0.3%	0.3%	0.8%
製造業	14.7%	4.5%	5.2%	3.4%	1.7%
建設業	9.0%	3.2%	1.7%	2.5%	1.6%
電気・ガス・水供給業	1.9%	0.7%	0.5%	0.3%	0.4%
第三次産業	53.1%	17.8%	12.8%	13.3%	9.3%
交通・通信業	6.8%	2.3%	1.7%	1.9%	1.0%
卸売・小売・レストラン業	15.2%	5.0%	3.7%	3.7%	2.8%
銀行・保険業	6.1%	2.0%	2.1%	1.2%	0.8%
不動産・ビジネスサービス業	10.9%	3.5%	3.0%	3.2%	1.2%
行政	4.6%	1.8%	0.3%	0.6%	1.9%
その他	9.4%	3.2%	0.7%	1.3%	4.2%

（注） 個別産業について、GDP 構成比が 3%以上のものを赤字で表示した

（出所）中央統計局より作成

図表 24-5 地域別にみた名目 GDP の産業別構成比（各地域を 100%とした場合）

	全国	北部	西部	南部	東部
全体	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第一次産業	19.4%	23.4%	14.2%	17.1%	22.1%
農業	16.1%	20.9%	12.2%	14.7%	14.1%
林業	2.4%	2.2%	1.7%	1.3%	5.8%
漁業	0.9%	0.3%	0.4%	1.1%	2.2%
第二次産業	27.8%	26.3%	32.1%	27.6%	24.9%
鉱業	2.2%	2.0%	1.4%	1.6%	4.4%
製造業	14.8%	13.0%	21.8%	14.2%	9.5%
建設業	9.0%	9.3%	6.9%	10.3%	9.3%
電気・ガス・水供給業	1.8%	1.9%	2.0%	1.6%	1.6%
第三次産業	52.9%	50.3%	53.7%	55.2%	53.0%
交通・通信業	7.7%	8.4%	7.0%	7.9%	7.1%
卸売・小売・レストラン業	15.2%	14.6%	15.3%	15.3%	15.8%
銀行・保険業	6.1%	5.8%	8.6%	5.4%	4.5%
不動産・ビジネスサービス業	11.0%	10.2%	12.5%	13.5%	6.9%
行政	4.3%	3.6%	3.8%	3.7%	7.0%
その他	8.4%	7.2%	6.4%	9.6%	11.8%

（注） 上表については、GDP 構成比が全国の構成比より 2%以上上回っている値を赤字で表示した。

（出所）中央統計局より作成

（2）地域別の産業構造の特徴

北部（2012 年度名目 GDP 構成比：34.8%）

中核都市デリーを含む北部では、第一次産業の構成比（23.4%）が全国平均（19.4%）より高く、第二次産業の構成比（26.3%）が全国平均（27.8%）より低いことが特徴的である。内訳では、第一次産業の農業の構成比が 20.9%と地域別には最も高い一方、製造業の構成比（13.0%）が全国平均（14.8%）より低い。これは、自動車など製造業の集積がデリーと周辺都市などに限られ、それ以外の地域では、まだ農業が主要産業であるためと考えられる。

西部（2012 年度名目 GDP 構成比：23.8%）

中核都市ムンバイを含む西部では、北部や東部とは逆に第一次産業の構成比（14.2%）が全国平均（19.4%）より低く、第二次産業の構成比（32.1%）が全国平均（27.8%）より高いことが特徴的である。内訳では、第二次産業の製造業の構成比（21.8%）が全国平均（14.8%）より 5 ポイント以上高い。これは、近年マハラシュトラ州のプネやグジャラート州に自動車産業が集積していることが影響している。また、金融都市ムンバイが含まれるため、銀行・保険業の構成比（8.6%）が全国平均（6.1%）よりも高い。

南部（2012 年度名目 GDP 構成比：23.9%）

中核都市チェンナイ、バンガロールを含む南部では、第一次産業の構成比（17.1%）が全国平均（19.4%）より低く、第二次産業の構成比（27.6%）が全国平均（27.8%）と同程度であることが特徴的である。内訳では、第二次産業の製造業の構成比（14.2%）が比較的高い。これは、南アジアのデトロイトと呼ばれるチェンナイへの自動車企業の集積、インドのシリコンバレーと呼ばれるバンガロールやハイデラバードへの IT 企業の集積によるものと推察される。

東部（2012 年度名目 GDP 構成比：17.5%）

中核都市コルカタを含む東部では、第一次産業の構成比（22.1%）が全国平均（19.4%）より高く、第二次産業の構成比（24.9%）が全国平均（27.8%）より低いことが特徴的である。内訳では、第一次産業では林業（5.8%）、鉱業（4.4%）の構成比が全国平均（林業：2.4%、鉱業：2.2%）より高く、その一方で、第二次産業の製造業の構成比（9.5%）は全国平均（14.8%）より 5 ポイント以上低くなっている。東部の諸州では、州政府が工業化に消極的であったため、道路網や港湾などのインフラが未整備であったことで製造業など高付加価値産業が発展せず、農業や鉱業などに依存してきたため、国全体に占める GDP の割合も他地域に比べて低く、1 人あたり GDP も全国平均を下回っている州が多い。近年は連邦政府の支援を受けた工業化の動きが活発になっていることや、東部の各州が鉱物資源（褐炭、鉄鉱石、銅、錫など）に恵まれていることから、注目を集めている。

4. 賃金水準

JETRO の 2015 年 1 月～2016 年 1 月調査によると、ニューデリー、アーメダバード、チェンナイ、バンガロール、ムンバイの職種別の月額給与は第 21 章「投資環境の優位性と留意点」の図表 21-6 の通りであった。全般的に賃金水準のレンジ、都市ごとの格差が大きいことが指摘される。製造業のワーカー（一般工職）、エンジニア（中堅技術者）、中間管理職（課長クラス）の平均賃金ではムンバイやニューデリーの水準が高い。チェンナイやバンガロールでは、製造業のワーカー賃金はムンバイの半分から 3 分の 2 程度の水準にとどまった。非製造業では、ニューデリーの賃金水準が最も高いが、賃金水準にかなり幅があることに注意が必要である。現地の日本企業へのヒアリングによれば、概してどの地域でもミドルマネジメント（工場の班長など）層の人材は集まりにくく、採用コスト、給与費用が想定以上に大きくなりやすいとのことである。

また、高い賃金上昇率も日本企業にとって課題である。2014 年後半以降は CPI 上昇率が抑制されている（2012 年 12 月：10.5%、2014 年 12 月：4.3%、2016 年 12 月：3.4%³⁹。いずれも前年同期比。出所：中央統計局）ものの、インド日本商工会による「第 10 回賃金実態調査」によると、スタッフとワーカーの賃金上昇率は 2015 年実績値、2016 年推計値とも全国平均で 10% を上回り、賃金上昇に歯止めがかかりにくい状況が続いている。地域別にワーカーの賃金上昇率（2015 年実

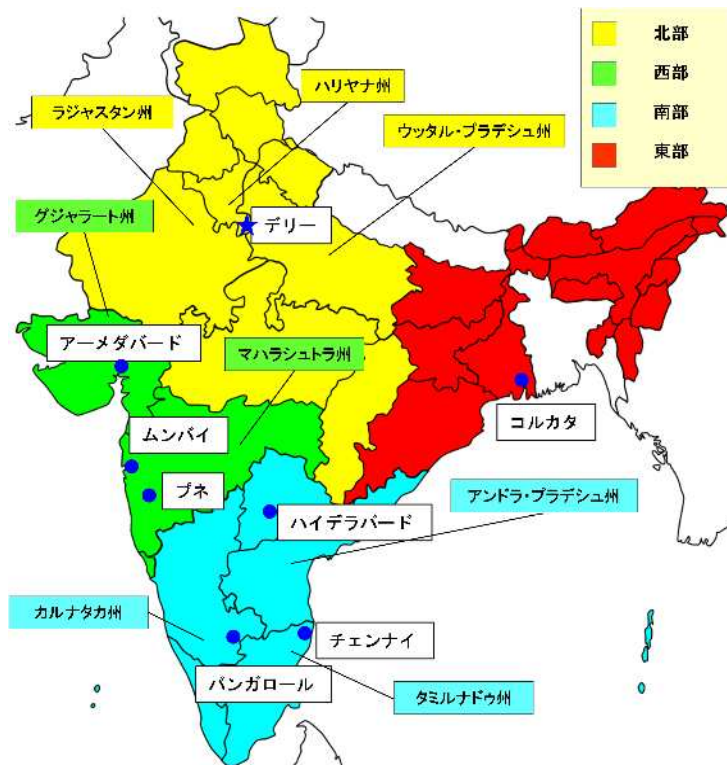
³⁹ 但し、2016 年 12 月のインフレ率低下は高額紙幣廃止の影響も原因として推測されるため、留意が必要である。

績値)を見ると、最も高かったのはラジャスタン州(15.0%)、次いでハリヤナ州マネサル(14.5%)で、北部の昇給率が高かった。

5. 外資企業の関心が高い工業団地の分布

第 4 章「直接投資受入動向」で示した通り、2000 年度から 2015 年度までの累計で最も海外直接投資額が多いのがマハラシュトラ州周辺であり、2015 年度の単年度実績で最も FDI 投資額が多いのが首都のデリーとその近郊であった。日系企業は、図表 24-6 に示した主要州・主要都市に進出することが多い。

図表 24-6 インド主要州・主要都市



また、主要な工業団地は、図表 24-7 の通りである。近年は、人気の高い工業団地はデリー周辺を中心に入居率がほぼ 100%に達している団地も目立っているため、西部グジャラート州、南部のチェンナイ、バンガロール近郊などで工業団地の開発が進められている。東部地域については、現在のところ日本企業の注目を集めるほどの水準の工業団地は整備されていない。

2015 年 4 月、日本・インド両政府は「日印間の投資貿易促進及びインド太平洋経済統合に向けたアクションアジェンダ」に署名し、デリー・ムンバイ産業大動脈 (DMIC) とチェンナイ・バンガロール産業回廊 (CBIC) 周辺地域を中心とする「日本企業向け工業団地」(JITs : Japan Industrial Townships)¹¹ 候補地の開発に向けた協力について合意した。同年 10 月に経済産業省とマディヤ・プラデシュ州政府間で覚書が署名され、同州の「ピタンプール工業団地」を加えて JITs 候補地は 12 カ所となった (図表 24-7)。JITs に対しては、既存の外資誘致枠組みである経済特区 (SEZ) や

国家投資製造区（NIMZ）に劣らない投資インセンティブを提供することとされる。開発主体・開発状況は団地により様々であるが、日本の大手商社や金融機関が関与しているケースが多い。このような工業団地はインフラや土地造成の面でトラブルが少なく、サポートビジネスが充実しているところもある。主要工業団地の詳細は地域編の各州を参照されたい。

図表 24-7 主要工業団地リスト

北部	西部	南部
【デリー連邦直轄地（323）】	【マハラシュトラ州（709）】	【チェンナイ都市圏*（686）】
-	チャカン	ティルボイ・カンディガイ
【ウッタル・プラデシュ州（309）】	ケースルディ	グンミディブーンディ
ノイダ/グレート・ノイダ	ケードSEZ	イルガトゥコッタ
【ハリヤナ州（522）】	シェンドラ	ビライパッカム
パワル	ミハンSEZ	スリベルンブドゥル
ロータック	ランジャンガオン	オラガダム
ジャジャール	パタルタンガ	マヒンドラ・ワールド・シティ
IMTマネサル	プティボリ	ヴァラム・ヴァダガル
IMTファリダバード	アムラヴァティ	シルセリITパーク
クンドリ	スバ	双日マザーソン
ライ	【グジャラート州（300）】	チェヤール
バリー	サナンド フェーズ	ワンハブ・チェンナイ
パニバト	ハロル フェーズ	スリ・シティ（AP州）
バハドルガル	ハジラ	ボネリ
【ラジャスタン州（182）】	ムンドラSEZ	【カルナタカ州（476）】
ニムラナ	ヴァビ	ビダディ
ギロット	ダヘジ	エレクトロニクス・シティ
チョパンキ/タブカラ	サイカ	ナルサプル
マヒンドラ・ワールド・シティ	ビバヴァヴ	ドッダバラブル 第3フェーズ
【マディヤ・プラデシュ州（98）】	マンダル	ハロハッリ 第3フェーズ
ビタンブール		ヴァサンタ・ナラサブラ第2, 3, 4フェーズ
		ヴェームガル
		マルール 第4フェーズ
		ガウリビダヌール
		ドバスベット 第5フェーズ
		トゥムクウル
		ホスール
		GMR・クリシュナギリ・インベストメント・リージョン

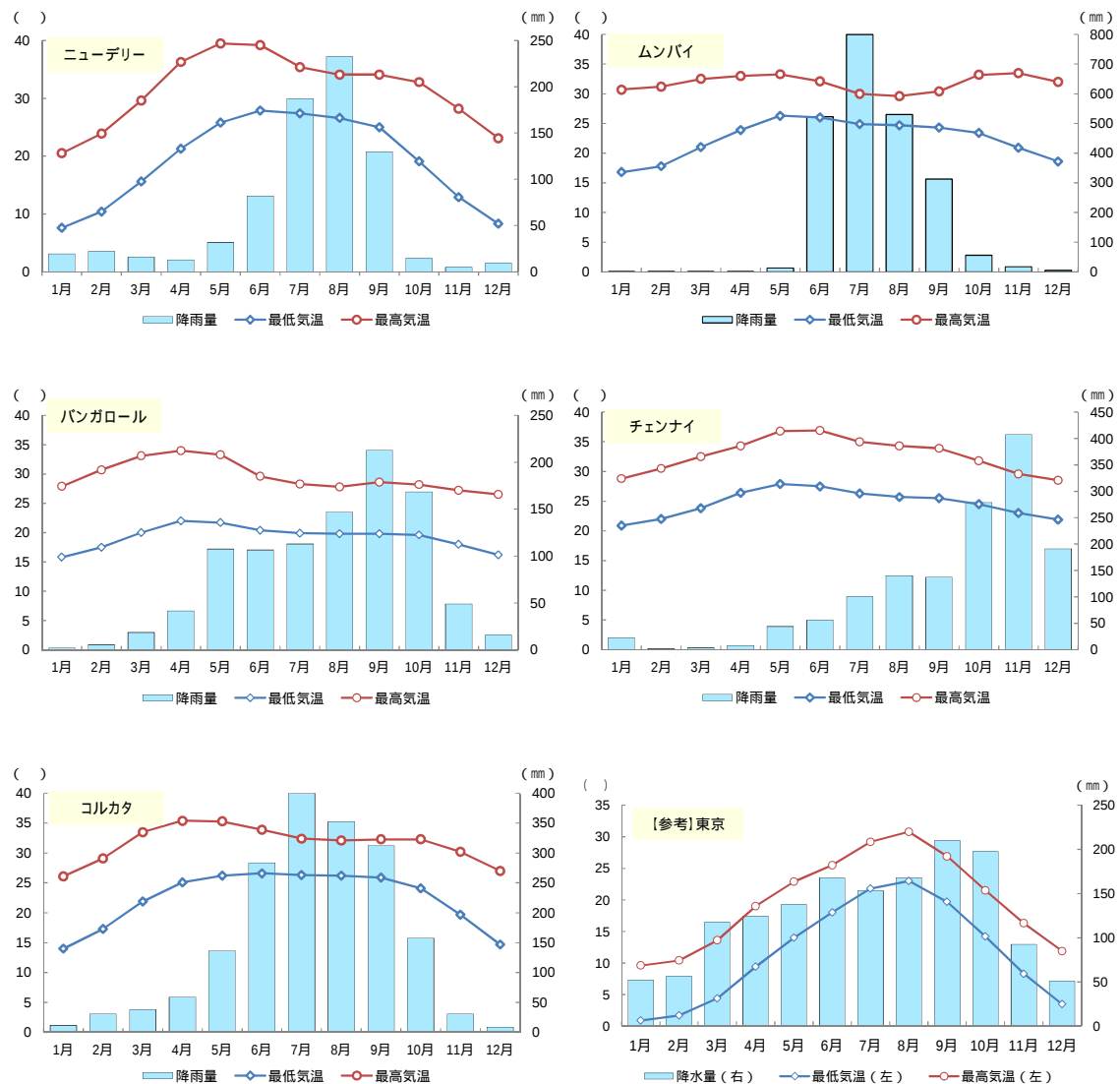
（注） 【】内のカッコ付数字は進出日本企業数（2016年10月時点）。チェンナイ都市圏はタミルナドゥ州とアンドラ・プラデシュ（AP）州を含み、日本企業数も2州の計数。日本工業団地は表中赤で表示した。尚、日本工業団地には、上表以外に「アンドラ・プラデシュ州南限とクリシュナパトナム港の間の地域」が指定されている。

（出所）日本国外務省、JETRO、経済産業省資料より作成

【参考】地域別気候（一部再掲）

南北に国土の長いインドでは地域ごとに多様な気候が見られる。一般的に、北部・東部は気温の幅が 40 から 10 以下と、年間を通じて気温差が大きく、南部は比較的気温差が小さく温暖である。また、南西部の沿岸はモンスーンの影響を受けやすい。図表 24-8 に主要都市の気温と降水量を示した。

図表 24-8 地域別の気温と降水量



(注) 参照期間：ニューデリー・バンガロール・東京：1981～2010年、ムンバイ：1961～1990年、チェンナイ・コルカタ：1971～2000年

(出所) インド5都市はインド気象庁、東京については日本国気象庁より作成。

ひとくちメモ 14： 憲法を持つ州ジャンム・カシミール

インド 29 州のうち、最北部に位置するのがジャンム・カシミール州である。「カシミール」は高級繊維として日本でも人気の高いカシミアの語源でもあり、同州の位置する北部高山地帯がカシミア・ヤギの生息域となっている。冬は極寒になるため、夏と冬で首都機能をそれぞれ別の都市に持たせている（夏：シュリーナガル、冬：ジャンム）。

また同州は 11 世紀初頭にアフガニスタンを起源とするイスラム王朝の支配を受けたため、インドで唯一イスラム教徒が多数を占める州である。宗教的な配慮から、州のうち唯一独自の憲法を持つことが許されているという点でも、独特の性格を持つ。

同州は印パ、印中国境紛争の舞台としても知られている。1947 年のインド・パキスタンの分離独立に際して、当時のカシミール藩王国はヒンドゥー教国であったためインドへの帰属が決定されたものの、イスラム系住民が反発したことで両国の軍隊が介入したのが第 1 次印パ紛争の契機であった。また 1960 年代には、チベット反乱を契機として中国の軍事活動が活発化し、中国はカシミール地方のアクサンティ地域を現在に至るまで実効支配している。

印パ関係は一時期の緊張緩和を経たものの、2016 年以降は武装勢力の襲撃事件が両国国境付近で相次ぐなど再び険悪になっている（2017 年 1 月時点）。更に、ヒンドゥー主義色の強い現連邦与党の BJP は、同州の州憲法に関する特別規定を廃止し、統合を進めることを企図しているが、結果として同州に多いイスラム教徒をはじめとする分離独立派からの反発を招き、インドの政治・社会全体への新たな不安要素となっている。

第25章 地域編 : デリー首都圏⁴⁰

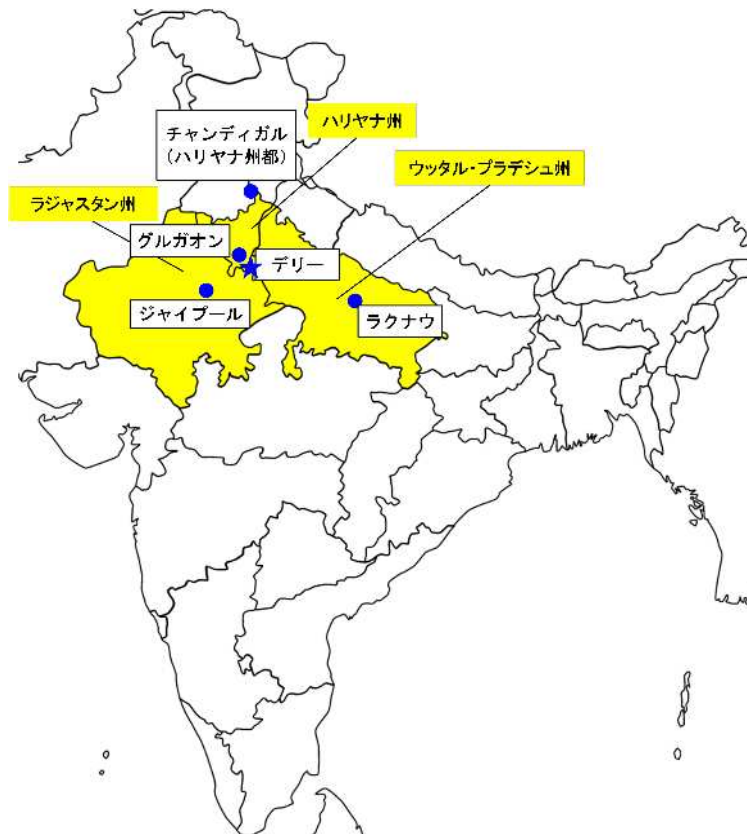
1. 地域概要

(1) 概要

インドにおける経済的地位

インド北部の政治・経済の中心地であるデリー連邦直轄領は州に準ずる行政区分（準州）に指定され、連邦の首都機能を有するニューデリー（New Delhi）をはじめとする 9 県で構成される。東側をウッタール・プラデシュ州、それ以外をハリヤナ州と接している。デリー連邦直轄領の面積は 1,483km² で、東京都の約 70% である。北緯 28 度（奄美大島と同緯度）東経 77 度に位置しており、広大なインダス・ガンジス平原の分水帯に位置する。東域にはガンジス川支流のヤムナ川が南北に流れている。2011 年時点の連邦直轄領の人口は 1,637 万人であり、ムンバイ（1,244 万人）を上回る。

図表 25-1 インドにおけるデリー連邦直轄領及び隣接州の位置



⁴⁰ ニューデリーを中心とするデリー連邦直轄領をデリー首都圏（NCT Delhi）と呼称する場合もあるが、本書ではデリー連邦直轄領・ハリヤナ州・ラジャスタン州、ウッタール・プラデシュ州を総称して「デリー首都圏」と呼称する。単に「デリー」という場合には、ニューデリーを含む連邦直轄領のことを指す。

2015 年 12 月開票のデリー連邦直轄領議会選挙では、庶民党（Aam Aadmi Party）が 70 議席中 67 議席を獲得する大勝を納め、2 大政党の BJP と国民会議派はそれぞれ 3 議席、議席なしという結果であった。現在の首相は庶民党のアルビンド・ケジリワル（Arvind Kejriwal）氏で、2013 年にも首相に就任したが、議会での重要法案の否決に抗議してわずか 49 日で辞任していた。同氏は世界で有数に深刻化したデリーの大気汚染に対する取り組みなどにより、米フォーチュン誌の選ぶ「世界の最も偉大な指導者」（2016 年版）で 42 位に選出された。

工業団地・日系企業進出動向

デリー首都圏地域の工業団地は、総じて土地価格の高騰が常態化している。一方で、土地や電力、水などの基本的なインフラの整備が追い付いていない現状がある。産業の集積が進み、工業団地への入居ニーズは高いものの、ショッピングモールといった商業用開発や住宅開発が優先され、工業用地の開発は後回しにされる傾向があったためである。2006 年から開発が進められてきた日本専用工業団地のニムラナ、バワル、IMT マネサール、ノイダ工業団地などに日本企業の入居が多い。しかし、ニムラナや IMT マネサール、ノイダ工業団地は既に高い入居率であるため、新規入居が難しい（詳細は図表 25-5）。現在、ニムラナ工業団地の近くにギロット工業団地の開発が進められており、同工業団地にも日本企業専用エリアが設けられることになっている。

図表 25-2 デリー首都圏に進出した場合のメリットと留意点

メリット	留意点
日本企業を含め製造業の集積が進んでいるため、部品・原材料の調達が容易。日本での取引関係を再現しやすい	カースト制の影響が強いため、労使関係・地場パートナーとの関係に配慮を要することが多い。カースト由来のデモ・ストライキの発生事例もある
デリー周辺には日本工業団地が多く、インフラや優遇施策が充実している	（ニューデリー、グルガオン）土地価格、物価、労働コストが相対的に高い
所得水準が高いため、大規模な消費市場が形成されている	地方から出稼ぎ労働者が集まり、労働争議が発生しがちである
近代的なショッピングモールが多い。ニューデリー、グルガオンなどには日本食レストランもあり、生活環境の質が高い	内陸に位置するため、港湾からの輸入に時間がかかる

（出所）現地調査、各種報道より作成

(2) デリー首都圏に隣接する主な州の概要

デリー首都圏に隣接する主な州として、ハリヤナ州、ウッタール・プラデシュ州、ラジャスタン州の概要を以下に示す。

ハリヤナ州

ハリヤナ州は 1966 年にパンジャブ州から分離して以降、現在の行政区分となった。州都はチャンディガル (Chandigarh) で、人口は 103 万人 (2011 年) である。チャンディガルはハリヤナ州とパンジャブ州両州の州都を兼ね、連邦直轄領に指定されている。面積は 4.4 万 km^2 (九州地方の約 1.2 倍) で、人口は 2,535 万人 (2011 年) である。北はパンジャブ州とヒマチャル・プラデシュ州、西と南はラジャスタン州、東はヤムナ川を境にウッタル・プラデシュ州に接しており、デリーを三方から囲んでいる。

デリーから南西 30km、に位置するグルガオン (Gurgaon) は、地場不動産開発大手の DLF Ltd. などによる都市開発が進められ、インド有数の近代都市となっている。外資企業の本社や販売拠点、弁護士・会計士事務所、コンサルティングファームなどの専門サービス関連のオフィスが数多く進出している。外国人向けサービスアパートの建設も急ピッチで進められ、現在デリー首都圏の企業に勤務する日本企業の駐在員やその家族の多くがグルガオンに居住している。デリーとは高速道路 (Delhi- Gurgaon Expressway) とデリーメトロ (地下鉄・高架鉄道) で結ばれている。

ウッタル・プラデシュ州

ウッタル・プラデシュ州は、日本の本州面積 (約 23 万 km^2) に匹敵する約 24 万 km^2 の面積を有しており、人口は国内総人口の 16.5% に相当する 2 億人 (2011 年) である。北はウッタラカンド、西はハリヤナ、デリー、ラジャスタン、南はマディヤ・プラデシュ、ビハールなどの合計 9 つの州・連邦直轄領と接している。州都は中部に位置するラクナウ (Lucknow) で、人口は 292 万人 (2011 年) である。

同州は農業が盛んで、2012 年における州名目 GDP の 26% が農業であった (全国平均は 16%)。また、デリーから南東 20km、ヤムナ川岸に位置するノイダ (Noida) 地区には、1991 年から開発が進められている工業団地 (ノイダ工業団地、グレーターノイダ工業団地) があり、ホンダなど日本企業の入居も多い。周辺には近代的なショッピングモールも存在し、2018 年に地下鉄の開通も予定されているなど、生活環境、インフラも整いつつある。

ラジャスタン州

ラジャスタン州は、ドイツの国土面積 (35.7 万 km^2) に匹敵する 34.2 万 km^2 を有するインド最大の州である。パキスタンと国境を接する州西部には、広大な半砂漠地帯が広がっており、乾燥気候に属する。人口は 6,854 万人 (2011 年) で、州都はデリーの南西 260km に位置するジャイプール (Jaipur、人口 304 万人) である。西はパキスタン、南西はグジャラート州、南東はマディヤ・プラデシュ州、北東はウッタル・プラデシュ州とハリヤナ州、北はパンジャブ州にそれぞれ接している。

伝統的に羊毛・繊維製品の生産地として知られ、絹・綿織物の染色技術に携わる小規模な企業が多く存在している。また、州内には宮殿や城塞などで有名なウダイプール、ジャイサルメール、ジョドプールなどインド有数の観光地が存在する。

2013 年の州議会選挙では、BJP が 200 議席のうち 8 割以上 (163 議席) を獲得した。州首相は BJP のヴァスンダラ・ラジェ (Vasundhara Raje) 氏で、同州初の女性首相である。ラジェ州首相は

モディ政権に歩調を合わせ、外国企業の投資誘致に積極的である。2014年にラジャスタン投資促進スキーム（RIPS-2014：Rajasthan Investment Promotion Scheme 2014）を策定し、各種税金の免除や還付などの投資インセンティブを用意している（図表 25-3）。

ラジャスタン州政府の主な投資関係機関として、直接投資の誘致を目的とする投資促進局（BIP：Bureau of Investment Promotion）、工業団地の開発を行うラジャスタン州産業開発・投資公社（RIICO：Rajasthan State Industrial Development and Investment Corporation）がある。

図表 25-3 ラジャスタン州の投資インセンティブ

区分	主な優遇措置内容
製造業・サービス業 共通	電気手数料、土地に関する税金の50%を免除（7年間）
	土地購入・リース・建設・土地改良に関する印紙税、土地用途変更に関する手数料の50%を免除
	入境税の100%を免除（新規投資、既存企業の拡張などの目的で75億ルピー以上の設備投資を商業稼働前に行う場合）
製造業向け	付加価値税と中央売上税の30%相当を投資補助金として支給（7年間）
	付加価値税と中央売上税の20%相当を雇用創出補助金として支給（7年間）
	ラジャスタン州農産品市場法に関する手数料（Mandi Fee）の50%免除（7年間）
サービス業向け	工場、機器、設備の購入に関する付加価値税の50%還付（最大7年間）
	遊興税の50%を免除（7年間）
その他	製造業企業（セメントを除く）による最後発地域への投資については、上の優遇措置に加えVATを10%還付
	サービス企業による最後発地域への投資については、上の優遇措置に加えて機器または設備に関する付加価値税を20%還付

（出所）ラジャスタン州政府「Rajasthan Investment Promotion Scheme 2014」をもとに作成

（3）進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

インフラ・物流

【道路】

デリー首都圏地域では、国道及び周辺のバイパス整備が急速に進められている。国道8号線は2017年までに6車線化（現在は4車線）が計画されており、拡幅工事が進められている。

デリー市内中心部、グルガオン、ノイダなどにおける渋滞は非常に深刻で、交通事故も多い。そのため物流業者を活用する場合には、所要輸送時間の予測が立てにくく、各企業は在庫を厚く

するなどの対応を余儀なくされている。

自動車の排気ガスなどに由来するデリー市内の大気汚染も深刻であるため、ケジリワル首相は 2016 年 1 月と 4 月にそれぞれ 2 週間の車両規制を行った。車両登録番号の末尾の数字（偶数が奇数か）に応じて、デリー市内を通行可能な日が規制されるもので、違反者には 2,000 ルピーの料金が課される。並行して、2016 年 1 月から排気量 2,000cc 以上のディーゼル車について新規車両登録を禁止していた（同年 8 月に解除）。

【港湾・空港】

デリー首都圏は内陸のため、海外からのデリー向け貨物は、一般にムンバイのジャワハルラー・ネルー（ナバシェバ）港に到着したのち、道路などでデリーまで輸送し、デリーで通関を行うケースが多い。

インド最大級の国際空港であるインディラ・ガンディー国際空港がデリー市内から 15km 程度の所に位置している。冬季に濃霧の日が多く、便の遅延や欠航が相次ぐことに注意が必要である。また、空港から市街に向かう道路は混雑が深刻である。

【電力】

ニューデリー市内やグルガオンでは、停電の発生は少なくなっている。工業団地のある郊外では、いまだに瞬間停電が頻発するところもあるため、生産設備の停止を防ぐための自家発電設備の設置が必要なことが多い。

【通信⁴¹】

固定電話、携帯電話、インターネット環境とも水準が上がってきている。特に携帯電話については、現地で通話・データ通信を利用可能なプリペイド式の SIM カードが安価に購入でき、一度購入すれば街中の多くの営業店でリチャージ（recharge）可能である。特にインディラ・ガンディー国際空港のカウンターでは手続きが容易である。

【不動産】

空きのない工業団地が増えており、デリーから少なくとも 2 時間以上離れた距離でないと、土地の取得が困難となっている。土地を収用された農民が還元要求をするケースも多く、土地を巡るトラブルも多いので注意が必要である。

⁴¹ 通信事情の詳細は、デリー日本人会ホームページ「生活の手引き」を参照のこと。

http://delhinhonjinkai.in/?page_id=43

【水】

乾燥地帯のラジャスタン州などでは砂漠を農地転用して大量の水を使っていることや、溜池などの再利用施設も不十分であることも相まって水不足が生じやすい。同州内のニムラナ工業団地の用水は地下水のくみ上げで確保しているが、最近では地下水の不足が深刻で、水道料金の値上げも発生した。

労働事情

【人材】

ワーカーとのコミュニケーション言語は現地語のみであるため、直接の窓口となる総務・人事担当者については、優秀なインド人を確保することが重要となる。また、北部は比較的カースト制度が根強く残っており、ワーカーと管理職の間の軋轢や、マネージャー層が現場を軽視するといった課題が見られるようだ。2016年2月にはハリヤナ州で特定カーストに対する優遇制度に反発する別カースト集団による暴動が発生し、マルチ・スズキの工場が操業停止に追い込まれるという事件があった。

現地政府関係者や日本企業によると、日本の駐在員が進んでワーカー層と食事を共にする、社員の家族を会社に招いて働いている様子を見せるといった施策によって、会社に対するロイヤルティを高める工夫が重要とのことである。

【賃金】

第24章「地域ごとの概要」で見た通り、北部地域は特に賃上げ傾向が強い。企業ごとに労働組合が結成されるケースが多く、賃上げなどの要求で生産ラインが止まったり、賃金交渉に向けて牛歩戦術を取ったりと、組合の行動は激しい。

若手スタッフ、間接部門の管理職・エンジニアのような高度人材はジョブホッピングが激しいため、優秀な人材を確保するためには、高い賃金を提示しなければならない。

生活環境

【気候】

デリー首都圏は年間を通じての気温差が大きい。衛生上の問題もあり、蚊や水などを媒介とする赤痢、コレラ、デング熱などに十分な注意が必要である。4月から6月にかけての暑期は気温が40℃を超える日も珍しくなく、2016年5月にはラジャスタン州で51℃を記録した。熱波による熱中症にも十分備える必要がある。

【教育⁴²】

ニューデリーには日本人学校があり、駐在員の家族には人気が高い。グルガオン、ノイダにもアメリカンスクール、ブリティッシュスクールをはじめ欧米系のインターナショナルスクールがある。

【医療⁴³】

ニューデリー、グルガオンには総合病院、専門医とも開業している。概して、インドの医師は欧米での勤務経験がある者も多く、英語でのコミュニケーションには不自由しないとのことである。但し、受付や看護師などのスタッフは英語が通じないことも多い。また外国人向けの公的医療保険制度がないため、渡航前に海外旅行傷害保険への加入が必須である。

【治安】

治安は一般的に悪くはない。日本人駐在員が凶悪犯罪に巻き込まれるような事件はほとんど起こっていないようである。また、アパート毎に警備員を雇っていることが多いため、空き巣被害も少ない。但し、流しのタクシーやバスなどに乗る時などはスリや痴漢などに注意が必要である。

【住居】

日本人駐在員に人気の地域は、デリー市内のバサントビハール (Vasant Vihar)、ディフェンス・コロニー (Defence Colony) やグルガオンのゴルフ・コース・ロード (Golf Course Road) などである。特にグルガオンには外国人向けサービスアパートが林立しており、家族と赴任した場合は同地に住むのが一般的である。単身赴任の場合は工業団地内のアパートに住むこともある。

【日本食品】

日本食材の調達は東南アジア諸国に比べると困難である。デリー市内に日本食材販売店として「Yamato-ya」(日本米、冷凍魚類、食肉加工品、キムチ、日本食、日本文具、冷凍品などを販売) があるが高価である。このため、日本本社からの送付制度やバンコクへの買出し休暇制度などを設けている企業もあるようだ。

デリー市内の日本食レストランとしては、「The Metropolitan Hotel and Spa New Delhi」内にある「さくら」や、「たむら」などが有名である。

⁴² 教育機関の詳細は、デリー日本人会ホームページ「生活の手引き」を参照のこと。

http://delhinhonjinkai.in/?page_id=43

⁴³ 医療機関の詳細は、在インド日本国大使館「デリー・グルガオン医療機関情報」を参照のこと。

http://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/Medical_New/delhihospital.html

【金融】

ニューデリーには、三菱東京 UFJ 銀行、みずほ銀行、三井住友銀行の支店があり、預金、貸付、外為、保証などのフルバンキングサービスを提供している。但しリテール業務を行っていないため、給与振込や日常の決済などについては、地場金融機関に口座を開設する必要がある。駐在員が多数派遣されているため、インドでの業務拡大やインド進出について、日本語での相談が可能である。また、三菱東京 UFJ 銀行はラジャスタン州のニムラナ工業団地にも出張所を設けている。

地場銀行では、インドステイト銀行（SBI）のジャパン・デスクがニューデリーの支店内に設けられており、日本語対応可能なスタッフが常駐し日本企業に対する投資相談を受け付けている。

ひとくちメモ 15： グルガオン/グルグラム？：インドの地名事情

2016 年 4 月、多くの日本人駐在員が居住・勤務するニューデリーの衛星都市グルガオン（Gurgaon）の地名が、グルグラム（Gurugram）へと変更された。グルグラムは同市の本来の呼称で、古代叙事詩「マハーバーラタ」に登場する武芸の師範（グル）が与えられた村（グラム）に由来するとされるが、名称が次第にグルガオンへと変化したとされる。

インドでは独立以降、植民地時代に付けられた都市名を旧称に戻す動きが数多く見られた。主要都市では、ムンバイ（旧称ボンベイ）、コルカタ（旧称カルカッタ）、チェンナイ（旧称マドラス）などがその代表例である。南部の中心都市バンガロールも、2014 年に同地の公用語であるカンナダ語のベンガルールへと改名された。

このように民族意識が興隆する一方で、グルガオンでもバンガロールでも旧称の方が通りやすく、地元の人々も取り立てて気に留めていない様子が伺えた。



バンガロール空港の案内標識。表記上は「ベンガルール」になっている

2. 主要工業団地

(1) ニムラナ工業団地の概要

ラジャスタン州のニムラナ工業団地は 2006 年 7 月のラジャスタン州産業開発・投資公社（RIICO）・JETRO 間での MOU に基づき、一部の区画を日本企業専用工業団地として 2007 年より分譲が開始された。2015 年 3 月末時点では、40 社以上が入居している（入居率 90%）。入居企業の 7 割以上が自動車関連だが、電機、鉄鋼、一般消費財や物流など、多様な業種が見られる。

ニムラナ工業団地は、ニューデリーとムンバイを結ぶ大動脈の国道 8 号線沿いで、道路に面し

た好立地である。ニューデリー市内中心部からは片道 2 時間半から 3 時間程度かかる。入居企業に対しては州をまたぐ物品販売に課せられる中央販売税 (CST) が通常 2% から 0.25% に減免される。但し、減免措置内容については、毎年度州政府の協議で更新されるため、最新の情報に注意が必要である。さらに、土地価格に関しても、隣接するハリヤナ州では 1 平方メートル当たり 4,500 ルピー以下の土地を見つけることが難しいが、ニムラナでは 3,000 ルピーとなっており、NCR の工業団地としては十分に競争力のある価格を維持している。入居企業の定例会が開かれており、上がってきた改善要求やトラブル事例を、RIICO を通じて州政府に伝えられるようになっている。

(2) ギロット工業団地の概要

ニムラナ工業団地の入居率が高まるに従い、新たな日本企業向け工業団地開発のニーズが増してきたことから、ニムラナ工業団地の近隣にギロット工業団地が開発され、日本企業専用区画が設けられた。総面積は同区画の 530 エーカーであり、3,500 ルピー/㎡で販売されている。2015 年 4 月に分譲が開始されたが、2017 年 1 月時点で操業を開始した日本企業はない。

図表 25-4 ギロット工業団地の状況 (2016 年 6 月)



(出所) 大和総研撮影

(3) 主要工業団地

図表 25-5 主要工業団地の概要（2015年3月時点）

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	総面積 (エーカー)	空き状況	進出済主要日系企業
ニムラナ (ラジャスタン)	デリー中心部より約120km。ラジャスタン州東部、国道8号線沿いに立地	RIICO	3,000	1,166	入居率：約90%	日信工業、三井化学、ダイキン工業、帝国ビストンリング、豊田合成、今仙電機、マイテックス、三菱化学、ユニチャーム、ミクニ、大日精化、タカタ、日本通運、興国インテック、タカハタ、芦森工業、日鐵住金パイプ、E&H、ユシロ化学工業、日本パーカライジング、オイレス工業、大同工業、日鉄住金物産、ベルテクノ、アライドJBフリクション、日立化成、ワイテック、トヨタキルロスカ、東海理工オートパーツ、不二越、尼崎パイプ製作所、日本電産、第一工業、王子ホールディングス、住友理工、三奈フォーゼ、小出製作所、サンデンピッカース、エムアイイーエスピー、太陽、山九、ティ・エス テック、サナック
ギロット (ラジャスタン)	デリー中心部より約120km。ラジャスタン州東部に立地。国道8号線まで約5km	RIICO	3,500	530	2015年4月分譲開始	なし
チョパンキ/タブカラ (ラジャスタン)	デリー中心部より約70km。ハリヤナ州との州境近くに立地。国道10号線まで約10km	RIICO	4,000	800 (チョパンキ) 700 (タブカラ)	現状空きなし	(チョパンキ) なし (タブカラ) ベステックスキョーエイ、丸順、増田製作所、積水化学工業
マヒンドラ・ワールド・シティ (ラジャスタン)	ジャイプール中心部より約20km。デリーからは約280km。国道8号線沿いに立地	Mahindra Group とRIICOの合併	2,800 ~ 3,500	3,000	空きあり	なし
パウル (ハリヤナ)	デリー中心部より南西方向に約90km。国道8号線沿いに立地	HSI IDC	5,000	3,365	総区画数：1,050 入居可能区画数：50	アーレスティ、旭硝子、ダイヤモンド電機、八千代工業、小糸製作所、日清食品、ジェイテクト、関西ペイント、ケーヒン、日本リークレス工業、古河電工、三井金属鉱業、武蔵精密工業、日本特殊陶業、NTN、日本精工、富士機工、YKK
ジャジャール (ハリヤナ)	デリー中心部からの距離は約60km。州道15A号線沿いに立地。また、建設中のKMP Expresswayに隣接	HSI IDC	6,500 ~ 7,500	12,500 (分譲面積8,000)	-	パナソニック、デンソー
IMTマネサル (ハリヤナ)	デリー中心部より南西方向に約50km。国道8号線沿いに立地	HSI IDC	12,500	3,500	総区画数：2,145 入居可能区画数：25 ~ 30	スズキ、ASTI、バンドー化学、ベルソニカ、ブリヂストン、カルソニックカンセイ、デンソー、エフシーシー、フタバ産業、ファッションクロスフルシマ、ハイレックスコーポレーション、日立金属、本田技研工業、兼房、丸一鋼管、牧野フライス製作所、ハイテック和泉、三菱電機、安川電機、キリウ、ショーワ、不二越、永田部品製造、新電元工業、日本発条、メタルワン、日本リークレス工業、日東電工、オムロン、オーエスジー、スタンダード プラスチック インダストリー、スタンレー電気、三桜工業、スミノエティジンテクノ、大気社

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	総面積 (エーカー)	空き状況	進出済主要日系企業
IMTファリダバード (ハリヤナ)	デリー中心部より南南東方向に約40km。国道2号線沿いに立地	HSI IDC	11,600	1,879	総区画数：900 入居可能区画数：200	ヤマハモーターズ、サンデン、ショーワ、kusakabe Gallium、L&T-MHIボイラーズ、住友理工
クンドリ (ハリヤナ)	デリー中心部より北方向に約30km。国道1号線沿いに立地	HSI IDC	10,000	1,265	総区画数：1,800 入居可能区画数：550	なし
ライ (ハリヤナ)	デリー中心部より北方向に約35km。国道1号線沿いに立地	HSI IDC	6,500	1,350	総区画数：1,777 入居可能区画数：283	ヤクルト本社
バリー (ハリヤナ)	デリー中心部より北方向に約55km。国道1号線沿いに立地	HSI IDC	6,500	1,253	総区画数：1,469 入居可能区画数：414	なし
パニバト (ハリヤナ)	デリー中心部より北方向に約100km。国道1号線沿いに立地	HSI IDC	6,500	922	総区画数：417 入居可能区画数：104	なし
バハドルガル (ハリヤナ)	デリー中心部より西方向に約30km。国道10号線沿いに立地	HSI IDC	6,000	886	総区画数：657 入居可能区画数：18	横浜ゴム
ノイダ/グレーターノイダ (UP)	デリー中心部より南東方向に約20km。Noida Greater Noida Expresswayを利用	GNIDA	6,500 ~ 9,800	3,000	入居可能区画数：個別開示	ヤマハ発動機、アネスト岩田、日本ビー・ケミカル、デンソー、DIC、エクセディ、本田技研工業、エイチワン、ケービン、コベルコ建機、日下部電機、松井製作所、宮津製作所、森六テクノロジ、住友電装、住友電気工業、不二越、日本電気、日亜化学工業、日新、日新電機、パナソニック、理想科学工業、積水化学工業、SMC、ソキア、三菱工業、トプコン、東洋インキSCホールディングス、東芝プラントシステム、ティエス・テック、ヤンマー

(注) 工業団地名のカッコ内は所在州名。UP はウッタル・プラデシュ州の略。開発主体の略称について、RIICO：ラジャスタン州産業開発・投資公社、HSI IDC：ハリヤナ州産業インフラ開発公社、GNIDA：グレーターノイダ産業開発局の略。

(出所) JETRO「日系企業が進出している主要工業団地及び今後進出が有望視されている工業団地」「インド・ラジャスタン州 ギロット工業団地のご案内」(2017年1月) 経済産業省資料より作成

第26章 地域編 : マハラシュトラ州

1. 地域概要

(1) 概要

インドにおける経済的地位

マハラシュトラ州は、インド西部に位置し、アラビア海に面している。州面積は 30.8 万km²（国土の 9.4%に相当）、2011 年時点の州人口は 1 億 1,237 万人（全人口の 9.3%に相当）である。

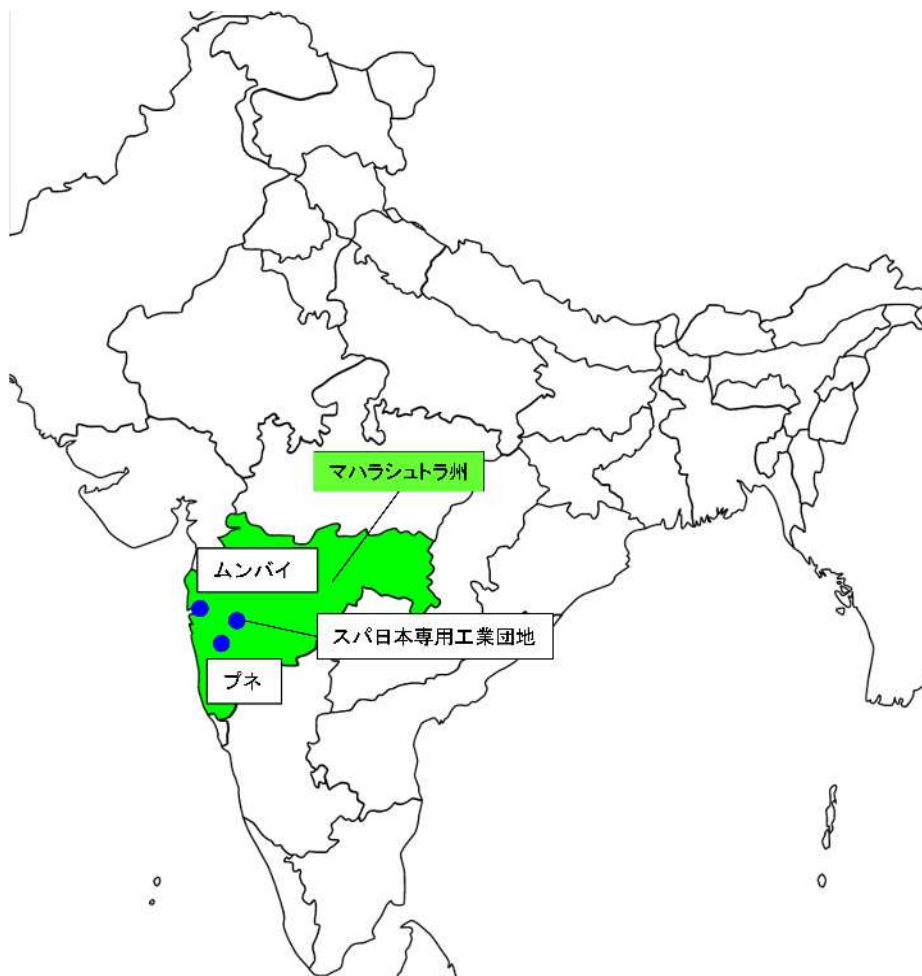
州内には南北にデカン高原があり、標高差を利用した避暑地も存在する。南にゴア州とカルナタカ州、東南にテランガナ州、北にグジャラート州とマディヤ・プラデシュ州、東にチャッティスガル州がある。

同州には、国内最大級の金融・商業都市である州都ムンバイや、自動車・IT 産業が集積するブネがあり、古くから経済活動の中心州として栄えてきた。同州はインド全体 GDP の約 15%を占めており、2000 年度から 2015 年度までの累積 FDI 受入額は同国の中で最大（全体の 3 割弱）である。州議会の多数派は BJP と地域政党のシヴ・セナー（Shivsena）で、両党は 2014 年の連邦議会選挙でも選挙協力を行った。州首相は BJP のデベンドラ・ファドナビス（Devendra Fadnavis）氏で、就任当時 44 歳と若いリーダーである。

州都ムンバイの人口は東京都の人口（約 1,360 万人）に匹敵する 1,244 万人（2011 年度）で、単一の都市としてはインド最大の人口を擁する。インド最大手の民間財閥であるタタ・グループ、リライアンス・グループの中核企業リライアンス・インダストリーズの本社などが置かれ、物流面ではチャトラパティ・シヴァージー国際空港や国内最大のコンテナ港ジャワハルラール・ネルー（ナバシェバ）による物流ハブが形成されている。また、インド準備銀行（RBI）の本店やボンベイ証券取引所（BSE : Bombay Stock Exchange）をはじめとした、内外の大手金融機関が集積しているアジア有数の金融拠点でもある。更に、「ボリウッド」（Bollywood）と呼ばれる映画産業が栄えており、世界最大規模の同国の映画産業を支えている。このようにムンバイはインドの商業、金融、文化の中心地として機能している。日本企業の進出としては、物流、商社、メーカーの販売拠点などが置かれることが多い。

同州第 2 の都市ブネは、ムンバイから約 170km 南東（車で 3 時間程度）に位置しており、人口は 575 万人である。英国植民地時代から「インドのオックスフォード」と呼ばれてきた。また最近では IT・自動車産業の集積が目覚ましく、バンガロールとともに「インドのシリコンバレー」と呼ばれることも多い。タタ・モーターズや、マヒンドラ & マヒンドラ、バジャジ・オートなどのインド地場の完成車メーカーは古くからブネを拠点に展開しており、フォルクスワーゲン（VW）、ゼネラル・エレクトリック（GE）、LG エレクトロニクス（LG）、ハイアール、3M など、欧米・中韓の大手メーカーの進出も相次ぎ、自動車部品のサプライヤーも集積しつつある。GE や VW は高度人材の集積を活用した R&D 拠点を置いている。堀場製作所など、日本企業がブネにテクニカルセンターを置く事例も見られるようになっている。

図表 26-1 インドにおけるマハラシュトラ州の位置



工業団地・日本企業進出動向

2013 年 1 月、マハラシュトラ州は 2013 年 4 月から 2018 年 3 月までの産業政策(Industrial Policy of Maharashtra, 2013) を公表した。当該期間終了までに 5 兆ルピーの FDI 受け入れ、200 万人の雇用創出、製造業を年間 12～13%成長させ、州 GDP の 28%とする(2012 年度：19.5%) ことを目標としている。

州を経済開発の度合いなどに応じて 7 地域に分け、更に大規模プロジェクト向けと中小企業向けとで地域に応じて異なる程度の優遇措置が受けられるようにしている(図表 26-2、図表 26-3)。経済開発の遅れている地域への投資に手厚いインセンティブが付与される。

図表 26-2 大規模投資の区分

プロジェクト名	地域区分	最低固定資本投資 (億ルピー)	最低直接雇用創出数 (スタッフ数)
メガ投資ユニット (Mega Industrial Unit)	A (ムンバイ、プネ他)、 B (ナシク他)	75	1,500
	C (ビダンディ他)	50	1,000
	D (アウランガバード他)、 D+ (ピタン他)	25	500
	産業不在地域 (No Industries Exist)、 「ナクサリズム」影響下地域	10	250
ウルトラメガ投資ユニット (Ultra Mega Industrial Unit)	州内全域 (区分なし)	150	3,000

(注) ナクサリズム (Naxalism): 毛沢東主義を標榜する共産党系の思想で、同思想集団による暴力事件が頻発している

(出所) MIDC 「Industrial Policy of Maharashtra 2013」、The Indian Iris 「Understanding Maharashtra Industrial Policy 2013-18: Incentives for MSMEs」(2015年9月)より作成

図表 26-3 大規模投資への優遇措置概要

区分	優遇措置 (いずれも7年間)
産業促進補助金	域内での完成品販売に係る付加価値税 (VAT) と中央販売税 (CST) の60～100%相当額を産業誘致補助金として受け取ることができる。更に食品加工セクターについては10%、1年間の追加優遇を受けることができる (但し、前表A・B地域を除く)
水道、エネルギーの監査費用 (audit) の還付	水道では10万ルピー、エネルギーでは20万ルピーを上限として、州政府より監査費用の75%の還付を受けることができる。また、省エネ、省水機器を設置する場合には、50万ルピーを上限として、要した費用の50%が補助される
印紙税の免除	用地購入、リース契約に関する印紙税の100%免除を受けることができる (但し、前表A、B地域についてはITパーク、バイオパークに入居するIT、バイオ関連企業に限る)
電力使用税の免除	電力使用税 (electricity duty) の100%免除を受けることができる (但し、前表A・B地域については、輸出特化型企业、IT、バイオ関連企業に限る)

(出所) MIDC 「Industrial Policy of Maharashtra 2013」より作成

当初予定されていた雇用創出数の2倍以上の雇用が生まれた場合には、追加の優遇措置が付与される。また、上表以外にも、州政府内の委員会による承認が得られた場合には、追加の優遇措置や優遇措置基準の緩和が与えられる可能性がある。

日本との関係では、2013年4月にJETROとマハラシュトラ産業開発公社 (MIDC: Maharashtra Industrial Development Corporation) がマハラシュトラ州への投資促進に向けてMOUを締結し、MIDCがプネ近郊の「スパ日本企業専用工業団地」(詳細は後述)を整備することや、日本企業向

けのワンストップサービスを提供する「ジャパング」を同社内に設置することを発表した。

更に、2015 年 9 月、日本国経済産業省とマハラシュトラ州政府は、同州の産業協力に関する覚書に署名し、工業団地やナビ・ムンバイ SEZ におけるスマートシティ開発を含むインフラの整備などについて協力を進めることで合意した⁴⁴。今後同州における日本企業の進出・事業機会の拡大が期待される。

(2) 進出日本企業から見た事業・生活環境やコスト

図表 26-4 マハラシュトラ州に進出した場合のメリットと留意点

メリット	留意点
古くから製造業の集積が進んでいるため、工業化の水準が高く、部材・素材の調達先の選択肢が豊富	ジャワハルラール・ネルー（ナバシェバ）港は貨物取扱量では国内最大級だが、近年は混雑・滞貨が深刻。またストライキのリスクもある
（ムンバイ）国内最大の金融センターを有し、資金調達や送金・決済の選択肢が豊富	（ムンバイ）不動産価格が高騰しているため、土地の確保・維持が困難
（ムンバイ）生活水準・消費意欲ともに高く、流行に敏感で新製品への受容度も高い	物価高、都市部の深刻な渋滞、牛肉食の完全禁止など、生活上のハードルが高い
（プネ）学術・研究都市があり、良質な労働力（エンジニアなど）が豊富で、日本語を使える人材も確保可能	（ムンバイ）同州内でも市をまたいだ物品の移動に入市税（オクトロイ）が課される

（出所）現地調査、各種報道より作成

インフラ・物流

【道路】

マハラシュトラ州における主要都市間の道路舗装率は 90%を超えている。特に、デリー・ムンバイ間、州内のムンバイ・プネ間等の高速道路、プネ地域の工業団地周辺の道路は整備が行き届いており、快適な走行が可能である。他方、ムンバイ市内では交通渋滞が深刻で、車の増加にインフラの整備が追い付かない状況となっている。

渋滞緩和を目的としたムンバイ・メトロ（高架鉄道・地下鉄）は工期の延長の末、2014 年 6 月に 1 号線が開通したが、こちらも混雑するようになっている。尚、地下鉄として整備されるメトロ 3 号線は日本の円借款（総額約 3,500 億円）で建設されることが決定しており、2020 年の開通が目指されている。

⁴⁴ 経済産業省プレスリリース「インド・マハラシュトラ州との間で産業協力に関する覚書に署名しました」（2015 年 9 月 11 日）

また、ムンバイとアーメダバードを結ぶ高速鉄道(MAHSR: Mumbai-Ahmedabad High Speed Rail) については、日本の新幹線方式の採用が決まっており、日印両政府は 2018 年末までの工事開始、2023 年の開業というスケジュールに留意することで合意した。

【港湾・空港】

マハラシュトラ州には、ムンバイ中心部に位置するムンバイ港（通称オールド・ポート）とナビ・ムンバイに位置するジャワハルラール・ネルー（通称ナバシェバ）港がある。ムンバイ港は主に完成車を取り扱っているが、2015 年度のターンアラウンドタイムが主要港のうちで最も長く、積み下ろしの時間が長いことが指摘される。一方、ナバシェバ港はインド最大の国際コンテナ取扱量（445 万 TEU：2014 年）を誇っているが、近年はスリランカのコロombo 港に抜かれ、取扱量の伸びは停滞している。また、港湾労働者によるストライキも何度か発生している点にも注意が必要である。

同州には、国際線用空港 3 港（ムンバイ、ブネ、ナグプール）がある。全日空が成田・ムンバイ間の直行便を毎日運航している（2017 年 1 月末時点）。尚、ムンバイの対岸地域で建設が進んでいるナビ・ムンバイ（Navi Mumbai）国際空港は、2018 年 12 月までに第一期工区の運用が開始できると報じられている。

【電力】

インド電力省による 2016 年度の予測では、マハラシュトラ州の需給バランスは 7.4%と安定しているが、ピークロードに対する供給は 0.7%の超過にとどまり、夏場のクーラー需要の増加などが懸念される。ムンバイ市内では、瞬間停電を含めて停電はほとんど見られなくなっている。

【通信】

通信インフラは他州と比較すると整備されているものの、通信環境が不安定な場合がある。

【不動産】

とりわけムンバイでは、南端のナリマン・ポイントを中心に借地料が非常に高いため、より安価な北部にオフィスを移転する動きが見られる。他方で主要工業団地には空きがあるところが多く、土地代もデリー首都圏に比べると廉価である。

労働事情

【人材】

ムンバイでは金融、サービス系の人材が豊富である。ムンバイの日本企業拠点では、ローカルスタッフに権限を移譲するケースも見られる。またブネではエンジニア以外に、日本語学習者も非常に多く、日本語人材を確保しやすい。ブネ大学に日本語学科があり、日本語スクールも多数

存在しているためである。

【賃金】

賃金上昇率は高い傾向にある。インド日本商工会の調査では、ムンバイのスタッフ昇給率見込みは 10.4%、プネのワーカー昇給率見込みは 12.2%であった（いずれも 2016 年）。他方で労働争議は少なく、2013 年の労働争議件数はタミルナドゥ州が 31 件、グジャラート州が 19 件であったのに対して、マハラシュトラ州は 2 件であり、労使関係は比較的安定していると言える（詳細は第 19 章「労働事情」参照）。

生活環境⁴⁵

【気候】

ムンバイは、気温は年間通じて 25～35 と安定しているが、モンスーン時期の 6～10 月は非常に多雨で、排水・下水網の未整備から道路の冠水、洪水が発生することもある。高温多湿で食品が傷みやすいので、食中毒や蚊の媒介する伝染病に注意が必要である。プネは内陸に立地していることもあり、摂氏 15～35 度で推移し、ムンバイに比べると降雨量も少なく、過ごしやすい気候である。

【教育】

ムンバイには小学部 1 年生から中学部 3 年生を対象とした日本人学校がある（2013 年に北西部から北部ポワイへ移転）。そのほかアメリカンスクール、ジャーマンスクール、フレンチスクールなどもある。プネには日本人学校がないが、Mercedes Benz International School、Symbiosis International School、Indus International School などのインターナショナルスクールがある（いずれも幼稚園から高校まで）。

【医療】

ムンバイの医療機関は充実しており、高度な医療を提供可能な総合病院以外にも、小児科や歯科など専門医も多い。但し、日本人駐在員は、シンガポールやバンコクの病院で受診したり、日本への帰国時に受診したりするケースも多い。

【治安】

2008 年 11 月にムンバイ同時多発テロによって多数の死傷者が出た。またプネでも 2010 年に爆

⁴⁵ プネ、ムンバイの生活関連の詳細情報は、プネ日本人会ウェブサイト(<http://www.pune-japan.com/>) やムンバイ日本人会「生活の手引き」(<http://mumbai-japan.in/38.html>) を参照のこと。

破テロ事件が発生したが、最近では都市部での大規模なテロや暴力事件は発生していない。

【住居】

ムンバイではアジア地域でも家賃が高い都市として知られ、ECA インターナショナルによる調査（2017 年 1 月）では、高級アパートメントの賃料でムンバイは北京やシンガポールに次いでアジア 8 位であった。最近では北部のポワイ（Powai）など、新しく開発されているエリアに住む駐在員が増えているようである。同じ物件でも、複数業者に依頼する、補修が予定通りに進捗しているか何度も確認するなどの工夫が必要である。

【日本食品】

同州では、日本食材を調達することは困難である。このため、日本本社からの送付制度や、年 1 回のバンコクへの買出し休暇制度などを設けている日本企業も見られる。生鮮食品は「Nature's Basket」や「Reliance Fresh」などのスーパーマーケットで購入可能である。

日本食レストランとしては、ムンバイではインド随一の高級ホテルタージ・マハル・パレス・ホテル内の「Wasabi by Morimoto」や「Saizen」、プネでは、「Miyuki」や、日本食を含むアジア料理を提供するレストランがいくつか存在する。

尚、マハラシュトラ州は 2015 年の法改正により牛肉の提供、所有を一切禁止したため、外国人向け高級ホテルやレストランでも牛肉料理の提供が原則として不可能になっている。但し、同法の一部条項について違憲判決が出ているため、今後の動向に注意が必要である。

【金融】

ムンバイは国内金融の中心地で多くの地場金融機関が本支店を置いている。邦銀では、三菱東京 UFJ 銀行、みずほ銀行の支店があり、預金、貸付、外為、保証などのフルバンキングサービスを提供している。日本人駐在員も派遣されていることから、インドへの進出や業務拡大について、日本語での相談が可能である。また、2016 年 5 月に三井住友銀行がムンバイにおける出張所開設に関する許可をインド準備銀行（RBI）から取得しており、近く開設されると見込まれている。

2. 主要工業団地

(1) スパ日本企業専用工業団地の概要

スパ日本企業専用工業団地（スパ工業団地）は、2013 年のジェットロと MIDC との覚書に基づいて開発が進められてきた工業団地で、日印両政府が推進する「日本工業団地」12 候補地の一つでもある。同工業団地はプネから 75km（車で片道 1 時間半）、ムンバイから 225km の距離にあり、幹線道路（州道 27 号線）沿いに立地する。総面積 2,300 エーカーのうち、第 1 フェーズとして 500 エーカーを日本企業専用開発・分譲する計画で、2015 年 9 月に申込受付が開始された。土地価

格は 2,200 ルピー/m² が予定されていたが、これは 2017 年までの限定価格であるため、最新の情報に注意が必要である。尚、MIDC のウェブサイト⁴⁶に日英併記のパンフレットが掲載されている。

(2) 主要工業団地

図表 26-5 主要工業団地の概要 (2015 年 3 月時点)

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/m ²)	総面積 (ヘクタール)	空き状況	進出済主要日系企業
チャカン	ブネ市中心部から 32km	MIDC	3,325	フェーズ1: 259 フェーズ2: 1,436 フェーズ3: 588 フェーズ4: 402	現状空きあり	ケーヒン、フコク、プリヂストン、小池酸素工業
ケースルディ	ブネ市中心部から 50km	MIDC	フェーズ1: 1,465 フェーズ2: 未定	フェーズ1: 8 フェーズ2: 142	現状空きあり	ニプロ
ケードSEZ	ブネ市中心部から 32km	MIDC 26%、カリヤニグループ 74% の合併	3,720	1,699	現状空きあり	JSW-MI (地場鉄鋼大手 JSW と伊藤忠丸紅鉄鋼の合併)
シェンドラ	オーランガバード市中心部から 15km	MIDC	フェーズ1: 520 フェーズ2: 1,670	5 star industrial area: 902 additional area: 799	現状空きあり	なし
ミハンSEZ	ナグプール市中心部から 13~14km。ナグプール国際空港から 7km	MADC	1,500	1,382	現状空きあり	なし
ランジャンガオン	ブネ市中心部から 50km	MIDC	フェーズ1: 1,875	フェーズ1: 999	現状空きあり	TATA AUTOCOMP GYBATTERIES LTD (タタグループ企業と GSユアサの合併)、黒田電気、JFE商事
バトルガンガ	バンヴェル市中心部から 17km	MIDC	フェーズ1: 2,660 フェーズ2: 2,660	フェーズ1: 171 フェーズ2: 379	現状空きあり	出光興産
ブティボリ	ナグプール市中心部から 28km	MIDC	フェーズ1: 1,520 フェーズ2: 1,150	フェーズ1: 2,428 フェーズ2: 1,329	現状空きあり	なし
アムラヴァティ	アムラヴァティ市中心部から 7km	MIDC	フェーズ1: 435 フェーズ2: 400	フェーズ1: 178 フェーズ2: 2,809	現状空きあり	なし
スパ	ブネ市中心部から 75km、車で約 1 時間半	MIDC	2,200 (95 年リース。2017 年までの限定価格)	2,300 エーカー うちフェーズ1: 500 エーカー	申込受付中。日本企業専用工業団地	なし

(注) スパ工業団地の情報については、2016 年 1 月時点。開発主体の略称は、MIDC: マハラシュトラ産業開発公社 (Maharashtra Industrial Development Corporation)、MADC: マハラシュトラ空港開発公社 (Maharashtra Airport Development Company Ltd)

(出所) JETRO 「日本企業が進出している主要工業団地及び今後進出が有望視されている工業団地」、「インド日本企業専用工業団地のご案内」(2016 年 1 月)、ニュースリリースより作成

⁴⁶ <http://www.midcindia.org/>

ひとくちメモ 16： 英雄シヴァージー

チャトラパティ・シヴァージーは、17 世紀のインド西部に存在したマラーター王国の創設者である（チャトラパティは王位の意）。彼の興したマラーター王国は周辺諸王国とのマラーター同盟の中心となり、東インド会社と3度の戦争を戦うなど、英国による18世紀のインドの植民地化に激しく抵抗したことで知られる。

そのためシヴァージーはインド独立のために戦った英雄として広く信仰されており、西部のみならず全国的にインド独立の象徴として人気が高い。現在でもシヴァージーの名前はマハラシュトラ州ムンバイの国際空港「チャトラパティ・シヴァージー国際空港」、世界遺産にも登録されている「チャトラパティ・シヴァージー・ターミナス駅」などに残されている。また同州で強い存在感を持つ地域政党シヴ・セナーは「シヴァージーの軍団」を意味し、シヴァージーへの崇拝を軸として結束した政党である。ヒンドゥー至上主義と反共を掲げている同党は支持母体にヒンドゥー主義団体を持つインド人民党（BJP）とは親和性が高く、しばしば選挙協力を行っている。



（チャトラパティ・シヴァージー・ターミナス駅）

第27章 地域編 : グジャラート州

1. 地域概要

(1) 概要

インドにおける経済的地位

グジャラート州は、インド北西部に位置し、北西をパキスタン、南西をアラブ海、北東をラジャスタン州、東をマディヤ・プラデシュ州に接している。州面積は 19.6 万km²（全国土の 6.0%に相当）、州人口は約 6,000 万人（全人口の 5.0%に相当）である。

同州は、連邦首相のナレンドラ・モディ氏が 14 年にわたり州首相を務めていたことで知られ、同氏の所属政党である BJP が圧倒的な基盤を有している。モディ州首相時代のインフラ整備、外資誘致に向けたビジネス制度の整備により、グジャラート州は飛躍的に発展した。現在の州首相は BJP のビジェイ・ルパニ（Vijay Rupani）氏で、2016 年 8 月に前首相の辞任に伴い就任した。

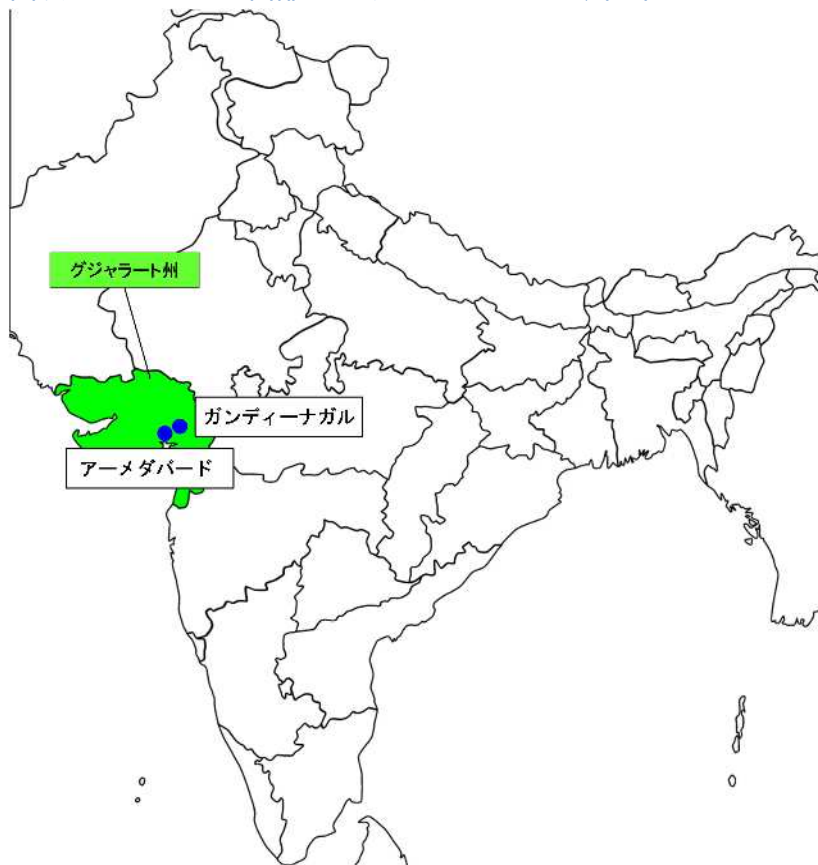
同州は綿花生産が盛んであったことから綿織物などの軽工業を発展させ、加えて海に囲まれた地の利を活かして東南アジアや中東との貿易に注力してきた。現在は石油化学を含む化学産業、製薬業、自動車や機械などの製造業が集積している。インド全体の製造業 GDP に占めるグジャラート州の割合は全州の中で最も高く、州 GDP の 25.6%を占める（2012 年度）。内外の大手メーカーも数多く同州に進出しており、完成車メーカーではフォード、GM、タタ・モーターズ、その他の製造業ではボッシュ、シーメンスなどが進出している。

また、地勢的にデリーとムンバイの間に位置しており、デリー・ムンバイ産業大動脈（DMIC）の対象地域にも含まれていることから、インフラ関連の投資機会も多いと期待されている。

グジャラート州はインド独立運動の指導者マハトマ・ガンディーの生誕地としても有名で、州都は「ガンディーの町」という意味のガンディーナガル（Gandhinagar）最大都市はガンディーナガルからほど近いアーメダバード（Ahmedabad。人口 558 万人：2011 年度）である。同市はイスラム教徒が住民の 2 割と比較的多く、市内にはイスラム教寺院（モスク）が数多く見られる。

同州はインドで唯一州法により飲酒を禁止している。外国人は購入量に上限のある許可証を発行してもらえるが、外の飲食店ではアルコール類の提供は基本的に行われない。また地元住民の多くが厳格な菜食主義者であるため、肉の調達も困難である。高級ホテルやその中のレストランであれば国際的なノン・ベジタリアン用の食事ができるが、一般的なスーパーや飲食店ではベジタリアン用の食品や料理が中心である。

図表 27-1 インド西部におけるグジャラート州の位置



工業団地・日系企業進出動向

2016 年 10 月時点の日本企業の拠点数は 300 社を数えるが、既進出のメーカーの販売拠点が多く生産拠点は少ない。但し、2016 年にホンダが二輪車の第 4 工場ですクーターの生産を開始し、年間 120 万台の生産を見込んでいる。スズキ⁴⁷も 2017 年 2 月に同州で四輪車の商用生産を開始し、年間生産台数を最終的に 25 万台に引き上げる目標である。更に同社はグジャラート州に第 2 工場を建設し、2019 年までの稼働を目指しており、第 1・第 2 工場の合計生産台数は 200 万台を見込む。グジャラート州進出企業数は 2014 年から急激に伸びている（図表 27-2）が、これらの日本の完成車メーカーの本格生産に従って、部品のサプライヤーやサービスビジネスの進出が更に進むと期待される。

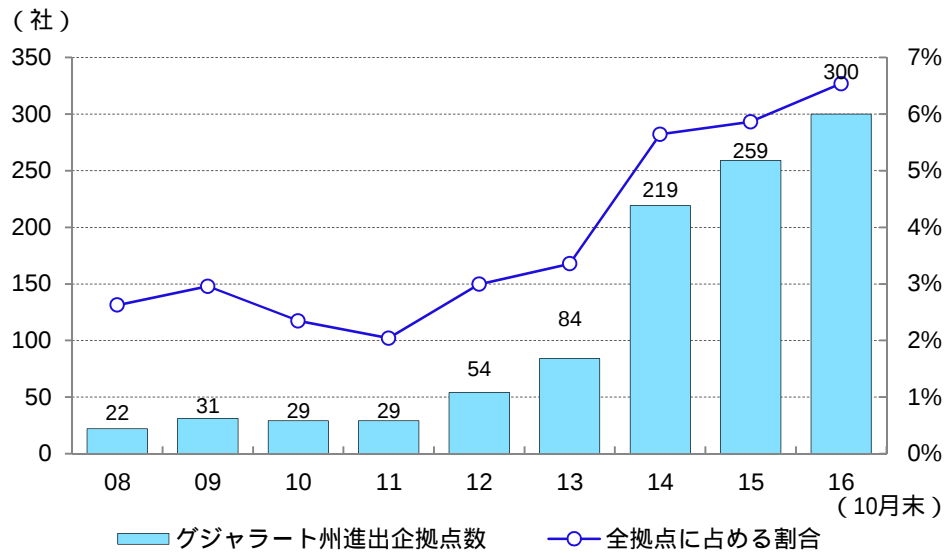
モディ首相のお膝元ということもあり、グジャラート州は外資企業の誘致に非常に積極的な州として知られる。2003 年からモディ首相は「Vibrant Gujarat」と呼ばれる投資誘致サミットを開催しており、最近では 2017 年 1 月 10 日から 13 日にかけて、日本を含む 12 カ国をパートナー国として 8 回目が開かれた。（図表 27-3）。

また、投資制度の整備も進んでおり、州政府内局の産業促進局（iNDEXTb：Industrial Extension

⁴⁷ スズキはインドでの合弁企業であるマルチ・スズキとしてではなく、スズキの 100% 子会社「スズキ・モーター・グジャラート」として進出した。

Bureau) が外国企業の投資の単一窓口として機能している。同局は投資を検討している企業に対し、政府内の各部署への紹介などを行う。

図表 27-2 グジャラート州への進出日系企業拠点数の推移



(出所) 在インド日本国大使館「インド進出日系企業リスト(2017年1月)」より作成

図表 27-3 Vibrant Gujarat の宣伝パネル



(出所) 現地調査にて撮影

(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

図表 27-4 グジャラート州に進出した場合のメリットと留意点

メリット	留意点
カンドラ、ムンドラなどの港湾インフラが整備されており、中東・アフリカ市場への輸出拠点としても有望である	ワーカー賃金の上昇率が高く、製造業のコスト競争力を損なう可能性がある
他州に比べて電力インフラが整備されており、停電がほとんどない。また道路の舗装状態も良い	北部からグジャラート州に出稼ぎに来る人間が多いため、スタッフの採用に苦労することがある
化学産業、自動車製造業の集積が進み、ホンダやスズキも操業を開始するなど、製造業が盛んである	特定社会階層に対する優遇施策をめぐる暴動が散発している
州の投資受付機関（iNDEXTb）が投資相談を一元的に受け付けるなど、投資関連制度が効率的である	州法で飲酒を原則として禁じている。またノン・ベジタリアン料理が少ないため、生活上のハードルが高い
禁酒州のため治安が良く、勤勉な人材が多い	-

（出所）現地調査、各種報道より作成

インフラ・物流

【道路・鉄道】

同州はデリー・ムンバイ間幹線道路をはじめとする交通の要衝であったことから道路整備が進んでおり、幹線道路、郊外の生活道路ともに舗装が行き届いている。

現在、DMICの貨物専用鉄道（デリー・ムンバイ間約1,500km）が開発中で、グジャラート州もイクバルガーやヴァドドラなどが接続される。軌道の敷設や電化工事を双日や三井物産が受注しており、今後は機械・設備の納入など日本企業のビジネスチャンスが広がると期待される。

【空港・港湾】

アーメダバードには、「サルダール・ヴァッラブバーイー・パテール国際空港」というインド初代内務大臣の名を冠した国際空港があり、インド各地と、中東、シンガポールなどへの直行便が運行されている。

同州は海岸線が長く、40以上の大規模な港湾がある。代表的な港湾は、官営のメジャーポートであるカンドラ、国際コンテナ取扱量がインドで2番目に大きいムンドラ、LNGターミナルとして知られるダヘジなどである。ムンドラ港は地場民間財閥のアダニ・グループが整備・運営しているため、陸路との接続もスムーズで、待ち時間も少ない。尚、アダニ・グループはムンドラ港付近にムンドラ特別経済区（SEZ）を開発しており、土地価格は同州内の水準からすると高いも

の、インフラの水準が高く輸出志向型の企業向けと言われている。同 SEZ 内には三菱重工業と地場クレーンメーカーのアヌパム（Anupam）社との合弁企業が進出している。

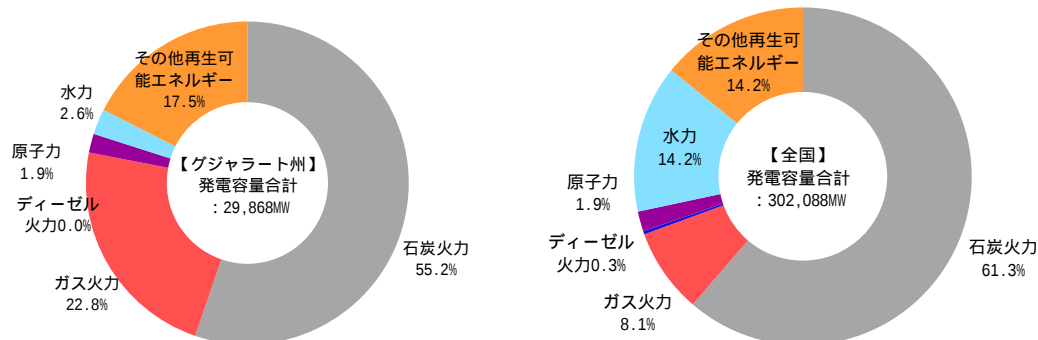
グジャラート州は中東やアフリカ市場への輸出拠点としても注目されており、同州進出企業のフォードや GM も輸出を行っているとのことだ。

【電力】

グジャラート州は電力の完全自給を達成しており、余剰電力を他州に販売している唯一の州である。市内、工業団地とも停電は非常に少なく、州電力公社の財務体質もその健全性において高く評価されている。

同州の電源構成を見ると、火力が大半を占めるのは全国平均と同様だが、水力が少なく、ガス火力と再生可能エネルギーが多いことがわかる（図表 27-5）。同州は再生可能エネルギーの開発に注力しており、民間による風力や太陽光発電など再生可能エネルギーの容量は発電容量全体の 17.5% を占め、また同州における民間の所有の発電能力のうち、3 割程度が再生可能エネルギーである。

図表 27-5 グジャラート州とインド全国の電源構成（2016 年 3 月）



（注）統計データの出所の関係上、全国の発電容量と電源別シェアは第 20 章の図表と異なる

（出所）中央電力庁より作成

【通信】

他州と比較すると整備されており、アーメダバード市内はデータ通信の途絶はほぼ生じない。但し、郊外は通信環境が不安定な場合がある。

【不動産】

土地価格は上昇しているものの、いまだに他州に比べて安い傾向が見られる。例えば同じ日本工業団地でも、ラジャスタン州のニムラナ工業団地が m^2 あたり 3,000 ルピーであるのに対して、同州のマンドル工業団地の場合は 2,100 ルピーである（2015 年 3 月時点）。

労働事情

【人材】

グジャラート州出身者（グジャラーティとも称される）は性格が穏やかで、勤勉であると言われている。また、伝統的に東南アジアや中東との貿易を行ってきたため商才と国際感覚に優れているとも言われ、欧米で高度人材として活躍することも多いようだ。

【賃金】

スタッフ人材は比較的昇給率が穏やかだが、ワーカーについては 2016 年見込みの賃金上昇率が 14.3%と、インド全体で見てもカルナタカ州に次いで高い。製造業の集積が進むに従い、優秀な人材の獲得が難しくなっていることが窺える。またグジャラート人は伝統的に北部などから異端的に見られてきたため、北部からの出稼ぎ労働者が少ないことも労働市場の逼迫に拍車をかける一因となっているともされる。

2016 年 11 月、日本国経産省とインド技能開発・起業省はインド政府が進める人材開発政策「スキル・インディア」への支援として、「ものづくり技能移転推進プログラム」に関する覚書に署名した。同プログラムでは 10 年間で 3 万人の日本水準のものづくり人材の育成を目標に、2017 年夏から日本式ものづくり学校を進出日本企業の協力を得て設立することが決定された。

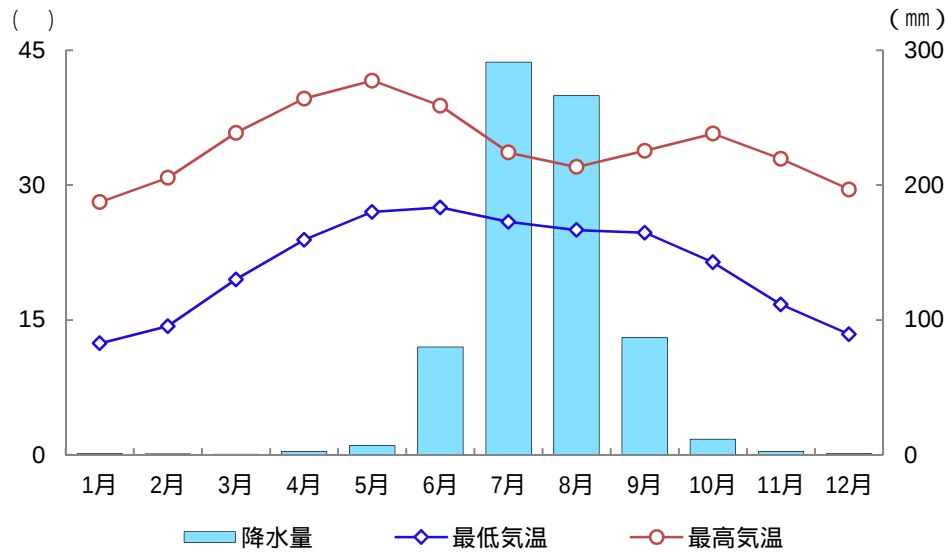
グジャラート州も第一弾の対象地に選定され、2017 年 8 月からスズキの協力で同州メサナに日本式ものづくり学校が開設される予定である。同校では組立、ディーゼルエンジン整備、板金修理、溶接など自動車関連のエンジニア育成が企画されており、2018 年以降の卒業生 300 名を目指す。この施策によって、同州の人材確保とレベルの底上げが期待される。

生活環境

【気候】

グジャラート州は、冬は暖かく過ごしやすい。一方で夏は酷暑で、アーメダバードでは暑さのピークを迎える 5 月には最高気温が 50 度近くになることもある。またモンスーンの時期（6～8 月）に年間降雨量のほとんどが降り、洪水が頻発する（図表 27-6）。2015 年 6 月には死者 40 人以上を出す大規模な洪水に見舞われた。

図表 27-6 アーメダバードの気温と降水量



(注) 1981～2010年の平均値

(出所) インド気象庁より作成

【教育】

欧米のメーカーの集積が比較的早かったこともあって、アーメダバードにいくつかのインターナショナルスクール (Ahmedabad International School など) があるものの、2017 年 1 月末時点で日本人学校は存在しない。そのため日本人駐在員は単身赴任するか、家族はグルガオンに住み、駐在員は平日アーメダバードで、週末をグルガオンで過ごすのが一般的である。

【医療】

医療は比較的発達していると言われ、オペレーターを通じて英語でやり取りが可能な病院もある。但し日本人駐在員はシンガポールやバンコクの病院に行ったり、日本に帰国した際に病院にかかったりする人が多い。

【治安】

飲酒が禁じられており、かつ性格が穏やかな住民が多いため、治安は全般的に良い。但し、アーメダバードなどでは 2015 年に特定の社会階層に対する優遇施策をめぐる「パティダール」と呼ばれるグループによる暴動が発生し、一部地域に外出禁止令が発令され、死者数人を出す事態となった。インドでは、「その他後発階層」(OBC: Other Backward Classes) と呼ばれる特定の社会階層出身者に大学の入学枠や公務員のポストを優先的に割り当てる制度があるが、パティダールは自らのグループを OBC に加えるよう、大規模な抗議活動を行い、それに抗議する別グループとの軋轢を招いてきた。尚、パティダールは多くのメンバーが「パテル」姓を名乗っていることから、前州首相アナンディベン・パテル (Anandiben Patel) 氏の辞任につながったという見方もある。

また、2016 年 3 月には、国境を接するパキスタンのテロ組織が州内に潜伏しているとして、警

報が発令されたこともある。

【住居】

事務所スペースは主要都市の中では安価で、事務所の賃料は家具付きの物件でも m^2 あたり 10 ドルと、デリーの半分、ムンバイの 3 分の 1 から 4 分の 1 程度である。

【日本食品】

他州と同様、日本食材を調達することは困難である。前述の通り肉や卵の調達も困難で、最近になって外国人向けのスーパーマーケットで卵が扱われるようになった程度である。また日本食レストランもアーメダバードに数軒しか存在しない。

【金融】

邦銀では、みずほ銀行がアーメダバードに出張所を設けており、法人向けのサービスを提供している。また、地場の大手商業銀行の多くはアーメダバードに支店を置いているため、給与振込、日常的に発生する決済や送金などについては、地場銀行に口座を作って行うことが一般的である。

2. 主要工業団地

(1) マンダル日系専用工業団地

マンダル日系専用工業団地（マンダル工業団地）はアーメダバードから北西に約 75km、ムンドラ港まで約 350km の地点に所在し（図表 27-7）、ホンダやスズキの工場からも近い。電力、水（ナルマダ川からの運河水）といった基礎インフラが充実しており、総面積は 1,235 エーカー（うちフェーズ 1 は 300 エーカー）である。

同工業団地は日本企業専用で、日本企業の資本割合が 51% 以上であるか、日本企業の資本割合が 50% で、かつ Managing Director が日本人である企業のみ入居可能である（日本企業の資本割合が 49% 以下の場合は入居不可）。2015 年 3 月時点で三菱アルミニウム（自動車・エアコン向け熱交換器用アルミニウム押出チューブ）、ROKI（自動車用エアフィルター・オイルフィルター）、テイエス テック（二輪車用シート）の 3 メーカーが進出している。

土地価格は m^2 あたり 2,100 ルピーで、州内の工業団地と比較すると中程度の価格帯であるが、価格は毎年改定される点に注意が必要である。

マンダル工業団地に特徴的な点は、豊田通商インディアの子会社である「TechnoTrends AutoPark Private Limited」が提供する、貸工場や総務・バックオフィス支援サービスである。同社は工業団地内に 49 エーカーの土地を取得し、主に中小・中堅企業向けに工場スペースのレンタルサービスを展開する。工場スペースは土地、建屋、基礎インフラが既に整備されている「プラグ・アンド・プレイ型」で、企業は入居後すぐに操業ができるようになっている。既に区画分けされたレンタル工場を利用する以外に、特別な仕様の工場が必要な場合にはオーダーメイドを選択するこ

とも可能である（図表 27-8）。

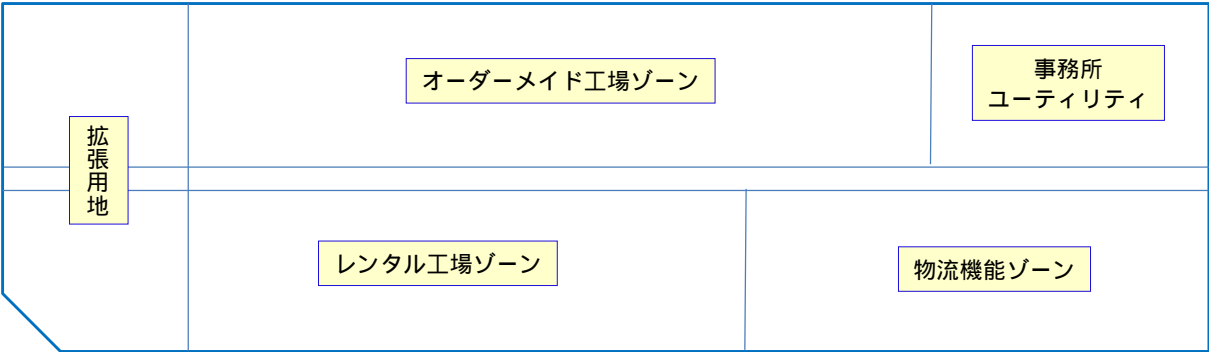
あわせて、同社は各種の総務・バックオフィスサービスとして経理、食堂運営、従業員通勤用の乗合バスの運行などを提供することも可能で、利用企業はリードタイムの短縮、初期投資・ランニングコストの削減につなげることが期待される。貸工場事業の開始に合わせ、2017 年 1 月に国際協力銀行（JBIC）は「TechnoTrends AutoPark Private Limited」に対して最大 8 億円の出資を決定した。

図表 27-7 マンダル工業団地の位置



（出所）JETRO より作成。白地図は「Craft Map」より取得、加工した。

図表 27-8 マンダル工業団地の貸工場スペースレイアウト



（出所）豊田通商プレスリリース「インド・グジャラート州で日本企業の進出支援・貸工場を展開
～インド初の官民連携による新たな形の工業団地事業～」(2015 年 2 月 9 日) より作成

(2) 主要工業団地

図表 27-9 主要工業団地の概要（2015年3月時点）

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	空き状況	進出済主要日系企業
サナンド フェーズ	アーメダバード市中心部から約20km	GIDC	3,600	オンラインで申込申請可能。現状空きあり	日立ハイレル、ショーワ
ハロル フェーズ	バドーダラ市中心部から約	GIDC	1,050	オンラインで申込申請可能。現状空きあり	TOTO
ハジラ	スーラト市中心部から約20km	GIDC	2,510	現状空きなし 拡張予定なし	三菱重工業
ムンドラSEZ	ブージ空港から65km、 カンドラ空港から60km アーメダバード国際空港から370km	アダニグループ	3,500 (借料90)	現状空きあり	Anupam MHI (三菱重工業と地場アヌパム社の合併)
ヴァビ	ヴァビ駅から5km	GIDC	3,270	現状空きなし 拡張予定なし	なし
ダヘジ	バルーチ市から約40km	GIDC	1,200	オンラインで申込申請可能。現状空きあり	
サイカ	バルーチ市から約14km	GIDC	1,570	現状空きあり	なし
ピバヴァヴ	アムレリ市から90km	GIDC	情報なし	現状空きなし 拡張予定なし	なし
マンダル	メサナ市から57km	GIDC	2,100	現状空きあり	ROKI、三菱アルミニウム、 ティ・エス テック

(出所) JETRO「日系企業が進出している主要工業団地及び今後進出が有望視されている工業団地」より作成

ひとくちメモ 17: インドのお酒事情

多くの日本人駐在員にとって、お酒が気軽に飲めるというのは生活面で重要なポイントだろう。インド人の多くが信仰するヒンドゥー教では、イスラム教とは異なり宗教的戒律によって飲酒の禁止が明示されているわけではないものの、教義的には大っぴらに飲酒することは推奨されていない。酒屋でも格子越しに商品を手渡したり、外から見えないように新聞紙でぐるぐる巻きにして渡したりするなどの対応が取られることがある。

インドでは他の規制と同様、州によって酒類に対する規制の程度に大きく差がある。特に戒律の厳しいグジャラート州は州法によって飲酒が禁止されているため、「ドライステート」と呼ばれる。他にも市レベルで飲酒を禁じているところもあり、外国人に酒類購入許可証を発行している例もある。更に原

則として飲酒を禁じていない州でも、国民の祝日などが「ドライデー」に指定されることがある。この日は小売店やレストランで酒類の販売が行われなくなるため注意を要する(ドライデーの指定日も州によって異なる)。また飲酒が可能になる年齢も州によって異なり、デリー連邦直轄領では 25 歳、カルナタカ州では 18 歳に設定されている。

日本人駐在員の多い大都市に限って言えば、グジャラート州のアーメダバードを除き、お酒が極端に手に入りにくいことはないと考えられる。特に南部のバンガロールは飲酒文化に比較的寛容と言われており、市内には欧米風のバーが軒を連ね、地元の若者で賑わっている。ムンバイでも、欧米の影響を受けたインド人が経営する地場の醸造所が現れ始め、いわゆる地ビールなどを出すバーも見られる。一方で店舗の混雑を理由に、金曜や週末の夜は男女のカップルでないと入店させない店もあるため、事前に確認や予約が必要だ。

最近のトピックとしては、2017 年 3 月に最高裁判所が飲酒運転の防止を理由に国や州の管理する高速道路沿いでの酒類の販売を禁止する判決を出したことで、反飲酒の機運が高まっている。例えば北中部のマディヤ・プラデシュ州、同州の東に隣接するチャッティスガル州の政府は、判決の直後に州内での酒類販売を禁止する方針を発表した。他方、酒税収入を維持したい幾つかの州では高速道路の区分を国や州の管轄する区分から変更することで、規制の対象から逃れる意向を見せている。日本でも 2020 年の東京五輪に向けて飲酒に関する規制の議論が提起されているが、インドでも飲酒を巡って全国的な政策論争に発展する可能性がある。

第28章 地域編 : カルナタカ州

1. 地域概要

(1) 概要

インドにおける経済的地位

カルナタカ州は、インド南西部に位置し、面積は 19.2 万km²（全国土の 5.8%に相当）州人口は約 6,110 万人（全人口の 5.0%に相当）である（2011 年）。同州は西ガーツ山脈、東ガーツ山脈が合流する台地に位置しており、北にマハラシュトラ州、西にゴア州とアラブ海、南にケララ州、タミルナドゥ州、東にアンドラ・プラデシュ州、テランガナ州と接している。雨雲が山脈に遮られ降水量は少ない。

同州の政治は 1990 年代以降、会議派、BJP、中道左派政党のジャナタ・ダル（世俗主義）の三大政党によって独占されている。2013 年の州議会選挙では、会議派が 224 議席中 122 議席と過半数を獲得し、BJP、ジャナタ・ダルはそれぞれ 40 議席程度にとどまった。現在の州首相は会議派のシダラマイア（Siddaramaiah）氏である。他方、2014 年の連邦下院選挙では BJP が会議派を上回る議席数を獲得したため、連邦と州との政治的バランスが微妙なものとなっている。

カルナタカ州には航空宇宙、自動車・自動車部品、建設・土木、工作機械、バイオテクノロジーなどの諸産業が集積している。同州の名目 GDP は全国 GDP の 6.0%を占め、5 番目に高い（2012 年）。州都バンガロールは 2011 年時点での人口は 875 万人で、デリー、ムンバイに次ぐ規模である。1991 年の経済自由化以降、バンガロールには IT 企業の集積が進んでいる。その一因として、Y2K（いわゆる「2000 年問題」）への対応のため、欧米企業がバンガロールに IT エンジニアリング業務をアウトソースしたことが挙げられる。

そのためバンガロールには地場の世界的ソフトウェア企業のインフォシス（Infosys）やウィプロ（Wipro）、欧米企業では Google、HP、IBM、Microsoft、SAP などが本社や地域本社を置くようになり、現在では「インドのシリコンバレー」と呼ばれるほどの IT、先端製造業の R&D の中心地となっている。以前はシリコンバレーとは名ばかりで、実際には BPO が中心でイノベーションが生まれていないと言われていたが、最近は IT のスタートアップ企業が増えているとされる。

バンガロールは海拔 920m に位置する高原都市で、温暖な気候で非常に過ごしやすいため、「インドの軽井沢」と呼ばれており、日本人駐在員からの人気も高い。

尚、2006 年にインド政府は植民地時代に付けられたバンガロール（Bangalore）という都市名を、現地のカンナダ語で「豆の街」を意味するベンガルール（Bengaluru）に改めた。その由来は、かつて同地の王が狩りの途中で道に迷って空腹に窮していたところ、女性が煮豆を供したという故事とされる⁴⁸。そのため標識や官営施設の名称などはベンガルールに変更されているものの、現地での名称としてはバンガロールの方が通りやすいため、本書では固有名詞を除き原則的にバンガロールの名称を用いる。

⁴⁸ 諸説ある。

図表 28-1 インドにおけるカルナタカ州の位置

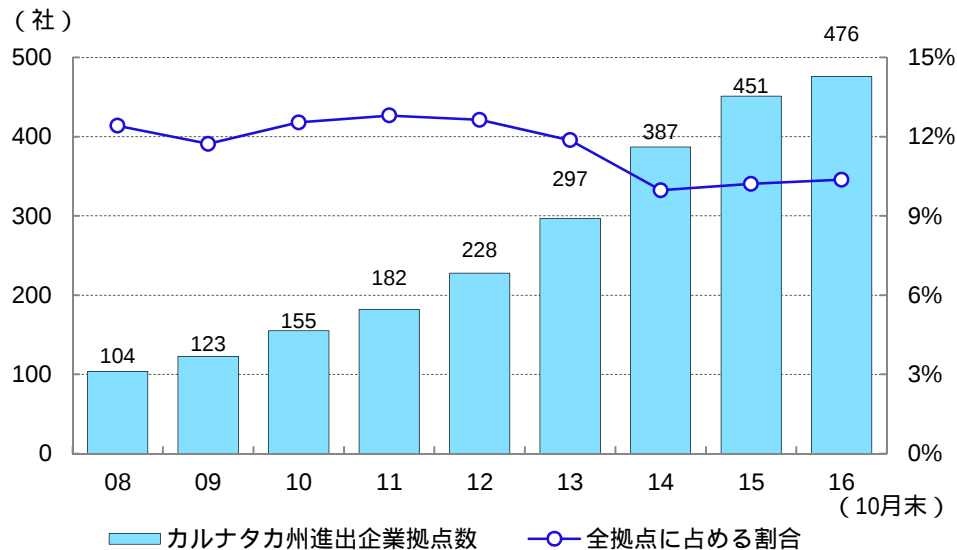


工業団地・日系企業進出動向

バンガロール周辺で日本企業が進出している工業団地としては、ビダディ (Bidadi。主な進出企業：トヨタ、豊田通商)、エレクトロニクス・シティ (Electronics City。同：横河電機、ファナック、安川電機)、ナラサプura (Narasapura。同：ホンダ) 等がある。また、日本工業団地として、バンガロールから 86km 北西部にトゥムクウル (Tumkur) 地区の開発が進んでいる。

在インド日本国大使館によれば、2016 年 10 月時点でカルナタカ州に進出している日系企業の拠点数は 476 で、2008 年から 4 倍以上に増えている (図表 28-2)。拠点数増加の背景には、IT 関連の製造業が集積していることや、トヨタ・ルノー日産・ホンダなど完成車メーカーの進出に伴って、Tier1、Tier2 の部品サプライヤーも進出しているためと考えられる。

図表 28-2 カルナタカ州進出日系企業の拠点数推移



(出所) 在インド日本国大使館「インド進出日系企業リスト(2017年1月)」より作成

州政府は投資促進政策として、2014年から2019年までの5カ年産業政策(Karnataka Industrial Policy 2014-19)を推進しており、対象期間内の数値目標として工業の年成長率12%、州名目GDPに占める製造用のシェアを20%に増加(2012年度:15.4%)、5兆ルピーの投資誘致、150万人の雇用を掲げている。州内176地区を6つに区分し、原則的に経済開発が遅れている地区(Zone 1から数字が増えるにつれて開発が進んでいることになる)ほど手厚い投資インセンティブを用意する。逆に、バンガロール市内など都市部は恩典がほとんど付与されない点に注意が必要である。

また、投資金額1億ルピー以上の大規模プロジェクトについても4段階の区分を用意し、付加価値税(VAT)と中央売上税(CST)について無利子ローンの形で還付されるようになっている(図表28-3, 28-4)。更に、Ultra Mega、Super Megaプロジェクトに該当する自動車、機械など特定の製造業のプロジェクトに対しては、電力使用税を7~10年間免除(地区区分による)、VAT・CSTの還付も優遇されるなどのインセンティブが付与される。

パッケージ化されたインセンティブ以外に、直接・間接の雇用創出効果やプロジェクトの立地などに応じて、州政府が特別のインセンティブを付与したり、条件を緩和したりする可能性がある。

また、チェンナイ・バンガロール間産業大動脈(CBIC)についても日印で協力して推進しており、将来的に集積企業の物流網に大きく寄与することが期待されている(詳細は第20章「物流・インフラ」を参照)。

図表 28-3 地区別の投資インセンティブ

区分名	区分	コード	該当地区数	印紙税免除 (%)	農地転用手数料還付 (%)	入国税免除 (%)	排水処理施設建設補助金	ローン書類への優遇手数料
ハイデラバード・カルナタカ地区 (HK : Hyderabad Karnataka Area)	A	Hk-Zone 1	20	100	100	100 (工場、機械、固定資本財投資・部品、原材料に係る入国税)	投資額の50%。 ただし2千万ルピーを上限	1,000ルピー あたり1ルピー
		Hk-Zone 2	11	100	100			
その他地区 (OTHK : Other than Hyderabad Karnataka Area)	B	Zone 1	23	100	100			
		Zone 2	51	100	100			
		Zone 3	62	75	75			
	C	Zone 4	9	-	-	-	投資額の50%。 ただし1千万ルピーを上限	

(注) 印紙税免除は借入、リースに関する書類の印紙税が対象。入国税免除は図表 28-4 の種別と費目(「工場、機械、固定資本財」と「部品、原材料」)に応じて3~8年の間で対象期間が定められる。

(出所) カルナタカ州政府「Karnataka Industrial Policy 2014-19」より作成

図表 28-4 大規模プロジェクトに対する税還付インセンティブ

プロジェクト種別	要件 (上: 固定資産投資額(億ルピー)・下: 直接雇用の要件)	地域区分	無利子ローンによるVAT+CST還付(100%)	
			期間 (年)	上限: 対固定資産投資額(%)
Large	1~25	A	9~10	60~75
	最低10名。以降投資額5億ルピーごとに35名増加	B	7~9	40~65
Mega	25~50	A	10~11	75~90
	最低200名。以降投資額5億ルピーごとに40名増加	B	8~10	50~80
Ultra Mega	50~100	A	11~12	85~95
	最低400名。以降投資額5億ルピーごとに40名増加	B	9~11	60~85
Super Mega	100~	A	13~14	95~100
	最低800名。以降投資額20億ルピーごとに40名増加	B	11~13	75~95

(出所) カルナタカ州政府「Karnataka Industrial Policy 2014-19」より作成

(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

図表 28-5 カルナタカ州に進出した場合のメリットと留意点

メリット	留意点
IT産業の集積が進み、工業系の優秀な大学も多いため、理系人材が豊富である	隣接するタミルナドゥ州との水利権争いが頻発しており、暴動に発展することもある
南部の人間は性格が穏やかで勤勉と言われ、日本企業に合いやすい。カースト意識も比較的希薄とされる	他州から供給されている石炭がストライキの影響などで供給停止を受けることもある
日本食・西洋食レストランが比較的多い。また飲酒や牛肉の購入が可能で、生活環境が優れている	西部や北部に比べると消費マインドが保守的で、新商品の浸透に時間がかかりやすい
(バンガロール) デカン高原にあり標高が高いため、年間を通じて気候が穏やかで過ごしやすい	(バンガロール) 一番近くの港湾でも350Km程度離れており、市内の交通渋滞も深刻である

(出所) 現地調査、各種報道より作成

インフラ・物流

【道路】

バンガロール市内の渋滞状況はインドの大都市でも特に深刻で、市中心部から 22km 離れたエレクトロニクス・シティ工業団地に向かうのにも、通常 45 分のところ混雑のピーク時には 3 時間以上かかることもあるとのことである。学校数が多いため、子供の送り迎えがある朝 8 時半と午後 3 時半前後がピークになる。

渋滞緩和を企図したバンガロール・メトロが日本の円借款(総額 655 億円)で建設されており、2016 年 4 月に東西線(4.8km 区間)が全線開業した。現在は南北に延びる 2 線目の建設が進んでいる。

【水】

大量の水を用いる企業の場合は、供給業者からタンクで定期的に購入することがあるとのことである。

尚、タミルナドゥ州とは州境を流れる川の水利権を巡る農民同士の対立が常態化している。2016 年 9 月、最高裁が上流側のカルナタカ州に対し、下流側のタミルナドゥ州へ水を供給するよう命じたことに対してカルナタカ州住民が反発し、タミルナドゥ州ナンバーの車や商店が放火され、警官隊とデモ隊の衝突で死者 2 名が出る事態となった。

この事件でバンガロール市の一部を含め州内に外出禁止令が出され、日本の完成車メーカー工場も操業を一時停止するなど、治安・経済に大きな影響が生じた。

【空港・港湾】

ケンペゴウダ国際空港がバンガロール市から北に約 37km、バンガロールとハイデラバードを結ぶ国道 7 号線沿線上に位置している。日本への直行便はないが、シンガポール、香港、中東などとインド国内各都市に就航している。

カルナタカ州自体は西側がアラビア海に面し、マンガロール港などの官営港湾があるが、バンガロールは州東側の内陸部にあるため、日本企業はタミルナドゥ州のチェンナイ港、エンノール港から原材料の輸入などを行うことが多いようだ。

【電力】

工業団地内であっても電力供給状況は不安定なところがあるため、進出企業は自家発電設備を用意することが多い。カルナタカ州政府は産業政策において、数年間で 15,000MW（現状の発電容量と同程度）の電源開発を目指している。

【通信】

市内でのデータ通信には支障はないが、郊外では通信が不安定になるケースがある。

【不動産】

企業集積に伴って土地・不動産価格は高騰しているものの、工業団地の土地価格・事務所賃料はデリーやムンバイに比べると低い。

バンガロール市内のチャンセリー・ホテル（Chancery Hotel）では、日本語対応可能なジャパンデスクを備え、ホテル内にレンタルオフィスや会議室を設けている。

労働事情

【人材】

カルナタカ州の人は比較的性格が穏やかで、勤勉な人が多いと言われ、日本企業の文化に合いやすい。特に IT 産業の集積したバンガロールではカースト意識も希薄で、労使関係のリスクも少ないとされる。

カルナタカ州には 52 の総合大学、3,555 の単科大学があり、州別ではそれぞれ 5 位、3 位であった。女性教育にも熱心で、女子学生のみを受け入れる総合大学があり、高等教育における男子学生と女子学生の比率は 52%対 48%と、ほぼ同数であった（2015 年度⁴⁹）。バンガロールの IT、高度製造業の集積から、理数系人材は特に豊富と言われる。

日本国経済産業省とインド政府との覚書に基づき、現地に進出するトヨタの協力を得て、日本

⁴⁹ 人材開発省「All India Survey on Higher Education (2015-16)」

式ものづくり学校がカルナタカ州に開設される予定である（2017 年夏）。既にトヨタ現地法人の「トヨタ・キルロスカ・モーター」が 2008 年から「トヨタ工業技術学校」を運営しているため、ものづくり学校でも同校の既存の設備やプログラムを活用する予定であるという。

【賃金】

インド日本商工会の調査では、2016 年のワーカー賃金の昇給率は 14.9%（見込み）と、調査対象都市のうちで最も高かった。一般工の賃金はデリー、ムンバイよりは低く、チェンナイと同程度であるが、昇給率の高さには留意が必要である。

生活環境⁵⁰

【気候】

高原地域にあるため、南部でも比較的気温や湿度が極端に高くならず、安定した穏やかな気候である。モンスーンの時期（6 月中旬頃）に雨が多く、洪水が起きる場合もあるが、概してチェンナイなどと比べると大規模な災害は少ない。

【教育】

日本人学校はないが、Canadian International School や Stonehill International School などのインターナショナルスクールがバンガロールに 10 校程度ある。また日本人補習校（サタデースクール）があり、バンガロール日本人会と PTA によって運営されている。2015 年 4 月時点の生徒数は 97 名（小学生 77 名、中学生 20 名）である。

【医療】

日本人駐在員はバンコク、シンガポール、日本帰国時に病院にかかることも多いが、医療サービスは充実している。緊急の場合は、駐在員のリスクマネジメントサービスを提供するウェルビーホールディングスを通じて診療手配、付添などを行うことができる。インドの病院の場合、診療、処置、薬の処方など窓口が細分化されているため、一連の医療サービスを受けるのに時間がかかる点に注意が必要である。

セコム、豊田通商、地場財閥のキルロスカ・グループは「TAKSHASILA HOSPITAL OPERATING PRIVATE LIMITED」を設立し、同社を運営母体として 2014 年に「Sakra World Hospital」を開業し

⁵⁰ 病院、教育機関などの詳細情報はバンガロール日本人会「生活ガイド」を参照のこと。

<https://www.bangalore-nihonjinkai.com/%E7%94%9F%E6%B4%BB%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89-1/>

医療については、在インド日本国大使館も参照のこと。

http://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/Medical_New/Bengaluruhospital.html

た（図表 28-6）。日本語対応可能なヘルプデスクを設置している。

図表 28-6 Sakra World Hospital の概要

病院名称	Sakra World Hospital
立地	インド・バンガロール東部
開院	2014年3月1日
診療科	6つのコアセンター（脳神経、心臓、消化器、整形外科、腎・泌尿器、女性・小児科） ほか17診療科
病床数	294床
延べ床面積	24,700m ²
主要設備	CT（128スライス）、MRI（3テスラ）、X線、内視鏡検査、血管造影検査、 ハイブリット手術室、トラウマセンター、リハビリセンター
患者数	外来約200名/日、入院約50名/日（2014年2月末） 外来約600名/日、入院約250名/日（開業5年後）
従業員数	約630名（医師：110名、看護師250名）（2014年2月末） 約900名（開業5年後）

（出所）セコム・豊田通商プレスリリースより作成

【治安】

バンガロール市内では治安は良く、日本人が巻き込まれる凶悪犯罪は非常に少ない。但し、中間層以上や若者を中心に飲酒に比較的寛容な風潮であるため、金曜や週末の深夜の外出は避けた方がよいとされる。

【住居】

バンガロール市内で外国人駐在員に人気のエリアは、中心部の MG ロード（MG Road）、エンバシー・ハビタット（Embassy Habitat）、フェアモント（Fairmont）、郊外西部のホワイトフィールド（Whitefield）などである。最近では空港以北に住む駐在員もいるとのことである。家族連れの場合は門とフェンスに囲まれた戸建てに住むことが多い。

不動産同様、企業集積に伴って住居費用は上昇傾向にあるが、デリーやムンバイに比べると低く、JETRO の調査では駐在員の借上社宅は月 1,280 から 1,650 ドルと、ムンバイの半分以上であった。また、現地経験が長く慣れている人は、会社の紹介ではなく自分で安価な物件を探すこともあるという。

【日本食品】

他州と同様、日本食材を調達することは困難である。このため、日本本社からの送付制度やバンコクへの買出し休暇制度などを設ける日系企業もある。バンガロール市内に日本食レストラン

が5店舗ほどあり、日本人シェフがいる店舗もある。

【金融】

邦銀では、三菱東京 UFJ 銀行とみずほ銀行がバンガロールに支店を開設し、法人向けのサービスを行っている。給与振込、日常的に発生する決済や送金などについては、地場銀行に口座を作って行うことが一般的である。

2. 主要工業団地

(1) トウムクウル地区：ヴァサンタ・ナラサプラ工業団地⁵¹

バンガロールから 80km 余り北西にあるトウムクウル (Tumkur) 地区はインド連邦政府の「国家製造業政策」により製造業専用の工業地区 (NIMZ: National Investment & Manufacturing Zone) として指定された 12 ヶ所の 1 つで、カルナタカ州の産業政策においても、優先的な開発が定められている。同産業政策のインセンティブも付与対象になる。

現在同地区内のヴァサンタ・ナラサプラ (Vasantha Narasapura) 工業団地では企業の操業と並行して開発が進んでいる。工業団地の土地総面積は 57km² (約 14,000 エーカー) で、現在の進捗としては、第 1 フェーズが完売、第 2, 3 フェーズは空きがある状態である。2015 年 5 月時点でフェーズ 1 から 3 の合計で 250 社以上が認可を受けており、全体の半分以上がエンジニアリング関係、それ以外には電気電子、IT 関係企業などが進出予定である。またフェーズ 3 には食品産業の集積地である「メガ・フード・パーク」が稼働しており、多様な企業が進出することが期待される。日本企業としては、東芝三菱電機産業システム (TMEIC) が進出している。

今後第 4 フェーズまで開発が予定されている (700 エーカーを収容予定)。土地契約は 99 ヶ年のリース契約で、m² あたりの土地価格は 1,700 ルピー (2015 年 3 月時点) と、同州内の他の主要な工業団地の多くが 2,000 ルピーから 3,000 ルピー台であることを踏まえると廉価であると言える。

(2) 主要工業団地

図表 28-7 主要工業団地の概要 (2015 年 3 月時点)

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/m ²)	総面積 (エーカー)	空き状況	進出済主要日系企業
ビダディ	バンガロール中心部から 28km。マイソール行き州道 17 号線沿い	KIADB	販売済み	情報なし	現状空きなし	トヨタ自動車、豊田通商、豊田鉄工、豊田合成、三井物産、尾張精機
エレクトロニクス・シティ	バンガロール中心部から 22km	KIADB	販売済み	情報なし	現状空きなし	アイシン精機、ファナック、横河電機、安川電機

⁵¹ JETRO 通商弘報 (2015 年 5 月 15 日付) を参考にした。

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	総面積 (エーカー)	空き状況	進出済主要日系企業
ナルサブル	バンガロール中心部から55km。チェンナイ行き国道4号線沿い	KIADB	3,400	販売済み。主に92のプロジェクトが承認されている	拡張計画(1,200エーカー)があり、その一部を日本専用工業団地としたい意向。第2フェーズでは628エーカーが割り当て承認済み	本田技研工業、バンドー化学
ドッダバラブル第3フェーズ	バンガロール中心部から36km	KIADB	3,100	約1,000(用地収用中)	申請受付中(約250エーカーの空き地)	武蔵精密
ハロハッリ 第3フェーズ	バンガロール中心部から45km。カナクプラ行き国道209号線沿い	KIADB	3,100	約1,367(用地収用中)	申請受付中	住友理工(ハロハッリ第2フェーズ)、川崎工業
ヴァサンタ・ナラサブラ第2、3、4フェーズ	バンガロール中心部から約86km。国道4号線沿いトゥムクル市から約15km	KIADB	1,700	第2、第3フェーズで合わせて約924(空き地)。第4フェーズで更に約700(収用予定)	申請受付中。日本工業団地	東芝三菱電機産業システム
ヴェームガル	バンガロール中心部から約50km。国道4号線沿い	KIADB	3,185(予定)	第1フェーズ: 約620エーカー 第2フェーズ: 約1000(収用予定)	申請受付中。日本専用工業団地構想の提案があり	なし
マルール第4フェーズ	バンガロール中心部から45km。州道99号線沿い	KIADB	2,890(予定)	450(用地収用中)	申請受付中。基本インフラ整備が開始(KIADBから水供給がなく、各企業が自分のBorewellをアレンジする必要。電力供給: 各企業に11KVAを配電する)	なし
ガウリビダヌール	バンガロール中心部から70km。州道7号線沿い	KIADB	3,088(予定)	600	申請受付中。KIADBから水供給がなく、各企業が自分のBorewellをアレンジする必要。電力供給: 各企業に11KVAを配電する	なし
ドバスベット第5フェーズ	バンガロール中心部から50km。州道4号線沿い	KIADB	3,700	890	KIADBから水供給がなく、各企業が自分のBorewellをアレンジする必要。電力供給: 各企業に11KVAを配電する	東海理化、東洋電機
ホスール	バンガロール中心部から40km。国道7号線沿い。バンガロール国際空港から75km	SIPCOT	未定	P-IとP-II: 約2,000(開発済み) P-III: 2,300(収用予定)	情報なし	日産自動車(アショク・レイランド日産ビークル)
GMR クリシュナギリ・インベストメント・リジョン	バンガロール中心部から65km。国道7号線沿い。ホスールから20km	GMR(民間)	2,250	第1プロジェクト: 3300 第2プロジェクト: 1000	申込受付中	なし

(出所) JETRO「日系企業が進出している主要工業団地及び今後進出が有望視されている工業団地」より作成

第29章 地域編 : チェンナイ都市圏⁵²

1. 地域概要

(1) 概要

タミルナドゥ州のインドにおける経済的地位

タミルナドゥ州は、インド南東部にある州であり、面積は 13.0 万km²（全国土の 4.0%に相当）州人口は 7,215 万人（全人口の 6.0%に相当）である。同州はインド亜大陸の最南端に位置し、北にアンドラ・プラデシュ州、西にカルナタカ州とケララ州、南と東はそれぞれインド洋とベンガル湾に面している。インド洋を隔ててスリランカにも面している。

州内にはタミル人が多く、州名の由来にもなっている。文化的には北部のアーリア文化と異なるドラヴィダ文化の中心で、インド独立以前は南部分離独立運動（ドラヴィダスターン）が起こった時期もあった。

同州の政治は、独立から 1967 年までは会議派が政権を担っていたが、1967 年以降はドラヴィダ進歩同盟（DMK）と全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩連盟（AIADMK）の 2 地域政党が圧倒的な議席を保有し、全国政党は少数派に甘んじている。2016 年 5 月の州議会選挙では、232 議席中 AIADMK と DMK がそれぞれ 135 議席、88 議席を確保し、会議派は 8 議席、BJP は議席ゼロであった。

2016 年 12 月に AIADMK の絶対的リーダーのジャヤラム・ジャヤラリタ（Jayaram Jayalalithaa）州首相が死去したことに伴い、同党の O. パニールセルバン（O. Panneerselvam）氏が後継者に指名されたが、就任 2 ヶ月で辞任した。現在の州首相は州の前高速道路・港湾担当相などを務めていた AIADMK の K. パラニスワミ（K. Palaniswami）氏である。

同州は南インド経済の中心地で、2012 年度においてインド全体の GDP の 8.5%を占め、マハラシュトラ州、ウッタル・プラデシュ州に次いで第 3 位であった。2000～2015 年度の累積 FDI 受入額は 215 億ドル（ボンディシェリ連邦直轄領含む）で、デリー、ムンバイに次いで同じく第 3 位であった。

古くから製造業が発展しており、製造業が州名目 GDP の 18.4%を占める（2012 年度）。主要産業は自動車・自動車部品、IT、エレクトロニクス、繊維、セメント、化学などである。ルノー、日産、フォード、現代自動車、ダイムラー、BMW など外資の完成車メーカーが集積し、同州の自動車生産能力は 138 万台と言われる⁵³。自動車部品産業も地場・外資共に集積していることから、州都のチェンナイ（人口 465 万人：2011 年度）は「インドのデトロイト」とも称される。

また、ムンバイと並び映画産業が盛んで、映画産業の中心地であるチェンナイ西部のコーダンバッカムは、ハリウッドになぞらえて「コリウッド」とも呼ばれる。尚、元州首相のジャヤラリタ氏や、AIADMK を結成したラーマチャンドラン（M. G. Ramachandran）氏は元俳優である。

⁵² 本書ではチェンナイ都市圏として、タミルナドゥ州とアンドラ・プラデシュ州を指すものとする。

⁵³ タミルナドゥ州産業政策 2014（Tamil Nadu Industrial Policy 2014）より。

図表 29-1 インド南部におけるチェンナイ都市圏の位置



アンドラ・プラデシュ州のインドにおける経済的地位

アンドラ・プラデシュ州（以下、AP 州）はインド亜大陸の東海岸（ベンガル湾側）に面した州で、北はオリッサ州、西はテランガナ州とカルナタカ州、南はタミルナドゥ州と接している。約 1,000km の長大な海岸線を有し、ヴィシャカパトナムなどの大規模な港湾 6 つを有する。

2014 年 6 月に同州の一部であったテランガナ州が分離独立した。分離前の面積は 27.5 万 km² で、ウッタル・プラデシュ州、マディヤ・プラデシュ州に次いで第 3 位の面積を有した。IT の集積地として知られ、テランガナ州の州都も兼ねるハイデラバードが、2024 年まで分離以前からの州都として機能しており、現在は新州都アマラーヴァティの開発と首都機能移転に向けた準備が進んでいる。

分離前の州議会選挙では地域政党のテルグー・デーサム（Telugu Desam）が 293 議席中 116 議席、インド国民会議派の流れを汲む YSR 会議派（Yuvajana Sramika Rythu Congress）が 70 議席、テランガナ民族会議（Telangana Rashtra Samithi）が 63 議席を獲得し、現在の州首相はテルグー・デーサムのチャンドラバブ・ナイドゥ（Chandrababu Naidu）氏である。同氏は積極的な外資誘致でハイデラバードに IT を集積させることに成功し、モディ首相も同氏の施策を参考にしたとされる。

AP 州は、世界銀行とインド連邦政府商工業省が行う、インド州別の事業環境改革調査⁵⁴（2016 年度）において、2015 年度に 1 位であったグジャラート州を抜いて、テランガナ州と

⁵⁴ 正式名称は「Assessment of State Implementation of Business Reforms」である。

並んで1位となった（図表 29-2）。

図表 29-2 インドの州別ビジネス環境改善ランキング（2016 年度調査）

順位	州・連邦直轄領名	スコア	2015年度 順位	順位	州・連邦直轄領名	スコア	2015年度 順位
1	アンドラ・プラデシュ	98.78	2	20	ケララ	26.97	18
1	テランガナ	98.78	13	21	ゴア	18.15	19
3	グジャラート	98.21	1	22	トリプーラ	16.67	26
4	チャッティスガル	97.32	4	23	ダマン・ディーウ	14.58	-
5	マディヤ・プラデシュ	97.01	5	24	アッサム	14.29	22
6	ハリヤナ	96.65	14	25	ダールダー及びナガル・ハヴエーリー	1.79	-
7	ジャルカンド	96.57	3	26	ナガランド	1.49	31
8	ラジャスタン	96.43	6	26	ボンディシェリ	1.49	20
9	ウッタラカンド	96.13	23	28	マニプル	1.19	-
10	マハラシュトラ	92.86	8	29	ミゾラム	0.89	28
11	オリッサ	92.73	7	30	シッキム	0.60	27
12	パンジャブ	91.07	16	31	アナチャル・プラデシュ	0.30	32
13	カルナタカ	88.39	9	31	ジャンム・カシミール	0.30	29
14	ウッタル・プラデシュ	84.52	10	31	メガラヤ	0.30	30
15	西ベンガル	84.23	11	31	アングマン・ニコバル諸島	0.30	25
16	ビハール	75.82	21	31	チャンディガル	0.30	24
17	ヒマチャル・プラデシュ	65.48	17	31	ラクシャディープ	0.30	-
18	タミルナドゥ	62.80	12		全国平均	48.93	
19	デリー	47.62	15				

（注）「スコア」は連邦政府が設定した 340 項目の事業環境改善施策に対する達成度を示す

（出所）インド商工業省より作成

タミルナドゥ州は 2012 年、「VISION2023」と呼ばれる中期経済計画を策定・公表した。この計画に沿う形で、「タミルナドゥ産業政策 2014」（Tamil Nadu Industrial Policy 2014）が策定された。同政策の下では製造業の振興（特に自動車、再生可能エネルギー、航空、バイオ・製薬が優先セクターに位置付けられた）とインフラ投資が傾注され、タミルナドゥ州への製造業投資を毎年 10%以上増加、州製造業の年成長率 14%、州名目 GDP におけるインフラ投資を 2019 年までに 11.5%に伸ばす（計画開始時点で 4%から 5%）、輸出の倍増などが目標に掲げられている。

同政策では、製造業に対する多面的な投資インセンティブを付与しており、地域別、投資規模・雇用創出数別に異なる程度の免税や租税の還付を受けられるようになっている（図表 29-3、29-4、29-5）。また、パッケージ化された投資インセンティブ以外に、雇用創出効果などを鑑みて州政府がより優遇的なインセンティブを付与したり、優遇条件を緩和したりする可能性がある。

図表 29-3 タミルナドゥ州の投資優遇措置（地区分類）

区分	該当県数
A チェンナイ、ティルパルル、カンチブラム	3
B A,C地区以外	20
C 南部諸県（Southern District）	9

（出所）タミルナドゥ州「Tamil Nadu Industrial Policy 2014」より作成

図表 29-4 タミルナドゥ州の投資優遇措置（投資規模別）

固定資産投資額 (1000万ルピー)	直接雇用者数	補助金 (万ルピー)	電力使用税 免除(期間:年)	印紙税免除	環境保護
5 ~ 50	100	300	2	用地取得・リースに関する印紙税の50%免除	専用排水処理施設、有毒廃棄物貯蔵処理施設の建設に対して環境保護インフラ補助金を300万ルピー、または固定資本投資の25%を上限に支給
50 ~ 100	200	600	3		
100 ~ 200	300	1,000	4		
200 ~ 500	400	1,500	5		
500 ~ 1,500	600	1,750	5		
1,500 ~ 3,000	800	2,000	5		
3,000 ~	1,000	2,250	5		

(注) 表中の恩典は、図表 29-3 の地区 A,B の操業企業に限られる。また印紙税免除はタミルナドゥ州産業促進公社 (SIPCOT) により開発された工業団地で操業する企業のみ対象とする

(出所) タミルナドゥ州「Tamil Nadu Industrial Policy 2014」より作成

図表 29-5 タミルナドゥ州の投資優遇措置（大型プロジェクト）

プロジェクト 種別/要件	上：固定資産投資額(億ルピー)・ 下：直接雇用者数			ソフトローンでのVAT+CST 還付(上：期間、 下：上限(対固定資産投資額))
	A地域	B地域	C地域	
Mega	50 ~ 150	35 ~ 100	20 ~ 50	10
	3年以内に300名	3年以内に200名	4年以内に100名	80% ~ 100%
Super Mega A	150 ~ 300	100 ~ 200	50 ~ 150	12
	5年以内に400名	5年以内に300名	5年以内に250名	90% ~ 100%
Super Mega B	300 ~ 500	200 ~ 400	150 ~ 300	14
	6年以内に600名	6年以内に500名	6年以内に350名	100%
Ultra Mega	500 ~	400 ~	300 ~	16*
	7年以内に700名	7年以内に600名	7年以内に500名	(上限の定めなし)

(注) *16年または累積支払 VAT + CST が投資額の 100%に達するかいずれか早い時期

(出所) タミルナドゥ州「Tamil Nadu Industrial Policy 2014」より作成

AP 州も 2015 年に「産業開発政策 2015-20 (Industrial Development Policy 2015-20)」を策定し、同州で操業する企業への優遇措置を提供している。特に中小・零細企業を除く工場・機械投資額 5,000 万ルピーまでの大企業 (Large Industry) を対象とする企業への優遇措置は図表 29-6 の通り。

図表 29-6 AP 州の投資優遇措置（大企業向け）

項目	内容
印紙税等の還付	工業用地の購入に係る印紙税・移転手続税 土地・建物・倉庫のリース及びローン、担保手続に関する印紙税 (同じ土地に対する印紙税還付は1回まで)
固定電力使用税の還付	商業稼働から5年間、1キロワット時あたり1ルピーを還付
VAT/CST/州GSTの還付	商業稼働から7年間で、固定資本投資額が100%実現するかいずれか早い期日まで、50%を還付
特定投資に対する補助金	特定のクリーン製造方法を用いる工場・機械の費用の10% (350万ルピーまで) 環境に貢献する特定プロジェクト費用への固定資本投資の25% (5,000万ルピーまで)

(出所) AP 州「Industrial Development Policy 2015-20」より作成

工業団地・日系企業進出動向

チェンナイ都市圏には日本工業団地（ワンハブ・チェンナイ、双日マザーソンなど。詳細後述）が複数整備されていることが特徴的で、日本のメーカーにとってはそれらの工業団地に入居すれば事業環境のトラブルは少ないと言える。

タミルナドゥ州の主要工業団地としてはワンハブ・チェンナイ（OneHub Chennai。進出日本企業：日立オートモティブシステムズ、味の素など）、オラガダム（Oragadam。同：日産、コマツなど）、ヴァラム・バダガル（Vallam Vadagal。同：ヤマハ発動機など）がある。

在インド日本国大使館によれば、2017年1月時点でタミルナドゥ州に進出している日系企業の拠点数は582で、2011年から約2倍に増えている（図表29-7）。拠点数増加の背景には、日本のニーズに合った工業団地の整備が進んだこと、電力をはじめとしたインフラの状態が向上したことなどが考えられる。業種としては、日産、ヤマハ発動機などの完成車メーカーに部品を供給するサプライヤー、機械メーカー、食品加工などが多い。

AP州の工業団地としては、州南限地域に位置するスリ・シティ（Sri City）にいくつ自動車、コベルコ建機、コベルコクレーン、ユニ・チャームなど10社余りが入居している（詳細後述）。

同州進出企業の拠点数は2016年10月時点で104と、主要州に比べれば少ないが、タミルナドゥ州やカルナタカ州に比べて低い土地価格や、港湾や道路インフラの整備が進められていることから、日本企業の集積が進むと期待される。スリ・シティ入居企業以外の進出企業としては、エーザイなどがある。また、三井化学も生産拠点設立を発表した（2018年1月稼働予定）。

上述した通りAP州では新州都アマラーヴァティの開発が進められており、2014年に日本国経済産業省とAP州政府が協力覚書に署名して以来、スマートシティやスマートインフラの導入を中心に日本からのトップセールスが積極的に行われている。同市開発のマスタープランについてはシンガポール政府による協力が進んでおり、日本の先進技術導入の機会が豊富に生じることが期待される。

AP州政府は「産業開発政策2015-2020」（Industrial Development Policy）を策定し、2020年までに州名目GDPにおける製造業の割合を9.95%（2013年度）から20%に増加させる、州名目GDPにおける工業の割合を20.7%（2013年度）から25%に増加させる、2兆ルピーの投資を誘致する、100万人の雇用機会を創出する、という数値目標を掲げている。更に中長期的には、2022年までにAP州を工業投資額ベスト3とすることや、2029年までに東、東南アジアとインドを結ぶ物流ハブとして最も選ばれる拠点とすることが目指されている。

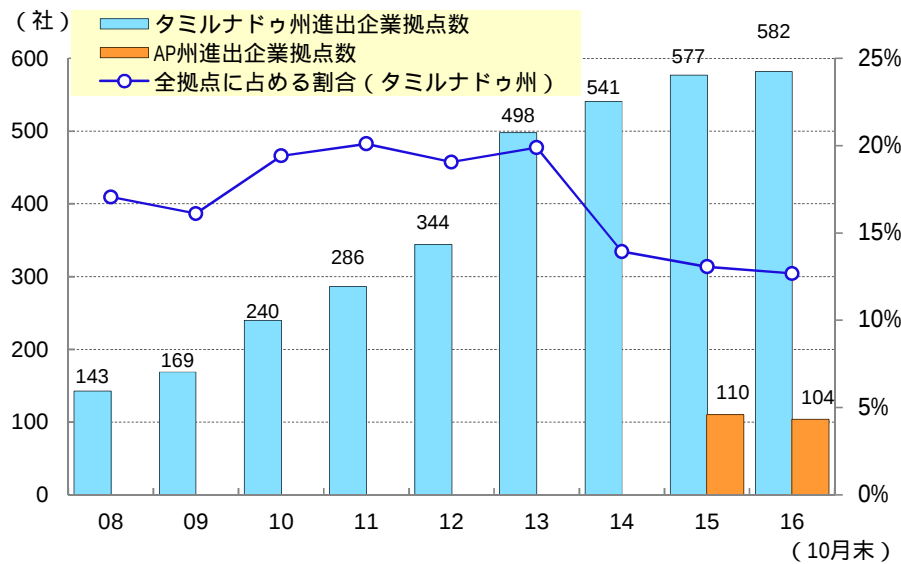
州内で操業する企業に対しては、土地取得、リースに関する印紙税の100%免除、電力使用料金の還付、7年間のVAT、CST、州GST（SGST）の50%還付などを設けている（企業規模等に応じて詳細は異なる）⁵⁵。

AP州政府の主な投資関係機関として、大型投資案件の許認可などを行う州投資促進委員会（SIPB：State Investment Promotion Board）、投資家と州政府内の各機関をつなぐ窓口である経済開

⁵⁵州産業政策はAP州政府ウェブサイトで閲覧可能（Information タブの「Government Orders and Circulars」上段）。<https://www.apindustries.gov.in/APIndus/Default.aspx>

発委員会（EDB：Economic Development Board）がある。

図表 29-7 タミルナドゥ州、アンドラ・プラデシュ州進出日系企業の拠点数推移



(注) AP 州については、分離後の 2015 年以降の調査データを用いた。
(出所) 在インド日本国大使館「インド進出日系企業リスト (2017 年 1 月)」より作成

(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

図表 29-8 チェンナイ都市圏に進出した場合のメリットと留意点

メリット	留意点
チェンナイ・エンノール港が近く、輸出入の拠点として利便性が高い。また市内や工業団地と港湾の接続が良い	雨季（10～12月）はサイクロンや洪水など、大規模な水害が発生することがある
優れた理工系の人材が豊富であり、温厚・勤勉なタミル人の気質は日系企業に合いやすい	（AP州）日本食レストラン、日本人向けの施設に乏しく、チェンナイ市街からも比較的距离がある
日本工業団地が複数整備され、また日本の完成車メーカーが入居する工業団地もあるため、事業におけるトラブルが少ない	-

(出所) 現地調査・各種報道より作成

インフラ・物流

【道路】

チェンナイ近郊では、市中心部、郊外の工業団地、チェンナイ・エンノール両港間それぞれの道路接続は概して良好である。2013 年度時点で、タミルナドゥ州の国道、州道の 45%、11%がそれぞれ 3 車線以上を備えていた。但し、他の主要都市と同様、時間帯によっては市中心部の渋滞

が深刻である。チェンナイ日本商工会による 2016 年 10 月の州政府向け建議書によると、道路接続や CBIC に関する改善要求が見られる（図表 29-9）。

AP 州でも道路整備が進んでおり、チェンナイ市街地とスリ・シティ工業団地を結ぶ幹線道路の舗装状況は良好である。

図表 29-9 チェンナイ商工会による道路に関する建議事項（2016 年 10 月提出）

No.	建議概要
1	州道57号線（SH57）と、国道4号線（NH4）及び国道45号線（NH45）の交差点の路幅拡張
2	国道5号線（NH5）経由でのマヒンドラ・インダストリアル・パークへのアクセス改善
3	カマラジャール（エンノール）港内のトラック通行障壁の解消
4	（チェンナイ・バンガロール産業回廊について）主要幹線道路の接続による環状道路の早期実現

（出所）チェンナイ日本商工会より作成

【空港・港湾】

タミルナドゥ州のチェンナイ国際空港が南部のハブ空港として機能している。市内からの距離は 17km と比較的近い。日本との直行便は運行されていないが、シンガポール、スリランカ、中東などと結ばれており、日本からチェンナイに行く際にシンガポールを経由する日本人も多いようだ。

タミルナドゥ、AP 州で合計約 2,000km の海岸線を有するため港の数も多く、主要な港としてチェンナイ、エンノール、カトゥパリ（タミルナドゥ州）、クリシュナパトナム、ヴィシャカパトナム、カキナダ（AP 州）などがある。チェンナイ都市圏の日本企業は部品・原材料の輸入にチェンナイ港を用いることが多いとのことである。

チェンナイ港はコンテナ、バルク、完成車等を扱う総合港であり、2015 年度末時点のキャパシティは 8,600 万トン、2016 年度の貨物取扱量は 2,594 万トンである。日本企業は主にコンテナの輸出入港としての利用が多い。他方で、トラックヤードと幹線道路の接続不良による渋滞や、外国人向けの長期港湾入構パスが発行されないなどといった問題も指摘されている。

【電力】

タミルナドゥ州は電力供給状態が悪いと言われてきたが、近年は改善が進んでいる。2014 年に計画停電が解消され、2016 年度の予測では、同州の需給バランスは 11.2%の供給超過、ピーク時需要に対しても 4.8%の超過である。

また工業団地に進出する大手の外資企業に対して、州政府が直接高圧電線から配電することで停電リスクを軽減するケースもあるため、産業用電力の事情は比較的良いと言える。それでも、生産設備を備える企業は自家発電設備によるバックアップを用意することが多い。尚、州政府は産業政策において、同州内で製造された自家発電設備への投資に関する VAT の 50%を還付するというインセンティブを付与している。

AP 州は、電力需給が 7.6%の需要超過、ピーク時需要も 13.8%の需要超過(2016 年度予測)と、電力供給能力が急増する需要に追い付いていないのが現状である。但しスリ・シティではスポット的な停電を除けば供給に難点は少なく、電力料金もチェンナイと比べると安価であるとのことである。

【通信】

比較的整備されているが、郊外では通信環境が不安定な場合がある。AP 州政府は 2015、2016 年にかけて NEC や IoT (モノのインターネット) クラウド大手の kii などの複数の日本企業と、スマートシティに関連した通信や IoT に関して MOU を締結した。

【不動産】

タミルナドゥ州内の工業団地でも m^2 あたり 30 ドル程度の団地もあれば、130 ドル以上になる団地もあり、値段の幅は広い。一般的に、タミルナドゥ州産業促進公社 (SIPCOT) の運営する官営の工業団地はインフラの整備があまり行われない状態で分譲されるため価格が安めに、民営の工業団地はインフラなどの整備費用に加え、土地権利関係のデュー・ディリジェンスの実施費用が上乗せされる分高めになる。価格と事業環境のバランスを検討して選択することが重要である。

労働事情

【人材】

タミルナドゥ州には世界最大級の理工系大学であるアナ大学 (Anna University) 、インド最高水準の工業系国立大学であるインド工科大学マドラス校 (Indian Institute of Technology, Madras) など高水準の教育機関があるため、優秀な理工系人材が豊富である。同州産業政策によれば、18 万人以上の大卒エンジニア、12 万人の技術教育機関 (polytechnic institute) 卒業生、3.5 万人のソフトウェアエンジニアが輩出されている。

また、温厚で勤勉なタミル人の気質は日本企業に合いやすいとされ、その点を決め手として同地に進出した日本企業もあるとのことである。

AP 州進出日本企業へのヒアリングによると、スタッフはタミルナドゥ州から、ワーカーは AP 州で主に採用するため、それぞれ母語が異なる(タミルナドゥ州はタミル語、AP 州はテルグ語)。そのため社内公用語を英語にしているとのことである。

【賃金】

チェンナイのワーカー、スタッフ賃金はデリー、ムンバイよりも低水準である。またインド日本商工会の調査では、タミルナドゥ州、AP 州の 2016 年のワーカー昇給率はそれぞれ 11.0%、9.1% (いずれも見込み) で、対象都市平均 (12.0%) よりも低かった。

生活環境⁵⁶

【気候】

タミルナドゥ州は山岳地帯、森林地帯、乾燥地帯、肥沃地帯、沿岸地帯と5つの地形区分を持つ。年間を通じて高温多湿で、1月、12月を除き最高気温は30℃を超える。

またチェンナイ周辺は10月から12月にかけて季節風の影響で大量の降雨に見舞われ、洪水やサイクロンによって浸水や建物の倒壊が引き起こされることもある。最近では、2015年12月の洪水の影響でチェンナイ国際空港が閉鎖され、2016年12月のサイクロンでは1万8,000人が避難を余儀なくされた。現地に進出する日本企業は、物損に備えて損害保険に加入しているとのことである。

【教育】

チェンナイには日本人学校はないが、「American International School」など複数のインターナショナルスクールがある。また、平日放課後に補習機会を提供する補習授業校がある。同校には73名の生徒が通っている（2016年5月時点）。

【医療】

チェンナイ市内には「Apollo Hospital Enterprises Limited」など、救急医療において高水準の病院がある。但し、他州と同様、日本人駐在員はシンガポールやバンコクの病院にかかったり、日本に帰国した際に検診を受けたりする人が多い。

【治安】

チェンナイの治安は比較的良好とされ、ムンバイやコルカタなど他の大都市よりも犯罪率は低い。但し観光地や公共交通機関におけるスリなどには注意が必要である。

【住居】

企業の集積に伴って住居費用は上昇傾向にあるが、デリーやムンバイ等と比べると低い。

スリ・シティ工業団地入居企業の日本人駐在員はチェンナイ市内から通うのが一般的だが、工業団地付近に家を借りて平日を過ごす人もいるとのことである。

⁵⁶ 教育機関、医療機関などの詳細はチェンナイ日本人会 <https://www.chennai-nihonjinkai.com/>、在インド日本大使館ウェブサイト http://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/Medical_New/chennaihospital.html を参照のこと。

【日本食品】

他州と同様、同州で日本食材を調達することは困難である。このため、日本本社からの送付制度やバンコクへの買出し休暇制度などを設ける日本企業もある。

チェンナイ市内には「raku raku」など日本食レストランが複数ある。また、ITC Grand Chora や Hyatt Regency などの高級ホテル内に日本食を提供するレストランが営業している。

【金融】

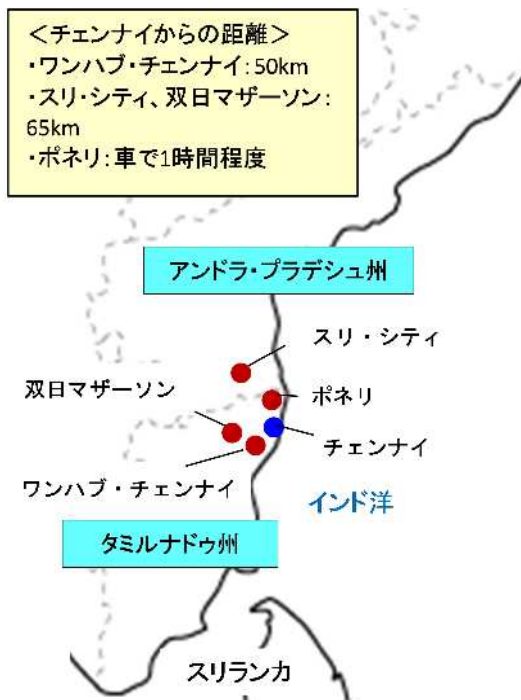
チェンナイ市内では、三菱東京 UFJ 銀行とみずほ銀行が支店を開設し、法人向けのサービスを行っている。給与振込、日常的に発生する決済や送金などについては、地場銀行に口座を作っていることが一般的である。

AP 州には邦銀の展開はない（2017 年 1 月時点）。尚、スリ・シティ工業団地内部には地場商業銀行最大手のインドステイト銀行（SBI）が支店を開設している。

2. 主要工業団地

チェンナイ都市圏には、日本工業団地 12 カ所の候補地のうち 4 カ所（ワンハブ・チェンナイ、双日マザーソン、ポネリ（以上タミルナドゥ州）、「アンドラ・プラデシュ州南限とクリシュナパトナム港の間の地域」（AP 州スリ・シティ））が指定されており、日本企業のニーズに対応可能な水準のインフラをはじめとした事業環境を具備することになっている（図表 29-10）。

図表 29-10 チェンナイ都市圏の日本工業団地の分布



（出所）白地図は白地図専門店より取得、加工した

(1) ワンハブ・チェンナイ総合工業団地

ワンハブ・チェンナイ総合工業団地（OneHub Chennai）は、シンガポールの不動産開発大手アセンドス・シンブリッジ（Ascendas Singbridge）、地場不動産開発大手のアイレオ（IREO）、みずほ銀行、日揮が共同開発している工業団地である。工業区、オフィス、居住地区、商業施設、学校などを含めた「Integrated Industrial Township」の総合開発をコンセプトとしている。

ワンハブ・チェンナイはチェンナイ市内から南に約 50km、幹線道路の OMR（Old Mahabalipuram Road）沿いに立地しており、チェンナイ・エンノール港、オラガダムなど近隣の工業団地との接続にも優れている。居住、商業地区を含めた総面積は約 1,450 エーカー（586 ヘクタール）で、敷地内の幹線道路は 6 車線 46m 幅、サブ道路は 24～36m 幅で整備されている。電力インフラとしては 110KV、230KV のサブステーションを備え、188MVA の電力容量を有する。水インフラとしては日量 33ML の供給能力を持ち、2ML の貯水タンクと共有の排水処理施設を備えている。

2017 年 1 月現在、第 1 期の工業区で日立オートモティブシステムズ、味の素、高砂香料工業、マルちゃん・味の素（東洋水産・味の素の合併）の工場が商業稼働している。また、ヤマハの楽器・音響機器工場の新設も発表された（2019 年稼働予定）。進出企業従業員向けのワーカー向け寮（300 人規模）も団地内に開発されている。土地価格は区画により異なるため、問い合わせる必要がある。

図表 29-11 ワンハブ・チェンナイ工業団地内の様子



（注） 上段左：道路、上段右：貯水タンク、下段左：共有下水処理場、下段右：サブステーション
（出所）現地調査にて撮影

(2) スリ・シティ工業団地

スリ・シティ工業団地（Sri City）は AP 州南端部、タミルナドゥ州との州境近くの民間工業団地で、チェンナイ市から北へ 65km（車で片道 1.5～2 時間程度）の国道 5 号線沿いに立地している。開発主体は Sri City Private Limited で、インフラ整備計画や都市のデザインはシンガポールや米国などのコンサルティングファームの協力で行われたため、先進国水準に近いと言われる。

団地内の幹線道路は 6 車線 70m 幅、二次道路は 53m、47m 幅で整備されており、電力は 11, 33, 132kV 圧の供給が可能である。また同州クリシュナパトナム近郊に発電所を設立する予定になっており、大口電力消費企業はそこから電力を購入することも可能とされている。10 億立方フィートの水供給を AP 州政府から割り当てられており、共有排水設備も備えている⁵⁷。

工業用の総面積は約 1 万エーカーで、土地価格は 1 エーカーあたり 800 万ルピー（約 1,460 万円。インフラ利用料込）である。約 3,500 エーカーの空きがある（2015 年 3 月時点）。日本企業としてはいすゞ、コベルコ（コベルコ建機・コベルコクレーン）⁵⁸、ユニ・チャーム、パイオラックス（プラスチック部品製造）、IMOP（メタルワンと京葉ブランキング工業の合併企業。建機用鉄鋼部品製造）、日下部電機（パイプミル製造）などが操業している。その他、米国、台湾、中国などの外資企業、地場企業も入居している。

図表 29-12 スリ・シティ工業団地の様子



（注） 左：州境の検問所、右：団地内の工場外観
（出所）現地調査にて撮影

(3) 双日・マザーソン工業団地

双日、マザーソン工業団地（SMIP：Sojitz Motherson Industrial Park）は、双日と地場自動車部品大手マザーソングループが共同で開発している工業団地で、チェンナイ市から南西 45km のカン

⁵⁷ スリ・シティ工業団地ウェブサイトより（2017 年 3 月 2 日最終閲覧）。
<http://www.sricity.in/index.html>

⁵⁸ コベルコ建機とコベルコクレーンは 2016 年 4 月に経営統合しているが、インド現地法人は別々に存在する（2017 年 1 月時点）

チプラム地区に設立予定である。チェンナイ国際空港まで 40km、チェンナイ港まで 55km という主要港へのアクセスの良さに加え、同地に展開する他の工業団地や日本企業の生産拠点にも近いこともメリットである。総開発面積は約 115 ヘクタール（うち分譲面積は約 75 ヘクタール）である。

SMIP には日本人スタッフが常駐し、排水処理施設、物流倉庫、レンタル工場などの付帯インフラを充実させ、進出企業の現地法人設立・工場建設・調達などを支援する予定である。2017 年にインフラ・造成工事完工と工場操業開始を予定している（2016 年 1 月時点）。

(4) マヒンドラ・インダストリアル・パーク・チェンナイ（ポネリ工業団地）

マヒンドラ・インダストリアル・パーク・チェンナイ（Mahindra Industrial Park Chennai）は、住友商事と、傘下に完成車メーカーのマヒンドラ・マヒンドラなどを持つ地場大手財閥のマヒンドラ・グループ子会社とが共同開発する工業団地である。「日本工業団地」の候補地に指定されている（候補地名は「ポネリ工業団地」）。2015 年 5 月に開発、販売、運営を行う合弁企業の設立に合意し、出資比率はマヒンドラ側 60%、住友商事 40% である。

チェンナイ市中心部から北へ車で 1 時間程度の地点にあり、開発予定面積 300 ヘクタールのうち 110 ヘクタールを先行開発し、日本人駐在員を常駐させる予定である。マヒンドラ・グループはチェンナイ近郊でマヒンドラ・ワールド・シティ工業団地を開発・運営しており、住友商事も東南アジアで 5 つの工業団地開発、運営を行った実績を有するため、現地事情や日本企業のニーズに即した入居企業へのサポートが期待される。

(5) 主要工業団地

図表 29-13 主要工業団地の概要（2015 年 3 月時点）

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/エーカー)	総面積 (エーカー)	空き状況	進出済主要日系企業
スリ・シティ (AP州)	国道5号線沿い。チェンナイ市中心部より約 65km	Sri City(P) Limited	800万（インフラ利用料込）	工業用：約10,000	現状空きあり（約3,500エーカー）	いすゞ自動車、コベルコ建機、コベルコクレーン、日下部電機、パイオラックス、IMOP(メタルワゴン・京葉ブランピング工業)
テルバイ・カンディガイ	チェンナイ市中心部から北西約50km	SIPCOT	550万	819	現状空きあり（220エーカー程度）	なし
グンミディブーディ	国道5号線沿い。チェンナイ市中心部から約 45km	SIPCOT	550万	1,182	現状空きあり（50エーカー程度）	ミツバ
イルンガトゥコッタイ	国道4号線沿い。チェンナイ市中心部より約 35km	SIPCOT	900万	1,363	現状空きあり（5エーカー程度）	旭硝子、日立アロカメディカル

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/エーカー)	総面積 (エーカー)	空き状況	進出済主要日系企業
ビライバッカム	国道4号線沿い。チェンナイ市中心部より約50km	SIPCOT	900万	712	現状空きあり (25エーカー程度)	ヨロズ
スリベルンブドル	国道4号線沿い。チェンナイ市中心部より約45km	SIPCOT	900万	1,893	現状空きあり (200エーカー程度、うち約70エーカーはSEZエリア)	ニチアス
オラガダム	州道48、57号線沿い。チェンナイ市内より約50km	SIPCOT	900万	2,769	現状空きあり (20エーカー程度、SEZエリアのみ)	日産自動車、コマツ、日本精工、ユニプレス、信越ポリマー、カッシロマテックス
マヒンドラ・ワールド・シティ	国道45号線沿い。チェンナイ市中心部より約55km	MAHINDRA GROUP	4,000万	1,550	現状空きあり (40エーカー程度)	フジテック、JSP、SMC、坂崎彫刻、NTN
ヴァラム・バダガル	州道48号線沿い。チェンナイ市内より約50km	SIPCOT	1,250万	866	現状空きあり (550エーカー程度)	ヤマハ発動機、積水化学工業、古山精機、協和アルテック
シルセリITパーク	チェンナイ市内より南に約30km	SIPCOT	4,500万	581	現状空きなし	なし
双日・マザーソン	チェンナイ市内より南西に約65km	双日、マザーソン	未定	270	現在開発中	なし
チェヤール	チェンナイ市内より南西に約100km	SIPCOT	128万	619	現状空きなし	なし
ワンハブ・チェンナイ	チェンナイ市内より南に約50km	アセンダス、日揮、みずほ銀行	個別開示	1,450 (商業施設、居住施設等を含む)	空きあり	味の素、高砂香料工業、日立オートモティブシステムズ、マルちゃん・味の素、ヤマハ (楽器)
マヒンドラ・インダストリアル・パーク・チェンナイ	チェンナイ市内より北に車で1時間	MAHINDRA GROUP、住友商事	(情報なし)	300ヘクタール (うち110ヘクタールを先行開発)	現在開発中	なし

(注) SIPCOT : タミルナドゥ州産業振興公社 (State Industries Promotion Corporation of Tamilnadu Ltd.)

(出所) JETRO「日系企業が進出している主要工業団地及び今後進出が有望視されている工業団地」、個別工業団地資料より作成

付録 1 進出企業へのアドバイス

既に進出している日系企業から、インドに進出を検討する企業へのアドバイスを以下に紹介します。

■ 地場との競合激しく、黒字化の道のりは長い

インドは独立後から 1980 年代にかけて厳しい外資規制を採用していたため、「そこそこ」の技術水準の製造企業は数多く存在しています。これらの地場企業は「安く作ることに強みがあるため、価格競争に晒されやすい製品の場合は特に地場企業との競合が激しくなっています。

このため、日本で想定したほどの単価が通用せず、収支計画（売上、利益）が未達となりやすいです。結果として、単年度黒字になるまでに 5~7 年とか、初期投資を回収するまでに 10 年はかかってしまう日本企業も多いと聞かれます。

インドへの進出に際しては、黒字化への道のりが長いことを想定し、運転資金等の手当てを十分みておく必要があると感じています。

■ 東南アジアの事業モデルは通用しがたい。インド独自の戦略を

東南アジアや中国では、多くの日本企業がビジネスで成功し、利益を上げていると思いますが、このような成功体験はインドでは必ずしも通用しないと思います。よく言われることですが、「東南アジアや中国には、日本の製造企業が進出する前は、そもそも製造業が育っていなかった」ようです。このため、これらの地域では日本が得意とする生産方式や「カイゼン運動」等が浸透しやすかったのではないのでしょうか。

これに対し、インドには日本企業が進出する前に、一定程度の技術を持った製造企業が多く存在しています。中には「トータルで安く作れるのであれば、設備も安く構わない（機械の値段が半分であれば、耐用年数も半分であれば OK）」と考えるインド企業もあります。更に、顧客からの相見積もりの際に、減価償却費のコストを入れてこないインド企業もあるようです。

このような価格競争が厳しい状況にあることを想定し、如何に価格競争に巻き込まれないかを検討した事業戦略が必要になるのではないのでしょうか。

■ インド人とのコミュニケーションには「二者択一」を多用

インド人の民族性を表すジョークに、「優秀な国際会議のコーディネーターは、インド人を黙らせ、日本人に話させる者だ」というフレーズがあるように、インド人の多くの

方はとても話し好きです。こちらが聞いてもいないことを延々と話す人も珍しくありません（寧ろ、話さない人の方が珍しいかも）。

しかし、日本人の駐在員にとっては、確かに現地のスタッフの話を真剣に聞くことは重要な仕事のひとつではありますが、これでは時間効率が悪くなってしまいます。

そこで、私（現地法人の責任者）は、インド人のスタッフに対して、まず「イエスかノーか」で答えられるような質問をするようにしています。回答が「イエス」でも「ノー」でも、このようにすれば確率半分（50%）で用が済みます。もしも、自分が想定していた回答でなかった方の答えがきたら、また二者択一の質問で尋ねます。

このように、会話のイニシアチブを自分が持てれば、話し好きのインド人とのコミュニケーションも効果的に行えると思っています。

■ 訴訟は現実的でないが、強気の姿勢も大事

インドでは、自社に似た製品（模倣品）が見つかるなど、知財面での問題が散見されます。私たちの会社の場合は、法務部にて協議し、相手方に差し止め請求をしました。「白黒つける」こと自体は実態にそぐわないものの、必要に応じて強硬策を取るという姿勢を相手側または市場に示すことが大事です。（A社）

建設工事の際に地場の業者と金額面で折り合いがつかず、その業者が不当に工事サイトを占拠するというトラブルに見舞われたことがありました。こちらが訴訟を辞さないという厳しい態度を取ったところ、相手の態度が軟化し、双方が受け入れ可能な着地点で和解することができました。（B社）

■ トップと合意できても部下が遵守しない。証跡残しが重要

インドの地場企業を訪問し、同社のトップと業務提携の合意を取り付けることに成功しました。しかし、実際に業務提携の下準備を進めようとしても、なかなか前に進まなくて困った経験があります。

同社に限らず、インド企業の場合、会社のトップ同士で話を付けたとしても、現場責任者（事業部長クラス）が「俺は話を聞いていないから」と言って、こちらのいうことを聞いてくれないことも少なくないようです。

このため、相手企業のトップと合意した証跡（議事録など）残しであるとか、相手企業のトップの前に現場責任者を呼んでもらって指示させる（これも証跡残しが必要）等の配慮が必要になります。

付録2 よくある質問（FAQ）

（1）インドへの進出を考えていますが、まず、どこから情報を入手すれば良いでしょうか？

インドのニューデリーであれば、商工業省産業政策促進局（Ministry of Commerce & Industry, Department of Industrial Policy & Promotion : DIPP）のジャパンプラス（JAPAN PLUS）で、投資環境に関する情報が入手できます（<http://dipp.nic.in/japanplus/Default.aspx>）。

また、日本国内では、在日インド大使館に商業担当の書記官がいらっしゃいます。

インド大使館

所在地：〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-11

電話： 03-3262-2391

Mr. Jitendra Rawat (Second Secretary, Commercial)

E-mail : ts@indembassy-tokyo.gov.in

（2）インド国民の多くがヒンズー教徒と思いますが、労務面で気を付けるべきことにどのようなことがあるのでしょうか？ また、カースト制度は根強く残っているのでしょうか？

現地進出企業へのヒアリングによりますと、「ヒンズー教だから」という理由で労務面を気にしている企業は少なく感じられました。また、カーストについても、1950年に制定された憲法の第17条に、不可触賤民を意味する差別用語の禁止、カースト全体についてもカーストによる差別の禁止が明記されており、現在は原則として採用や昇進をカーストによって差別されることはありません。

但し、現在も特定のカーストやコミュニティに対する優遇措置（大学入学者や公務員ポストに関する優遇的な割当など）が存在しており、それをめぐってカースト間の抗争が突発的に発生するおそれがあります。

また、カーストではありませんが、ジョブ・ディスクリプション（Job Description）と言いますか、業務の範囲に対する意識、潜在的な職に対する差別意識が強い傾向にはあります。ある日本企業では、顧客企業から訪問客が来たのですが、このお客様が同社の受付対応者に「お茶を宜しく」と伝えたところ、「自分は『御茶汲み』ではない」と抗議したそうです。『御茶汲み』はその受付対応者からみたら、卑下するような業務だったのでしょう。この問題は同社のインド人のマネジメントの間でも挙げられ、当該顧客企業との取引を続けるかを真剣に議論したそうです。

労務面で気を付けている点としては、州によっては社会主義の傾向が強い州もあるので、そのような州出身の方の面接には注意を払うとか、採用者が特定の州出身者に偏らないよう配慮するといったことを心がけている企業も少なくありません。

(3) インドでは外資規制はよく変わると聞きますが、どの位の頻度で変わるのですか？ また、中央が認可しても、地方で認可されないこともあるのでしょうか？

2010年3月より、商工業省産業政策促進局（DIPP）は、外国企業のインド国内に対する直接投資（FDI）に関して、それまで180件近く出されていたFDI規則（Press Note）をひとつにまとめた統合版FDI政策（Consolidated FDI Policy）を発表しました。この統合版FDI政策は、毎年1回、改訂されています（http://dipp.nic.in/English/Investor/FDI_Policies/FDI_policy.aspx）。

インドは州の権限が強いため、危険物の利用などに関しては州の許認可が下りなかったり、時間がかかったりする可能性があります。予め州の投資受入機関に確認することをお勧めします。

(4) インドでは、あまり投資インセンティブがないと聞いたのですが、本当でしょうか？

インドには、経済特別区（SEZ：Special Economic Zone）への入居企業に対する優遇措置、輸出型企業に対する優遇措置、特定の地域（州）における優遇措置があります。但し、SEZへの入居以外の優遇措置は、輸入原材料に係る関税や中央販売税の免除や電気料金等に対する補助金に限られ、外資誘致に積極的な東南アジアの一部の国と比べ、それほど大きな投資インセンティブとは言えないのではないのでしょうか。

SEZ入居企業の場合は、製造・販売開始から最初の5年間は輸出収益について100%免除され、続く5年間は50%免除されます。一律の比較はできませんが、同じように輸出企業を奨励しているフィリピンのPEZA（フィリピン経済区庁）の法人税免除期間（4年：非パイオニア事業）に比べると、インドのSEZの法人税減免期間は長いです。しかし、カンボジア（最大9年間：輸出型QIP）やラオス（5～10年、その後の法人税率は10%：輸出型製造企業）のSEZに比べると、優遇の規模は小さいとも言えるでしょう。

また、投資インセンティブを設けている州もあります。代表的な措置としては、電力使用税や付加価値税などの税金の還付、用地取得・リースに対する印紙税の減免措置などが挙げられます。

(5) インドの小売業での商慣行の特徴を教えてください。

インドでは事業者同士（B to B）の価格競争は厳しいと言われますが、小売企業間での価格競争は殆どありません。飲料や加工食品等には「最大小売価格（Maximum Retail Price：MRP）」と呼ばれる価格が印字されており、実質的にはこのMRPが小売価格になっているケースが多いです。

但し、メーカーと小売との間の発言力は、概してメーカーの方が強いと言われています。このため、インドでは小売店からメーカーへの返品はできるようですが、小売側が返品を控えるケースもある模様です。

決済サイトについては、日本企業間であれば日本国内と同等のサイトが付与されるケースが殆どですが、地場企業や取引歴の浅い企業に対しての決済のサイトは一般的に短くなります。メー

カー側が前金を求めたり、出荷から 7～10 日前後に小切手で代金を回収したりするところが多いとの意見もありました。

(6) インドの生活環境（教育、医療、娯楽）を教えてください。

教育面では、インドにはニューデリーとムンバイに日本人学校があります。日本人学校は小学 1 年生から中学 3 年生が対象です。ニューデリー校には幼稚部があります。在籍者数は、ニューデリー日本人学校には 271 名（2016 年 4 月時点）、ムンバイ日本人学校には 33 名（2017 年 2 月時点）となっています。また、バンガロールとチェンナイには、日本人補修授業校があります。

（ウェブサイト）

ニューデリー日本人学校：<http://ndjs.org/>

ムンバイ日本人学校：<https://japanese-school-of-mumbai.jimdo.com/>

バンガロール日本人補習校：<https://sites.google.com/site/bangalorehoshuko/>

チェンナイ補修授業校：<https://jschool2013.jimdo.com/>

医療面については、在インド日本大使館のウェブサイト上に、主要都市の医療機関の情報や医療・衛生情報が掲載されています（http://www.in.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Medical_new.html）。医療機関の情報は、デリー・グルガオン、ムンバイ、バンガロール（ベンガルール）、ジャイプール、コルカタ、チェンナイが対象となっています。

現地の日本人駐在員へのヒアリングによると、歯痛や胃腸炎など、比較的軽い症状の場合には現地の医療機関を利用しても不安はなく、日本より安上がりな場合もあるそうです。但し、家族連れで赴任している駐在員の方やそのご家族には、医療の質に対する不安を感じる方もいらっしゃいました。特に手術を要するような病気の場合は、日本かシンガポールの病院を勧める意見がありました。

娯楽に関しては、インドということで地元の人々はクリケットに勤しんでいますが、日本人の駐在員の場合はゴルフが多いようです。プレーフィーは地域やコースによって異なりますが、例えばデリー近郊の Qutab Golf Course では週末の外国人料金が 2,800 ルピー（5,000 円程度）です。

食事面ではご苦労が多いようです。特にグジャラート州はお酒の制約が厳しいです。外国人（日本人）はお酒を買うこともできますが、「職場の仲間と気軽に飲みに行く」等といったことはできません。また、ヒンズー教徒が多いため、牛肉の調達も困難で、ベジタリアンも多いため肉や卵の購入場所の選択肢も概して少ないです。日本企業の中には、半年から 1 年に 1 回、タイやシンガポールに食材調達のための休暇を与えたり、日本からの配送サービスを活用したりしているところもあります。

(7) インドの治安に関する情報はどこで入手できますか。

全国的な治安・災害・疾病等に関わる安全情報は、基本的に日本国外務省の海外安全ホームページ（http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_001.html#ad-image-0）または在インド日本国大使館（http://www.in.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）ホームページで入手可能です。また、渡航前に外務省のたびレジ（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）に連絡先を登録しておくと、緊急時に情報提供を受けることができます。その他、各都市の日本人会ではより地域的な治安情報をホームページ上で紹介している場合もあります。

付録3 日本国内での相談窓口

名称	所在地	電話 / FAX
日本貿易振興機構 (JETRO) http://www.jetro.go.jp/indexj.html	〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル (総合案内6階)	Tel: 03-3582-5511 (総合案内)
駐日インド大使館 Embassy of India Tokyo, Japan http://www.indembassy-tokyo.gov.in/	〒102-0074 東京都千代田区九段南2丁目2-11	Tel: 03-3262-23-91 Fax: 03-3234-4866

付録4 インド国内の相談窓口

1. 外国投資主要行政機関

名称	所在地	電話 / FAX
インド準備銀行外国為替管理局 Exchange Control Department, Reserve Bank of India http://www.rbi.org.in	Shahid Bhagat Singh Marg, Mumbai - 400 001	
外国投資促進委員会 FIPB: Foreign Investment Promotion Board http://fipb.gov.in/	Facilitation counter, Near Gate No.-8, North Block, New Delhi- 110001	Tel: 2309-5123-4031
インド商工省産業政策振興局 ジャパンプラス Department of Industrial Policy & Promotion, Government of India, Ministry of Commerce & Industry, Japan Plus	Room No. 30 A, Udyog Bhawan, New Delhi – 110011	Tel: 2309-5123-4031
インド財務省 Ministry of Finance http://www.finmin.nic.in/	New Delhi - 110001(India)	
Invest India (商工省とFICCIとのJ/V) http://www.investindia.gov.in	The Ashok, Third Floor, 50B, Diplomatic Enclave, Chanakyapuri, New Delhi 110 021	Tel: 91-11-2419-0300 Email: info@investindia.org.in

2. 主要業界団体

名称	所在地	電話 / FAX
インド商工会議所 FICCI: Federation of Indian Chambers of Commerce And Industry http://ficci.in/about-ficci.asp	Federation House, Tansen Marg, New Delhi 110 001	Tel: 91-11-2373-8760-70 Fax: 91-11-23320714, 23721504
インド産業連盟 CII: Confederation of Indian Industry http://www.cii.in/	The Mantosh Sondhi Centre , 23, Institutional Area, Lodi Road, New Delhi - 110 003	Tel: 91-11-2462-9994-7 Fax: 91-11- 24626149 Email: info@cii.in
インド自動車工業会 SIAM: Society of Indian Automobile Manufacturer http://www.siamindia.com/	Core 4-B, 5th Floor, India Habitat Centre, Lodh Road, New Delhi 110 003	Tel: 91-11-2464-781-12 Fax: 91-11-2464-8222
インド自動車部品工業会 ACMA: Automotive Component Manufacturers Association of India http://www.acmainfo.com/	The Capital Court 6th Floor, Olof Palme Marg Munirka, New Delhi 110 067	Tel: 91-11-2616-0315 Fax: 91-11-26160-317 E-mail: acma@acma.in
インドソフトウェアサービス業 者協会 NASSCOM: National Association of Software and Service Companies http://www.nasscom.in/	Bangalore Office JSS Institutions Campus, First Floor, CA Site No.1, HAL 3rd Stage, Behind Hotel Leela Palace, Bangalore 560 008	Tel: 91-80- 4115 1705, 706 Fax: 91-80-4115 1707
家電製造業者協会 CEAMA: Consumer Electronics and Appliances Manufacturers Association http://ceama.in/	F-4 / 23, 4th Floor Wave 1st Silver Tower Plot No. D - 6, Sector - 18 Noida - 201 301	Tel: 91-120-4265-697 E-mail: info@ceama.in
インド電子産業協会 ELCINA: Electronic Industries Association of India http://www.elcina.com/#	ELCINA House, 422 Okhla Industrial Estate New Delhi - 110020	Tel: 91-11-2692-4597 Fax: 91-11-2692-3440 E-mail: info@elcina.com
インド製薬業者協会 IDMA: Indian Drug Manufacturers' Association https://idma-assn.org/	102, Poonam Chambers, 'A' Wing, 1st Floor Dr. A. B. Road Worli, Mumbai - 400 018.	Tel: 91-22-2494-4624 Fax: 91-22-2495-0723 E-mail: admin@idmaindia.com

3. 州産業開発公社等

名称	所在地	電話 / FAX
デリー DSIIDC: Delhi State Industrial and Infrastructure Development Corporation http://dsiidc.org/cms/	N-36, Bombay Life Building, Connaught Circus, New Delhi - 110001	Tel: 91- 23314231-33 E-mail: support@dsiidc.org
ハリヤナ Department of Industries and Commerce https://haryanaindustries.gov.in/	1st Floor, 30 Bays Building, Sector 17, Chandigarh Ph. 0172-2702344	Tel: 91-9868117683, 011-23348481 (日本投資家向けヘルプライン) E-mail: help.hryindustries@gmail.com
ウッタル・プラデシュ UPSIDC: U.P. State Industrial Development Corporation LTD. http://www.upsidc.com/	UPSIDC Complex, a-1/4 Lakhanpur Kanpur- 208024	Tel: 91- 0512-2582851 Fax: 91-512-2580-797
ラジャスタン RIICO: Rajasthan State Industrial Development and Investment Corporation Ltd. http://www.riico.co.in	Udyog Bhawan, Tilak Marg, Jaipur-302005	E-mail: riico@riico.co.in
マハラシュトラ MIDC: Maharashtra Industrial Development Corporation http://www.midcindia.org	Maharashtra Industrial Development Corporation Udyog Sarathi, Mahakali Caves Road, Andheri(E), Mumbai-400 093.	Tel: 91-022-2687-0052 Fax: 91-80-22266063 E-mail: feedback@midcindia.org
カルナタカ KARNATAKA UDYOG MITRA http://kum.karnataka.gov.in/	3rd Floor, Khanija Bhavan (East Wing), No. 49, Race Course Road, BANGALORE – 560 001, India.	Tel: 91-80-2228-2392 Fax: 91-80-2226-6063 E-mail: md@kumbangalore.com
タミルナドゥ SIPCOT: State Industries Promotion Corporation of Tamilnadu Ltd.) http://www.sipcot.com	19-A, Rukmani Lakshmipathy, Road, Egmore, Chennai 600 008	Tel: 91-044-2855 4400 Fax: 91-044-28553746 E-mail: sipcot@md3.vsnl.net.in
グジャラート Industrial Extension Bureau, iNDEXTb http://www.indextb.com/about-us/philosophy.aspx	Block No. 18, 2nd Floor Udyog Bhavan, Sector 11 Gandhinagar 382 010.	Tel: 079-2325-6009, 23250492 / 93 Fax: 079-23250490 E-mail: indextb@indextb.com
アンドラ・プラデシュ Andra Pradesh Economic Development Board, APEDB	Lake View Guest House, Raj Bhavan Road, Hyderabad, 500082	Tel: 91-040-2332-0481/4 E-mail: helpdesk@ap.gov.in

4. 日本政府関連機関等

名称	所在地	電話 / FAX
在インド日本国大使館 Embassy of Japan in India http://www.in.emb-japan.go.jp/	Plot No.4&5, 50-G Shantipath, Chanakyapuri, New Delhi 110021	Tel: 91-11-2687-6581, 4610-4610 Fax: 91-11-2688-5587 E-mail:jpembjic@nd.mofa.go.jp
在ムンバイ日本国総領事館 Consulate-General of Japan in Mumbai http://www.mumbai.in.emb-japan.go.jp/jp/	No.1, M.L. Dahanukar Marg, Cumballa Hill, Mumbai-400 026, India	Tel: 91-22-2351-7101 Fax: 91-22-2351-7120 (代表) 91-22-2351-7122 (ビザ・在留届 専用)
在チェンナイ日本国総領事館 Consulate-General of Japan in Chennai http://www.chennai.in.emb-japan.go.jp/j/	Consulate-General of Japan in Chennai, No. 12/1, Cenetoph Road, 1st Street, Teynampet, Chennai 600 018 INDIA	Tel: +91-44- 2432- 3860 Fax: +91-44-2432-3859 E-mail: cgjpchen@ms.mofa.go.jp
JETRO ニューデリー事務所 http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_newdelhi/	4th Floor, Eros Corporate Tower, Nehru Place, New Delhi 110019	Tel: +91-11-4168 3006 Fax: +91-11-4168 3003
JETRO ビジネス・サポートセンターニューデリー (BSCN) http://www.jetro.go.jp/services/bsc/bscn/	6th Floor Eros Corporate Tower, Nehru Place, New Delhi 110019	Tel: +91-11-4168 3008 Fax: +91-11-4168 3005
JETRO ムンバイ事務所 http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_mumbai/	Naman corporate Link, 2nd Floor, Plot no C-31 & C-32, G Block, Bandra, Kurla Complex, Bandra East, Mumbai 400051	Tel: +91-22-4201-0900 Fax: +91-22-2659-7260
JETRO ビジネス・サポートセンタームンバイ (BSCM) http://www.jetro.go.jp/services/bsc/bscm/	同上	Tel: +91-22-2659-7259 Fax: +91-22-2659-7257
JETRO ベンガルール事務所 http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_bangalore/	10th Floor, Tower B, Millenia Towers, Ulsoor Lake, Bangalore 560 008	Tel: +91-80-4113 8168 Fax: +91-80-4113 8169
JETRO チェンナイ事務所 http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_chennai/	Seshachalam Centre 8F , 636/1 Anna Salai, Nandanam, Chennai 600035	Tel: +91-44-3927-0100 Fax: +91-44-3927-0190
JETRO ビジネス・サポートセンターチェンナイ (BSCC) https://www.jetro.go.jp/services/bsc/bscc.html	同上	Tel: +91-44-3927-0100

名称	所在地	電話 / FAX
JBIC ニューデリー駐在員事務所 https://www.jbic.go.jp/ja/about/new-delhi	Aero City 地区内 World Mark2 306, 3rd Floor, World Mark2, Asset No.8, Hospitality District, Aerocity, New Delhi-110037, India	Tel: +91-11-4352-2900 Fax: +91-11-4352-2950
バンガロール日本人会 http://www.bangalore-nihonjinkai.com/		E-mail: blrjapan@tep-i.co.in
マドラス（チェンナイ）日本人会 https://www.chennai-nihonjinkai.com/		
アーメダバード日本人会 http://amd-japan.com/		
コルカタ日本人会 http://www.japan-club-kolkata.com/		

5. 金融機関

名称	所在地	電話 / FAX
三井住友銀行 ニューデリー支店 http://www.smbc.co.jp/global/network.html#new_delhi	13th Floor, Hindustan Times House, 18-20, Kasturba Gandhi Marg, New Delhi 110001	Tel: +91-11-4768-+9111 Fax: +91-11-4768-9222
三菱東京UFJ 銀行 ニューデリー支店 http://www.bk.mufig.jp/ippan/tempo/network/asa_ose.html	5th Floor, Worldmark 2, Asset 8, Aerocity, New Delhi 110037, India	Tel: +91-11-4100-3456
三菱東京UFJ 銀行 ニューデリー支店ニムラナ出張所 http://www.bk.mufig.jp/ippan/tempo/network/asa_ose.html	G-47, RIICO Industrial Area, Neemrana, District Alwar, Rajasthan 301705	Tel: +91-1494-6708-00
三菱東京UFJ 銀行 ムンバイ支店 http://www.bk.mufig.jp/ippan/tempo/network/asa_ose.html	15 th Floor, Hoechst House, 193 Vinay K. Shah Marg, Nariman Point, Mumbai 400021	Tel: +91-22-6669-3000
三菱東京UFJ 銀行 チェナイ支店 http://www.bk.mufig.jp/ippan/tempo/network/asa_ose.html	Seshachalam Centre, 6th & 7th Floor, 636/1, Anna Salai, Nandanam, Chennai 600035	Tel: +91-44-4560-5800, +91-44-4560-5900

名称	所在地	電話 / FAX
三菱東京UFJ 銀行バンガロール支店 http://www.bk.mufig.jp/ippan/tempo/network/asa_ose.html	N701, 7th Floor, World Trade Center Bangalore, Brigade Gateway Campus, 26/1, Dr. Rajkumar Road, Malleswaram West, Bangalore 560055, Karnataka, India	Tel: +91-80-6758-0000
みずほ銀行 ニューデリー支店 http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/network/office/asia/index.html	1st Floor, DLF Capitol Point, Baba Kharag Singh Marg, Connaught Place, New Delhi, 110001, India	Tel: +91-11-3041-0900
みずほ銀行 ムンバイ支店 http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/network/office/asia/index.html	Level 17 TOWER – A Peninsula Business Park, Senapati Bapat Marg, Lower Parel, Mumbai 400013. India	Tel: +91-22-4+911-2000
みずほ銀行 バンガロール支店 http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/network/office/asia/index.html	#462/440/339, 2nd Floor, Near Jain Temple, N.H.7/4–207, B.B. Road, Vijayapura Cross, Devanahalli Town, Bangalore Rural District–562 110, Karnataka, India	Tel: +91-80-4968-2000
みずほ銀行 チェンナイ支店 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/network/office/asia/index.html	Unit No. 11B, 11th Floor, Prestige Palladium Bayan, Nos. 129 to 140, Greams Road, Chennai–600 006, Tamil Nadu, India	Tel: +91-44-4928-6600
みずほ銀行 ムンバイ支店 アーメダバード出張所 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/network/office/asia/index.html#India	Office No.402, 4th Floor, Commerce House–5, Nr. Vodafone House, Prahladnagar Corporate Road, Prahladnagar Satellite, Ahmedabad–380 051, India	Tel:+91-79-4014-4666
インドステイト銀行 ジャパンデスク (State Bank of India, SBI Japan Desk)	5th Floor, World Trade Tower, Barakhamba Lane, New Delhi, India, OIN-110001 同行ニューデリー支店内	Tel: +91-85888-44760 E-mail: head.sbijapandesk@sbicaps.com

アジアの主な国・地域の概要と主要経済指標（2016 年）

国・地域	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	中国	インド
面積 (1,000km ²)	1,911	513	330	300	181	237	677	331	9,600	3,287
首都	ジャカルタ	バンコク	クアラルンプール	マニラ	プノンペン	ビエンチャン	ネーピードー	ハノイ	北京	ニューデリー
宗教	イスラム教： 87% キリスト教： 10% ヒンズー教： 2% 仏教など： 1%	仏教： 94% イスラム教： 5%	イスラム教： 61% 仏教： 20% キリスト教： 9% ヒンドゥー教： 6% 儒教・道教： 1%	カトリック： 83% 他キリスト教：10% イスラム教： 5% ミンダナオではイスラム教徒が人口の2割以上	仏教 一部少数民族はイスラム教	仏教	仏教： 90% キリスト教 イスラム教等	仏教 カトリック カオダイ教 他	仏教 イスラム教 キリスト教 など	ヒンドゥー教： 79.8% イスラム教徒： 14.2% キリスト教徒： 2.3% シク教徒： 1.7% 仏教徒： 0.7% ジャイナ教徒： 0.4%
政体	大統領制、共和制	立憲君主制	立憲君主制 (議会制民主主義)	立憲共和制	立憲君主制	人民民主共和制	大統領制、共和制	社会主義共和国	人民民主共和制	共和制
元首	ジョコ・ウィドド 大統領	ラーマ 10 世王	ムハマド 5 世 第 15 代国王	ロドリゴ・ドゥテルテ 大統領	ノロドム・シハモニ国王	ブニャン・ヴォーラチ ット国家主席	ティン・チョウ大統領	チャン・ダイ・クアン 国家主席	習近平国家主席	プラナープ・ムカジー 大統領
議会	国会： 560 名 国民協議会： 692 名	国家立法議会： 220 名	上院： 70 議席 下院： 222 議席	上院： 24 議席 下院： 297 議席	上院： 61 議席 下院： 123 議席	国民議会： 149 名	上院： 224 議席 下院： 440 議席	一院制： 500 名	全国人民代表大会	上院： 250 議席 下院： 545 議席
主要産業	輸送機器、食品加工、 農業（パーム油、ゴム、 米など）、商業・ホテル・ 飲食業、鉱業（LNG、 石炭、錫等）、建設	農業、輸送機器、化学、 食品加工、商業	電気機器、農林業（天然 ゴム、パーム油、木材）、 鉱業（錫、原油、LNG）	農林水産業、ビジネス・ プロセス・アウトソーシング （BPO）産業（コールセンター 事業等）	農業、縫製業、観光業	農業、縫製業、公益業（水 力発電）	農業	農林水産業、鉱業、縫製 業、通信機器製造	繊維、食品、化学原料、 機械、非金属鉱物	農業、医薬品、輸送機器、 鉱業、IT 産業
輸出額 (億ドル)	1,445	2,118	1,894	563	100	30	116	1,767	21,059	2,603
輸入額 (億ドル)	1,357	1,941	1,684	859	126	47	157	1,738	15,894	3,567
貿易収支 (億ドル)	88	178	210	▲296	▲26	▲17	▲40	28	5,165	▲964
主要輸出品目	植物性油脂 石炭・コークス・練炭 衣類等	自動車・バイク 電気機器 事務用機器	電気機器 石油・同製品 事務用機器	電気機器 事務用機器 木製品（除家具）	衣類・同附属品 履物 果実・野菜	衣類・同附属品 金 コーヒー・茶・香辛料類	天然ガス・製造ガス 非金属鉱物製品 木材・コルク	通信・音響機器 衣類・同附属品 履物	電気機器 通信・音響機器 事務用機器	非金属鉱物製品 石油・同製品 衣類・同附属品
主要輸入品目	石油・同製品 電気機器 産業機械・部品	電気機器 石油・同製品 産業機械・部品	電気機器 石油・同製品 業機械・部品	電気機器 自動車・バイク 石油・同製品	織物用糸・繊維製品 自動車・バイク 石油製品、	自動車・バイク 織物用糸・繊維製品 専門機械	石油・同製品 織物用糸・繊維製品 鉄鋼	電気機器 通信・音響機器 織物用糸・繊維製品	電気機器 石油・銅製品 専門・科学機器	石油・同製品 非金属鉱物製品 通信・音響機器
主要輸出先国	中国、米国、日本、 シンガポール、インド	米国、中国、日本、香港、 豪国、マレーシア	シンガポール、中国、 米国、日本、タイ	日本、米国、香港、 中国、シンガポール	米国、ドイツ、英国、 日本、シンガポール	タイ、中国、ベトナム、 インド、日本 （2015 年）	中国、タイ、香港、 インド、日本、韓国	米国、中国、日本、韓国、 香港、UAE	米国、日本、韓国、 ドイツ、ベトナム	米国、UAE、香港、中国、 英国、シンガポール、
主要輸入先国	中国、シンガポール、 日本、タイ、マレーシア	中国、日本、米国、マレーシア、 韓国	中国、シンガポール、 日本、米国、タイ、台湾	中国、日本、米国、 タイ、韓国	中国、タイ、ベトナム、 香港、台湾、シンガポール、 韓国	タイ、中国、ベトナム、 韓国、日本 （2015 年）	シンガポール、中国、 タイ、インドネシア、 韓国、日本	中国、韓国、日本、 米国、台湾、タイ	韓国、日本、台湾、 米国、ドイツ、豪国	中国、米国、UAE、 サウジアラビア、スイス
対日輸出額 (億ドル)	161	203	153	117	7	4	3	145	1,276	38
対日輸入額 (億ドル)	122	311	137	102	3	11	8	148	1,585	92
対日輸出品目	金属鉱・くず 天然ガス 石炭・コークス等	電気機器 産業機械・部品 自動車・バイク	天然ガス・製造ガス 電気機器 通信・音響機器	電気機器 木製品・コルク製品 （除家具）	衣類・同附属品 履物 バッグ、旅行用品	衣類・同附属品 コーヒー・茶・香辛料類 履物	魚介類・同調製品 衣類・同附属品 履物	衣類・同附属品 電気機器 魚介類・同調製品	衣類・同附属品 電気機器 通信・音響機器	石油・同製品 魚介類・同調製品 有機化合物
対日輸入品目	自動車・バイク 鉄鋼 産業機械・部品	電気機器 鉄鋼 自動車・バイク	電気機器 自動車・バイク 鉄鋼	電気機器 自動車・バイク 事務用機器等	自動車・バイク 専門機械 織物用糸・繊維製品	自動車・バイク 専門機械 織物用糸・繊維製品	専門機械 自動車・バイク 織物用糸・繊維製品	電気機器 鉄鋼 専門機械	電気機器 自動車・バイク 専門・科学機器	鉄鋼 専門機械 産業機械・部品
日本からの 直接投資 (億円)	実行： 5,318 回収： 2,124 ネット： 3,197	実行： 6,397 回収： 1,970 ネット： 4,426	実行： 2,446 回収： 901 ネット： 1,547	実行： 2,982 回収： 484 ネット： 2,500	実行： -（データ無） 回収： -（同上） ネット： -（同上）	実行： -（データ無） 回収： -（同上） ネット： -（同上）	実行： -（データ無） 回収： -（同上） ネット： -（同上）	実行： 3,058 回収： 1,055 ネット： 2,002	実行： 13,253 回収： 3,869 ネット： 9,383	実行： 4,654 回収： 637 ネット： 4,016
在留邦人数 (内、民間企業関係者)	19,312 (13,794)	70,337 (52,510)	23,693 (16,152)	16,977 (6,253)	3,049 (1,206)	812 (252)	2,315 (1,529)	16,145 (12,689)	128,111 (101,745)	9,147 (6,912)

出所：外務省 各国情勢地域別インデックス <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>、外務省「海外在留邦人数調査統計」、日本銀行「国際収支統計」、UNCTAD STAT http://unctadstat.unctad.org/wds/ReportFolders/reportFolders.aspx?sCS_ChosenLang=en
総務省統計局「世界の統計 2017」、IMF「World Economic Outlook Database, April 2017」<https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2017/01/weodata/weose1gr.aspx>、Bloomberg（2017 年 5 月末時点）

アジアの主な国・地域の投資環境比較（2016 年）

国・地域	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	中国	インド
人口 (100 万人)	259	69	32	104	16	7	52	93	1,383	1,309
名目 GDP (億ドル)	9,324	4,069	2,964	3,047	194	138	663	2,013	112,183	22,564
1 人あたり名 目 GDP (ドル)	3,604	5,899	9,360	2,924	1,230	1,925	1,269	2,173	8,113	1,723
実質 GDP 成長 率 (%)	5.0	3.2	4.2	6.8	7.0	6.9	6.3	6.2	6.7	6.8
消費者物価 (%)	3.5	0.2	2.1	1.8	3.0	2.0	7.0	2.7	2.0	4.9
失業率 (%) ILO 推計値	5.6	0.6	3.3	5.9	0.3	1.5	0.8	2.2	4.6	3.5
外貨建長期債 務格付(S&P)	BBB-	BBB+	A-	BBB	-	-	-	BB-	AA-	BBB-
" (Moody's)	Baa3	Baa1	A3	Baa2	B2	-	-	B1	A1	Baa3
" (Fitch)	BBB-	BBB+	A-	BBB-	-	-	-	BB-	A+	BBB-
法人所得税 <表面税率> (%)	25	23	24	30	20	24	25	20	25	30
個人所得税 <最高税率> (%)	30	35	28	32	20	24	25	35	45	30
付加価値税 <標準税率> (%)	10	7	6	12	10	10	5	10	17	12.5～14.5
労働力の質	1. 失業率が高く、労働者は豊富 2. 若年労働者の雇用が容易 3. イスラム教徒が多く 1 日 5 回の祈りが義務付けられている	1. 性格は真面目、温厚もあり、また失業率も低い状態が続いているため、バンコク以外での就職を敬遠する傾向も窺える 3. 教育水準は比較的高いが、良質の管理者層は不足気味	1. 穏やかな性格 2. 日系企業では熟練労働者、技術者不足の声が聞かれる 3. 管理職の人材としては、華僑系スタッフが適しているとの意見あり 4. 外国人労働者も受け入れている	1. 若年労働者の雇用が容易 2. 性格は明るく勤勉 3. 教育レベルが高く多くの優秀な人材が埋もれている 4. 大卒雇用も容易	1. 総人口は 1,600 万人ほどだが、多くを 20 歳未満の若年層が占める非常に若い国 2. 隣国との国境周辺に経済特区を設けているが、周辺の労働力の多くが工場での勤務経験がなく、現場での教育は不可欠 3. マネジャークラスなどの高度人材が大きく不足している	1. 人口が少なく労働供給に限界があり、50～300 人規模の事業に適している 2. 一般に真面目で器用と言われるものの、離職率が高い 3. 昇給に対する意欲は比較的少ない 4. 家族的粗放農業の感覚もみられ、農繁期には出勤者が減少する一面もある	1. ASEAN の中で最も賃金が低い 2. 農村部には労働力が豊富だが、工場周辺、都市部に居住する人口が限られ、ワーカーを十分に確保できないケースもある 3. 一般的に、仏教の教えに則り功德を積むことを生活の基盤としているため、気質も穏やかで真面目である	1. 若年労働者雇用が比較的容易 2. 性格温厚、勤勉、器用との評判 3. 管理職、技術者のレベルについては不十分だとする意見が多い	1. 沿海部と内陸部の労働者の質には大きな差がある 2. 沿海部は労働集約型生産には不向きになりつつある 3. 対日感情に留意。	1. ワーカーは比較的容易に確保できるが、定着率は低く、賃上げ要求も強い 2. マネジメント層の人材は不足 3. 基本的に交渉好き 4. 決められた範囲の業務は行うが、それ以外の（突発的な）業務を断る者も少なくない
賃金水準/月 (ドル)	【ジャカルタ】 ワーカー： 320 エンジニア： 459 中間管理職： 1,008 最低賃金： 251	【バンコク】 ワーカー： 338 エンジニア： 636 中間管理職： 1,403 最低賃金（日額）： 8.35～8.63	【クアラルンプール】 ワーカー： 321 エンジニア： 709 中間管理職： 1,409 最低賃金： 223 (半島マレーシア)	【マニラ】 ワーカー： 255 エンジニア： 418 中間管理職： 921 最低賃金（日額）： 9.14～9.89	【プノンベン】 ワーカー： 175 エンジニア： 391 中間管理職： 885 最低賃金： 153	【ピエンチャン】 ワーカー： 140 エンジニア： 376 中間管理職： 727 最低賃金： 110	【ヤンゴン】 ワーカー： 124 エンジニア： 272 中間管理職： 694 最低賃金（日額）： 2.62	【ハノイ】 ワーカー： 191 エンジニア： 424 中間管理職： 973 最低賃金： 169	【上海】 ワーカー： 558 エンジニア： 1,016 中間管理職： 1,774 最低賃金： 316	【ニューデリー】 ワーカー： 213 エンジニア： 474 中間管理職： 1,062 最低賃金： 143 (非熟練工)

出所： IMF「World Economic Outlook Database, April 2017」 <https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2017/01/weodata/weose1gr.aspx>、Bloomberg（2017 年 5 月末時点）、ILO LABORSTA <http://laborsta.ilo.org/default.html>、日本貿易振興機構「投資コスト比較」 <https://www.jetro.go.jp/world/search/cost.html>

海外投資環境資料のご案内

株式会社国際協力銀行では、海外の投資環境を調査し、その結果を業務参考資料として企業の皆様にご提供しています。

現在下記の資料を刊行しており、冊子形式でご提供するとともに、株式会社国際協力銀行のウェブサイト <http://www.jbic.go.jp/ja/information/investment> でも公開しています。資料をご希望の方は、以下の資料請求先にお申し込み下さい。

(参考)



- 第1章 概観(国土、民族、社会、歴史等)
- 第2章 政治、外交、軍事
- 第3章 経済概況
- 第4章 直接投資受入動向
- 第5章 対日経済関係
- 第6章 外資導入政策と管轄官庁
- 第7章 主要関連法規
- 第8章 投資形態
- 第9章 主要投資インセンティブ
- 第10章 外資規制業種
- 第11章 許認可・登記・撤退手続き
- 第12章 税制

NEW	インドの投資環境	(2017.8月)
NEW	インドネシアの投資環境	(2017.8月)
NEW	タイの投資環境	(2017.8月)
NEW	ベトナムの投資環境	(2017.8月)
	メキシコの投資環境	(2014.11月)
	トルコの投資環境	(2014.10月)
	ラオスの投資環境	(2014.7月)
	マレーシアの投資環境	(2014.2月)
	ミャンマーの投資環境	(2013.11月)
	中国投資環境シリーズ総論編	(2013.8月)
	フィリピンの投資環境	(2013.6月)
	カンボジアの投資環境	(2013.4月)

資料請求先：株式会社国際協力銀行 産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室 総務企画ユニット（中堅・中小担当）
TEL:03-5218-3579（代表）

JBICの情報は ホームページでもご覧いただけます。


株式会社国際協力銀行
JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

日本の力を、世界のために。
Supporting Your Global Challenges

文字の大きさ 小 中 大 検索

[> サイトマップ](#)
[> アクセス](#)
[> English](#)
[> Other Languages](#)

[JBICについて](#)
[業務のご案内](#)
[JBICの取り組み](#)
[JBICを取り巻く環境](#)
[情報発信](#)
[IR情報](#)

日本の力を、世界のために。
国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展^{ひら}きます。

新着一覧
[プレスリリース](#)
[お知らせ](#)
[トピックス](#)
[イベント・セミナー](#)
[寄稿・レポート](#)

2017年06月09日 [プレスリリース](#) 三菱UFJリース株式会社のタイ王国法人向け投資クレジットライン設定のための一般協定書を締結～ファイナンス・リースを活用した中堅・中小企業の海外事業展開を支援～

2017年06月08日 [プレスリリース](#) チリ共和国エスコンディエダ銅鉱山追加開発プロジェクトに対する融資～海外展開支援融資ファシリティアの一環として、日本企業による長期、安定的な銅精鉱の引取を支援～

2017年06月05日 [プレスリリース](#) 平成29年3月期決算の公表について

2017年06月05日 [プレスリリース](#) インドネシア共和国において日本企業が実施する自動車部品の製造・販売事業向け民間金融機関融資に対する保証～中堅・中小企業のインドネシア現地法人の海外事業展開を保証により支援～


国際協力銀行職員になりました不審なメールにご注意ください。

JBICの最新情報はこちらから


2018年度新卒採用サイト
Working at the front line


総裁ご挨拶


[プレスリリース検索](#)

【主な掲載情報】
 支援事例のご紹介
 プレスリリース
 各種お知らせ
 セミナーのご案内
 海外投資環境情報
 各種寄稿・レポート
 環境への取り組み
 各種パンフレット
 年次報告書
 投資家向け情報...

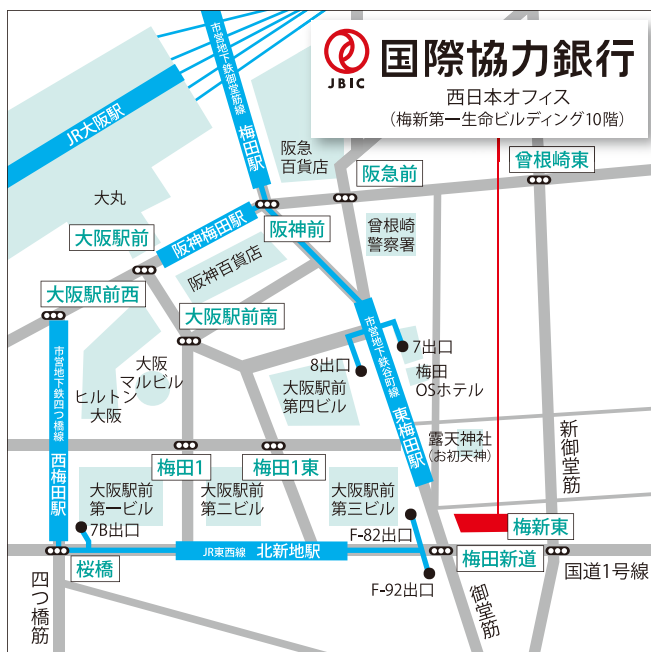
株式会社国際協力銀行（本店）

〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号
 TEL：03-5218-3100
 FAX：03-5218-3955
 東京メトロ東西線竹橋駅下車出口3b
 東京メトロ大手町駅より徒歩5分



株式会社国際協力銀行（西日本オフィス）

〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎2丁目3番5号
 梅新第一生命ビルディング10階
 TEL：06-6311-2520
 FAX：06-6311-2529
 JR大阪駅より徒歩6分、阪神・阪急梅田駅より徒歩5分
 地下鉄谷町線東梅田駅、JR東西線北新地駅より徒歩3分



<http://www.jbic.go.jp/>

インドの投資環境

発行日 2008 年 11 月 初版
2013 年 12 月 第 2 版
2017 年 8 月 第 3 版

発 行 株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室
〒100-8144 東京都千代田区大手町一丁目 4 番地 1 号
TEL: 03-5218-3579
FAX: 03-5218-9598

本資料はインドに関する概略的情報を株式会社国際協力銀行が皆様に
無償ベースにて提供するものであり、株式会社国際協力銀行は情報利用者
に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。